

92
264

増補水戸の文籍

清水正健著

92-264□



1200501334808



始



増補水戸の文籍





増補水石の文籍



增補水戸の文籍叙言

慶長十四年。威公七歳。常陸下妻より。水戸に遷りて。其の城主となる。是より先。公伏見在城中奉仕の士人を。伏見衆と稱し。其の後駿河在府中附隨の諸士を。駿河衆と云ふ。是に至りて。武田家遺士の來屬を甲州衆と呼び。其他封内右族の徵召。四方浪士の來附を併せて。家士の一團を形成し。主從協和して。法を立て治を圖り。漸く特異の風を生ず。之を水戸藩祖と爲す。其の始めは。被堅執銳の猛士多かりしが。寛永八年。人見卜幽。儒者を以て、來仕して以降。儒生文人。接踵して至る。義公襲封。彰考修史館を開くや。四方の學士。相率て來會し。煥乎たり、燦然たり、遂に東方の文府となる。其の人。皆土著にあらず。師を異にし。學を殊にし。互に和協し得べからざるが如くに見えて。其の實は。悉く皆公の典型に入り。専心一意。努めて止まず。他を顧るの邊あらざるを以て。乖離反目の憂。絶えて無かりしが如し。降りて文武二公の世に至りては。他來の學人。漸く跡を絶ち。本土の洪學。衰然蔚起して、一時隆盛を極めれば。互に相輯睦すべくして。輯睦の實を見る能はず。却て議論紛興。彼此相和せざ

二
るもの有りしが如し。烈公の世に至りては。小山田與清。鶴峯戊申。間宮永好等が如きは。皆外より招來したれども。修史の業には與らしめず。館の別局に置いて。其の職を殊にせり。以て古今待士の變。學者氣象の異を。概見するに足るべし。然れども。其の歸趣する所に至りては。古今一徹。終に義公の典型を。踰越する能はざるなり。此の曲折を詳にせざれば。水戸文學の淵源する所。淳澁する所。汎濫する所を知るを得ず。之を詳にせむと欲せば。務めて前人の遺書を精究せざるを得ず。是れ即ち文籍の。今日に要ある所以なり。聊か自賛の嫌なきに非ずと雖も。一言を贅して。之を叙言と爲す。

昭和八年七月

梅蔭 清水 正 健識

増補水戸の文籍例言五則

一、本書は。明治二十七年の起草にして。成るに従ひ。順次茨城日報に掲載せしを。三十五年に至り。周防山口の客居に於て。之を増補訂正し。活刷に附して。筆寫に代へしが。刷出僅に三百部にして。既に頒布を了へしを以て。大正十一年。書肆の請に従ひ。再び之を印刷せしめしが。其の高價には驚愕せり。余當時京郊西大久保に在りしを以て。之を如何にもする能はざりき。頃者或人來りて云ふ。更に之を鉛版に上せて。低値廉價を以て。普く廣く之を頒布し。我が前修先賢の正學を窺ふ端緒にもせむと。余其の篤志に酬ゆるが爲め。新に増補修正して。増補水戸の文籍と云ふ。

一、作者の名を標するに。藩主は私諡を以てす。舊臣の情然らざるを得ず。士庶は字號を以てす。前修を崇ぶの意に出づ。其の字號詳ならざる者は。實名或は通稱を以てす。止むを得ざればなり。

一、作者の序次。藩主は襲封の先後に従ふ。其の略歴は。碑誌。行實。東藩文献志等に據る。

士人は進仕の年序に従ふ。其の小歴は。水府系纂。碑誌。傳記等に採る。民間諸士は類を以て之を分ち。強ち年歴に係らず。其の字號歿年等。詳ならざる者多きは。記文闕けたるを以てなり。

一、本書も二八卷に分てり。今活刷するに臨みて。上中下三編。及附録一編となし。務めて紙數を減す。

一、活刷の常として。いかに注意を加ふれども。誤字脱語あるを免れず。故に其の文義通ぜざるものあらば。讀者幸に意解せられむことを乞ふ。

增補水戸の文籍總目錄

人見林塘	元	吉弘菊潭	三	大串雪瀾	五	淺羽昌儀	四
眞幸筆海	三	板垣聊爾	三	渡邊惠舟	五	井上挹翠	四
辻端亭	三	中村篁溪	三	佐々十竹	五	安積澹泊	四
岡部拙齋	三	今井桐軒	三	石井三朶花	五	神代鶴洞	四
畠山桂花	三	今井魯齋	三	丸山活堂	五	鶴飼稱齋	四
篠崎自閑	三	山縣元纜	三	西村元春	五	内藤著齋	四
小宅處齋	三	人見懋齋	三	鶴飼鍊齋	五	森藤微塾	四
安積希齋	三	田中止丘	三	力石癡々	五	伴香竹	四
岡本道種	三	辻好菴	三	小川宗本	五	安藤抱琴	四
肅義威	公	成良公	三	武烈公	四	順附錄	公
中篇	三	文良公	四	哀烈公	五	萬里小路秋庭	七
上篇	一	成良公	四	武烈公	六		七

名佐增石菊清小高會岡岡塙吉白石谷青津川
越藤子川池村澤野澤井野田石川山田口
范中毅慎西子陸正蓮逢一愚一安鬼雲信綠
齋陵齋齋厓貫恭沈志亭原瓢谷如亭谷龍弘野

彙彙彙彙彙彙彙彙彙彙彙彙彙彙彙彙彙彙彙彙彙彙

青木跡杉宇森吉小久森友坂高宇鶴飛立丹岡
山內部山留野田林米觀松場倉佐殿田原崎
佩立臨復靜海活北子順齋里謙齋亭虛民軒正陰
弦節谷堂菴菴堂舉順齋里謙齋亭虛民軒正陰

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

佐國莊石久檜鶴森金鈴酒桑今吉平蘆佐秋藤
藤友司川方山飼庸子木井原井成山澤々木山東
松善健清定富拙庸教松淑照紐南亮一了靜止湖
溪菴齋賞靜宣齋軒孝江齋顏蘭園齋閑齋止湖

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

仁佐間間本友鈴大石青山佐鹿北高北西豐三加
上藤宮宮間部木內河山々木野原橋條宮田輪藤
如鶴八十松立忍金玉明鐵柳敬守柚香松松信雪
蘭城子屋調廬谷江善槍巷一景門雪宇岡善潭

三〇二九二八二七二七二六二六二六二五二五二四二四二三二三三二

三佐三小大栗酒額青岡加小山驚津三一青村安
宅野橋宅江山泉賀木谷藤山尾田木松野上藤
觀鄉夕采松潛竹養瑞充九宗慶閑之昔栗吉年
瀾成流菊隣鋒軒真翁之臯碩翁齋幹櫻居子山

彙彙彙彙彙彙彙彙彙彙彙彙彙彙彙彙彙彙彙彙彙彙

稻藤岡松增小川加佐河依西中岡天中小佐打
葉唼井村子宮山上藤久間合田野村本野島池治越
圓僊嶠芳滄桂櫟洞立菊誠泰浩可半通桃竹撲
齋潭州洲洲軒齋庭齋泉廬定然復醉軒洞暉齋

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

鈴大加立檜河鈴吉皆谷大小青久名野鈴富德
木場藤原山原木田川維南勇瑤蘭南甘白長錦
大玉一東雅探櫻本瓦全揚湖水溪溪溪谷泉洲江
凡泉睡里昭菊溪節全揚湖水溪溪溪谷泉洲江

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

大大三岡藤櫻長雨藤石高小菊長森原谷寺
竹橋村本田井久保宮田川橋澤小宮池久保土南東門
雲得舉祐北龍陽端幽桃坦蘭楓南赤士行陽東孝
夢山賢躬郭淵谷亭谷溪室江軒洲水行陽東孝寬

三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三

郡司	宮本	宮本	寺門	中山	大窪	鈴木	木村	内藤	橫須賀	茅根	小笠原	寺門	小河	柏河	加藤
筑村	茶村	篁村	靜軒	柳洲	詩佛	松江	子虛	碧海	靜齋	寒綠	貞道	先行	逸齋	逸齋	寬齋
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
川邊	渡邊	西野	市毛	後藤	福田	加倉	秋葉	吉田	正田	關井	床井	鶴峰	津田	原田	菅原
敬典	政之介	孝次郎	規幹	子善	義方	井砂	東叢	璞堂	筑山	錦堆	晚綠	海西	東巖	伍軒	櫻廬
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
小澤	立川	人見	大窪	加倉	黑澤	關金	大栗	菊池	久米	鈴木	豐田	山國	小宮	栗田	朝比奈
鱗生	雅齋	辨齋	屋山	井松	洗心	栗陽	齋齋	元屋	水屋	榎林	香窓	共惟	南梁	栗里	篠屋
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
加藤	栗田	林十	櫻三	宮本	綿引	關口	岡部	小山	久保	鈴木	豐田	山國	小宮	栗田	朝比奈
藤松	栗田	江江	江江	龍山	文貞	本真	梅林	田松	保藤	木林	香窓	共惟	南梁	栗里	篠屋
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
加藤	栗田	林十	櫻三	宮本	綿引	關口	岡部	小山	久保	鈴木	豐田	山國	小宮	栗田	朝比奈
藤松	栗田	江江	江江	龍山	文貞	本真	梅林	田松	保藤	木林	香窓	共惟	南梁	栗里	篠屋
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

下篇

著者未詳部

附錄

櫻井	栗田	上原	田所	大塚	磯前	鈴木	二方	小川	小川	菊池	小田	役祐	釋連	玉川	寺門
齋松	舍舍	兵衛	出羽	山城	山城	筑後	彈正	修勇	修理	景住	直養	山誠	山誠	春菴	義周
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
櫻井	栗田	上原	田所	大塚	磯前	鈴木	二方	小川	小川	菊池	小田	役祐	釋連	玉川	寺門
齋松	舍舍	兵衛	出羽	山城	山城	筑後	彈正	修勇	修理	景住	直養	山誠	山誠	春菴	義周
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
櫻井	栗田	上原	田所	大塚	磯前	鈴木	二方	小川	小川	菊池	小田	役祐	釋連	玉川	寺門
齋松	舍舍	兵衛	出羽	山城	山城	筑後	彈正	修勇	修理	景住	直養	山誠	山誠	春菴	義周
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
櫻井	栗田	上原	田所	大塚	磯前	鈴木	二方	小川	小川	菊池	小田	役祐	釋連	玉川	寺門
齋松	舍舍	兵衛	出羽	山城	山城	筑後	彈正	修勇	修理	景住	直養	山誠	山誠	春菴	義周
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

増補水戸

の文籍

上編

水戸藩主。九世十代。父子相承け。兄弟相繼ぎ。文學を嗜み。儒術を崇び。著作編集の多き。其の書。勝けて數ふ可らず。然りと雖も。其の克く校刻を経て。徧く世人に知らるゝもの。蓋し幾ばくもあらざるべし。鄭生余輩の如き。生を水戸に受け。其の學海に養はれ。其の文波に浴するもの。遺憾止む能はず。謹みて彰考館庫藏する所の遺書目を輯め。私に勸注を加へて。以て、叙列すること左の如し。

○威公

諱を頼房と云ひ。小名を鶴松と稱す。東照公の第十一子なり。慶長十一年。始め

て封土を常陸下妻に受け。十四年水戸に移り。寛文元年薨す。年五十九。私に諡して威公と曰ふ。
常陸國圖 一枚。望月恒隆近藤和隆等に命じて。之を作らしめ。正保二年成る。公神道を萩原兼從に學び。其の大意に通じ。神書の鈔出及傍注等。數多ありて。今尙ほ彰考館庫に存せり。

○義公

諱は光圀。字は子龍。小名は千代松。初字を徳亮又觀之と云ふ。日新齋又常山人と號し。率然子と稱す。後又梅里と號す。威公の第三子なり。寛文元年襲封。元祿三年致仕。十三年薨す。年七十三。私に諡して義公と曰ふ。

大日本史

太祖以下明德に至る上下二千載の史記なり。目錄三卷。修史例。引用書目各一卷。本紀七十三卷。后妃傳十二卷。皇子傳十四卷。皇女傳六卷。群臣の傳七。十三卷。將軍傳八卷。將軍家傳四卷。將軍家臣傳二十二卷。文學傳五卷。歌人傳四卷。孝子義烈烈女隱逸方技の五傳各一卷。叛臣傳四卷。逆臣傳一卷。諸蕃傳十二卷。已上本紀列傳合せて二百四十三卷は、嘉永四年校刻全く成る。其の成書の體裁は修史例に備はり、編修の始末は、修史始末。修史復古紀略。史館事記等の書に詳なり。

附言。大日本史。既に西土の紀傳史體に倣へる上は、志表之に従はざれば。全書と爲すべからざるは。言ふまでもなし。故に公在世中。十志の目を定めて。彰考館壁に貼附せりと云ふ。然れども。當時紀傳の編修に忙殺せられて。之を顧るの暇あらざりしにや。久しうして剝落し。終には之を知る者もなきに至れりとぞ。因て正徳三年。安積覺。大井廣等。更に相議して。志目を定め。享保十二年。成公命あり。五年を期して。諸志を完修せしむ。安積覺。先づ食貨兵馬二志を草す。當時典故の學。未だ起らずして。修史既に難し。而して。修志尤も難しと嘆ぜられ。平野玄中に與ふる書に。食貨兵馬二志の編纂。蒐羅檢討。日に緝聞に勞し。令義解。延喜式。類聚三代格。一事の觀るべきものなく。

腐板固滯。人をして厭を生ぜしむ。と云はれたり。其の見る所。既に此の如し。宜べなり。其の存稿の草略にして。一も取るべき者なきこと。況や其の他の學者に於てをや。中島爲貞の職官志稿。丸山可澄の氏族志稿。小宮昌崎の普樂志稿などは。未だ志體を爲すに至らず。寛保元年。總裁相議して。諸志の未だ成らざるものを分修せしむ。小池友賢神山直層は天文。加藤厚明富田敏貞は地理。名越克敏丸山乘春は神祇。松村榮菊池方は禮儀。増子淑時は輿服。河合正修は藝文。秋山涉市川貞は刑法。綿引有恒野口祐は災祥。徳川庸鈴木重祐は佛事の起稿を分擔せり。然れども。今館庫に存するものは。河合正修の藝文志稿三冊あるのみ。しかも志稿と稱するには足らざるなり。其の後青山延壽の神祇志稿。長久保玄珠の地理志稿は。蕪雜冗長に於て。好一對と稱せらる。後又櫻井安亨の天文志稿。川口長孺の食貨志稿。青山延壽の神祇禮儀輿服三志稿は。やゝ志體を備へ。豊田亮の兵刑法氏族食貨佛事五志稿に至りて。體制大に備り現行諸志の基礎をなせり。其の間豊田靖の職官志稿。青山延壽の地理志稿。完原忠成の禮儀志稿。津田信存の災祥志稿。栗田寛の神祇國郡音樂三志稿相繼ぎて成り。之を撰擇取捨し。之を増補校訂したる者を。今日刊行の十志と爲す。加ふるに五表を以てし。始めて全書たることを得たり。其の詳な

る事は。下文烈公の條を參看すべし。

禮儀類典

恒例臨時の公事を記せり。目錄一卷。恒例二百三十卷。臨時二百八十卷。附圖三卷。合せて五百十四卷。稿成りて之を觀覽に備ふ。其の撰次旨に稱ふを以て。特に秘庫の書若干帙を出し。借覽を賜へて増輯せしむ。其の詳なることは。載せて年山紀間に有り。就いて見るべし。

扶桑拾葉集

古今の國文を採録して。三十卷となす。別に目錄一卷あり。又作者系圖を卷尾に附す。安藤爲實爲章等。命を奉りて編輯に預り。延寶六年に至りて成る。後西院題號を賜へて。勅撰に准す。越えて十年。之を朝廷及幕府に獻じ後刊刻して。世に頒布せり。

續扶桑拾葉集

正編に漏れたる國文を録して。十五卷で止みたり。

釋萬葉集

萬葉和歌集の註解なり。凡五十二卷。其の二卷は目錄。五卷は別卷。一卷は附錄なり。初め板垣矩に命じて輯釋し。後伴暢をして之を繼がしめ。安藤爲章の手を経て。終に大成せり。爲章嘗て其の首卷及凡例を携へて。京師に至り。清水谷大納言に呈覽す。大納言大に嘆賞して。古今無比の註釋なり。萬葉の傳は。水戸殿より受けたりとて。竊に靈元上皇へ進覽せしに。

觀感淺からず。末代までの寶なり。思ひ寄せ給はむこと。御筆を染めさせ賜はむとまで仰せありしとなり。

古萬葉集

日本書紀古事記の歌を抄出し。解釋を加へしものにて。凡十卷あり。別に目錄一卷を附す。第一より第七までは。書紀の歌にて。第八以下は古事記の歌なり。

神道集成

公の行實に。神道の垂繆を撰れては。集成の書ありと見ゆ。凡十二卷。第一は神世系圖。第二は口訣。面授口訣。及辨。第三は祝詞。宣命。祭文。第四第五は祭祀行事。第六乃至第十は神社。第十一は社殿。神寶。祭器。第十二は雜類にて。引用の書通計九十九部なり。今井有順に命じて之を編輯せしむ。有順京師伊勢の間に往來して。神典を講究し。寛文十年に至りて成れり。

續神道集成

津田信貞等に命し。神祇に關する文籍を集めて。正編に繼がしめ。元祿四年に至りて成れり。凡十三卷。信貞は今井有順の門人なり。

新編鎌倉志

延寶二年。公鎌倉に遊び。名勝を歴訪して。其の見聞せし所を筆記せり。四年に至りて殊に河井恒久を鎌倉に遣し。其の筆記に由り。備さに探求を加へて。一書を纂述せしむ。恒久歿するに及びて。又力石忠一を遣し。恒久の稿に就きて。其の闕を補ひ遺を披ひ。訛誤を訂正せしめ。貞享元年に至りて

成り。明年刊刻して世に行へり。凡八卷。附するに序目一卷を以てす。其の引用の書一百十九部にして。記事の章目通計二百四十五條あり。行實に英雄の陳述を慨し。陵谷の變遷を感じては。鎌倉の誌ありと云ふもの即ち是なり。

近代諸士傳略

小早川秀秋伊達政宗等九十人の事歴を記せり。每一人。前に系圖を掲げ。後に小傳を附して凡三十九卷となし。目錄一卷を加ふ。淺羽昌儀をして。之を撰ばしめ。元祿十四年に全く成れり。行實に幕府の功臣を甄にするには。將士の撰ありと云へるもの。蓋し此の書のことなるべし。

花押藪

古記舊文に就きて。諸家の花押を集めて姓名を標し。事歴を注せり。凡七卷。序目一卷を附す。第一は親王。執柄大臣。第二は大納言。參議。二三三位。第三は四位。第四は五位。第六は無官位。第七は釋家。連歌師なり。丸山可澄命を奉りて。之を撰録し。元祿三年成り。寶永八年刻す。行實に。文案の驗を失ふを慮りては。花押藪の編ありと見ゆ。

續花押藪

公の遺意に遵ひて。正編に漏れたるものを録す。亦可澄の撰ぶ所。寶永五年成る。凡七卷。第一は天子。親王。執柄大臣。大中納言。二三三位。第二は四位。第三四五は五位。第六は士庶。第七は釋家連歌師なり。刊行は正編に同じ。

則題書を學ぶ者に益あるのみならず。讀書の者も。亦補なかる可らずと云ふ。拾遺一冊ありて。本編に漏れたるものを輯録す。

常陸國誌

凡六卷。常陸國內。土地の沿革。人事の變遷を録す。其の凡例に。大約大明一統志に倣ふと云へり。第一は建置沿革。舊國名。郡名。第二は形勝。風俗。山川。第三は土産。公署。第四は關梁。神社。佛宇。但佛寺は目録あり。第五は墳墓。古蹟。第六は名官。流寓。人物。烈女なり。小宅牛順命を奉りて之を撰録す。

水城實錄

一冊あり。寛文九年成る。初め公望月恒隆に命じて。伏見駿府より従ひ來りし土人の名籍を作りて。一卷と爲す。後更に山縣元纒に命じて。之を増補訂正せしむ。元纒即ち評定所勘定所及諸家の舊記を考へ。古老の傳聞をも參酌して。此の書を成す。始に水戸侯の事歴を擧げて。慶長八年に起り。寛文八年に終る。次に伏見衆。次に駿府衆の履歴を載せて末尾と爲す。

新撰文集

古書所載詔敕及願文表白文牒狀字跡書質等を網羅せしものにて。凡八十卷あり。目錄二卷を加ふ。

新撰詩集

邦人の詩を。古書に求めて輯録す。凡三十八百二十五部に達す。附録一卷ありて。文苑英華。唐詩品藻。明詩選等に見ゆる邦人の詩を摘録して。本編の末尾

艸露貫珠

行實に。艸書の辯じ難きを慮りては。草露貫珠の編ありと見ゆ。初め中村立節に命じて。之を撰ばしめしに。功ならずして歿す。元祿元年。更に立節の門生岡谷次賢に命じて。繼修せしめ。八年に至りて成る。凡二十三冊。佐々宗淳其の卷端に記して曰。書契作りて以來。字體多く變ぜり。而して其の久しく世に行はる。者は。眞と草となり。世人多く眞を知りて。草を識る者罕なるは何ぞや。眞は惟一體にて。變轉あること莫ければなり。草は則書家者流。競ひて新奇を構へ。變幻百出す。夫の怒貌渴膜の勢。游龍驚蛇の態。騰蛟起鳳の姿。奔雷墜石の狀。博學精究に非るよりは。安ぞ之を識ることを得む。坊間所有草書韻會は。書を學ぶ者。以て模範と爲す。而も其の未だ悉く備らざるを憾む。吾水戸侯梅里公少より學を好み。旁筆墨を親す。嘗て中村義竹に命じて。古今の草字を集め。一書を爲さしむ。親竹素より書法に精く。多く法帖を藏す。是に於て。韓魏より起り。元明に追ひ。廣探徧索。少く變異ある者は。採拾輯録せ。るは莫し。然れども。未だ其の稿を脱せずして。不幸即世。因て其門人岡谷義端に命じて繼ぎて之を成さしむ。凡二十一卷。題して草露貫珠といふ。遂に梓に鑿めて。以て其の傳を廣む。竊に惟るに。世の學者。草書に達しては。大率窒礙して通ぜず。豈大患に非ずや。今此の書に熟せば。新奇百出すと雖も。何の難き事か之あらむ。然らば

に附す。

文苑雜纂

當代諸學士の文章詩歌を。得るに隨ひて輯録せしもの。積て八十八冊となる。

和漢松梅百題

一冊あり。詩集なり。貞享二年撰定。彰考館識とあり。即ち奉命撰なり。探錄一冊。亦同時の撰なり。

鐘銘集

佐佐宗淳に命じて之を集め。井上玄柄をして續輯せしむ。其の書五畿七道を以て分ち。載せて元和寛永中の銘に至る。後京師に岡田信好あり。之を増訂して。畿内の部三卷を整理し。扶桑鐘銘集と名づけて刊行せり。

立坊儀節

立皇太子の儀式を載す。其の跋文に。天和二年冬季。參議平時成所宣の敕を奉りて。臣が家藏の玉海を検し。仁安元年治承二年立坊の儀節を抄出し。輯めて一卷と爲し。謹しみて奉獻すと云へり。跋は即ち公自作る。

立后儀節

立皇后の儀注なり。公の跋文に。天和二年冬季。參議平時成所宣の敕を奉りて。臣が家藏の玉海二書を検し。久安六年承安二年壽永元年立后の儀節を抄出して。一卷と爲し。謹しみて奉獻すとあり。

公卿補任補闕

一冊あり。延寶七年成る。公自之に跋して。公卿補任の中。寶治元年及建長四年より正元元年に至るまで。通計九年の間。諸本皆亡

ぶ。今幸に一代要記を得て。之を補ふと云へり。

都氏文集補遺

一册あり。公都氏文集の殘闕を惜みて。疊雪の次。正編に闕けたる所のものは。片言隻字と雖も聞見するに隨ひて。之を輯録し。人見堂に命じて校讎せしめ。自其の意を跋文に記して刊行す。

洪武聚分韻

凡八卷。序目一卷を加ふ。寶永二年刊行す。行實に晩年好みて詩餘を作り。往々洪武韻を用ふ。毎に謂ふ。其の書王命に成りしに。詩賦の沈韻に従ふは何ぞやと。乃命じて僧師鍊が書に効ひ。洪武聚分韻を撰べりと見ゆ。命を受けしは僧蘭山なり。

救民妙藥集

侍醫鈴木宗與に命じて撰ばしむ。凡一册。元禄六年刊行す。宗與之に序して。大君子に命ずらく。山野貧賤の地には。醫もなく。藥もなし。下民病みて臥す時は。自治するを待つのみ。其の治せざる者は。或は死に或は癩人となる。是皆非命なり。求め易き單方を集めて。之に與へ。之を救へと。予謹みて命を承け。其の病其處に求め易き藥方三百九十七方を編集して。救民妙藥集と名づけ。深山野居の者に與ふ。庶幾くは濟民の一助たらんかと云へり。

奇方西山集

凡八巻にて。十六册あり。一々病名を掲げて。それに服用すべき諸家の秘方を集めたり。

源流綜貫

徳川家東照公以來の系譜なり。侍臣に命じて之を修む。後代相承け。増補して十五巻となる。其の第一は徳川正統。第二は尾張本宗。第三は尾張支流。第四は紀伊本宗。第五は紀伊支流。第六は水戸本宗。第七以下第十までは水戸支流。第十一は越前本宗。第十二三四は越前支流なり。第十五は正統の附録にて。田安一橋清水三家を載す。小宮山昌秀の著舊得聞に。源流綜貫。丸山雲平手書の本。老牛の家によりしもの。今此君堂藏す。題して東照神流とあり。之に據る時は雲平創意なるべしと云はれたり。

水府系纂

水戸諸士の系譜なり。前に系圖を載せ。後に譜牒を録す。初め寛文年中。山縣元纒に命じて水城實録を撰び。元禄十一年。佐野郷成をして。之を補修せしめ。明年更に郷成に命じて。其の書に據り。増補校訂を加へて。水府系纂を作らしむ。行實に。土人の品流譜牒を審にするには。水府系纂の述ありと見ゆ。爾來相承け。年々増修。慶應三年に至りて。終に目錄二巻。正編九十二巻。附録四巻となる。

附言。元禄十二年。中山内記信敏始めて公に西山に謁す。公面諭して。執政は人才を得るを先とす。其の要は仕進の先後。門望の輕重を知るに在り。府下士人の家。威公に伏見駿府に従ひし者あり。萬千代君より傳ふる者あり。威公受封後。及び我等の時に。新仕せし

ものあり。其の品流を甄別し。才能を簡擇して。之を任用するは。即ち執政元老の任にし。卿等は將來其の責に任すべき者なり。我に一書あり。水城實録と云ふ。藏めて彰考館に在り。卿それ之を熟覽せよと。館に命じて一本を謄寫し。之を與へたりと云ふ。實録は系纂の本づく所なり。系纂は即ち藩治上諸士の詮考。及賞罰黜陟等に。參考するのみならず。諸家系譜の燒失雨腐にも備ふる要書なれば。彰考館中に。系纂掛數員を置きて。之を掌らしむ。其の書方は公の定むる所にして。譜牒の内には。勳功過失動勞怠惰善事惡業等。諱む所なく。憚る所なく。直書するを以て。成法とす。然るに元治甲子以後。群小人ら。藩政を專にして。系纂掛其の人を得ず。妄りに褒貶を加へて。自黨に非る者は。賊徒兇徒惡逆無道等の語を用て忌憚なし。是に於てか。公の盛意荒めりと云ふべし。是らは明治戊辰反正の時に際して。改訂すべかりしものなるに。今日まで。未だ變更を経ざるは。遺憾限りなし。

視聽日録

時事の將軍家に關するものは。細大となく。視聽するに隨ひて。載録せしものなり。

家乘

水戸藩の日記なり。初め威公在世元和五年。柳營及び本藩の現事を記して以來。年々繼續記載浩繁。巻帙堆疊す。公の時に至りて。其の踏駁混淆檢閲に便ならざるを憂へ。延寶年中。始めて日記局を置き。吉

川正信を以て書史となし。柳營本藩各自冊を分ち。視聽日録と云ひ。家乘と云ふ。上は元和元年正月朔に起り。下は延寶に至るまで。案分區別して。袖釋に便ならしむ。公命あり。局員の外は見ることを禁す。但視聽は有司の常務に限り。臨時審閱するを許し。家乘は執政奉行職の披見を禁せず。其の後年々繼續。享保四年十二月晦に至り。視聽家乘合せて一百六十六巻となる。時の局員等。其の久くして散逸せむことを懼れ。巻帙を釐正し。次第を整理して。且世子曹局所記日記四十二巻。就藩日記八巻。雜錄別記一百六十六巻を併せ。類別して一書となし。名づけて檢例提要と云ふ。之を五箇に盛り。以て永世に傳ふ。

甲寅紀行

一卷。延寶二年甲寅四月二十二日。公水戸城を發し。霞浦を渡り。下總上總安房を経て。相模鎌倉に至り。滯留六日。名勝を歴覽し。五月九日。江戸小石川邸に入るまでの日記なり。

鎌倉日記

一册。延寶二年。公鎌倉に遊び。五月二日より七日まで。歴覽せし名所舊蹟を筆記したるものなり。

山吹日記

一册。延寶五年。公。先妣靖定夫人十七回忌の法會を。久慈郡稻木村久昌寺に修せし始末を録したり。

尙齒會詩 一卷。

五月雨記

一卷。已上二書は。貞享元年。兵部少輔安倍泰福朝臣に就きて。朝廷へ奉獻せしものなりとぞ。余未だ其の書を見ず。姑く行實に據りて。此に載す。

西山隨筆

侍臣に命じて。筆記せしものにて。二卷あり。上卷は神祇。釋氏。山川。地理。下卷は士婦女。儒學。醫道に關する意見を録す。

常山文集

凡二十卷。其の第一乃至第十六は詩にて。第十七乃至第二十は文なり。別に序目一卷あり。行實一卷を卷末に附す。享保三年。肅公の褒稱する所に於て。同十二年威公之を刊刻す。

常山詠草

凡五卷。第一は四季の歌。第二は戀歌。雜歌。第三は國文。第四五は西山へ退隱後の歌なり。

田村丸事蹟考

一册。國史雜錄を搜り。事の坂將軍に關する者を輯めたり。其の卷尾に。右田村右京亮の請により。編纂して之を送る。彰考館識とあり。即ち公命に依るなり。

記録年代考

一册。神武帝以下。後陽成院まで。帝號を掲げ。年號を表し。其の時代に相當せる記録の名を書したり。伴信友が史籍年表は。よく之に

似たりと云ふべし。

諸記年月考

凡三册。宇多帝以下。年月を掲げて其の下に記録の名を表出せしものなり。

考證次日記

一册。九曆台記玉海等諸日次記の錯亂を考訂したるものなり。

近代帝系

一册。正徳二年成る。丸山可澄の奉命撰なり。後陽成院に起りて。東山院に終る。後松村榮之を増補訂正せり。

月卿初任

二册あり。丸山可澄公命を奉りて。天曆元年より。寛文元年に至るまで。月卿の任命を記す。月卿は即ち納言參議なり。

成憲摘要

二卷。丸山可澄公命に依り。東照公一代の偉蹟を録す。安積濟泊。寶永五年の序あり。

瑞龍碑誌纂

一册あり。久慈郡瑞龍山水戸侯墳墓なる碑誌の文を纂めたるものなり。

慎終日録

一册。寛文元年。威公發病に始まりて。薨去發引葬送等の事に及び。嗣君専ら古禮に従ひ葬儀を定めし始末を録す。小宅生順の奉命録なり。

致祭儀節

一册。初に義公の中山風軒等を祭りし儀節を挙げ。次に朱之瑜を祀りたる儀式を載せたり。

諸國土考宜備

凡二册。其の卷首に。諸國より出づる古今の名物を。聞くに隨ひ。見るにつ

けて。之を載す。但庭訓用分は。之を除くと見えて。五畿七道の物産を毎國集録せり。

古今書法纂要

凡六卷。凡例目錄一卷を加ふ。岡谷充之公命を受け。古人の筆法書論等を類集せしものにて。其の第一は筆法。筆意。書說。書勢。書訣の五類。第二以下は書論。書賦。書。頌。記。序。書後。書評。詩。歌。圖。印章。筆。硯。紙。墨の十六類なり。

萬葉目安

一册。萬葉集の言辭を。伊呂波字に分類せり。

萬葉類句

凡三册。第一は長歌にて。其の首句を伊呂波字に調へ。第二三は短歌の下句を。伊呂波字に列ねたり。

朱子談綺

凡三卷。寶永五年刊行。人見傳。嘗て舜水に就きて。簡牘殘素の式。深衣幅巾の制。及喪祭の略を問ひ。褒めて冊子となし。朱子談綺と云へり。今井弘濟も。亦舜水に就きて。事物の名稱を質し。之を筆記せしものあり。公安積覺に命じ。二者を併せて。其の遺漏を補ひ。且學宮圖をも加へて。全書となさしめしもの即ち是なり。

和蘭譯語

一册。和蘭の常語を譯したるものにて。初に色。道具。人體。病の四門を設け。次に諸種の語言を。伊呂波字に類聚せり。

張斐文筆語

一册あり。大串元善公命を奉じて長崎に至り。明の遺臣張斐文等に會して問答せし筆記なり。

沈張蔣詩文筆語

一册あり。沈は沈克異。張は張殿泰。字を荆藩と云ひ。楚菴と號す。蔣は蔣挺。字は明玉。共に明の遺臣なり。大串元善。公命を以て長崎に至り。この三人と問答せし筆語。及唱酬せし詩文を集めて書を爲す。

霞池省菴手簡

一册。彰考館新撰目錄に見ゆ。霞池は明の遺臣張斐文の號にして。省菴は安東守約の號なり。此の書は即ち張斐文守約往復の書札を輯めしめたるものなり。

南朝事迹考

一册。吉野朝廷に關する事實を集めたり。彰考館新撰目錄に出でたり。

楠紀事

一册あり。又新撰目錄に出でたり。

伊勢奉幣使記

一册あり。彰考館新撰と見えたり。

遠菴詩稿

若干卷ありと云ふ。以下墓祭諺解に至るまで。遺事附尾に。西山公御あつめなされ候書籍の覺と見ゆる内なれば。姑く取りて茲に書す。

桑鮮筆語

歷代大臣考

新撰年中行事

禮樂疏釋奠儀

啓聖公祠記

釋奠儀諺解

祠堂時祭諺解

墓祭諺解

南行雜錄

續南行雜錄

又續南行雜錄

又續南行雜錄

又續南行雜錄

又續南行雜錄

又續南行雜錄

又續南行雜錄

又續南行雜錄

又續南行雜錄

又續南行雜錄

又續南行雜錄

又續南行雜錄

又續南行雜錄

又續南行雜錄

又續南行雜錄

又續南行雜錄

又續南行雜錄

又續南行雜錄

又續南行雜錄

又續南行雜錄

又續南行雜錄

又續南行雜錄

又續南行雜錄

又續南行雜錄

又續南行雜錄

又續南行雜錄

又續南行雜錄

又續南行雜錄

又續南行雜錄

又續南行雜錄

又續南行雜錄

又續南行雜錄

又續南行雜錄

西行雜錄

一冊。貞享二年。佐々宗淳丸山可澄。命を奉りて。山陰山陽西海北陸四道五十五國。海陸一千四十餘里を經歷して。舊記文書を搜索し。其の見聞する所を録して。冊子とせしもの是なり。

金澤蠹餘殘篇

凡二冊。武州金澤稱名寺所藏の舊記文書を集めしものなり。其の跋文に。貞享乙丑季春。金澤稱名寺文庫の殘篇を搜索し。反古堆中に得て。之を寫す。彰考館藏とあり。

古簡雜纂

貞享二年。秋山久積等。西北諸道を巡行し。古社舊刹の所藏を搜索し。其の得る所の簡牘を輯め。積て數十卷となりしもの。即ち是なり。後災に罹り。今僅に七冊を存す。此の他天下の逸書殘篇を求め。輯めて冊子とせしもの。諸社緣起文書纂諸寺文書纂。諸家文書纂。西山雜錄等。數十部數百卷あり。

校正日本書紀

公の跋文に。日本書紀三十卷。卜部家の藏本を以て。繕寫する所なり。光圀此の書を熟讀するや尙し。天武紀中に至りて。疑なき能はず。蓋舍人皇子父の舊に隠し。今これを詳書に參考し。粗評論を加へ。後世修史者の一助と爲すと云ふとあり。

校正續日本紀

四十卷。跋文に。今所行の印本。間脱簡あり。故に駿府の遺本を以て。群書に參考し。新に謄寫して。異同を正し。臆説を加へ。以

て後人の觀に充つと云へり。

校正續日本後紀

二十卷。跋文に。世に行はる。印本は。頗錯簡あり。今善本の校すべきものなし。故に諸書に參訂し。或は潤色し。或は改削して。其の析ち難き者は。臆説を加へたり。惜哉桓武以後四朝實錄の闕けたるや。文獻足らず。聖人と雖も之を如何ともすることなし。噫と見ゆ。

校正文德實錄

十卷。跋文に。流布の印本は。文字訛謬あり。今駿府の遺本を以て。群書に參考し。新に繕寫せり。其の疑似に涉る者は。間臆説を加へて。頂魁に掲書すと云ふと見えたり。

校正三代實錄

五十卷。跋文に。世に行はる。印本は。本を以て群書に參考し。補正を加へて。新に之を寫す。其の疑はしき者は。臆頭に細書して。將來の左券と爲すと云へり。

校正古事記

三卷。世に行はる。印本。魚魯鳥焉。錯亂脱略す。今卜部家の藏本を以て。之を日本紀等に參考し。新に繕寫せり。其の疑似に涉る者は。間臆説を加へて。後の覽者待つ。と跋文に見えたり。

校正舊事本紀

十卷。跋文に。光圀詳に此の書を考ふるに。矛盾少からず。杜撰居多なり。況馬子卒後の事を記すをや。竊に謂。蘇我氏の厄。應仁の

亂。國史大半亡びたり。此の時に當りて。舊事本紀も亦兵燹に罹り。舊本傳はらず。繼に其の十が一二を遺すのみ。後人其の舊名に托して。牽強附會するや必せり。嗚呼哀哉。古來一人も意を注ぎ眼を沃く者なし。今や諸書に參考し。臆説を加へて。各條の上に掲書し。後の覽者をして。決して馬子の舊本に非ることを知らしめむと欲す。然れども。世に行はる。や既に久し。敢て軽く醫讀を覆はずと見ゆ。已上七部は元祿四年。史臣に命じて校訂を加へ。昌平坂大成殿文庫に納めしものなり。世人之を水戸本と稱す。

參考保元物語

三卷。印本を基として五部の異本を參考し。四十九部の旁書を引用して此の書を成す。

參考平治物語

三卷。印本に就きて五部の異本を參考し。三十九部の書を旁證に備へて此の書を成す。

參考源平盛衰記

凡四十八卷。凡例目錄一卷を附す。其の凡例に盛衰記の記す所。年代事實。大抵平家物語と相類す。而して同異詳略。互に得失あり。蓋し平家物語の一本にして。其の名を異にするのみ。之を諸本に比較し。之を實錄に質すに。次第本末の整ひて且詳なるは盛衰記に及ぶものなし。故に盛衰記を立て。本書となし。平家物語十一部を參互考訂し。闕漏

を補ひ。訛謬を正し、逐段注記して覽者に便す。と見ゆ。其の旁書に備へしもの。凡一百十六部なり。

参考太平記

印本を本として。九部の異本を参考し。一百部の書を旁證に備ふ。凡四十卷。凡例目錄一卷を附す。已上四部の書は今井弘濟内藤貞顯等に命じて。校訂せしものなり。貞顯の跋文に。嚮に我相公。臣弘濟に命じ。保元平治物語及盛衰太平記を校讎せしめ。並に異同を存し。旁く群書を搜り。以て修史の助となす。弘濟未だ功を終へずして歿す。再び臣貞顯に命じて。重校せしめ。元祿二年の冬に至りて成り。共に参考の二字を冠す。但探據未だ博からず。疑惑尙多からむことを恐る。姑く之を館に藏めて。他日の考に備ふるのみ。と云へり。かくて太平記は元祿四年。保元平治物語は同六年。並に刊行す。盛衰記は明治年間に至りて活刷成る。行實に文誇實消を病へては。保元平治盛衰太平記の参考ありと見ゆ。

校刻舜水文集

明徵士朱之瑜の遺文を集め。訂正して刊刻す。開巻標して門人源光國輯と書す。尊師の道至れりと謂ふべし。凡二十八卷。別に目錄一卷あり。行實及略譜一卷を卷末に加ふ。又外集七卷あり。未だ刊行せず。

校刻惺窩文集

人見傳に命じて編集せしめ。支費を給して刊行せり。凡九冊あり。

を要せず。唯修撰の一事を擧ぐるも。其の豊富なること。概ね上の如し。然れども公在世中。校定諸本を除くの外。刊行する所の書。幾ばくもあらず。蓋し後學の訂正を待たず。訛謬なきを期し給へるなり。深慮の存する所。豈欽仰せざるべけんや。然るに今世の著作者を見るに。才學識。其の一をも備へず。徒に名利を貪り。彼を摘み。此を摘み。牽強附會して。僅に一書を作れば。直に活刷して。世に誇示する者あり。是を以て。其の書淺薄にして駁雜を極め。一見欠伸を催し。再見唾棄して。顧るものなく。其の醫讀を覆はざるもの。殆ど希なり。而して猶是より甚だしきものあり。讀書僅に文字を解すれば。自誇りて史才ありと思ひ。時好に投じて。述作を企て。其の書未だ成らざるに。早く既に書肆の口を借りて。之を世上に廣告するものあり。嗚呼一世の人。名利を競ふの弊。延いて學術界に及び。此の陋態を爲すもの有るに至る。悲しい哉。

○肅公

諱を綱條と云ひ。字を九成と呼ぶ。采女と稱し。鳳山と號す。高松侯頼重の第二子にして。義公の養子なり。元祿

校刻菅家文章

凡十二卷。元祿年中。史臣に命じ校訂して刊行せしむ。

校刻都氏文集

凡三卷。又史臣に命じ。之を校正して上木せしむ。此の書は冷泉家より得たるものにて前後脱亡。僅に三四五の卷を存するのみなり。

校刻難太平記

カ石忠一。公の意を受けて。校訂し。貞享二年成り。明年刊行す。凡二卷。

校刻拾遺往生傳

凡三卷。其の一卷を逸す。史臣に命じて校正を加へ。元祿十一年刊行す。

校刻東國通鑑

辻達に命じて參訂し。調點を加へしめ。寛文七年上木す。凡五十六卷。別に序目一卷あり。

校刻韻府古篆彙選

凡九冊。明僧心越の齋し來りしもの。公之を校刻せしむ。僧吳雲。其の卷首に書して先師東皐。嘗て篆文を嗜み。東波の日。古篆彙選を齋して。崎陽に來り。水戸に來り。常に座右に置く。寂するに臨み。遺言して大護法西山源公に獻す。公曰。是有益の書にして。且東皐の將來しものなれば。世に傳へざる可らずと。因て京師の書舖柳枝軒方道に命ず。未だ年を踰えずして梓成る。と云へり。附言。公の盛業偉績は載せて行實に在り。余輩の贅言

三年襲封。享保三年薨す。年六十三。私に諡して肅公と曰ふ。

大日本史校訂

義公の遺業を承け。史臣を督勵して。校訂止せしむ。

大洗磯前明神縁起

鹿島郡大洗磯前神の神功靈績を録す。正徳五年。史臣に命じて。

編纂せしめしものなり。安積覺。其の卷尾に記して。縁起一卷。敢て一語を妄りにせず。皆日本書紀。舊事本紀。古事記。文徳實錄。延喜式。神書鈔。諸神記等に據りて。之を書きあつむ。靈異神驗。影響の如くなるに至りては。皆古老の談に據りて之を記す。とあり。別に漢文の本縁一冊あり。其の事實に至りては。一も之に異なることなし。鳳山文稿 一冊。公の詩文を輯む。鳳山詠草 二卷あり。上卷は四季の歌及戀歌。下卷は雜歌にて都べて三百四十五首の歌を載録す。

○成公

諱は宗堯。字は子勳。觀山と號す。小名を輕麻呂と稱し。鶴千代と改む。高松侯頼豊の長子にして。肅公の養子となり。

享保三年封襲。十五年薨す。年二十六。私に諡して成公と曰ふ。

成公文集

二卷あり。公の詩文を輯録す。

○良公

諱は宗翰。字は子邦。奎山と號す。小名は鶴千代。成公の嫡子なり。享保十五年襲封。明和三年薨す。年三十九。私に諡して良公と曰ふ。

○の碑文を拜讀するに。小心謹畏過を思ひて能く改め。務めて祖訓に従ひ。聖教を崇尙す。とあれば。必ず多少の述作ありしなるべし。然れども余未だ其の書を見ることを得ず。姑く空圖を存して。後の補入を待つ。

○文公

諱は治保。字は子安。小名を英之允と云ひ。更めて鶴千代と稱し。舜山と號す。

良公の長子なり。明和三年襲封。文化二年薨す。年五十五。私に諡して文公と曰ふ。

大日本史重校

公博學洽聞。通ぜざる所なし。尤も意を國史の校訂に致す。故に公在職三十九年の間。立原萬。長久保玄珠。小宮山昌秀。高橋廣備。藤田一正。川口長孺。青山延于諸學士。相繼ぎて史局に入り。先進後進。各心力を盡し。校讎刊定。殆ど虛日なかりしと云へり。

旌表録

史臣に命じて。封内の孝子貞婦力田等の傳記を撰はしめ。輯めて一卷と爲す。

文公文集

公の詩文集にて。一册あり。

尙古閣雜錄

公自聞見せし所の記録文書を集めて冊子と爲す。凡十六册。

○武公

諱は治紀。字は徳民。鶴山と號す。其の幼名を鶴千代と云ふ。文公の長子なり。文化二年襲封。十三年薨す。年四十四。

私に諡して武公と曰ふ。

鶴山詠草

七卷あり。公の歌集なり。

○哀公

諱を齊修と云ひ。字を子誠と呼ぶ。小名を榮之允と稱し。鶴千代と改む。鼎山と號す。又天然子信天翁瓢亭等の號ありて。武公の長子なり。文化十三年襲封。文政十二年薨す。年三十三。私に諡して哀公と曰ふ。

東藩文獻志

史臣に命じて編修す。其の體裁は。世家あり。列傳あり。志あり。表あり。以て水滸君臣の賢否得失を詳にし。法制の弛張興廢を明らかに。當時爲政者の鑑戒に供する意なりしとぞ。然れども時の不良に遇ひ。遂に完備に至らずして止みたるぞ遺憾の極なりける。今其の存する所の目次を擧ぐれば。第一卷乃至第七卷は世家にして。威義肅成良文六公の事蹟を載せ。第八九卷は家人傳にして。夫人。侍姫。並に高松侯以下支族の行事を録し。第十卷乃至第十六卷は諸臣の傳にて。中山備前守以下無慮三十家の行事を記す。此の他又儒林

義烈孝子の三傳各一卷あり。

木筆集

一卷あり。文政八年刻成。土左右將監の木筆畫三十六歌仙の上に。御子左亞槐爲世郷の畫賈の歌を加へしものなり。

垂裕閣法帖

十六卷あり。鶴殿廣生。其の卷末に附して曰。大玄老君。篤く法帖を好み。鑑識尤も精し。先君哀公。嘗て老君と議し。先師翠軒等に命じて。翰墨中の尤なる者を撰びて。垂裕閣法帖十六卷を輯めしむ。當時末卷の撰定未だ終らず。今公に及びて。再び臣等に命じて。補輯功を竟へしめ。遂に之を割刷氏に附す。嗚呼此の舉は。先公の志にして。今公之を繼ぎ。老君及先師の創むる所にして。臣等之を成すと見ゆ。大玄老君は。穴戸侯松平頼政なり。

鎌倉古瓦譜

一册。鶴殿廣生。鎌倉に遊び。古瓦若干を得。之を乾打して墨本となし。以て公に上る。公侍臣に命じ。之を裝釘して冊子とせしもの。即ち是なり。公其の跋を作りて曰。北條氏之衰。綱紀紊亂。上下離心。狡計一屈。而天下瓦解。豈惟此而已。古人有云。前車之覆。後車之鑒。展覽之間。令人悵然。

鼎山詩稿

一名を垂裕閣詩集とも云ひて。一册あり。即ち公の詩集なり。

○烈公

諱を齊昭と云ひ。字を子信と呼ぶ。小名は敬三郎。景山と號す。武公の第三子なり。文政十二年襲封。弘化元年致仕。萬延元年薨す。年六十一。私に諡して烈公と曰ふ。

大日本史補修

公新に襲封。前代修史の後を受け。大に史臣を督勵して。未成の列傳を校刻し。且十志を修むるの舉ありて。六志の草稿粗成れり。後代相承け。舊史臣に委嘱して。校訂補修。討論潤色を経て。之を刊刻せしむ。今其の志目を列擧すること左の如し。

神祇志

明治二十六年刻成る。凡二十三卷。其の第一は。太古神聖立極垂統の述を録して。大道の淵源する所を明にす。第二三は。太祖より明德に至るまで。列聖相承。神祇を奉齋せし事實を擧げて。神政の盛衰沿革する所以に及ぶ。第四五は。祭儀編にて大嘗。祈年。月次。神今食。神衣。神嘗。新嘗。大忌。風神。鎮花。三枝。相嘗。鎮魂。鎮火。道饗。大殿。大祓。御贖。卜庭。名神。祈雨。八十島。遣蕃國使。蕃客入京。奉大神寶。祈年穀諸祭の起源沿革儀式等を記し。間祝詞を加ふ。第

六乃至第二十一は神社編にて。伊勢大神宮を始めとし。延喜神名帳所載宮中京中畿内七道の神社三千一百三十二座の神功靈績。授位叙勳。神地神封等の事より。延いて式外諸神の事迹に及び。其の所在を考へて。之を註文に記せり。第二十二は。社殿營造の沿革を記して。特に伊勢大神宮杵築大社の造作を擧げ。大嘗宮の制に及ぶ。第二十三は。神官の廢置を概説して。伊勢大神宮の祭主。大神宮司。禰宜。大内人。物忌。物忌父。内人。及諸社の神宮司。神主。禰宜。祝部。物忌。並に神祇官に隸屬する宮主。戸座。御巫。媛女。神部。卜部等の職掌を録し。齋服の制を載せて。終末と爲す。

氏族志

明治十七年刻成る。凡十三卷。氏族の制は尊卑り分れたるを皇別と云ひ。天神地祇の貴裔を神別と稱へ。漢韓歸化の族類を蕃別と云ふ。氏族志は此の三別を以て彙分せしものなり。第一卷は氏族の制度沿革を詳論して。皇別に及び。第二三四五卷も皇別なり。第六七八卷は神別天神の裔にて。第九卷は神別天孫地祇の族裔り。第十卷は蕃別漢土の流にて。第十一卷は蕃別百濟高麗新羅任那加羅渤海の後なり。第十二卷は本系不明者を載せ。第十三卷は出自不明者を擧げて。夷姓を附す。

職官志

明治十五年刻成る。凡五卷。第一は官制の起源を記して。廢置分合沿革する所以に及ぶ。第二

食貨志

明治二十一年刻成る。凡十六卷。第一二は神聖にして。天下を經綸せし事實を載せ。中世以後。朝綱解弛。財政紊亂。土崩瓦解。收拾す可らざる狀を詳録せり。第三は戶口の制。第四は田制。第五は租調庸及地子の制。第六は出學の法。第七は調庸の品目。地子雜物。貢賦物。第八は倉庫簿帳。第九は供御の制を明にす。第十は封祿にて。食封。位祿。季祿。時服。節祿。諸使祿。蕃客夷倭。馬料。位田。職分田。功田。賜田。年給。帳内。資人。事力等を載せ。第十一も亦封祿にて。公廩料。厨料。學料。要劇料。月俸。大俸。節料。交替料。諸司賜田等を録す。第十二は賑恤。第十三は山野河海。池溝堤防。道路橋梁。第十四は驛傳馬牛。津濟船船。第十五は市肆交易。貨幣。度量權衡の法を記す。第十六は莊園にて。其の始は賜田墾田に起り。延喜以後。王綱漸弛に及びて。神社佛寺權門勢家。恣に王土を掠め。公民を役し。益弊辭を力め。莊園日に増し。遂に捕逃の淵藪となり。戶籍の法。班田の制。之に因て破壊。朝廷之が爲に土地人民を失ひ。大勢一變。遂に武家の世となり。朝廷拱默。一事を爲す能はざりし始末は。載せて此の篇に詳なり。

禮樂志

明治十八年刻成る。凡十六卷。其の九卷は禮儀輿服にて。七卷は音樂なり。詳に其の目次を擧

は神祇官。太政官。中務省。及中宮職。左右大舍人。圖書。內藏。縫殿。陰陽。內匠六寮。畫工。內樂。內禮三司。式部省及大學。散位二寮。治部省。及雅樂。左蕃二寮。諸陵。喪儀二司。第三は民部省。及主計。主稅二寮。兵部省及兵馬。造兵。鼓吹。主船。主鷹五司。刑部省。及贓贖。囚獄二司。大藏省。及典鑄。掃部。漆部。縫部。織部五司。宮内省。及大膳職。木工。大炊。主殿。典藥四寮。正親。內膳。造酒。鍛冶。官奴。園池。土工。采女。主水。主油。內掃部。宮内。內染十三司。第四は彈正臺。衛門府。左右衛士。兵衛。近衛六府。左右馬。兵庫四寮。左右京職。東西市司。攝津職。太宰府。國郡司。軍團を擧げて。詳に職員職掌及廢置分合沿革を録す。第五は後宮院司。春宮坊等二十餘官を載せて。臨時官廢官に及ぶ。

國郡志

明治四十年刊行。大正元年。改刻成る。凡三十卷。第一卷は。先づ神聖開國の宏謨を述べ。次に聖子神孫。歷世相承け。益々之を恢弘したる事實を録して。總編とし。繼ぐに京師の制を以てす。第二乃至第五は畿内。第六乃至第十三は東海。第十四乃至第十八は東山。附するに北島を以てす。第十九乃至第二十一は北陸。第二十二は山陰。第二十五は山陽。第二十七は南海。第二十九乃至第三十三は西海にして。南島及西蕃。之に附す。

ぐれば、第一は始に禮儀の大體を論著して、次に即位、讓位、天皇皇太子皇子冠禮、册立皇后皇太子、元正、四方拜、朝覲、皇后皇太子受賀、告朔、冬至受賀の禮を擧げ、第二は宴會、青馬、踏歌、大射、禊飲、走馬、相撲、菊花宴、釋奠、大饗の禮を録し、第三は朝儀班序、朝參、任官、上表、進御薪、氷様奏、獻卯杖、百官相見、賜節刀、蕃使朝貢の儀を載す。第四は山陵の制を詳説して、歷代天子皇后の山陵を擧げ、荷前幣の事に及び、第五は大喪、皇太后皇后喪、凶服、諸臣凶服、輟朝、國忌、弔喪、贈諡、喪葬、贈贈、服紀の制を記す。第六は儀衛の制を擧げて、鹵簿、行啓、車馬從者、隨身に及び、第七八は輿服の制にして、始に服飾のことを概記して、次に天子皇后皇太子親王諸王諸臣の服、内親王女王内命婦の服、武官服、制服、及禮冠、冠、幘、烏帽子、挿頭華、袍、直衣、直垂、水干、貂裘、半臂、下襲、袴、帷、浴須比、背子、袴褶、革帶、魚袋、玉佩、綬、刀劍、弓、笏、摺扇、扇、履、靴、襪、杖、輿、蓋笠、繖扇、鞍具、儀杖の製作を記す。第九は印璽、大刀契鈴印鑰、驛鈴、傳符、關契、京邑宮殿、御座、朝座、群臣第宅の事を録す。第十は音樂の起源沿革を記す。第十一は神樂の作法、及神樂歌三十八曲、靈魂祭歌八曲、神宮歌三十一曲を載せ、第十二は催馬樂の作法を記して、催馬樂歌六十一曲、東遊歌五曲、風俗歌二十五曲を擧ぐ、第十三は樂舞

を記し、第十四は樂曲にて、始に聲律を擧げ、次に左部樂の壹越調二十五曲、沙陀調十五曲、雙調七曲を記し、第十五も亦樂曲にて、道調二十四曲、乞食調四曲、性調六曲、黃鐘調二十一曲、般涉調二十二曲、角調三曲、右部樂の壹越調三十四曲、平調一曲、雙調四曲、及雜樂を録す。第十六は樂器、舞器、樂服、樂面を載す。

兵志

明治四年刻成。凡六卷。其の第一二は兵制の起源制定、及盛衰沿革の事を載せ、第四は鎮守府を掲げて、東夷鎮壓の始末を記し、第五は征夷府にて、其の本原より起りて、終に鎌倉幕府に及び、武斷政を爲して、天下を駕馭せし次第を擧げ、第六は健兒、隼人、相撲、大射、陣練、刀劍、矛、弓、箭、弩、馬政等の事を録して、終末と爲す。

刑法志

明治四年刻成。凡二卷。太古より起りて、大寶養老に及び、當時制定の律文を擧げ、後代相承け、或は弛み、或は張り、或は寬に失し、或は嚴に過ぎし事述を録す。

陰陽志

明治二十八年刻成。凡六卷。西土所謂曆天文五行の三志を併せたるものにて、其の題は、中務省の被官陰陽寮の官名に據る。大寶令に、陰陽寮頭色、有異密封奏聞事と見え、其の條屬に陰陽助、陰陽博士、曆博士、天文博士等あり、陰陽博士、又五行博士とも云ふ。

即ち漢時天文の事を天官にて掌り、食貨の政を平準署にて掌りし故に、司馬遷其のまゝ取りて天官書平準書を作り、五代の時、曆象天文併せて司天官の所職なるを以て、歐陽修直に司天考を修めしと同義なり、其の書法は曆災祥の二部に分ち、曆は用曆の次第を録して、曆法に及ばず、曆法は西土の史に詳なるを以てなり、災祥は通志の災祥略に倣ひ、所謂天文五行の事論を併せて、標目を大書し、事實を分註せり、但出典を註せず、出典は大抵本紀に見ゆるを以てなり。

佛事志

明治十四年刻成。凡六卷。其の第一二三四は、欽明帝十三年、百濟獻佛より始まりて、佛法漸く國內に蔓延して、大に國家の害毒を爲したる所以を録し、第五は諸國分寺、定額寺、神宮寺等の事を書し、第六は國忌、齋會、法會、賜度、宗門、僧階僧官等のことを記載せり。

附言、義公十志の目、得て見る可らず、雖も、後世史臣、公の遺意を釋ねて、志目を定め、或は十志となし、或は増して十四志となし、更に加へて十五志に至り、後又併省して、十志の數に復す、然れども、當時録ありて書なし、義公百年の志、未だ伸ぶることを得ず、烈公の世に至りて、其の六志を草し、延いて今代に及び、尙史臣に委囑して、補修檢定、成るに隨ひて、之を刊行す、其の間、五表を修むる者ありて、未だ精撰を経

ずと雖も、既に上木せられたり、然らば、今日若し二公の盛意を仰がむと欲せば宜しく既成の紀傳志表を、細考精究して、其の補註を作り、誤れるを訂し、足らざるを補ふべきものなり、陳壽が三國志は、宋の裴松之が補註に依りて、完備せしに非ずや、班固が漢書は、清儒王先謙が補註を待ちて、大に光輝を發したるに非ずや、これ余が少壯有爲の水人に向つて、切に補註の必成を希望する所以なり。

臣連二造表

凡二卷。刻既に成。大化以前、内外官の拜罷黜陟を、表出せしものにして、第一卷は大連、臣、連、伴造を、帝代に繋けて、之を掲録す、第二卷は、國造を主として縣主、稻置、君、別、村主を、國別に掲出せり。

公卿表

太政大臣左右大臣を三公と云ひ、大中納言參議を卿と云ふ、併せて之を見任公卿と稱す、其の間に内大臣を加へ、年代に繋けて、之を表出す、攝政關白を置くに及びては、又之を加ふ、即ち大化元年に起りて、元中九年に止む、凡七卷、既に刊行す。

國郡司表

凡十二卷。既に刊行す、大化元中間の國司郡司を併せて、國別に表出せしものなり、國司は守、介、掾、目、郡司は大少領主政帳にして、國守は特表し、介掾目は併せて之を表し、郡司は都べて一段に併表す。

藏人檢非違使表

凡四卷、既に刊行す。藏人は別當頭。五位。六位藏人。檢非違使は別當。佐。尉。志を表出す。我が國家。藏人所ありて以來。納言侍從。其の職權を失ひ。檢非違使ありて以來。衛府の追捕。彈正の糾彈。刑部の判斷。京職の訴訟。悉く其の官守を失ふ。屋上更に屋を架したればなり。而して之を特表するは。時勢の變を著す爲めなりと知るべし。

將軍僚屬表

余が諸表起稿の時。之を鎌倉府官表と名づけたりしを。津田信存。今名に改む。之を至當となす。凡三卷。刻既に成る。其の表する所は。執權附連署。評定衆附引付。政所執事。問注所執事。侍所別當。南北兩六波羅。探題なり。

八洲文藻

凡一百十二卷あり。目錄三卷を加ふ。天保七年。小田田與清。及久米博高。問宮永好。鶴峰戊申。西宮宣明。橋本長等に命じて。之を編輯せしめ。十四年朝廷及幕府に獻す。其の上表の略に曰。祖宗の徵猷。先臣既に編著あり。歷朝の詔勅は。近古未だ輯録あるを聞かす。其の名分の嚴なる。立言自中國の體裁あり。其の絲綸の重き。遺辭西土の面貌を襲はず。神鋒を豪端に揮ひ。姦雄以て懼れ。和風を言表に扇ぎ。忠孝斯に勸む。史册の所載掛漏なしと雖も。名山の所藏猶遺軼あり。故に綴集卷を成し。編次世を以しせり。大號を煥發するや。庶くは以て往古に徵すること有むを。舊典を數揚す

るや。亦將に今日に小補あらむとす。云々。詞林の盛。先臣既に葉を前に拾ひ。藝圃の富。齊昭亦將に藻を後に采らむとす。雪を琢き氷を鍊むは。壯夫の耻る所なりと雖も。龍を彫り鳳を彩するは。實に治世の競ふ所なり。乃采録を加へて。編末に附す。先ずるに詔勅を以てせしは。國體の尊嚴なるを示す所以にして。次に辭章を以てせしは。人文の隆蔚を表する所以なり。云々。以て此の書の大意を知るべきなり。

八洲文藻後編

扶桑拾葉集鈔

拾葉集の註釋なり。吉田令世久米博高等。其の編集に任ず。書未だ完備に至らず。三卷。及十三、二十五、二十六、二十八の五卷を闕くと雖も。旁引曲證。釋し盡して。餘蘊あることなし。

明倫歌集

凡十卷。文久二年刊行す。第一卷より第四卷までは。君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友五倫の歌を載せ。第五卷より第十卷までは。雜部にて。神祇、國體。文武の歌。及拾遺の歌を録せり。六戸侯頼眞其の卷末に書して。此の集に收め給へるが中に。神こそは野をも山をも作り置け。人に誠の道を踏めとて。かく見えたるが如くにしあれば。天が下に青人草。己がむきく、有ることなく。ひたぶるに神習ふべき理にこそ。茲に我景山公。既くより此の事思ほし立ち給ひて。萬まつりこ

ち給ふ御暇のをりく。自も物し給ひ。又人々にも撰ばせ給へる程に。小山田與清。吉田令世。此の二人は。事果さずして。朝の霜夕の露と消にしかば。尋で前田夏隆。鶴峯戊申等に仰せ給へるが。公の暇なく。或は身衰へなどして。撰みさしたるを。令世の子尙徳して。整はしめ給ひぬれば。いかで世に廣めてむと申置きつるを。此度かた木に彫らせて。徧く諭すになむ。いでや此の書。今より後。世の中に充ち足らひて。人の心の能く染みなば。一には他國の教ならでも。元來より神の味道ある事を喻り。二には邪なる妖言に相まじこり口會すること無くして。直く正しきに移ろひ。三には細戈千足の國振しるく。猛く雄々しきともがら。貢き寶の數へあへず。出來なむ物ぞと。喜びに堪へずして。其のよし聊記せるは。葉かへぬ枝を連ねて。濁りなき徳川の流れを汲める源頼位朝臣とぞ書かれたる。

倭言集成

凡四十二卷。伊呂波四十七音を以て。古今の言語を類聚せり。其の體裁は。一音毎に訓音の二部に分ち。訓の部には。純粹の國語を載せて。一字の言より始り。九字十字の言に及ぶ。音の部には外國語の慣化して國語の如くなりしものを收む。亦一字の言より十字十五字の言に及ぶ。

明君一斑鈔

君亦訓に作るものあり。凡二卷。上卷の目は。仁心を本とす可き事。奢侈を禁す

可き事。諫言を用べき事。刑は刑なきに期すべき事の四條なり。下卷の目は。治に亂を忘る可らざる事。佛法を信す可らざる事。夷狄を近付可らざる事の三條なり。皆東照公及台徳大猷諸公の言行を録して。後裔の鑑戒に供するものなり。公の行實に。弘化二年秋八月。是より先き公明君一斑鈔を著し。是に至りて序を作り。老中伊勢守阿部正弘に遺る云々。正弘の答書に。公の誠忠を稱して。且言ふ。其の書既に大將軍に呈して。覽を閲。と見えたり。

武家女誠

一册あり。初に女子は順貞を以て第一とすべき事。云ひ。順次忠孝の道をわきまふ可き事。男女の別を正す可き事。奢侈を戒む可き事。僉約を勤む可き事。淫聲異端を遠ざく可き事。嫉妬の心有まじき事。胎教の心得有る可き事。婦徳を修む可き事。貞節を守るべき事を論列せり。

告志篇

一册。刻成る。行實に。天保四年三月二十三日。告志篇を作り。國中の諸臣に諭す。其の大意に謂らく。予無似を以て。三位を玷し。三藩に列す。日夜戰兢。國家を安定し。士民を撫育する所以を思ふ。恭く惟れば。天朝は天日嗣を以て。宇内に照臨し。幕府は東照宮の正統を承く。予も亦威公の胄裔たり。卿等宜しく乃祖乃父の意に體し。予が不肖を彌げ。各忠力を效し。吾をして。天朝幕府の鴻恩に負かざらしむべし。顏淵曰。

舜何人ぞや。我何人ぞや爲ること有る者。亦是の如し。孟子性善を説く。言必ず堯舜を稱す。吾古の賢君良將を學ばむと欲す。卿等宜しく古の忠臣義士を學ぶべし。君臣一體。後世に顯揚せむことを圖る。亦可ならずや。元和建業以來。二百有餘年。上下大小。飽食暖衣。坐ながら太平の樂を享く。是れ果して誰が力ぞや。其れ報答する所以を思はざる可けむや。蓋し孝經に所言。天子より庶人に至るまで。各地位に従ひて。以て孝道を行ふ。若し夫れ目前の君父を捨て、力を天朝幕府に效さむと欲する者は、併に非れば亂にして。其の罪道る可らざるなり。夫れ忠孝は一本なり。文武は一致なり。此れ天下の大道にして。人人の當に勉勵すべきもの。若し此を外にして。別に大道ありと謂はば。皆是れ異端邪説。世を誣ひ民を惑す者。既して従ふ可らざるなり。論ずる所。凡十餘條。文長ければ具載せすと云へり。公其の卷首に書して。我等淺學不才にて。義理文辭とも。行居兼候へども。存付候事。包み居候ては。我等の愚意も不分明。愚意なりとて。かくすべきにも非らねば。書き綴りて一冊となし。近侍の者へ爲見候也。敢て老成人に示さむとは。あらず。少年後進の輩。見及び聞及び候て尤と存じ。相守候は。大幸の事と存候也と云ひ。穴戸侯頼位其の卷尾に書して。右告志篇は。壬辰の秋より思召よらせられ。御政務の御餘暇。書綴らせ給ひ。商書盤庚の篇に。告示

于朕志若否と云へるを取り給ひて。名つけ給ひしなり。云々。恭しく拜讀するに。深く世俗の浮華を歎かせられ。威義二公以來。御先代の御志を繼がせられ。弊風を一洗し。文武の本旨を御發揮遊ばされ忠孝の大本を説き。曉し給ひし也。士民の爲。御心を盡させられ。御憂勞遊ばされ候御仁慮。誠に有難き事ならずや。厚き尊慮をもわきまへす。舊汚に染て。自新にするの志なくむば。其の恐れ少なざるべし。と云へり。

息距編

史臣に命じて之を修め。享祿以降。耶蘇の教。我が神州に入り。大に國家の害を爲し。徳川氏に及びし。之を嚴禁し。終に島原の一擧に。邪徒を殲滅して。遺類なからしめし始末を記す。凡二十二卷。其の第一は法令部にて。天正十五年に起り。文政十三年に終る。第二乃至第八は。事實部にて。享祿二年に起り。文政十二年に終る。第九乃至第十五は排邪部にて。熊澤伯繼説。切支丹物語。天文末祿。三眼除考。五月雨抄。破切支丹。破提字子。排切支丹。對治邪執論。江戸物語の全文を擧げ。第十六乃至第二十二は平賊部にて。島原記録。島原記。松平輝綱日記等の原文を載せたり。其の凡例に。邪法を嚴に禁じ玉ふは。天下治亂の大關係ある所なれば。令條を第一として。英兒雄斷。宇内に卓越し玉ふを著し。これに次ぐに事實を以て。夷賊の狡謀を明にし。次に排邪諸書を載せて。正邪の辨を審にし。終りに平賊

の書一二を擧げて。邪徒を西陲に聚め。一擧に殲滅せしは。天人合一。偶然に非るを知らしめむと欲するが爲なり。とあり。公の子諱は昭訓年十三。其の序文を作りて。妖教の毒は甚しと謂ふべし。其の人心を誑惑し。人國を侵奪するは。從前異端邪説の比に非るなり。夫の前世の跡を原るに。蓋し大友義鎮に起りて。織田信長に成る。信長後其の毒を悟り。之を禁ぜむと欲して果さず。東照宮。征夷の任に膺り。始めて法を嚴にして之を禁ず。台徳大猷二公。其の遺志を繼述して。其の制を申明す。元和寛永間の如き。則戎虜の來る者は。其の船を燒き。其の徒を殲し。國人の嘗て誑誤せられて。後改悔自新にする者は。命じて耶蘇の像を踏ましむ。島原平賊の後に及びては。則掃蕩廓清。復神明の上に遺育易種あることなし。是より以降。虜艦長崎を望みて。股栗し。日本人に三眼ありと稱せしは。實に幕府列辟。英明果斷の致す所なり。威義二公。謹て藩屏の職を修め。嚴君祖宗の訓を恪遵し。修攘を圖りて。國家に報ゆる所以のもの。甚だ力めたり。因て前世の禍源を考究して。東照宮以來。法を嚴にして禁遏せしものを輯め。録して一書を爲し。息距篇と名づく。實に孟子滕文公篇の息距誑行の語に取りしなり。と云へり。

受け。或は放流せられて。世に立つことを得ず。今日耶蘇の教を奉ずる者は。自ら正教と稱して。會堂を設け。布教を計りて。世に呼號せり。嗚呼今日は是にして。昔日は非なるか。將昔日は是にして。今日は非なるか。其の判別に至りては。天下具眼の士既に定論あるべし。何ぞ余輩の論辯を待たむ。

喪祭式 一冊あり。明治四年刻成る。同年二月。大史局に呈したる書に。喪祭式二部。右源齊昭。教職の者へ申付。撰述爲。致候書に御座候。昨午年正月。中。開版之儀。大學校何濟居候處。此程彫刻致成功候間。前書の通。相納申候。仍此段申上候以上。と云へり。

大極論 凡三卷。上卷は天下無益の佛寺を廢して有用のものに爲すべきことを論ず。即ち寺領を收めては。親王公卿の食祿を増し。併せて幕府及諸侯の收入を加へ。佛像佛器を毀ちては。銃砲にも鑄。錢貨にも造り。一は外夷の防禦に備へ。一は民間の潤澤と爲すべきを云ひ。且親王公卿の舊祿高を擧げ。新に加ふべき祿高を。一一考へ記せり。中卷は寺院並に梵鐘の數を擧げて其の處分の方を録す。下卷は位田。職田。季祿。食封等を再興すべきことを論著せり。

山海二策 八卷ありと云ふ。

山陵策 一冊あり。開國二千五百年の期を以て。大に太

此の書は。即ち其の往復書案を輯めたるものなり。幕府若し山陵修理を水滸に一任せば。かくせむとて修築の方
法用途を考へて。卷末に附載せり。

海防愚存

一冊。海岸防禦のことに付き。福山侯に與へたる書札なり。方今の時務。宜しく和戦の二字を決するを以て第一とす。廟算もし戦に決せば。其の防禦の方。如此あるべきかと論じたり。

砲術問答

一冊。行實に。公最も銃砲を善くし。百發百中の妙ありと云へり。此の書は安政二年。一橋侯の間に應へて砲術の意見を述べたる書なり。

北方未來考

一冊あり。蝦夷地開拓の考案なり。蝦夷地を開拓して。いよ／＼國郡を分置する時は。總べて之を北海道と稱すべき由の考なども。此の中に見えたり。行實に。公。蝦夷の北は。魯國に接し。西は滿洲に隣りて。中國北門の鎖鑰たるに。屬島魯國の蠶食に遭へば。後來の隱憂。測り直ぐ。且本藩は。尾紀に比して。封疆狭小。交際儀物。彼是相同じく。國用是に由りて。日に細するを以て。故に蝦夷を賜ひて。封地と爲し。躬自ら臨莅し。開拓鎮撫。異類を驅逐して。長く北方を綏撫せむと請ふ。議皆格して行はれずと見ゆ。即ち北方未來考は。遂に徒勞に歸したれど。明治の聖世に遇ひて。幽光を發したりと云ふべし。

不愠錄

凡二卷。其の卷首に。齊昭蒙御疑心。慎隱居被仰付候處。御疑心に相成りし條。左に其の證據をあけて認むる也。と書して。長長在國之事附鹿中瑞龍山參拜湯治之事。水野越前と心を合たる事。於國許大砲鑄立之事。於國許調練追鳥狩之事。於江戶表二月十二日甲冑目見之事。松前内願之事。勝手向如何して懸敷との事。弘道館土手之事。掃打砲之事。浪人召抱たる儀如何との事。寺々破却の儀如何との事。國許常磐山御宮並台徳公初の原廟。神道に奉祀候事の十箇條を掲げて一一之を辯明せり。即ち行實に。弘化元年五月六日公。幕府の命を以て。參府致仕して。駒籠邸に通るごある時の事なり。

駿州疑問

一冊あり。御遺狀百箇條。東照宮於駿州久の疑はしきものを。指摘論辨せり。

不忒雜纂

凡八冊。常陸帶に。柳營の儀式。廟參の次第などすべて三藩の君のたつさはらせ給ふことを。委細に記したるを不忒雜纂と名づく。と見えたり。

潜龍閣雜錄

凡二十三卷あり。常陸帶にあらゆる事ども。見聞給ひて。後のためしにならむことは。それ／＼に類を分ちて。記したるを。潜龍閣雜錄と名づく。と云へり。

丙丁錄

行實に。天保十二年。公著す所の丙丁錄を獻す。慎徳公。言忠信行篤敬の六大字を手書し

て。之を賜ふと見ゆ。其の序文の略に曰。夫れ干支相配して六十の數を窮むれば。終りて復始る。丙午丁未は。世傳へて厄歳と爲す。其の説は蓋し陰陽家者流より出づ。固り深く信するに足る者なし。唯宋人陳亮。其の説を擧げて。反復丁寧。以て其の君を勵す。亦蓋し爲にするこ

と有りて然るなり。往年己亥の秋。適宋人榮望が丙丁龜鑑を觀しに。其の所載災異變故の跡歴然顯著。又以て警戒の一端を爲すべし。因て試に皇朝の史籍を搜りて。丙丁を歴觀せしに。水旱疾疫に厄する者あり。饑饉盜賊に厄するものあり。乃微臣に命じ。之を輯録して。丙丁錄と名づくとあり。

水府系纂附錄

天保三年。系纂掛員に命じて。威義二公以來。子孫連綿。世々奉仕せる郷士。同心。手代。中間。諸細工人。水主方等の系譜を輯めて。四卷となし。本編に附す。其の體裁は大略本編に同じと知るべし。

大内裏殖松考證

一冊あり。大内裏に。松樹を殖るしことに付。國史記録歌集等の文を引證して。考案を加へしものなり。

神器集

上代の器物曲玉。管玉。雷斧。石劍。石琴。金鈴。劍鐔。陶器。鞍具の圖を輯めて。一冊と爲す。

雲見機纂

一冊。天保七年刻成。桔桿春。升降龍。懸泉車。吸水筒。奔流車等の揚水器圖を集録して。早損地の採擇に供へ。濟民の一助と爲す。

景山陶製秘錄

一冊あり。始に陶製總論を擧げ。次に陶製秘法を列載して。諸家の秘傳を附す。

鮭漁百箇條

一冊。青柳村網代元菊池氏に。下附せられしものなりと云ふ。

鷹書集成

凡二十六卷。其の第一は鷹馴。第二は据鷹。第三は仕込遺方。第四は仕込直方。第五は羽合方。第六は羽合取飼。第七は鳥屋飼鷹繫方。第八は巢鷹。第九は鶇。第十は鷓。第十二は飼餌。第十三はは目利。第十五は眼目利。第十六は鷹病見分の事を録し。第十七乃至第二十六は藥品療治の部にて。伊呂波四十七音を以て分類し。考案に便ならしむ。天保十年。菊池貫に命じて。其の序を撰ばしむ。序文の略に曰。公少より鷹集を好みて。諸産を試養し。羣書を考索して。嘗て侍臣に命じ。鷹書若干卷を纂め。名づけて鷹書集成と曰ふ。是に於て其の視養の方。馴擾の術。精練研究。善を盡せりと謂ふべし。故に公親命じて。馴擾せしものは。其の指顧發縱。機神の如く。百擊失なく。至奇極妙なり。其の老練なる者も。驚歎して伏稱するに至る。蓋し饒砲の候。其の宜しきを得たればなり。と見えたり。

鷹書集成別錄 凡四冊、其の第一は資治にて。古今鷹

三四は西土經史子集の文にて。鷹集に關するものを擧げたり。

景山鷹錄 一冊、鷹集に關する和歌を輯録す。

景山鷹錄雜集 一冊、鷹集に屬する雜事を録す。

景山鷹書 四冊あり。鷹の圖及六脈の事。鷹師心得等の事を集む。

山海庶品 佐藤成祐等に命じて編輯す。今世所謂博物の書なり。惜哉明治戊辰の難。醫學館中に在りて兵燹に罹り。一紙半葉をも留めざりしと云ふ。故に或は五百餘卷と云ひ。或は一十卷と云ふ。其の實詳ならず。

景山奇方集 初は仙傳秘方集と云ふ。後今名に改む。凡九十五卷。伊呂波四十七音を以て部類し。病名を搜りて醫藥を索るに便ならしむ。

景山和藥集 我が國內に産する藥種を集めて。一旦邊警ありて、外藥の輸入杜絶するも。國産にて。其の用を辨すべしとの趣意なりと云ふ。

古言調譜 一冊、萬葉集等の長歌短歌を撰取りて今直に謠ひ出つべく。譜節を施したるものなり。

要石諸譜 一冊、自謠詞を作り。金春實生の二家に命じて。節付を爲さしめ。且前田夏陰をして註解

を加へしむ。

老子註解 一冊あり。老子道德經を解釋せしものなり。

彪物語 二冊あり。家士及他藩使者などより公に上りたる書を集めたり。其の内藤田彪の呈書。十中八九に居るを以て。是の名あり。明治四十二年。東湖全集に收めて。活刷已に成る。

景山文集 三冊あり。公の文を編輯す。

景山詩集 二冊。公の詩を集めしものなり。

景山詠草 三冊。公の歌集なり。

校刻破邪集 凡八卷。行實に。耶穌邪教の後世大害を爲すを憂へ。明人所著破邪集を閲て。觀序文を製し。命じて梓に上せ。之を天下に播くとあり。此の他述作する所。新伊勢物語、庶物會要二十九冊。要錄等の書ある由なり。要錄の目は行實に見えたり。又近刊水戸藩史料中。公の親撰と云へる内に。愚考三策。海防過去未來考。小夜渡那志。正名記。佛滅秘策。獨語。弘化丙丁錄。常陸日記。日光紀行。景山隨筆。遊里小普請物價三論。嘉永隨御記。一橋相續略記。姉物語。景山藥方。景山食藥。景山救痘錄。養蜂錄。香物百珍。食菜錄。景山菓子。大和菓子。常陸帶譜各一。要石。彪物語。奉勅始末。進患錄各二。景山詠草雜纂。諸工妙法各四。景山結記五ありて。又諸臣に命じ大意を授けて。編纂せ

し者と云へる内に。畝傍山東北陵考。將軍遊獵考各一。敬神錄志科十六。武庫刀纂二十三ありと云ふ。

○順公

諱は慶篤。字は子有。幼名は鶴千代。南山と號す。烈公の嫡子なり。弘化元年襲封。明治元年致仕。尋で薨す年三十七。私に謚して順公と曰ふ。

大日本史校訂 烈公修史の後を受け。史臣をして校訂補修せしむ。

附記

○萬里小路秋庭

諱は睦子。藤原氏。萬里小路從一位權大納言建房卿の第六女なり。嘉永初年來りて烈公の側室となり。眷遇尤も厚し。公薨後。簪飾を去りて。秋庭と號し。大正

十年卒す。年八十八。

秋庭詠草 二冊ありて。平生詠する所の和歌を輯む。此の他もしほ草。おもひのまゝ等の著作。各一冊ありと云ふ。

増補水戸の文籍

中編上

寛永以來。天下文學の士。拔茅彙進。來りて水藩に仕ふるもの。項背相望めり。皆史局に入りて。修史の業に従ひ。孜孜矻矻日給するに違あらず。水藩大日本史の成る。皆此の輩の同心協力。黽勉奮勵する所。餘力溢れて公撰の外に及び。私に著述を企つる者。亦甚だ多し。其の汗牛充棟。五車載する能はず。言或は經義に及び。或は史談に入り。或は雜說に涉り。或は發して詩歌文章となれり。之を要するに。公撰と私著と。相待ちて。神聖の大道を發揮し。大義名分を明にするを以て。歸趣とせざるはなし。是を以て後生晩輩。其の文學の來由を知らむと欲すれば。皆此の遺篇に據らざるを得

ず。然るに輓近俗新奇に奔り。人浮華を競ひ。耆老を敬すること忘れ。古書を崇ぶことを知らず。子孫すら。往々父祖の勤勞を藐視し。其の遺篇を斥賣して。顧みざるものあり。隨て古書舊記の減耗。日に甚しく。後代の學徒をして。殆其の依據を失はしむ。豈遺憾の極ならずや。今僅に存する所一百九十餘家の書を得て。順次列載して。之を中篇と爲す。

○人見林塘

諱を壹と云ひ。字を道生と呼ぶ。卜幽軒と稱し。林塘菴と號す。又白賁園把茅亭

等の別號あり。京師の人にして。初め菅
立同に學び。後林羅山の門に入る。寛永
五年。威公に仕へて儒官となり。寛文元
年致仕。十年歿す。年七十二。

莊子口義棧航

凡十卷。序目一卷を加ふ。延寶九年刻
成。宋の林希逸が莊子口義の故事來
歷を註釋せしものなり。

五經童子問

林塘集所載叙傳に據りて書す。然れども
嗣子懋齋所撰春秋備考の序に。或謂先師
嘗て五經童子問を作る。未だ意に滿たずして之を焚くこ
あれば。此の書今は世に傳らざるものと見えたり。

東見記

林羅山に就きて聞ける所を割記せしものなり。
凡二卷。貞享三年刻成。自其の卷首に弁して。
昔は呂氏臨あり。張橫渠に從學す。橫渠の卒するや。東の
方二程に從ひて學び。其間く所を編して。東見録と號す。
予少年京師に在り。中年東關に來りて。羅山先生に從學
す。是に於て其の清談玉露を集めて一冊となし。東見記
と名づく。予や敢て與叔に比肩せんと欲するにはあらず。
其の學に東に從ふもの同々なり。此を以て云爾。と云へ
り。

土佐日記附註

凡三卷。刻成。本居氏の玉勝間に。
土佐日記を解ける物。附註として三卷板

卷。癸卯行卷一册ある由。圖書館目錄に見え。ト幽軒字
都宮誌人見堂著と。下野國誌に出づ。又錦繡校作者考一
册ありと聞けり。

内閣文庫蔵

眞幸筆海

諱を忠次と云ひ。通稱を七衛門と号ぶ。
薩摩の人なり。寛永十二年來仕。寛文三
年削髮。正心と號し。三國筆海堂と號
す。延寶二年歿す。年六十七。

三國筆海全書

凡二十卷。承應元年刊行す。其の書宋
の淳化閣法帖に倣つき。本邦及西土歷
代善書者の略傳小影筆蹟を録して。梵字に及ぶ。其の古
文異體梵字等には。釋文を傍注し。且字學に便する書法
を録して。末尾に附載せり。

辻 端亭

諱を達と云ひ。字を思聰と号ぶ。了のこ
稱し。端亭と號す。京師の人にて。林羅
山の門人なり。寛永十四年。威公に仕へ

本にて有り。作れる人は野道生と記せり。始に讀耕齋林
氏の序。次に紀氏の委系系圖。又官位。又林道春翁の書
ける貫之玉の傳。又新撰和歌序。大井川行幸和歌序など
も載せ。終に道生みづからの跋もあり。凡例に。余適見
藤爲相聊手筆之本。以此爲據。と云ひ。序に得。惺窩翁
手筆之本。又以別本一檢。其同異。粗解釋之。といへり。
抑此日記の註は。唯季吟の抄のみぞ。世には知りて廣ま
りて。この附註と云ふものあることをば。知れる人いと
稀なり。今此二つを合せ見るに。季吟の鈔に云へる
事どもは。漢籍を引たる事どもなど。其外も專此附註と
異なることなきは。竊に附註を取りて。書する物とこそ
おほゆれ。然るは附註のみづからの跋に。萬治四年とあ
るを。季吟鈔の終にも。同く萬治四年と記せるは。いよ
／＼心付ぬことぞかし。こは彼道生といひし人の功の。
世に埋れたることのいとほしさに。驚すなりとあり。林
塘先生歿後百餘年。本居氏の辯論を得て附註の名。大に
著れたりと云ふべし。

林塘集

貞享三年刻成。凡二卷。序目一卷を附す。嗣
子懋齋の輯録にて。上卷には文を載せ。下卷に
は詩を收めたり。

宋朝類苑訓點

叙傳を按するに。後水尾帝。此の書を
鐫り玉はむとして。侍臣に教し。先生
に命じて訓點を加へしめたる由なり。此の他林塘筆記四

て。儒官となり。寛文八年歿す。年四十
五。

端亭集

嗣子好菴之を輯む。即ち端亭の詩文集なり。

奥羽軍志校訂

二卷あり。陸奥話記後三年軍記二部を
合せて。之を訂正し。且訓點を加へし
ものなり。其の跋文に。奥羽軍志二卷。向陽林先生。洛
陽書肆時元の需に因て。序を爲り。篇首に冠して。將に
之を梓に假めむとす。時元余に請ひて。訓點を爲さしむ。
且つ先生慈愼の命あり。是に於て家々所藏數本を借聚し
て。其の闕略を補ひ。其の誤字を改め。加ふるに諺訓を
以てす。猶疑はしきものは。之を闕き。脱するものは之
を漏らし。姑く舊文を存して。他日の校正を俟つ。寛文
二年歲在壬寅孟夏日。端亭子了のことあり。此の他寛永系
圖中平氏の譜を編述し。東國通鑑に訓點を施したり。

岡部拙齋

諱を玄又と云ふ。拙齋は其の通稱なり。
播摩網干の人にて。菅立同に學ぶ。寛永
十七年。威公に仕へて。儒官となり。十
九年公の命により。轉じて高松侯に從ひ。

明暦元年歿す。年六十三。
拙齋詩集 上下二巻ありて。明暦四年刊行す。

○畠山桂花

諱を光政と云ふ。牛庵と稱し。桂花園と號す。寛永中。醫道を以て來仕。明暦二年歿す。年六十八。

古筆人名考 一册。此の他鑑定雜記。溫和雜事。桂花園文集詩集和歌集各一册ある由。事蹟雜纂に見えたり。

○篠崎自閑

諱を高義と云ふ。藤右衛門と稱し。自閑と號す。慶安中進仕。貞享四年歿す。年六十八。

篠崎藤右衛門筆記 自閑見する所を録して。一册と爲す。

○小宅處齋

諱は順。字は安之。一字は坤德。生順と稱し。處齋と號す。人見林塘の門人なり。承應元年。儒官となり。延寶二年歿す。年三十七。

西遊手録 一册。寛文四年。義公の命を奉りて。長崎に至り。明人朱舜水に會して。應酬せし筆語を輯めたるものなり。其の末尾に陳三官。陸方壺。獨立等との筆談をも加へたり。
家譜事略 寛文七年成る。小宅氏の譜牒にて。小宅氏存常陸國誌を撰述し。慎終日録を書せり。

○安積希齋

諱を貞吉。字を惠吉と云ひ。介之允と稱し。希齋と號す。承應中進仕。寛文六年歿す。年三十七。

祭禮私考 一册。儒禮を以て。祖先を祀るべきことを論著せり。

○板垣聊爾

諱を矩。字を陰德と云ふ。宗愴と稱し。聊爾と號す。初め中村眞庵と稱せり。寛文六年。義公に仕へて。彰考館に入り。元祿十一年歿す。年六十一。

○ ○ ○ ○
誰か余が不逮を助けて。此の空園を填めざる。聊爾は義公の命を奉りて。萬葉集を註釋せしもの。多少述作の存するや疑なし。

○中村篁溪

諱を願言と云ひ。字を伯行と稱す。春帆と稱し。新八と改め。篁溪又淡閑子と號す。京師の人にて。林鷲峰に學ぶ。寛文七年。義公に仕へて。彰考館に入り。元祿四年。總裁となり。正徳二年歿す。年六十六。

義公遺事 一册あり。義公の言行を録す。
韓客贈酬日記 一册。天和二年。義公の命によりて。韓使と贈答せし始末を載す。韓使方物

希齋誌集 初め醉吟稿と云ふ。後今名に改む。上下二巻ありて。卷末に臨終口號の詩あり。三十七年一夢中。如今方覺返。眞空。始知生死不言妙。日没。西兮月出。東と見え。其の後に文六編を載せたり。

○岡本道種

諱を尙祐と云ひ。通稱を小兵衛と呼ぶ。明暦二年進仕。元祿六年致仕して。道種と號し。九年歿す。年八十二。

岡本尙祐筆記 一册あり。自ら見聞せし所を録す。

○吉弘菊潭

諱を元常と云ひ。字を子常と呼ぶ。左介と稱し。磬齋又菊潭と號す。周防の人なり。寛文四年。義公に仕へて。彰考館に入り。元祿元年。總裁となり。七歿年す。年五十二。

磬齋集 詩文を輯めしものなり。

を齎し小石川邸に在る。其儀禮に違ふ。公三事を擧げて詰問す。其の事詳に此中にあり。

中村筆記 一册あり。

連珠章 若干卷あり。碑文に見えたり。

箕溪文集 若干卷。又碑文に見えたり。諸書又願言遺文。箕溪遺稿等の名あり。文集と同じきや否。未だ詳ならず。

○今井桐軒

諱を順と云ひ。字を可汲と呼ぶ。有順と稱し。新平と改め。桐軒と號す。寛文七年。彰考館に入り。天和三年歿す。年三十八。

續本朝人物志

若干卷。御意覺書に云ふ。一相馬家火事之節。系圖を腹に入。焼死候家老の姓名を。奥山立庵に承届け。續本朝人物志に。今井新平可三書加一事。と見ゆ。此に據るに。續本朝人物志は。桐軒の奉命撰なるが如し。故に書す。此の他公命を受けて。神道集成の編述あり。

○今井魯齋

諱を弘濟と云ひ。字を將興と呼ぶ。松菴又宋柏と稱し。小四郎と改め。魯齋と號す。桐軒の弟にして。朱舜水の門人なり。寛文七年。彰考館に入り。元祿二年歿す。年三十八。

病餘授筆 彰考館新寫目錄に見ゆ。一册あり。

魯齋稿 一册。詩文を輯む。此の他義公の命を奉りて。保元平治物語源平盛衰記太平記を参考せり。

○山縣元纜

諱を元纜と云ふ。三左衛門と稱し。源七と改む。若狭の人なり。寛文七年。義公に仕へて彰考館に入り。貞享三年歿す。年五十八。

元纜筆録を好み。記述する所の書。若干ありと聞けど。未だ得る能はず。彼の水城實録は元纜の錄する所。既に上に出づ。

○人見懋齋

諱を傳と云ひ。字を士傳と呼ぶ。道設と稱し。又左衛門と改め。懋齋と號す。又竹墩井々堂等の號あり。京師の人にて。本姓は藤田氏なり。卜幽の外甥なるを以て。其の養子となる。寛文八年。彰考館に入り。天和三年。總裁となり。元祿九年歿す。年五十九。

春秋備考

凡十二卷。胡の國の集傳を本據として。諸家の説を補輯せしものなり。

考訂名字鈔

一册。天和二年成る。名字鈔を訂止したるものなり。

井々堂稿

凡八卷。別に目錄一卷を加ふ。其の前四卷は詩。後四卷は文なり。此の他義公の命にて慄高文集を編集せり。

○田中止丘

諱は尾。字は一角。傳齋と稱し。理介と改め。止丘と號す。京師の人にて。林春

齋に學ぶ。寛文八年。義公に仕へて。彰考館に入り。天和二年歿す。年五十。

三國志訓點

句讀を加へ。傍訓を施し。書肆に附して。刊行せしむ。止丘嘗て謂ふ。世の學者。徒に。廣博を事とし。詩文に馳せて。讀書精熟ならず。請ふ之を一經専門の學として。漢儒の如くせむと。義公之を嘉みして。其の議に従ひ。易は人見傳。書は吉无魚。詩は板垣矩。禮は中村願言。春秋は即止丘の任務とせり。止丘即ち其の事を録して。五經分學説あり。

○辻好菴

諱を隆と云ひ。通稱を好菴と呼ぶ。端亭の甥にて。其の養ふ所となり。寛文八年。彰考館に入り。寶永五年歿す。年六十六。

常陸國誌

一册あり。彰考館新寫目錄に見ゆ。小宅處齋の著述と。同名異書なり。

○大串雪瀾

諱を元善と云ひ。字を子平と呼ぶ。平五

郎と稱し。雪瀾と號す。京師の人にて。人見懋齋に學ぶ。寛文十年。義公に仕へて。彰考館に入り。元祿九年。總裁となり。尋で歿す。年三十九。

石和見聞志

一册。元祿八年成る。其の跋文に。我黃振古災に罹らず。其の殿廊の體式。特に今制に異りて。社前に畫板あり。往古の祭儀を畫き。又大和社華表の下に方石あり。銘刻具に存すと聞き給ひ。好古の深き。其狀を悉さむと欲す。特に善通京師に在り。圖して上ること命ぜらる。遂に畫工を將し。石上大和二社に至り。留宿數日。事竣りて還る。因て其の間見聞する所を襲めて一册となし。名づけて石和見聞志と云ひ。圖に従ひて上ると云へり。

記者小傳

一册あり。吏部王記。小右記。中右記等の日記。無慮一百餘部の作者小傳なり。

宋季忠義事略

文天祥謝枋得劉因三士。忠勇義烈の跡を録して。一册と爲す。

雪瀾錄

元祿七年。義公の命を受けて。京師に使し。九年に至りて歸る。凡三年間。探りて得たる所の筆記を。丸山活堂分類して。一册となす。

雪瀾集

彰考館新寫目錄に見ゆ。蓋し雪瀾の詩文集なり。此の他義公の命を承け。南都に至りて續南行雜錄。長崎に役して張斐文筆語あり。又詩經講義二册。書經講義三册。全唐詩話互考一册ありと云へども。余未だ之を見ず。

○渡邊惠舟

諱を武と云ふ。伊之介と稱し。與次衛門と改む。延寶元年進仕。寶永七年。致仕して惠舟と號し。正徳二年歿す。年六十。

武器全鑑鈔

燕伯世子の命によりて。述作せしもの。元祿十六年に至りて成る。

渡邊與次衛門筆記

惠舟久しく金司の長となり。其の掌る所を録して。一册と爲す。職半の沿革。財賦の始末等。記載詳悉。後代の史。之を以て程式と爲す。

○佐々十竹

諱を宗淳と云ひ。字を子朴と呼ぶ。介三

松江復讐錄

近代名家著述目錄に據りて書す。此の他義公の命を以て。逸書を搜索し。南行雜錄。西行雜錄等の書あり。

○石井三朶花

諱を收と云ふ。彌五兵衛と稱し。三朶花と號す。初關義方と云ふ。安房山荻村の人なり。延寶二年。義公に仕へて。彰考館に入り。享保九年歿す。年七十六。

破日蓮編

碑文を按ずるに。君故ありて。破日蓮編を撰ぶ。享保五年起筆。幾ならずして書成る。凡て六十卷。病篤きに及び。客に對して。猶其の書の成れるを懼ひ。終に臨み。筆を拙て。胸開き萬頃之江漢。眼觀一輪之明月と書したり。

勸學文

一卷あり。正徳二年十二月六日は。先廟義公十風日和調せり。微臣源收。ひそかに病に罹りて。詣して拜すること能はず。終日悽然として。遙に西山を望みて。慷慨悲泣して止まず。云々と。筆を起して。義公勸學の詞を記し。大可に假塾の講堂を開き。太田に馬場の講日。を定め。月次の詩を。僧俗に徴し。其の能否を試み玉ひ

郎と稱し。十竹齋と號す。備前の人なり。延寶二年。義公に仕へて彰考館に入り。元祿元年。總裁となり。十一年歿す。年五十九。

足利將軍傳

足利義持。義量。義教。義勝。義隆。義尚。義植。義澄。義晴。義輝。義榮。義昭十二人の傳記にて。一册あり。蓋し大日本史將軍傳を承けて。足利氏の始末を明にせむとの意なるべし。後安中城土板倉氏。之を甘雨亭叢書に收めて刊刻せり。

六物輯釋

碑文を檢するに。君年十五。妙心寺に投じて。僧となり。祖淳と名づけ。黃蘗元禪師に參し。更に超格。去りて多武峰。隠れ。持律精苦。教相を講究して。六物輯釋を著し。世に行ふ。と云へり。

十竹齋遺稿

一册あり。文三十三篇を收む。四册あり。見聞に隨ひて。記載せしものなり。

十竹齋雜錄

一册あり。凡六册。一を隨筆。一を竹軒隨筆。一を備忘錄。一を備忘錄略系。一を隨聞隨筆

十竹齋手書

錄。一を織田家雜錄と云ふ。

求書權輿目錄

一册ありて。延寶六年成る。

しことを載せたり。著者得聞に。石井備五兵衛、安房の人。云々。延寶中。義公其の處に過り玉ふ。即ち出で、仕へ奉り。右筆日記記。年代記増補。御發明書を撰呈すと云へり。

○丸山活堂

諱を可澄と云ひ。字を仲活と呼ぶ。雲泉と稱し。雲平と改め。活堂又混齋と號す。今井桐軒の門人なり。延寶二年。彰考館に入り。管庫となり。享保十六年歿す。年七十五。

本朝姓氏類纂

一冊。寶永五年成る。諸家の名字を纂め。伊呂波四十七音を以て區別し。在地を姓を其下に分注したるものなり。

陸奥國式社考

一冊。陸奥國式内社一百座の所在。祭神等を録す。

筑紫巡遊日録

一冊。貞享二年。逸書搜索の命を受け。佐々十竹に從ひ。四月二十六日。江戸邸を發し。山陰山陽西海北陸四道四十五國。海陸一百四十里餘を經歷し。十一月六日に至りて歸る。其の間の日記なり。

奥羽道記

一冊。元祿四年四月二日。史料探訪の命を奉じて。水戸を發し。奥の棚倉に入り。一本松。福島。白石。仙臺。一關。森岡。弘前等を経て。羽の窪田に至り。本莊。鶴岡。山形。上山。米澤を過ぎ。又奥の若松に入り。白川。黒羽を経て。六月七日。水戸に歸る迄の日記なり。行程凡四百十二里餘なりと云ふ。

彰考館名簿

一冊。初め中村箕溪。史臣の姓名を録し。其の仕進に從ひて。次第せしものあり。活堂之を増補して。一簿となし。始めに史館の事跡を擧げて。明曆三年に起り。享保十七年に終る。次に館員の姓名字號を掲げ。任免食録の事に及ぶ。後人加筆して。寶曆の末年に至る。

諸家系圖纂

凡三十卷にして。七十一冊あり。元祿五年成る。其の凡例に曰。本館史を修むるに。譜牒明ならざれば。事實殊に晦し。故に廣購遺搜。多く諸家の秘本を得。輯めて一部と爲し。姓を以て氏を統べ。氏を以て稱を分ち。名つけて諸家系圖纂と云ふ。通計四十四姓五百九十三氏あり。

扶桑拾葉集作者系圖

一卷あり。即ち拾葉集に出でたる作者の系圖にして。其の卷末に附載せしものなり。

日本書紀神代嵌注鈔

八冊ありて。享保二年成る。出口延佳の日本書紀講述鈔に

據り。今按を加へたるものなり。

吉田社御傳記

一冊。一名を日本武尊傳記と云ひ。或は常陸第三宮御緣起とも稱す。即ち茨城郡吉田村吉田明神の神功靈蹟を記したり。

金砂山日吉神社緣起

一冊。享保十二年成る。常陸久慈郡金砂權現の緣由を書す。

七代天神緣起

一冊。享保十年成る。常陸久慈郡天神林村七代天神の來由を記す。

泰伯論

一冊。享保七年成る。其の篇末に。後醍醐の朝。帝斥けて用ひず。遂に其の書を焚く。今の世に生れて其の説を沿襲する者も。亦王法の罪人なりと云へり。是れ林派の本朝通鑑に。日本は吳泰伯の後なりと云ひしを。心にとめて。それとなく概論せられしものと見えたり。安積老牛。其の卷尾に記して皇統一立。萬世易らず。聖神の道至れり。何の不足ありて。必附會して。以て泰伯の後と爲むと欲するか。此を捨て。彼に從ふ。之を叛と云へば。此又叛徒なり。辭して聞ざるべしや。仲活氏泰伯論を著し。以て邪説の民を誣ふるを辨す。警絶痛快。筆誅の功偉なり。と云はれたり。

活堂隨筆

史館舊話に出でたれど。未だ其の書を見るを得ず。

丸山可澄筆記

一冊あり。祭儀祝詞等を輯録す。史館舊話に。丸山雲平筆記とあるものと。同書にや考ふべし。此の他義公の命を奉りて。花押戴正續。成憲摘要。月卿初任近代帝系等の撰あり。

○西村元春

諱を維宣と云ひ。通稱を元春と呼ぶ。延寶三年。醫師となり。元祿十一年歿す。年八十八。

鍼灸秘録

一冊あり。承應二年成る。子孫相傳へて容易く人に示さずと云ふ。桃源遺事に。西村元春と云扁鵲流の御針醫に。西山公被仰候は。獅子の針の事。年來聞及候間。粗針醫共に相尋候へども。しかと存候者これなし。其方は存候哉と。御尋候へば。成程覺申候由申候。左候は。具に談候へと。御所望なされ候。立春則滞りなく。詳に申述候。倍獅子の儀は。針の上の至極秘事にて。一子たり共。其器量無之者には。會て以て相傳仕らざる儀に候へ共。御尋の上は。秘可申様も無御座候故。殘所なく申上候由申候。西山公御感心の上。立春が針術に達したる事を。不斜御賞美被遊候。其節御前に朝比奈七郎右衛門。山田利見罷在候。西山公。彼兩

人に被仰候。立春儀。我が尋候故。止ことを得ず。大切の秘傳を申述候。右の段。武の用にもなきものなるにぞ存べきかにて候へども。立春方への禮儀に候故。むしんながら。他言申まじきとの神文を仕り。立春に相渡し候へと被仰。兩人畏奉り。早速次の間へ罷立。堅く他言申まじき由。一札の神文相認め。立春に相渡し申候。とあり。此の秘法を録したる者。即ち是の書なるべし。

○鵜飼鍊齋

諱を眞昌と云ひ。字を子欽と呼ぶ。金平と稱し。鍊齋と號す。京師の人にて。山崎闇齋に師事す。延寶六年。義公に仕へて。彰考館に入り。元祿五年。總裁となり。明年歿す。年四十六。

資治通鑑綱目訓點

寛文十二年成る。又魯齋全書にも訓點を施したり。

梁丘遲硯銘衍

一册あり。南梁の宏學丘遲が硯銘の文を以て。鍊齋幼時之を山崎闇齋に問ひしものと見えて。垂加文集に。示鵜飼氏之子一詩一篇を載せて。其の讀方を論したり。此の書は。猶ほも詳解説衍せしものと見ゆ。

鍊齋遺稿

若干卷ありて。家に藏せしが。池魚の災に遭ひて。遂に一空に歸せしと云ふ。

二鵜飼詩集

一册あり。後人鍊齋稱齋兄弟詩稿の殘存せしものを。褒輯して。册子とせしものなり。

附言。余聞く。鵜飼鍊齋。義公に仕へて。恩遇尤も渥し。鍊齋其の子の爲に婦を娶る。公即ち雁一雙を賜ひて。庵厨の用に供せしむ。其の足を見しに。金十五枚を繋ぎたりとぞ。公常に謂ふ。儒生貧寒なれば。胸中擁塞して。文理暢達せずと。屢金帛を與へ。祿賜を増加せり。當時其の寵遇を羨む者。一史館二役人の語ありと云ふ。嗚呼義公の徳。文人學士を待つ。其の厚きこと概ね此の如し。宜なる哉天下文學の士。西より東より。南より北より。相率るて公に歸し。左右輔翼衆思の集まる所。群力の展ふる所。遂に著はれて希世の大典となる。是れ後世史臣を待つ者の。宜しく取りて龜鑑とせざる可らざる者なり。故に書す。

○力石癡々

諱は忠一。字は叔貫。勘介と稱し。癡々齋と號す。伊賀の人なり。延寶六年。義

公に仕へて。右筆となり。彰考館に入る。元祿六年歿す。年五十三。

篆字類纂 卷數詳ならず。

鎌倉志補遺帳 一册あり。鎌倉志補の命を受けし時。群書を閲して鈔出せしものなり。此の他義公の命を奉りて。雜太平記を校訂せり。又四聲考二册ありと云ふ。附言。力石勘介。最篆書に妙なり。彰考館印は。即ち勘介の考案にて。義公之を書し。伴武平之を刻す。傳へて三絶の名ありと云ふ。

○小川宗本

諱を立命と云ひ。通稱を宗本と呼ぶ。延寶七年。醫師と爲り。元祿八年歿す。年四十四。方書摘要 凡五册。天和中成ると事蹟雜纂に見えたり。

○淺羽昌儀

諱を昌儀と云ふ。傳四郎と稱し。甚五兵

衛と改む。武藏の人なり。延寶八年。義公に仕へて。彰考館に入り。享保十三年歿す。年七十三。

吉野考案

一册。延寶八年成る。後龜山院一代の事蹟を。諸書に就きて纂めたるものなり。

御役人帳

元祿十四年なる。凡十七卷。江戸將軍家の僚屬を記して。上は大老元老より。下は盜賊火附改役に至る迄。其の任免祿賜を詳にせり。即ち義公の命によりて。輯録せしものなりと云ふ。其の他又公命を受けて。近代諸士傳略の撰あり。

○井上挹翠

諱を玄桐と云ふ。挹翠は其の號なり。京師の人にて。初寺井玄東と稱す。天和二年。義公に仕へ。儒醫を以て左右に近侍す。公薨後。辭して京師に歸り。元祿十五年歿す。

玄桐筆記

一册あり。著舊傳間に。井上玄桐。醫を道三門人より傳へ。又能書なり。義公に代り書するもの多し。初め義公之を召す。答へて曰。公一代。某

一代に限らむには。仕へ奉るべしと。即ち其の約にて水戸に來り。常に左右に近侍し。西山まで從ひ奉りしが。公薨後。約の如く祿を辭して。京師に歸る。後公の事實を筆記して。安積老牛に贈る。三木左大夫之に依りて。桃源遺事を録せり。其の筆記今彰考館にあり。云々。公手づから藤井徳昭を誅し給ひし時。玄桐御次を固めて有りし故。其の形勢をも詳に記して。親しく見るが如しとあるは。即ち此の書の事を云ひしなり。

御意覺書

一冊。其の卷首に。元祿年中。義公様御隱居にて。御下向の節。被仰出候者とあり。

附言。御意覺書。十四枚を以て一冊となす。藤田圃谷。修史始末を著すに及びて。之を奉旨筆記と録したり。舊名の典雅ならざるを嫌ひて。私に改めたるものならむ。其の書。義公一時の指揮を。筆録せしものにて。某書は某に附して水戸へ遺すべし。某書の跋は。云々すべし。某書は某家に返戻すべしなどの類にて。間修史に就いての意見をも交へたり。一、中臣祓傳授之事。藝文志。神祇志。經籍志之内。可然方へ無失念。可入旨。御意也。一、神代は怪異之事斗に候而。神武の口へも難。載候間。別に天神本紀。地神本紀を立。七代五代の事を可書。一、上東門院傳に。翟麥の歌を可載事。一、義經弓流之事を。平家盛衰記に。義經手柄之様。に書たるは。其誤なり。大將は大功を建るを以野要

とす。小節に不可拘。此議論列傳分註に書著し。尤盛衰記參考にて書載可申事。一、鴨越坂落の事。文華の虚飾也。此議論書著可申事と見ゆ。これらは。史臣に下して。反復審議。熟慮精考せしめて後。始めて可否を決すべきものなり。前條義公の意見は。今日刊行の大日本史に。いかに著れ居るか。一見直に悟るべし。これに由りて義公の宏量なる。善を人に資りて毫も私意を挟まざる一斑を窺ふべし。

洪武聚分韻訓點 元祿十四年成る。

○安積澹泊

諱を覺云ひ。字を子先と呼ぶ。覺兵衛と稱し。老圃又澹泊齋と號す。希齋の子にて。朱舜水の門人なり。天和三年。彰考館に入り。元祿六年。總裁に進み。享保十八年致仕して老牛と云ふ。元文二年歿す。年八十八。

烈祖成績

享保十七年成る。大井廣貞。其卷端に書して。我が成公。勳績圖治。祖宗の盛烈を欽仰し。臨政の暇。侍臣をして。近世諸記を讀ましめ。神祖の事

亦宜ならずや。

烈祖成績考

三帖あり。群書を鈔出して。成績編輯の參考に供したるものなり。

烈祖成績姓名考

二冊あり。成績に出でたる人名を鈔録せしものなり。

烈祖成績圖

味方原。姉川。長久手。小牧山。長篠。大坂冬陣及夏陣。大坂御陣圖。大高。桶

狹間。關原の圖。關原合戰圖。古戰場圖。元和若江合戰圖。丹波播磨以東奥羽以西の圖等。十餘枚を集めて。成績編輯の參考に供したるものなり。

湖亭涉筆

凡四卷。享保十二年刊行す。史籍を讀みて。奇事僻語に遇ふ毎に。之を標掲して。品論せしものなり。

義公行實

元祿十四年。中村篁溪。栗山潜鋒。酒泉竹軒と共に。肅公の命を受けて。之を撰ぶ。四人

相讓し。潜鋒筆を執り。勅して一卷となす。後享保八年。成公の時に空り。更に先生に命じて。刪補訂正せしめ。遂に刊刻して。常山文集の末尾に附す。

西山遺事

一冊あり。享保九年成る。西山隨筆及義公遺事を採りて。順序を正し。漢文に改めて。義

文恭先生行實

一冊あり。朱舜水一代の行事を録す。今井魯齋と共に之を撰び。舜水文集の

に至りては。最深く意を致す。時に安積覺書は子先と云ふ者あり。香宿博洽。最近世の軍記に熟す。公命じて神祖の事業を彙集し。勅して一書をなさしむ。子先遂に群籍を參照し。數年を閲て稿を脱す。凡二十卷。其の起筆の初。一卷を録して進止を取る。體裁旨に稱ひ。名を烈祖成績と賜ふ。其の書天文に起り。元和に迄る。凡神祖の謀議舉動神智妙算。一に年月に繫け。燦然叙あり。諸記所載參互考索。稗編叢書も。究搜遺すことなく。浮華を刊り。闕略を補ひ。差ふ者は之を訂し。誤る者は之を辨じ。關係する所あるに至りては。間論述を加ふ。考據精確。引證詳明なり。是に於てか。神祖の偉略。歴歴觀るべく。實に一代の實録と爲すに足れり。と云へり。後明治十一年に至りて。之を刊行す。

附言。著舊得聞曰。老牛先生。烈祖成績編輯の命を蒙り。其家書寫の人三四人づ。詰めたるに。先生一夜草稿せしもの。翌日寫すべきほどありしとなり。衰暮の年なりと雖も。其精力拔群なること此の如し。先生最強記にして。神祖の事實をよく暗記せられし故に。成功速なりしと見えたり。嗚呼今日近世史を修むる者。近代の事實を暗記して。時勢を遠觀するの識。先生に似たるものあるか。一夜の草稿。一日三四寫生を役するの精力。先生に似たるものあるか。若し之あらずとせば。三年又三年。五年又五年。茫々漢々成功の期なきも。

巻尾に附す。

朱文恭遺事 一冊。湖亭涉筆中に收めて刊行す。

論贊 舊日本史に收載せし賀語なり。

附言。義公薨後十七年。享保元年二月。肅公。安積覺に命じて。紀傳論贊を撰ばしむ。其の五月に至り。太祖以下饒岐に至る五十二帝紀の賀語成る。之を江戸三宅糾明に致して。其の駁正を乞ふ。所謂觀瀾駁語は。其の答書なり。其の後幾はくもなく。全く脱稿して。之を紀傳に加へしが。數十年後。藤田一正。高橋廣備等。相讓して。論贊は須らく削去すべき事宜を書して。之を文公に呈し。其の進止を取りて。遂に削除せり。爾來論贊は。大日本史と。全く其の關係を絶ち。澹泊一家の史論として。傳ふべき事とはなりしなり。然るに。今日猶は大日本史論贊。或は大日本史賀載など。題せし書の。散見せるは。頼襄又仙臺藩學など。削去以前に在りて。舊史より。賀語を鈔出して。頼襄は論贊。藩學は賀載と名つけし書の。後に存したるに由るなり。今日は。宜しく更めて澹泊史論と題すべし。冠するに大日本史を以てし。義公の撰なりと云ふが如きは。僭妄の尤も甚しき者なり。

澹泊齋文集

凡十八卷。十卷は文にして。八卷は詩なり。其の中文八卷は。明治四十二年。續

稱齋又松嶺と號す。鍊齋の弟なり。天和三年。義公に仕へて。彰考館に入り。享保五年歿す。年六十九。

元應元至元中九年號忽

一冊。享保元年成る。元應元年より元中九年に至る迄。國家の大事を年月日に繋けて。記載せしものなり。

宋名臣言行錄訓點

附言。安積澹泊言らく。余稱齋鶴子と。編削の域に漁獵せしを以て。其の爲す所を熟知せり。事の錯綜紛亂せる者は。必ず其の緒を求めて。其の蘊情の隱匿闇蔽せる者を究め。必ず其の頤を探りて。其の蘊の中に。文の繁碎厖駁なる者は。必ず其の穢を削りて。其の英を撮み。辭の支離抵牾せる者は。必ず其の龜を竅して。其の要を擇び。孜孜屹屹。年を窮め紀を経て。志益々壯。勤益々精。殆ど所謂精神強敏。奮つて身を顧みざる者か。案に對し策を披く毎に。朱墨交々下り。疑を決す。是に於てか。館下の士。相率るて磨勵激發。並び馳せて。先を爭ひ。力を研覈の場に用ふ。と云へり。當時史文の校讎判定に。其の人を得たる狀を想見すべし。假令一夜の草稿。明日三四寫生を役するの史才ありと雖も。此の精敏の學士を得て。其の刪正を竣たざ

四四

續群書類從に收められて。活刷成る。是より先き。安中城主板倉氏。史論に屬する文を鈔出して。一冊となし。甘雨亭叢書中に加へて。既に刊行せられたり。

碧於亭殘簡 二冊あり。先生の雜錄なり。

澹泊齋筆記

凡三十八冊。見聞に隨ひて。筆録せしものなり。此の他神祖遺事。老圃詩蹊各一冊ある由。近代名家著述目錄に見えたり。凡先生一生の精力は。大日本史紀傳に存し。餘力延いて兵馬食貨の二志に及ぶ。

○神代鶴洞

諱を謙と云ひ。字を叔重と呼ぶ。木工大夫と稱し。鶴洞又求心齋と號す。武藏の人なり。天和三年。義公に仕へて彰考館に入り。正徳四年。總裁と爲る。享保十三年歿す。年六十五。

鶴洞集 卷數未詳ならず。蓋詩文集なるべし。

○鶴飼稱齋

諱を眞泰。字を子權と云ふ。權平と稱し。

れば。決して心を安んずる能はざるべし。余等昔時志表判定の際を懐うて。轉々其の感を深うするものあり。其の精神強敏奮つて身を顧みざるは。是れ鶴飼氏傳家の心法なるか。今余稱齋の裔係に。其の人あるを見る。但志を當世に得ず。蹉跎轉軻。所思を伸ぶる能はざるを遺憾とす。

○内藤著齋

諱を貞顯と云ひ。字を仲微と呼ぶ。甚平と稱し。著齋と號す。天和三年。彰考館に入り。元祿十五年歿す。年五十五。

○ ○ ○ ○ 著齋は保元平治物語及源平盛衰記太平記參考の未成を補修せしもの。思ふに二、三の著述あるを必然とす。今姑く空欄を設けて。他日の補入を待つ。

○森 儼塾

諱を尙謙と云ひ。字を利涉と呼ぶ。復菴又不染居士と號す。攝津高槻の人にて。初福住道祐に學び。後松永昌易に師事す。

四五

儼塾集 凡十卷。寶永四年刻成。詩文集なり。

○伴 香竹

諱は暢。字は子中。武平と稱し。香竹堂と號す。美作の人なり。貞享二年。義公に仕へて。彰考館に入り。享保十七年歿す。年七十四。

歌林備考

寶永元年成る。凡二卷。板垣宗愷の後を承け。釋萬葉集の編修に與り。其餘力を以て。撰集家集の異同錯誤を考へたるものなり。

詠堀河太郎百首和歌

一冊ありて享保十四年成れりと云ふ。

印園雜草

一冊あり。又伴暢印譜とも云ふ。自影刻せし印章を集めたり。

釋萬紀原

一冊あり。後人香竹の筆記中より。釋萬葉集の編修に關する事を鈔出せしものなり。此の他神道秘用一ありと云ふ。又草露集二卷。篆隸異同考一冊ありと。著者得聞に見えたり。

貞享元年。義公に仕へて彰考館に入り。享保六年歿す。年六十九。

護法資治論

寶永四年成る。凡十一卷。其の五卷は正編にして。二卷は補遺。四卷は附録なり。其の書名は倚儒而護釋法。用釋而資儒治政の語に採りしなり。自言ふ。古今儒佛の論多し。互に我宗を執し。他旨を明にせず。唯其の皮膚を攻めて。背案に中らず。各偏黨を致し。遂に公正を失ふ。儒は釋氏を破毀せむと欲し。釋も亦同胞相爭ふ。故に歎息して此論を創む云々。我を罪し。我を知る者は。其れ唯此論かと云へり。後刊刻して。世に行ふ。京師に僧圓通あり。佛國曆象編を著して曰。近世水府に不染居士と云ふ者あり。嘗て後世佛を疑ふ者。天文地理より始むることを恐れ。護法資治論を著し。諱々論辨す。其の志蓋す可しと雖も。未だ深く我大教に慣れず。其の説牽強。概ね私意に出で。徒に岐路を増す。未以て疑を闢くに足らざるなり。

附言。資治論は即ち儒佛を一にするの説なり。安積澹泊之を非なりとし。書を興へて。詳に辨論せり。假塾終に屈服して。其の稿を焚きたりとぞ。然れども。此の書尙存して。宇留野通門等の刊行する所となり。遂に僧圓通が嘲笑を招きたるこそ遺憾なれ。

○安藤抱琴

諱を爲實と云ひ。字を之資と呼ぶ。内匠と稱し。抱琴園と號す。京師の人なり。貞享三年。義公に仕へて。禮儀類典の編纂に任ず。享保元年。致仕して素軒と云ひ。三年歿す。年六十四。

續有職問答

凡二卷。大内義隆朝臣の有職問答に續ぎて。朝廷の故事來歴を詳にせしものなり。安積澹泊。其の卷端に書して。抱琴園安藤子。少にして藝あり。王公卿相に咫尺して。掌故に練悉す。壯にして我義公に仕へ。扶桑拾葉集を釐正し。禮儀類典を總纂す。縦に名公の家業を觀。旁く百氏の載籍に通じ。間見益博く。力を用ふる事閑疎なり。暇日其の緒餘を輯めて。自問答を設け。事に因て解釋し。旨趣を發揮す。其の論辨の窮らざる事。車轂を炙き。蠶繭を描くが如く。考索の精確なる事。錐もて砂に劃き。泥に印するが如し云々。題して續有職問答と曰ふ。蓋諱通して。自其の美を有せず。武を多多良義隆卿に誦がむと欲するなりと云へり。

抱琴和歌集

五千首の歌を輯む。

安藤爲實筆記

三冊あり。事の禮儀に關するものを鈔出せり。

○安藤年山

諱を爲章と云ふ。右平と稱し。新助と改め。年山と號す。抱琴の弟なり。貞享三年。義公に仕へて。禮儀類典編纂の事に與り。享保元年歿す。年五十八。

年山紀聞

凡六卷。文化元年刊行す。橋本經亮の跋文に。年山紀聞は。世に云ふ年山打聞の元本にて。流布せしに。多く漏れしこともあり。此の書典故を考ふるに益あるのみならず。まのあたり人の教となるべき事實をも載せられたり。云々とあり。

千年山集

七卷あり。季弟爲宜の跋文に曰。此の集の第一卷は。年山兄。先年千年山の五境にかゝれる筆記及歌詩を集めて。千年社千年寺に奉納せられたり。治部少輔有馬光近朝臣の奥書あり。第二卷より七卷までは。惟翁朱翁抱琴年山の和文の。回祿に殘れるを據ひて。第一卷の名を被らしめ。松浦守約の序をそへて。全書となし。再び寺社に納め侍り云々。以て此の書の大略を知るべし。

紫家七論

一冊あり。元祿十六年成る。源氏物語を七條に分ちて詳論せられたり。其の一は才德兼備。二は七事共具。三は修撰年序。四は文章無双。五は作者

本意。六は一部大事。七は正傳説誤なり。
和歌之美乃里 一冊。元祿中成ると云ふ。
榮花物語考 一冊あり。正徳三年成る。
宇津保物語考 一冊。近代著述目録に見ゆ。
圓珠菴契冲行實 一巻あり。

○村上吉子

字を一静と云ふ。吉は其の諱なり。水戸侯に仕へて。壺闈を典ること三十餘年。呼びて左近と云ふ。晩年致仕削髮。習之と稱す。其の筮仕歿年。俱に詳ならず。姑く此に附す。

蝶夢集 吉子頗る書史に通じ。詠する所の和歌。一千首を下らす。晩年其の稿を毀て。纔に三百五十餘首を留む。安藤半山。之を整理して。蝶夢集と名づけ。安積澹泊。其の序を作る。

○青野栗居

諱を叔元と云ひ。字を欽之と呼ぶ。源左

衛門と稱し。栗居と號す。京師の人なり。貞享三年。義公に仕へて。彰考館に入り。寶永三年歿す。年五十四。

二十一史鈔

凡十一冊。著者得聞に云。青野栗居。曾て温公の通鑑を讀むこと凡十八遍。二十一史を讀むこと二遍。天文地理人物制度財賦有司の事。皆審に檢尋を加へ。參するに各代稗官等の書を以てし。諸史の紕繆を正し。一書を成さんとす。既に積草盈箱。然れども亦多病を以て止むとあり。二十一史鈔は。則ち盈箱中の一なるべし。

○一松昔櫻

諱を拙忠と云ひ。字を土存と呼ぶ。又之進と稱し。昔櫻子又夜雨村と號す。近江高島郡の人なり。貞享三年來仕。彰考館に入り。享保十年歿す。年七十三。

淨鑑院法事記

一冊。元祿七年。義公向山淨鑑院に於て佛事を修め。讚岐英公の冥福を薦む。此書は即ち其の次第を記したるものなり。

○三木之幹

諱を之幹と云ひ。通稱を左太夫と呼べり。貞享三年進仕。享保十九年歿す。年七十五。

桃源遺事

元祿十四年成る。上下二巻ありて。義公の嘉言懿行を録す。富田清貞。牧野和高等。亦撰述に與れり。其の卷末に。右は西山公御一代の事共。逐一其の證據を正し畢ぬ。此の書の外。種々様々なる説を。世に申觸すもの共。有之といへ共。必信用すべからず。たとへ證據正しき様なる説を申候とも。此の書面を以て西山公の御行實を察し奉り。御性情より。出不出の赴を考て。猥に増補すべからずと申したり。土佐の人谷重遠。寶永七年の跋文あり。明治四十年。續群書類從に收められて活刷成る。

附言。桃源遺事は。家士より觀たる公の言行録なり。民庶より見たるものに。西山遺事但老雜話ありて。下に出づ。唯仙藩人より聞見したる言行録の完なきを遺憾とす。さて是の書には。數種の異本ありて。互に得失あり。前年義公生誕三百年記念會に於て。本書印刷の誤ありて。或人に其の校定を委託せり。書成りて送り來るを見れば。取捨其の宜しきを得ず。誤字脱語多きを

以て。真に之を活刷に附す可らず。明日已に迫るを以て。余ら彰考館藏數本に就き。其の中善本と思はるるものを撰定して。一字一言も増損せず。之を刷出公布せり。即ち本書の一本として見られむことを要す。本書以外に西山遺事と名づくるものあり。何人が本書に附益せしものにて。其の中には。無くもがなと思はるる。附加補入も往々見ゆるなり。

詩稿

二冊あり。或人其の書に跋して。三木君之幹詩稿本二冊。實實にして浮華虛飾の弊なし。素紙を惜みて。輕々しく用ひず。當時士大夫の文書を以て。其の紙背に之を寫す。儉節篤厚の風想見すべし。予借觀數日。詩及文書を鈔し。裝釘して。以て之を還す。と云へり。

○津田閑齋

諱を信貞。字を與鷗。通稱を兵藏と云ふ。近江の人にて。今井有順の門生なり。貞享四年。義公に仕へて。彰考館に入り。元祿十四年。致仕して閑齋と云ひ。正徳三年歿す。年七十三。

聞取法門集

凡六卷。寶永七年成る。法華宗の教義及雜説を輯めたるものにして。其の四卷は

天保六年に刊刻す。
一冊。諸社縁起文書中に收めたり。常陸茨城郡稲田村稲田神社の縁由を録せり。

○鷺尾慶翁

諱を益敬と云ひ。通稱を角之丞と呼ぶ。貞享四年進仕。寶永五年致仕して慶翁と云ひ。享保三年歿す。年七十二。

○磐空要録

書名觀瀾文集に出づ。騎法の事を録したる由なし。

○小山田宗碩

諱を重範。字を子寛と云ひ。通稱を宗碩と呼ぶ。數原宗的の門人なり。貞享四年。醫師となり。寛永七年歿す。年六十三。幼々彙略 凡七卷ありと。碑文に見えたり。

○加藤九臯

諱を博と云ひ。字を與厚と呼ぶ。宗博と稱し。九臯子又春風洞と號す。武藏の人なり。元祿元年。醫道を以て來仕。九年。彰考館に入り。享保十三年歿す。年六十五。

○醫學澄源

一冊。享保六年刊行す。醫經注家の糺繆を辨正して。醫家の根源を澄清すべき所以を論著せり。

○盧經衷腋

凡二卷。正徳四年。書成りて之を刊行す。秦越人難經の注解にて。諸家の説を參取し。繁蕪を剷除し。務めて精要に従ひ。問考案を加へたり。其諸説紛々相攻撃するものは。別に或問を爲りて之を辨析す。或問一冊。刻成りて卷末に附す。

○脈位辨正

凡二卷。享保六年刊行。初に秦越人の脈位圖を擧げて。其の法に従ふべきを言ひ。順次諸家の脈位圖を輯録して。其の誤れる者を論辨訂正せり。客難及附録ありて。辨正に未だ盡きざる者を論じて之を説明す。

○喪禮略私註

一冊。享保十年成る。文公家禮の文を掲げて。諸家の説を輯め。世の儒禮を以て

喪儀を營む者に便す。

○岡谷充之

諱を義端。又次賢と云ひ。字を充之と呼び。通稱を佐左衛門と曰ふ。中村立節の門人なり。元祿元年進仕。寶延元年歿す。年八十八。

○道家秘要

凡十六卷。目錄一卷を加ふ。道家の諸説を輯めたり。此の他義公の命を以て。古今書法纂要の著あり。又著舊得聞を按するに。此の他靈地妙訣書法指南等の著作ある由なり。

○青木瑞翁

諱を元敬。通稱を藤兵衛と云ふ。京師の人なり。元祿元年。義公に仕へて。右筆となり。正徳八年。致仕して瑞翁と號す。尋て歿す。年七十四。

○歷代珍泉目錄

正徳五年成る。事蹟雜纂に收めて。一冊あり。其の跋文に。元敬少壯より古

綖を好み。京師及江戸に索ること四十餘年。其の奇品と稱するものを得て。或は之を囊にし。或は之を巾にし。官暇あれば。之を撫玩して。以て感興を寓す。和漢に拘らず。年代を論せず。希有とする所を以て。上品と爲し。之を次第して。以て下品に及ぶ。凡一百六十有奇。安積鶴岡二氏に請ひて。銘と長篇とを得たり。因て其の來由を記して。方券に準じ。我子孫をして。永く之を珍藏せしむと云へり。

○額賀養眞

諱を信興と云ふ。與次衛門と稱し。養眞齋と號す。初は武田七之介と呼びたり。元祿二年。彰考館に入り。元文二年歿す。年七十八。

○後樂園記事

一冊あり。水戸侯小石川邸後樂園の勝景を詳に記したり。

○酒泉竹軒

諱を弘と云ひ。字を道甫又惠迪と呼ぶ。彦太夫と稱し。竹軒と號す。又東山小魯

庵何憂園等の別號あり。筑前福岡の人なり。元祿四年來仕。彰考館に入り。十二年總裁に進み。享保三年歿す。年六十五。

明話要録

一冊。人倫。官職。乾坤。人事。器財等の部門を設けて。西土通用の俗語を輯めたるものなり。

達而和名

一冊あり。漢字の左傍に邦語を加へたるものにて。明話要録に似たり。

象奎知源録

一冊。書體の起源を録す。

江都見聞録

一冊あり。江戸に在りて。時事を視聽するに隨ひ。筆記せしものなり。

言志集

一冊。元祿元年成る。詩文集なり。

二十二社奉幣考

一冊。伊勢加茂以下二十二社へ。朝使發遣の事實を輯めたるものなり。

竹軒遺集

三冊あり。達而和名象奎知源録言志集等を收め。且言志集に漏れたる詩文をも加へたり。

竹軒外集

五冊あり。雜錄なり。江都見聞録明話要録等。亦この内にあり。此の他切礎集犬吠集等の著書ありと云ふ。

○栗山潜鋒

諱を愿と云ひ。字を伯立と呼ぶ。源助と稱し。潜峰又拙齋と號す。初め長澤成信と云ひて。山城淀の人なり。元祿五年來仕。彰考館に入り。十年總裁となり。寶永二年歿す。年三十六。

保建大記

初めは保平綱史と云ひて。一冊なりしを。後増補して今名に改め。二巻とせり。先生年十四。京師に遊び。學を桑名松雲に受く。時に彌正尹尙仁親王。學を好み。才を愛す。鶴飼眞昌。即ち先生を薦む。親王之を愛し。常に左右に侍して。伴讀す。先生舊史を讀む毎に。保元建久間。王綱解弛。政柄外に歸したるを慨嘆し。後白河帝即位以後三十四年間。事の最大なるを録して。之を親王に奉る。體々范氏の唐鑑に擬し。旨を朱子の綱目に取り。政の得失事の是非。一に皆斷するに古義を以てす。其の意。亂幾を詳審し。鑑戒を後王に昭にせむとなり。辭嚴にして文雅。觀る者嘆じて曰。前人著作。よく之に比すべきものなしと。先生時年十八なり。

倭史後篇

凡三卷。安積澹泊曰。往年潜鋒栗子。編纂の暇。私に諸家の記載を閲して。後小松稱光後

弊帚集

凡十六卷。先生の文集なり。先生災に罹りて。書策悉く蕩盡す。此の書僅に一冊を存す。後甘雨亭叢書に收られて刊刻せり。

潜鋒詩稿

若干卷。先生の詩集なり。

○大井松隣

諱を廣貞と云ひ。字を彦輔と呼ぶ。介衛門と稱し。南塘子又松隣と號す。京師の人にて。伊藤仁齋に學ぶ。元祿九年來仕。彰考館に入り。寶永四年總裁となり。享保十八年歿す。年五十八。

松隣遺稿

一冊あり。文集なり。

附言。如是我聞。義公の松隣を招くや。仁齋門人にて。其の學術異なれば。如何あらむとの議ありしに。公の廣量なる。學問の異同少しも苦しからずとて。召出されたり。松隣常に武藝を事として。文學を勤めず。或之を諫めたりしに。松隣笑て。予武士の家に生れ。一旦緩急あらむには。論語の兜。孟子の臙富は用られまじと云ひしとなり。後年紀傳成功の時。肅公序文代作の命あり。人々皆其の善くなし得るや否やを疑ひ。竊

花園三帝紀を作り。名つけて倭史後編と云ひ。僕に示して曰。請ふ我が爲に之を刪せよと。僕熟讀玩味。其の考索の精。用力の勤を歎じ。他日其の全書を見て。之を還さむことを約せしに。數月ならずして。栗子疾に罹りて起たず。後嗣未だ定らざるを以て。僕其の散逸を恐れ。親故に托して之を取り。諸を櫃に藏する年あり。其書の略本紀の體に倣ふ。室町將軍を叙するに至りては。則編年體を兼ぬ。凡陛下の事迹。小にしては驕縱不法。大にしては畔亂弒逆。皆備に之を書す。其の出づる所を注して。參據と云ひ。其の緒條を述べて支注と云ふ。事の議すべき者あれば。評を著して之を斷ず。劉切透徹。皆時機に中る。其の志將に帝紀は後奈良親町朝に至り。將軍は義輝義昭に至り。以て室町の盛衰を究め。衍して後陽成の朝に至り。信長秀吉の興廢を叙せむとせしも。亦知る可らざりしなり。不幸蚤世。書未だ成るに及ばず。其の纒に成る者も。亦未だ稿を脱せず。蠅頭細字。點竄塗抹。其の屹々苦心の狀。此に即きて見る可し。當時觀瀾宅兄。相互に檢討商確。晝は即ち館に入り。夜は即ち膏を焚き。反復辯論。其の要を得ざれば則ち輟す。宅兄頗困頓せり。而るに栗子披閱自若たり。聞くもの多く謂ふ。栗子資稟薄弱。何ぞ能く之に堪へむ。其の天年を狀賦せしは。未だ必ずしも。此の書の爲めならずむば非るなりりと。後甘雨亭叢書に入りて。刊行せられた。

に之を危みたりしに。其の草稿を出し示すに及び。先
人十八歳。始讀伯夷傳云々と書き出せるを見て。館僚
皆驚嘆嗟賞。一字を賢すること能はざりしと云ふ。

○小宅采菊

諱を忠と云ひ。字を子朴と呼ぶ。忠次平
と稱し。采菊と號す。又中隱子女几山醜
鷄老人等の號あり。元祿十年。彰考館に
入り。寛保元年歿す。年六十九。

采菊詩集

若干卷ありと云ふ。

采菊隨筆

凡二册。義肅成三公時代の雜事を書す。其の
末尾に。良文二代の書類を収めたるは。蓋し
後人の追加なるべし。

○三橋夕流

諱を弘増。通稱を半六と云ふ。元祿十年
進仕。寶曆元年致仕。夕流と呼ぶ。明和
四年歿す。年八十四。

田間復讐記事

二册あり。寶曆六年成る。水戸領齋子
村金藏と云へる者。烏山領大澤村雲六

を討ちて。父仇を復したる始末を録す。
雨夜伽 卷數詳ならず。其の名は威公年譜採録の引書に
出て。其の文は水城金鑑に散見せり。此の他著
す所小里巡若干卷ありと云ふ。

○佐野郷成

諱を郷成と云ふ。清六と稱し。甚衛門と
改む。元祿十一年。彰考館に入り。享保
五年歿す。年六十八。

新補水城實錄

寶永元年成る。水城實錄を補訂せしも
のにて。凡十卷あり。目錄一卷を加ふ。

續王代一覽

凡二卷。林鶯峯王代一覽の後を承けて。
後陽成院より中御門院に至る。

三河先世事蹟抄

十三册あり。

不問語

一册。慶安三年成る。此の他塵土鈔十册。御系
圖大全六册ありと云へど。余未だ其の書を見ず。
姑く此に附す。

○三宅觀瀾

諱を緝明と云ひ。字を用晦と呼ぶ。九十
郎と稱し。觀瀾又端山と號す。京師の人に
て。始淺見綱齋に師事し。後木下順庵に
學ぶ。元祿十年來仕。彰考館に入り。寶
永七年。總裁となる。正徳元年。去て江
戸將軍家に仕へ。享保三年歿す。年四十
五。

中興鑑言

一册あり。刊刻既に成る。論勢。論義。論徳。
總論の四目を設け。又論義を分ちて興復。兩
宗。正統とし。論徳を分ちて修身。治家。勤政。風俗。
號令。賞罰。御將。用人。經國。分職。行軍。置防。驅
奢。土木。聚斂とし。以て後醍醐帝中興の得失を論著せ
しものなり。

烈士報讎錄

一册あり。赤穂烈士復仇の事を録す。甘
雨亭叢書に收めて。刊刻せられたり。

助字雅

一册あり。元祿十二年成る。助字使用の法を録
す。又甘雨亭叢書に收めて刊行せり。

支機間談

又觀瀾韓使贈酬とも云へり。一册ありて既に
刊行す。正徳二年。朝鮮來聘。先生幕命を受

け。客館に就きて。唱和せし詩文を輯めて。冊子とせしも
のなり。

論贊駁語

一册あり。享保十二年成る。著者得間に三宅
九十郎。日本史論贊のこと命ぜらるべき人な
りしに。幕府に召されし故。安積老牛命ぜらる。論贊稿
成りし時。老牛より託して是正せらる。駁語一册。彰考
館にありと云へり。

聽雁行記

拾遺翁物語に。三宅觀瀾聽雁行記と云ふ書を
著はしたるを。義公覽たまひて。召出さると
云へり。

觀瀾文集

本集七册。補遺一册あり。明治四十二年續續
群書類從第十三に收められて活刷成る。然れ
ども。全集には非るが如し。此他觀瀾談餘。萍水集等の
書ある由。安中侯の觀瀾傳に見えたり。

附言。觀瀾先生の學問文章。人皆之を知る。故に言はず。
唯窓のすさみと云へる書に。三宅九十郎始めて江戸に
來り。知人もなかりしかば。日本橋邊の裏屋に。宿を
求めて住居せらる。時しも十二月晦日の夜。隣の家に。
商人の來り。貸し置きたる金を返されよとて。さまざ
まにはたりければ。その主人困じて。償ふべき様もな
く。争てやまさりしを。壁こしに聞付て。直に行きて。
予等は先刻此所に移り來て。旅人にて候。先より爭論
を聞くに堪へがたく。折節道にてつかひ残したる金少

し斗りあり。これを贈り可し申候。償はれ候へとて。渡しければ。主客共に驚きて。これを感じて止まず。此の事を傳へて。世に名を知られける。人に知られむの料にとてかくなせるにあらざらめども。不忍の心にてかくの如く有りしより。世に名をあらはしけりと見えたり。先生兄石菴と共に京師を出づるの日。家什を斥賣して。舊債を償ひ。餘す所僅に數金のみなりしと云へり。而して能く其の路費の餘を以て。隣人の窮困を恤救する此の如し。之を今日家千金を積み。門生の窮迫を傍觀するのみならず。隨ひて嘲笑を加ふるの學者に比すれば。其の厚薄果して如何ぞや。

○打越撲齋

諱を直正と云ひ。字を子中と云ふ。彌八郎と稱し。撲齋と號す。三宅觀瀾の門人なり。元祿十二年。彰考館に入り。享保十二年總裁となり。元文五年歿す。年五十五。

撲齋遺稿 一册あり。詩集なり。

○佐治竹暉

諱を暉と云ひ。字を希辛と呼ぶ。理平次と稱し。竹暉又鶴巢子と號す。紀伊新宮の人にて。始め李一陽に學び。後木下順菴に師事す。元祿十三年來仕。彰考館に入り。正徳元年總裁となり。享保三年歿す。年四十二。

竹暉集 蓋し詩文集なるべし。其の卷數詳ならず。

○小池桃洞

諱を友賢と云ひ。字を伯純と呼ぶ。源太左衛門と稱し。桃洞と號す。中村篁溪の門人なり。元祿十三年。彰考館に入り。享保四年。總裁に進む。寶曆三年致仕。四年歿す。年七十二。

甘棠遺談 一册。享保十五年成。成公の善政美事を録す。

韓使贈酬日記 一册。享保四年。韓使來聘。書及物を水戸侯に贈る。水戸侯之に酬いし始末

を録す。

亥字俗解 一册。元文五年成る。

通曆長曆引閱指掌圖 一册あり。

天元發蒙合同 一册。享保八年成る。

經世天地始終之數圖 一册あり。亦享保八年成る。

貞享曆日傳書 一册ありと云ふ。

桃洞隨筆 二册あり。自視聽せし所を録す。

金蘭唱和集 中島通軒の序文あり。桃洞管て贈水城古人詩あり。隨ひて和する者多し。集めて編を成す。名づけて金蘭唱和集と云ふ。と見えたり。

桃洞遺稿 若干卷。此の他命を受けて天文志稿の撰ありと云ふ。

附言。小池桃洞。肅公の命を以て。建部賢弘に就きて。算數の學を受け。澁田春海中根玄圭に従ひて。天文曆術を學び。皆其の蘊奥を窮めたりと云ふ。水滸曆算の學。此に起る。桃洞は之を大場南湖に傳へ。南湖は之を小澤蘭江に傳ふ。蘭江は之を岡崎子文内藤子恒に傳ふ。子恒は之を小澤子恭に傳ふ。其の學益詳密なり。同時森士行あり。山路徳風に師事して。曆學を受け。土御門家に就きて。古曆術を究む。人皆其の精妙を稱す。爾來天文曆數の學。大に水戸府下に行はる。但術藝の士。其の受くる所を重じ。其の習ふ所を秘す。是

を以て書多く隱晦。世に傳らず。惜い哉。

享保見草 一册あり。

陪宴詩集 一册。

○中島通軒

諱を爲貞と云ひ。字を子幹と呼ぶ。平次と稱し。通軒と號す。酒泉竹軒の門人なり。元祿十三年。仕へて彰考館に入り。享保十一年。總裁と爲り。十五年歿す。年四十八。

通軒遺稿 一册あり。文集なり。此の他命を受けて。編修せしものに。職官志稿あり。

○天野半醉

諱を景明と云ひ。通稱を繁衛門と云ふ。元祿十三年進仕。元文元年致仕。半醉と云ふ。延享三年歿す。年七十四。

禮儀類典編次目錄伊呂波寄 一册あり。類典總目錄を校訂する爲め

に。便宜を計り。この書を作る。

○岡本可復

諱を秀常。又可復と云ひ。可俊と改め。通稱を官藏と呼ぶ。元祿十四年進仕。享保七年歿す。年三十八。

外國説略 凡二卷。享保四年成る。西土の書に就き。本朝の事を記したる者を摘録して。間考案を加へたり。

○小野崎浮悦

諱を古通と云ひ。通稱を左介と云ひ。元祿十五年進仕。寛保三年致仕。浮悦と稱す。延亨二年歿す。年八十一。

小野崎遺書 一册。元文四年成る。郡務に就いて心得べき事を録す。

○中村浩然

諱を良直と云ひ。字を子養と呼ぶ。彦五

郎と稱し。浩然窩と號す。篁溪の子にして。林整字の門生なり。寶永五年進仕。元文三年歿す。年六十。

○西野泰定

諱を泰定と云ひ。通稱を松衛門と呼ぶ。正徳五年進仕。享保十六年歿す。

○依田誠廬

諱を處安と云ひ。字を徐行と呼ぶ。喜左衛門と稱し。誠廬又竹雲と號す。讚岐高松の人にて。林信篤の門人なり。享保元年來仕。彰考館に入り。十四年總裁に進

○河合菊泉

諱を正修と云ひ。字を誠甫。又子吉と呼ぶ。傳次と稱し。菊泉と號す。又白桃。桃華。風月間人等の號あり。享保元年。彰考館に入り。元文五年總裁に進み。寶

○佐久間立齋

諱を高方。又健。或は和風と云ふ。權平と稱し。庄左衛門と改め。東野散人獨立齋と號す。大和郡山の人にて。山鹿素行に學ぶ。享保二年來仕。四年彰考館に入り。寛保元年歿す。年八十一。

み。延享元年歿す。年五十二。

○依田誠廬

一册。享保三年成る。神武帝以下中御門攝關大臣考 帝に至る迄。大臣大連攝政關白太政大臣左右大臣の姓名を列載せしものなり。

○河合菊泉

一册。寛延四年成る。其の跋文に曰。正修弱冠にして。編修に従事し。入りて彰考館員に充つ。此の時鶴岡直泰。一松拙。藤景通等。皆須眉紛白。森然日に史局に列し。書生の上に言笑す。毎語舊事に及べは。反覆之を問ひ。館事に關係するものを得れば。則必之を書し。將に以て遺忘に備へむとす。壯年家を本府に移し。嘗て記する所を以て。安積子先に質す。子先懇懇賞諭。事皆核實と爲す。而して曲折論辨。修史の本末

○史館舊話

一册。寛延四年成る。其の跋文に曰。正修弱冠にして。編修に従事し。入りて彰考館員に充つ。此の時鶴岡直泰。一松拙。藤景通等。皆須眉紛白。森然日に史局に列し。書生の上に言笑す。毎語舊事に及べは。反覆之を問ひ。館事に關係するものを得れば。則必之を書し。將に以て遺忘に備へむとす。壯年家を本府に移し。嘗て記する所を以て。安積子先に質す。子先懇懇賞諭。事皆核實と爲す。而して曲折論辨。修史の本末

○東遷基業

一册。享保十七年成る。凡三十卷。東照公一代の偉績を録す。其の序文に。吾邦古今辭氣形勢。支那に異なり。漢文を以て之を寫すときは。則當時の風

察し易からず。故に國字を以て之を録し。方言俗語を改めず。世運の興衰。人才の淑慝。民命の休戚。風土の利害。戦國の贏輸。經濟の當否。探索を煩さず。歴々諸を掌に指すが如くならしむとあり。

關右紀行 元祿中成りて。一冊あり。

立齋舊聞記 凡二卷。天正慶長間の時事を聞くに隨ひて。筆記せしものなり。明治四十年。續群書類從三に收められて。活刷成る。

治平本義 若干卷。治國平天下の要議を論著せしものなり。一冊あり。又治國平天下の要を細に解説せり。

治平本義口傳 一冊あり。又治國平天下の要を細に解説せり。

戰攻標矩 凡三十一冊ありと。圖書館目録に見ゆ。

神兵要略 一冊。享保年中成る。

神兵要略解 六冊あり。

諸軍役傳 一冊。

止戈辨論 凡十五冊ありと云ふ。

軍器溫知錄 凡十卷。享保二十年成る。甲冑弓矢の製より。刀槊繩約の類に至るまで。悉く圖して。之を釋し。人をして瞭然曉り易からしむ。此の他八陣傳。講義及附錄。兵學啓蒙。兵法極意備忘錄。撫育郷導傳。遊職傳。遊職篇。賞罰錄。三采幣本傳。神道切

紙。無寬錄。案人術。孫子新注。三略發微。古戰場圖記等の著述ありと。盈篋錄立齋傳に見えたり。

○加藤洞庭

諱を厚明と云ひ。字を子高と呼ぶ。東春と稱し。洞庭と號す。又悠齋牛洲等の別號あり。九阜の子なり。享保三年。醫師となり。七年彰考館に入る。寶曆十年歿す。年五十九。

將軍小傳 一冊。享保十一年成る。源賴朝以下徳川家綱に至る三十二將の略傳なり。

○川上櫟齋

諱を政辰と云ふ。市郎衛門と稱し。櫟齋と號す。享保四年。彰考館に入り。十七年歿す。年三十四。

岩城便宜 一冊。享保十五年成る。

○小宮山桂軒

諱を昌嶠と云ひ。字を偉長と呼ぶ。本次郎と稱し。次郎衛門と改め。桂軒又忍亭と號す。江戸の人にて林整宇に學ぶ。享保五年來仕。十九年歿す。年四十五。

音樂考 凡二卷。享保年中成る。本邦所用左右部樂曲調。及起源沿革等を考證せられたり。

樂器考 一冊あり。和琴。箏。琵琶。琴。笙。笛。羯鼓。大鼓。鉦鼓。一鼓等の樂器を掲げて。其の源始制作等を記し。拾芥鈔。體源鈔。樂家錄等に據りて。各名器を擧げ。其の傳來を詳にす。故に後人之を音樂名器考とも云へり。

江戸賦 一冊あり。父昌郷。其の序を作りて。僕世江城に家し。少壯其の事を賦すに志あり。才劣識陋。口を箝して嘖む。男昌嶠。江城賦二千餘言を作る。僕讀みて嘆賞。喜びて寐すと云へり。

唐樂考 一冊あり。

韓客唱和 一冊あり。韓人鄭公僑等數人と贈酬せし詩章を輯めて。冊子とせしものなり。

私擬策 一冊ありて。享保中成る。

桂軒遺稿 三冊あり。詩文集なり。小宮山氏家集中に收む。此の他命を受けて。音樂志稿の條撰あり。

○増子滄洲

諱を淑時と云ひ。字を子中と号す。幸八郎と稱し。滄洲又快然亭と號す。享保六年。彰考館に入り。元文五年總裁と爲り。寶曆八年歿す。年五十七。

○ ○ ○ ○ 碑文を檢するに。鋭意書を讀み。力學を以て稱せらるるとあれば。其の涵養蘊蓄する所。必ず發して二三の著書なかるべからず。故に姑く空圏を存して。其の書の出づるを待つ。

○松村芳洲

諱を榮。又清榮と云ひ。安と改め。字を信卿と呼ぶ。辰衛門と稱し。芳洲又燕石高と號す。安積澹泊の門生なり。享保六年。彰考館に入り。寶曆七年歿す。年五十八。

松村譜系 若干卷。其の序文は、錦江文集に見ゆ。

燕石窩文集

此の名。燕石窩唱和載略傳に見ゆ。徳田錦江其の序を作る。

芳洲詩草

若干卷。又略傳に出づ。

燕石窩唱和集

一册あり。芳洲嘗し小酌及題壁等の作あり。隨て和する者二十餘家。輯めて冊子となす。即ち是なり。

○岡井嵯洲

諱を孝先と云ひ。字を仲錫と呼ぶ。文次郎と稱し。郡大夫と改め。滄浪又嵯洲と號す。享保九年。彰考館に入り。十八年遷りて讃岐侯に仕ふ。

嵯洲遺稿

凡三卷。詩集なり。明和六年。讃岐侯の序文ありて。既に刊刻せり。

○藤咲僊潭

諱を正方と云ひ。字を叔通と呼ぶ。傳八と稱し。小衛門と改め。僊潭又粹精堂と

號す。享保十一年彰考館に入り。寶曆十一年歿す。年七十四。

有職備考

延享元年成る。凡十五卷。序目附圖各一卷を加ふ。増子滄洲。其の序文を作りて。人倫事物の變。古今禮樂名物の損益。輿地山川の奠。官位服色の因革する所以。及給命聽令瑣儀末節に至る迄。銖分縷析。蘊學錯列せざるはなしと云へり。又碑文にも。君館に入るに及びて。奮然書を読み。修史に補あらむことを思ふ。自後轉班。專編纂の事に與り。若し疑あれば。手自讐對。旁搜遠求。確實ならざれば止まず。間亦有職家の書を開し。其の最考證すべきものを採り。備考十五卷を作りて。上ることあり。

大日本史引書通考

二册あり。菊地方と共に。本紀列傳引用の書名を鈔録せしものなり。

僊潭詩稿

其の序文は、錦江文集に見えたり。

海棠詩

一册あり。僊潭嘗し海棠詩二絶を作る。隨て和する者十家。遂に輯めて冊子と爲す。此の他攝家清華正統略系。禮儀類典引用記者考。僊潭筆記各一册あり。

○稻葉圓齋

諱を則通と云ひ。通稱を源太夫と呼ぶ。武藏の人にて。山鹿高基に學ぶ。享保十二年來仕。寶曆三年致仕。圓齋と云ふ。十年歿す。年九十。

稻葉百城

一册。寛永元年成る。自按出したる城池の圖百種を集む。此の他武具短歌圖考二册。稻葉圓齋筆記若干册ありと云ふ。

○徳田錦江

諱を庸。字を子疇と呼ぶ。儀七と稱し。五左衛門と改め。錦江又汶江。或は薛荔園と號す。安積澹泊の門人なり。享保十六年。彰考館に入り。寛保二年。總裁となり。明和八年歿す。年六十二。

錦江文集

凡二册。上卷は文。下卷は詩なり。

徳田庸筆記

一册。寶曆十三年成る。佐久間立齋の東遷基業は、烈祖成蹟を假名に改めたるものなりとて。立齋の所爲を痛く攻撃せられたり。

○富田長洲

諱を敏貞と云ひ。字を復圭と呼ぶ。理介と稱し。長洲と號す。増子滄洲の門人なり。享保十七年。彰考館に入り。明和元年。總裁に進み。寛政三年致仕。六年歿す。年七十七。

○ ○ ○ ○

長洲は職彰考館總裁に至る。多少述作の存するや。疑なし。然れども。未だ其の書を得ず。姑く空圖を存す。

○鈴木白泉

諱を重祐と云ひ。字を子答と呼ぶ。與市と稱し。白泉と號す。享保十七年。彰考館に入り。寶曆八年。總裁に進み。寛政五年歿す。年七十七。

○ ○ ○ ○

姑く空圖を存して。子孫の補入を諒つ。

○野口甘谷

諱を祐と云ひ。字を子謙と呼ぶ。多新次と稱し。甘谷と號す。増子滄洲の門人なり。享保十八年。彰考館に入り。安永五年。總裁となり。七年歿す。年六十五年。〇〇〇〇 亦空圖を存して。其の書の出づるを待つ。

○名越南溪

諱を克敏と云ひ。字を子聰と呼ぶ。十藏と稱し。居簡齋又况軀洞と號す。享保十九年。彰考館に入り。延享二年。總裁に進み。安永四年致仕。南溪と云ふ。六年歿す。年七十九。

政事談 上下二卷あり。上卷は幼冲輔導。學問。文武。知人。法。守儉。謹嗜好。戒倦怠。論權勢移下。寛猛。君量。防宮闈之禍の十二目に分ち。下卷は祭祀。田獵。放淫聲。賞罰。聽訟。糾彈。納諫の八目と爲す。其の學問の條に。古今の興廢得失を鑑ることは。通鑑綱目に如くものなし。尤も本朝の紀錄を覽るも。補益少からず。

久方蘭溪見聞錄 凡四十卷。附録七卷あり。船田流軍用覺書 一冊ありと云ふ。

○青山瑤溪

諱を延彝と云ひ。字を子好と呼ぶ。一之進と稱し。瑤溪と號す。寛延二年。彰考館に入り。享和元年歿す。年七十五。

常陸二十八社考 一冊。寛政十一年成る。延喜神名帳祭日祠官等に至る迄。具さに考證せしものなり。大社考 一冊あり。延喜神名帳所載三千一百三十二座の内。大社のみを鈔出して。之を考證せり。神道解義 一冊。寛政五年成る。我が神道を解説せしものにて。末尾に。元治元年甲子四月十四日。孫延光裝釘とあり。

中臣祓講義 一冊。寛政五年成る。延喜祝詞式なる大祓の注解なり。加藤清正傳 一冊ありと云ふ。

三綱行實畫贊題 一冊ありて。寶曆三年成ると云ふ。桑韓萍梗錄 一冊あり。寛延元年。韓使來聘の時。藩命を奉じて。贈答せしことを録す。後樂園志 水戸侯小石川邸後樂苑の景勝を記し。諸家の詩歌を末尾に附して。一冊と爲す。居簡齋稿 凡六冊あり。詩文集なり。

○久方蘭溪

諱を定明と云ふ。忠衛門と稱し。蘭溪と號す。延享元年進仕。天明五年歿す。年六十五。

松岡郡鑑 三冊あり。寶曆十二年成る。當時水戸領を分ちて四郡となす。一を太田。一を松岡。一を南。一を武茂と云ふ。松岡は東にあり。故に一名を東郡鑑とも云へり。其の跋文に。予年に兩度邑々巡檢の節。村役人に申付。人歩不費。農隙の刻。寄々書出べき由を云ひ合。亦其役所諸留の内。悉途穿鑿。編集之二藏。予家。と云へり。蘭溪は即ち松岡の郡宰なり。後享和二年増して。十一郡となし。松岡は石神小菅安良川三郡とな

古語拾遺訂正 一冊。天明五年成る。瑤溪文集 二卷ありと云ふ。此の他命を奉じて修撰する所。神祇志稿六十八卷あり。

○小泉勇水

諱を政永と云ひ。通稱を水之助と呼ぶ。寛延二年進仕。安永元年致仕。勇水と號す。六年歿す。年八十。

小池政永筆記 威公年譜採録の引用書目に見ゆ。

○大場南湖

諱を景明と云ひ。字を俊甫と呼ぶ。大二郎と稱し。南湖又廉齋と號す。小池桃洞の門生にて。後山路之徴に學ぶ。寶曆元年。彰考館に入り。安永七年總裁に進む。天明四年致仕。大樂と云ふ。五年歿す。年六十七。

農政纂要 一冊。檢地。高盛。檢見。年貢等。農政に關することを録す。

南湖詩草 此の名。錦江文集に見ゆ。

○谷維揚

諱を遵と云ひ。字を義父と呼ぶ。佐之衛門と稱し。維揚と號す。寶曆二年彰考館に入り。天明四年歿す。年六十二。

皇朝史略

凡七冊。明和七年成る。神武帝より正親町帝に至る。上下二千餘載の治亂を書す。其の序に惠林賢峰の王代一覽に倣ひ。假字に換ふるに眞字を以てせし由。見えたり。

維揚先生遺稿

詩集なり。寛政十年。門人青山雲龍。編次して二卷となす。別に補遺一冊あり。

谷維揚筆記

水戸紀年引書目録に見ゆ。

○皆川瓦全

諱を致純と云ふ。辨藏と稱し。彌六と改む。寶曆二年進仕。寛政九年致仕。瓦全と云ふ。享和二年歿す。年八十七。

○河原採菊

諱を正路と云ひ。通稱を太郎左衛門と呼ぶ。寶曆十年進仕。天明四年致仕。採菊と號す。八年歿す。年七十七。

神君御祭禮記

一冊。明和九年成る。常磐山鎮座東照宮祭禮の次第を集録す。

○檜山雅昭

諱を雅昭と云ふ。與市と稱し。儀左衛門と改む。寶曆十一年進仕。文政七年歿す。年八十二。

見聞録續集

八冊ありて。文化八年成ると云ふ。

會山集

一冊。文化十四年成る。僧日周西山公と贈答の歌を輯めたり。日周は利員村開會山常寂光寺に居りしを以て。此の名あり。

○立原東里

諱を萬と云ひ。字を伯時と呼ぶ。甚五郎

封内巡見記

一冊あり。明和九年三月十三日に水戸城を發し。河北三郡を巡視して。二十九日に歸る。其の間の日記にて。事蹟雜纂二十八卷に收めたり。此の他太田郡鑑、武茂郡鑑各三冊。附録各一冊ありと云ふ。

○吉田本節

諱を尙春と云ひ。通稱を本節と呼ぶ。寶曆七年。醫師となり。明和四年歿す。

麻疹俗說辨

一冊。此の他痘瘡論、醫々論、服地黃論各一冊ありと。事蹟雜纂に云へり。

○鈴木櫻溪

諱を之善と云ひ。字を子道と呼ぶ。銀之允と稱し。元知と改め。櫻溪と號す。寶曆九年。彰考館に入り。文化元年歿す。年七十二。

日本史類字目録 十冊あり。

と稱し。東里又此君堂と號す。寶曆十三年。彰考館に入り。安永六年。總裁に進み。享和三年致仕して。翠軒と云ふ。文政六年歿す。年八十。

郷黨遺聞

一冊。水戸の舊事を録す。附録一冊ありて。水戸に關する舊記を襲載せり。

海防集說

凡四冊。海防事宜に關する諸家の説話を集めたり。

淺川亂民紀事

一冊。寛政十年成る。陸奥白川郡淺川村の百姓。領主の苛政を憤りて。一揆を起したる始末を録す。

新安手簡

凡四冊。新井白石と安積澹泊と往復せし書簡を集めたり。

西山遺聞

上下二卷あり。桃源遺事玄桐筆記などにも見えざる逸事を。古記録に就きて。輯録せしものなり。明治四十二年。友部伸吉が校訂義公叢書中に收めて。印刷せられたり。

檜林雜話

一冊。檜林重兵衛の談話を筆記せしものなり。重兵衛は諱を通と云ひ。字を達夫と呼ぶ。長崎の譯官にて。寛政十一年。水戸に來る。先生之に接して。親く海外の事情及關西の逸事を聴取せり。

釋親譜 一册あり。伊藤東涯の釋親考に根據して、旁く諸史傳百家の書に徴して、一書をなす。然れども、未だ稿を脱せず。故に名を命せず。門生小宮山楓軒、頗る補修を加へて、之を淨寫す。天明八年、藤田幽谷、之を看し、序文を制し、私に名づけて、釋親譜と云へり。

此君堂文集 二册あり。完本にあらず。翠軒遺稿、東里文集は、これと同じきや否やを知らず。

青山世譜 一册ありと云ふ。

翠軒雜錄 四册あり。此の他翠軒遺稿五册。臨池談後素談各一册。東里文集。燃犀紀事。集古錄。續集古印史。翠軒千字文等の述作ありと云ふ。

○加藤一睡

諱を正修と云ひ。通稱を傳之衛門と呼ぶ。寶曆十三年進仕。天保元年致仕。一睡と云ふ。九年歿す。年九十四。

鉄英 凡四卷にて。刀劍の事を録す。其の第一卷は刀劍總説。第二卷以下は朝廷寶器。勅製。武家重器。名山寶器。刀飾の五類に分ちて。之を詳説し。劍術妙手人名を末尾に載せて。附録と爲す。後又朝廷寶器。武家

重器の本篇に漏れたる者を録録して。補遺一卷を加ふ。青山佩弦の刀劍録は。蓋し之に根據せしものならむ。

○大場玉泉

諱を維景と云ひ。字を祺甫と呼ぶ。彌衛門と稱し。玉泉と號す。明和四年進仕。文政元年致仕。立賞齋と云ふ。九年歿す。年七十七。

富嶽遊記 寛政六年。公暇を得て。富士山に登り。其の觀覽せし所の勝概を録して。一冊と爲す。文公取て之を尚古閣雜錄に收めたり。此の他富嶽圖一枚。魯西亞漂流民紀聞一册ありと云ふ。

○鈴木大凡

諱を重宣と云ひ。字を俊卿と呼ぶ。千介と稱し。大凡と號す。又檻泉風詠亭等の別號あり。明和六年。彰考館に入り。文政六年歿す。年七十三。足利傳 凡八卷ありて。文政四年に成りしと云ふ。

常陸名所考

一册あり。其の序文に。文化六年。上公藩に就き。國中を巡行し。民瘼を訪問す。臣重宣も亦駕に従ひて。所謂名所を視ることを得たり。其の所在詳ならざる者は。諸を土人に訪ひ。諸を古老に尋ね。之を篇什に求め。之を俚諺に考へ。且本藩醫伯原子の記録を取り。之を補ふに。諸書を以てし。之を照すに地圖を以てし。編次書を爲す。其の數總計六十有餘。以て冊子となし。以て遺忘に備ふと云へり。

德潤遺事 一册あり。文公の言行を録す。

老子臆解 文化十四年成る。老子道德經を八十一章に分ちて。注解を加へ。上下二卷となす。

朶依陵八幡宮鎮座記 一册。小石川水戸邸の岡上に。八幡神を遷祀せし次第を録す。

智仙院禪尼行狀 一册あり。智仙院禪尼は。文公所生榑原氏なり。此の書は即ち文公の命を奉りて。撰述せし者にて。寛政十二年成る。

天文成象 一册。文化十二年成る。

彰考館地圖 寛政元年成れり。

大凡遺稿 一册ありて。既に刊行す。此の他孫子解四册。風詠集六册。戰國名將傳若干册。古戦一覽。

管蠡。江戸遊覽。三十六花仙。國姓爺傳各一册ありと云

ふ。又大學解。天文開書。海外異聞。酒罪鈔。玄覽問答。秋庭虫語。東園奇勝等の書ありとも聞けり。

○寺門孝寬

諱を孝寬と云ひ。通稱を與一衛門と呼ぶ。明和七年進仕。文政十一年歿す。年七十五。

寺門孝寬筆記

水戸紀年引用書目に見ゆ。又見聞録と云へる著書も有る由なり。

○谷田部東壑

諱を常徳と云ひ。字を子朴と呼ぶ。藤八郎と稱し。東壑と號す。明和八年。彰考館に入り。寛政元年歿す。年五十七。

擊蒙篇 若干卷ありと。碑文に見えたり。

東壑遺稿

文政四年。門人青山雪齋編次して。二卷と爲し。上卷には文を載せ。下卷には詩を收めたり。

東壑筆記 一册あり。西土歴史の鈔出なり。

○原南陽

諱を昌克と云ひ。字を子柔と呼ぶ。玄貞又玄春と稱し。玄與と改め。叢桂亭と號す。安永二年。醫師となり。文政元年。致仕して南陽と云ふ。三年歿す。年六十八。

經穴彙解

凡八卷。享和三年の自序ありて。既に刊行す。藤田幽谷。是の書を以て。古今を商榷し。考據精確なるものとす。

醫事小言

凡七冊。刊刻して。世に布く。

溫泉考

一卷ありて。寛政六年刊行す。

瘦狗傷考

一冊あり。刊行す。

寄奇方記

一冊。安永九年成る。諸家寄送の藥方を収録せしものなり。文化十年の自跋に。余少壯より記す所の寄奇方記は。家居の常務なりしに。何人にか偷み去られ。悵然として。之を廢する。殆ど十年所たまた。常南羽生玄翁來訪。談此の事に及ぶ。生去塾の日。嘗て一本を寫し置きたりとて。則之を寄せ來れり。然れども。生去塾の後。加ふる所亦少しとせず。今見存する所。蓋し什が六七のみ。嗚呼余老いたり。今より後。記

叢桂亭隨筆

若干卷ありと云ふ。

三喜直指篇

三冊あり。叢桂偶記を按ずるに。此の他述作する所。脚氣篇。痘瘡策。百金錄。

藥語叢記。西遊雜記等あり。又傷寒論夜話。產論經驗。產論翼治驗等も亦其の著す所なりと聞けり。附言。南陽老人は余が祖父の師事せし所なり。祖父諱は子孝。宗順と稱す。故に少く其の學行を傳聞することを得たり。南陽は。甲斐の猛將原加賀守昌俊の裔にして。不羈豪邁の人なり。西遊して京師に至り。山脇大鑑賀川子玄等に就きて。醫術を修め。業成りて家に歸るの日。四方治を請ふ者。絡繹相踵ぎ。門前常に市をなせりと云ふ。其の治を施すや。貧氓賤戸を先にし。診視懇到。毫も其の報酬を求むるの念あらざりしとぞ。是に於て。南陽の名聲。遐邇に喧傳し。從ひて業を受る者三百人。南陽活人の術を懐き。刀圭を把りて。生死を方寸の中に決し。三百の門生を臂便して。邪を攻め毒を逐ひ。危を持し。難を救ひ。嘗て遺策あることなし。恰勇將猛士の妖邪を殲滅して。嚙類なからしむるが如くなりしと云ふ。小宮山楓軒。其の碑文を撰びて。太平の一將と稱す。亦故ある哉。

す所幾ばくもあらず。而も見聞する所。豈空しくすべけむやと。又更に稿を構へつと云へり。

叢桂偶記

凡二卷。寛政十二年刊行。門生大谷恭。卷末に書して云ふ。吾南陽先生の學。廣く群籍を搜羅し。苟も醫事に裨益ある者は。後世の書と雖も。取りて以て參考に備へ。批牒を綴揚し。鏗鏘を淘汰し。用力の久しき。瞭然として發明する所多し。此の篇の如きは。先生三餘の間。自其の見聞する所を録したるものなりと。藤田幽谷の序に。余幼にして多病。醫藥を絶つ能ず。屢南陽先生原君の刀圭を煩せり。因て其の叢桂亭に來往する。此に二十年。故を以て。其の門人子弟。余が面を識らざる者なし。先生近ごろ叢桂偶記の作あり。門弟子相共に繕寫校刻。將に以て世に公にせむとし。來りて序を余に屬す。余が曰。先生の醫に於ける。既に三世の業を傳へ。西京師に遊び。聞見益廣く。焦神極能。夙に國手の譽を播く。今其の著書を刻す。何ぞ必ずしも。腐儒小生。余が如き者の稱述を假りて。名高の資とすべき。子等過てり。云々とし。經穴彙解等の大書を閱きて。此の書を刻するは。先後を失ひたる由を論じたり。

砦草

一冊。刊行す。文化元年。立原翠軒の小序あり。世人鑑函中宜しく具ふべきの書なりと云へり。

解毒奇効方

一冊。叢桂亭隨筆中の一にて。分ちて湯液。丸散。傳洗の三篇とす。

○森士行

諱を篤恒。字を士行と呼び。通稱を藤十郎と云ふ。安永二年。彰考館に入り。文政元年歿す。年六十九。

本朝五曆法

凡二冊。本邦にて。元嘉儀鳳大衍九紀宣明の五曆を採用せし所以を録し。一々其曆法を推歩して。之を掲げたり。

上古曆草

凡八冊。中根元圭の考説によりて。元嘉曆採用以前の曆日を推歩せしものなり。

日本史天文錯誤考

一冊。史稿中天文の錯誤を擧げて。之を考訂せしものなり。此の他命を受けて編修する所。曆志の草稿あり。

○長久保赤水

諱を玄珠と云ひ。字を子玉と呼ぶ。源五兵衛と稱し。赤水と號す。多珂郡赤濱村の人なり。安永六年來仕。彰考館に入り。元和元年歿す。年八十五。

東奥紀行

一冊あり。寶曆十年。奥羽の地に遊び。經歷せし所の通邑大都山野河海の形勝を録す。其

の巻尾に。探北越七奇記を附載して。寛政四年に刊行す。

安南國漂流記

一冊。明和二年。多珂郡磯原村の漁父六人。暴風に遇ひ。漂流して。安南に至り。同四年。清船に助けられて。長崎に歸りし始末。及安南に在りて見聞せし風土人情を聞くに隨ひて。筆録せしものなり。

長崎行役日記

一冊。磯原村の漂流人を迎へむとして。明和四年閏九月五日。江戸の水戸邸を發し。十月十二日。長崎に至り。滯留五日。十二月四日に及びて。江戸邸に歸りしまでの日録なり。

常北見聞

一冊。多珂郡手綱車友部三城の舊事を録して。其の名所古蹟等に及ぶ。

農民疾苦

寛政中。藩主に上りし書にて。一冊あり。

禮記王制地理圖說

一冊ありて。天保十年刊行すと云ふ。

日本輿地路全圖

一枚。安永八年刊行す。柴栗山の序あり。長久保千玉。好みて地理を研し。西は肥。東は奥に至る。躬略能く其の地を跋涉して。居常圖を歩障に貼し。之を座側に置き。凡そ雲遊僧人客商行旅の。其の門に至るものあれば。必ず延いて飲食せしめ坐を障前に與へて。其の郷里及所歴の山川城邑道里險夷を指問し。其の或は圖記を裝齋する者は。必ず請て

之を出し。證するに己が親しく觀る所。及載籍の記する所を以てし。參伍考究積む事。二十餘年にして。此の圖を爲す。余嘗て試に叩くに余が熟する所の地界を以てす。千玉爲めに其の迂直背向險易沃瘠と。風俗の淳漓舟車の通塞とを説き。歴々席上に指畫して。皆其の委曲を盡し。毫釐を謬らす。余因て益其の他の苟もせざるを信す。云々。と云はれたり。後又増補訂正を加へ。文化八年。再び刊刻せしものを以て定本とす。

清廣輿地全圖

一枚。既に刊行すと云ふ。

唐土歷代州郡沿革地圖

一帖。天保六年刊行す。清國海陸道程圖。及禹貢九州。

周職方氏

春秋列國。戰國七雄。秦三十六郡。西漢州郡。東漢州郡。三國州郡。兩晉南北朝。唐十五道。明一統の十一圖を挙げ。附するに亞細亞小東洋の圖を以て。西土歴史を披閱する者に便ならしむ。

地球萬國輿地全圖

一枚。刊行す。

地球萬國圖說

一冊あり。

五常圖解

一冊ありて。寛政三年成る。

月道古說辨

一冊あり。此の他文公の命を受けて。地理志稿の撰あり。其の私著には。天文管窺鈔。儒佛辨。清樸唱和集。以上赤水本草。赤水雜錄各一冊。蝦夷松前全圖以上近代飛彈國圖。琉球全圖。朝鮮

全圖。安南漂流海上圖。和蘭新譯地球圖各一枚。關東海道考。關西海道考。諸國產物記。年貢考。安永四年廟碑考。古史通大意。茶經標注以上等の書ありと云ふ。

○菊池南洲

諱を重固と云ひ。字を子厚と呼ぶ。平八郎と稱し。南洲と號す。柴野栗山の門人なり。安永八年。彰考館に入り。寛政十年。總裁に進み。文化元年致仕。五年歿す。年五十八。

鎌倉英勝寺住持職事考 一冊。館本出所考に見ゆ。

○小宮山楓軒

諱を昌秀と云ひ。字を子實と呼ぶ。造酒之介と稱し。次郎衛門と改む。桂軒の孫にて。立原東里の門人なり。天明元年。彰考館に入り。後郡奉行に遷り。天保九年致仕。楓軒と云ふ。十一年歿す。年七

垂統大記

天保十年成る。凡七十二卷。凡例目錄引用書目各一卷を加ふ。其の體裁は。明の何喬名山藏に倣ひ。篤烈。成勳。繼述。分藩。速戻。壺範。倪妹。百斯。因親。極武。推戴。歸順。勳封。欽承。臣林。忠烈。孝友。烈女。儒林。術藝。果空。倡亂。職方。職方外の二十四記に分ちて。徳川家創業守成二代主従の事跡を録す。其の引用書一千二百八十一部の多きに至る。烈公遺錄の序文に。先君武公。嘗て立原高小宮山昌秀に命じて。神祖以來歷代名君良佐の言行事蹟を輯録せしめし。其の書未だ成らずして。公即世。萬も亦物故せり。予公の遺志を繼ぎ。更に昌秀に命じて。其の業を卒へしめ。名づけて垂統大記と云ふとあり。立原小宮山二老以外。此の書の編修に與りしは。菊池武貞。飯村港。村田正定。藤田貞正。石川清秋等なり。

垂統記事

一冊。寛政四年成る。徳川家親氏以上の事實を録す。

楓軒史料

文政元年成る。垂統大記編修の材料として。徳川將軍及侯伯士庶人の碑誌傳記等を集め。分ちて七十三卷と爲す。別に目錄一卷を加ふ。

楓軒史料二集

文政十二年成る。凡二十冊。目錄一冊を加ふ。即ち初集に漏れたるものを集めたり。

盈篋錄

文政十三年成る。凡四百二卷。目錄一卷を加ふ。烈公の序文に。垂統大記引用する所の書籍。凡數百部。鈔錄采輯。堆積充棟。因て昌秀に命じて之を編次し。盈篋錄と名づく。嗚呼此の書や駁雜なりと雖も。歴代の美事。蒐羅せざるはなし。觀る者孰か感激せざらむや。即ち婦人孺子も。亦能く繙閱せば。裨益なしとせず。故に原文に準據して。以て誦讀に便ならしむ。と記し給へり。

續盈篋錄

凡一百十四冊ありて。前編に繼ぐ。大典質疑 凡八冊。垂統大記編修につき。往復論難せし諸家の手簡を集めたり。

西州投化記

凡三冊。文化九年成る。其の卷首に曰。秀奪て彰考館に在りて。校史の事に與り。旁く群書を涉獵し。漢唐諸蕃投化の人あれば。隨筆鈔書積みて若干冊を得。名づけて西州投化記と云ひしが。丁卯四年の火に。烏有に屬せり。今重ねて前書を修めんと欲するに。寒郷書に乏しく。什が一をも得る能はず。加之事務紛鬧。收録次なし。將に來日の整正を俟むとす。

重修投化記

凡九冊。投化記を補訂せしものなり。元寇始末 一冊。天明七年成る。六十餘部の書を引證して。蒙古襲來の始末を詳にす。

異稱日本傳補遺

曹大埋集。太平清話等十九部の書を引き。松下見林の異稱日本傳に漏れ

たるものを増補して。一卷と爲す。

水府志料

又水戸領地理志。或は御領中地理志とも稱す。凡十六卷。別に序目地圖一卷を加ふ。文化四年江戸幕府。諸藩に令して。封内の風土物産舊聞異事を録せしむ。是の時水戸に於ては。楓軒翁藩命を奉りて。編纂の任に當り。一書の體裁を定め。國によりて郡を掲げ。郡に就きて村を別ち。其の廢置分合。境界廣狹。戶數人口。山野河海。古事舊蹟。名家豪族等より。陸産海物に至るまで。備さに搜索を加へて。一書を爲す。之を水府志料と云ふ。附録五十冊。文化十一年成る。志料に漏れたる者。及常陸一國に關する舊記雜說等を輯録す。又續録十冊ありて。附録に漏れたる者を輯む。

水城金鑑

文政十二年成る。垂統大記編修の次。家乘舊記を閲し。事の水戸に關する者あれば。隨て輯録し。分ちて四十二卷と爲す。後又補遺六卷を加ふ。

水戸城考

一冊あり。事蹟雜纂に收めたり。

耆舊得聞

一冊。文政元年成る。開卷題して。彰考館諸彦の事蹟。河合止修の録せる史蹟舊話あり。今其の遺せるもの。一二を筆す。先輩の事蹟。こゝに止るにはあらず。其の姓名字號職録の如き。史館名簿ありて詳なり。又年次前後は。史林年表あり。故にこゝに略すと云へり。附録八冊あり。其の卷首に。得聞稿畢るの後。書を讀みて。事の先輩に渉るものあれば。即ち鈔出

して。他日の參考に備ふと云へり。

史林年表

凡三卷。天明七年成る。其の書初に年號を掲げて。彰考館總裁。編修。物書。管庫等の姓名を。順次列載し。任免賞罰賜等を分注し。上は寛永十二年に起り。下は天明六年に終る。後人加筆して。文久元年に至り。併せて六卷となす。

威公年譜

一冊。文化十四年成る。五十七部の書を引用して。威公の言行を録す。探餘一冊あり。年譜に載する能はざる逸事を輯む。

義公年譜

一冊。三十五部の書を引證して。義公の言行を録す。探餘一冊あり。

徳潤遺事増補

凡二冊。文政十年成る。鈴木大凡の徳潤遺事を増補せしものなり。

朱文恭遺事

八冊あり。空積澹泊の著と。同名異書なり。

常陸三家譜

凡八卷。文政十二年成る。即ち大掾江戸佐竹三氏の系譜なり。

吉田神社考

一冊。水戸吉田社の事蹟を録す。其の書項目を分ちて。鎮座。第三宮。名神大。神位。社領。宮司。社務。預所。田所。定使。地頭。神宮寺。天神宮の十二と爲す。

農民懲誠編

一卷ありて。文化五年成る。天明三年の凶荒。鈴木武助農諭の遭厄事實を録し

て。後誠と爲す。

農政座右

凡四卷。文政十二年成る。國郡。職役。田圃。歩段。租稅。稻穀。帳簿の七目を掲げ。農政に關する事實を。古今の書に就きて輯録せしものなり。後明治二十年。水戸先哲叢書中に收められて。活刷成る。

楓軒偶記

凡六冊。聞くに隨ひ。見るにつけて。書き集めたるものなり。

楓軒記談

凡十餘卷ありて。自見聞せる所の奇説珍事を集録せり。

楓軒文書纂

數十卷ありと云ふ。余が見たる所は。僅に白河結城文書一部のみなりき。

小宮山氏家集

凡三冊。小宮山氏父祖三代の詩文集なり。

小宅氏存簡稿

凡二卷。寛政二年成る。此の名は蓋王宅氏に就きて。其の家藏を搜り。小宅氏譜牒。並に重治生順重治が子忠の詩文。乃其知友應酬の詩賦簡牘數篇を得て之を輯録せしものなり。

日本史人名鈔

一冊。神武帝より持統帝に至るまでの人名を。鈔録せしものなり。

日本史異名鈔

一冊。紀傳に出でたる人名の異稱を舉げて。其の下に本名を分注せり。此の他述作する所。水戸地名考。赤人考。良公就藩記。郡官

轉除例。郡官年表。九族圖考。落英摺。歐魚表各一册。
黃簡編。師貞吉記。近聞復讐記。井田集覽。多能。浴温
泉記。三量管見。消問錄。實寶錄各二册。天保年記。御
三家記。郡廳掌記各三册。護草小言。皇事記。楓軒文稿
各五册。船渡西域記七册。燕石錄八卷。閱書日錄四册。楓
軒叢記十四册。懷寶日牘十五册。珠塵廿一册。貫針錄廿
七册。貫針續錄廿八册。楓軒年錄五十二册ありと云ふ。
又憲法記一册。文化四年成り。江戸日記一册。天保八年
成り。旌表錄。御陵記各一册。八代考證九册ありとも聞
けり。

○小澤蘭江

諱を政敏と云ひ。字を叔通と呼ぶ。多門
と稱し。蘭江と號す。初め大場南湖に學
び。後山路之徴に師事す。天明元年。彰
考館に入り。七年歿す。年三十三。
算法指南 一册ありて。安永六年成る。
算壽白好術 一册あり。
宋元嘉曆見行草 一册。天明六年成る。
蘭江隨筆 一册ありと云ふ。

○高橋坦室

諱を廣備と云ひ。字を子大と呼ぶ。又一
郎と稱し。坦室と號す。長久保赤水の門
人なり。天明六年。彰考館に入り。文化
三年。總裁に進み。文政六年歿す。年五
十三。
長久保赤水爲學入門鈔 一册あり。一名を正道訓と
云ふ。赤水翁爲學の方を輯
録せしものなり。
坦室雜錄 一册あり。修史に關する事を輯録せり。

○石川桃蹊

諱を久徴と云ひ。字を伯誠と呼ぶ。久次
衛門と稱し。桃蹊齋又箕水と號す。天明
七年。彰考館に入り。天保八年歿す。年
八十二。
水府地名考 天保五年成る。水戸府下の地名沿革を考
證せしものにて。四卷あり。第一二は上
町。第三四は下町の部なり。其の卷首に題して。友人高

倉胤明。温故錄寺社便覽二編を著して。水戸府下の地理
事蹟。詳なるが如しと雖も。未だ盡せりとせず。今其の
煩きを刈り。足らざるを補ひ。初に府下に入る道路。古
今の沿革を記し。次に上下の町を分ち。次に諸士小路と。
商賈の居る所を分ち。町名の依て起る所を考へ記せり。
と云へり。

桃蹊雜話

凡八册。寛政二年成る。其の凡例に。此の書
は。威公以來。御代々の偉業は。云ふに及ば
ず。大夫士庶人に至る迄。嘉言善行。或は圓諍奇談。見
聞の及ぶ所を記す。義公御行狀の如きは。桃源遺事に詳
なれば。敢て贅せず。其餘の異聞を記すのみと云へり。

常陸郷名考

一册。和名鈔常陸郷名の考にて。事蹟雜
纂に收められたり。

箕水漫錄

凡七十餘卷ありて。家に藏すと云ふ。

税法私考

凡二册。水藩收税の法を考へたり。

職官私考

水藩の官名職掌を考へしものなり。と云へり。

東百官考

一册ありて。天保六年成れりと云ふ。

井蛙閑談

一册。天保四年成る。野老の言に託して。民
政の意見を述べたり。其目は。村役人を撰ぶ
事。奢侈を制する事。田島井山林賣買の事。神社佛寺寄
進の事。他所參詣を禁ずる事。農を勵す事。媒妁人の事。
小割付錢改の事等なり。書成りて烈公に上る。公之を郡

官に示す。其の詞に右石川久次衛門心付の由にて。指出
し候處。尤なる義も有之候故。役所へ預け置候也とあ
り。

増補本朝姓氏類纂

一册。丸山活堂の姓氏類纂を増
補せしものなり。

姓名類林

凡五十二册。近古の記録に就きて。人名を鈔
出し。伊呂波四十七音を以て部類せり。

石川久徴筆記

一册あり。其の目次は。五人組の事。
奢を制する事。子を不學を禁ずる事。

育子貧民を足す事。分家する者の事等なり。此の他常陸
郡郷考。常陸人名考。箕河故實記聞。穿砂金石考。久徴
隨筆。幽谷遺談等の述作ありと云ふ。

○藤田幽谷

諱を一正と云ひ。字を子定と呼ぶ。熊之
介と名づけ。與介と改め。更に治郎左衛
門と稱し。幽谷と號す。立原東里に學ぶ。
天明八年。彰考館に入り。文化四年。總
裁に進み。文政九年歿す。年五十三。

修史始末

凡二卷。寛政九年成る。初め修史略と云ふ。
大日本史編修の次第を録して。一々論斷を下

せり。門生岡崎槐陰云。修史始末は。藤田先生江邸寓居の日。録せし所なり。古今を涉獵し。衆議を考究して。復餘蘊あることなし。上は正保乙酉に起り。下は寛政丁巳に至る。其の間一百四十二年。修史の始末に於て。燦然掌を指すが如し云々。川口綠野云。舊僚友藤田子定。嘗て修史始末を著し。國史編纂の事を記す。綱擧り目張り。簡にして悉せり云々。以て此の書の大體を知るべきなり。後大日本史後附に收められて。活刷既に成る。

二連異稿

一冊あり。其の題號は。孔子家語に子貢の言を擧げて。小連大連善居喪。其有二異稱乎とあるより出でたるなり。門人曾澤正志。此の書に序して。我藤先生。年十八。親の喪に遭ひ。葬祭禮に備ふ。然れども。五旬にして吉に就くは。政令の限る所。俯して従はざるを得ず。而して私に心制を持し。家居苦に寝ね塊を枕にし。宴會を避け。慶弔を絶ち。詔語を作らず。酒肉を御せざること三年なりき。安時に幼稚。其の朝夕の奠を視るに。戚容人を動し。心なき童蒙も。亦見るに忍びざるものあり。今を去る五十年。尙ほ其の宛然目にあるを覺ゆ。先生喪に在りて。禮を讀むの餘。古人居喪の善者を編次し。喪制の得失を論著して。二連異稱と云ふ。其の意蓋し澆季の薄俗を矯め。人子をして。自致さしめむと欲するに在り。と云へり。友人櫻井龍淵は。卷尾に書して。之を讀みて泣かざる者は。孝子に非るなりと云

へり。後先哲叢書に收められ。活刷して世に行ふ。一冊あり。藤衣は古喪服の名なり。先生親の喪に在りて。古歌の居喪に關するものを輯録し。二連異稱を編むの料に備へしもの。即ち此の書なり。後二連異稱の尾に附して。之を活刷す。

鳴呼二連異稿。今世の志士。能く之を讀む者あるか。志士學人。讀み且つ解して。能く之を實行する者あるか。余未だ今世の人士。能く之を行ふ者あるを聞かず。故に父母三年の喪は。敢へて今人に望むを得ず。然らば王制周期の喪は如何。之を今人に責むるの難きを知らず。然らば五十日の忌一年の服は如何。五十日の忌一年の服は。戰國の餘習にして。王制仁厚の意に非ずと雖も。既に天下の通喪たる上は。賢者も俯して之に従ざるを得ず。不肖者も企て。之に及ばざるを得ず。然るに。今日官府の例。七日にして奪情被起の事あるを以て。味者直に七日を忌期と考へ。五旬を待たずして。宴會に臨み。酒肉を御し。聲樂を擧げ。毫も哀戚の容あるを見ず。其の甚しきは。朝に哭して夕に笑ひ。昨日父を葬りて。今日宴席に臨み。今日母を喪ひて明日聲樂を起す者あり。夫れ五旬の喪は。減殺の極なり。然も猶行ふ能ず。七日奪情は。不得止の例なり。然も猶守る能ず。風俗の澆季。人情の薄惡。何ぞ一に此に至

れる。嗚呼二連異稱藤衣。三年の禮。周期の喪は。既に實行の難きを知る。唯五旬の喪は。朝廷未だ之を廢するの令あるを聞かず。故に人若し三年父母のの懐に在るの恩を忘れずとせば。五旬の喪は。一日も減殺せずして。嚴行せられむことを望むなり。若し止むを得ずんば。心制にても可なり。苟も義公以仁厚の國俗に養はれながら。刀筆俗吏の七日就吉に倣ふ者あるに至りては。これ豈痛嘆の極ならずや。刀筆俗吏。もと道義を論ずるに足らず。然らば世上所謂教育家に依り。其の力をかりて。此の類俗を矯正せむか。曰否。喪制の行はれざるは。世の教育家與りて大に力あり。一學校あり。其の校規に。學期試験に闕席するものは。更に試みざる者とすと見えて。學生若し不幸にして。父母の喪に遭ひ。試験を闕く時は。假令其の成績は優なりと雖も。其の品行は修れりと雖も。猶も舊級に止りて。一年の日子を徒費せざるを得ず。下級に屈して一年の日子を空過するは。學生の最艱苦する所なり。故に學生等。名教の罪人たる事をも忘れ。昨日母を葬りて今日學校に至り。今日父を喪ひて明日試験を受ける者あるに至る。嗚呼か。る名教の罪人たる學生は。教職の容るる所となり。及第の榮を受くることを得て。得意の色をあらはし。謹て父母同極の恩を思ひ。疾痛悲哀。喪紀禮に循ふ者は。學校の退くる所となりて。

- 落第の辱を蒙り。人後に立たざるを得ず。故に修身科ありて。道義を講ずるも。これ徒法のみ。古老先生ありて。循々彝倫を説くも。亦これ徒説のみ。修身科の講ずる所。古老先生の説く所。皆一規則の爲に破壊せられて。無用の空言となる。夫れ父母に薄き者は。必ず君に薄きものなり。父母に孝ならざる者は。必ず君に忠ならざるものなり。嗚呼此の薄行の子弟等。漸く國內に滿つる時は。民風焉ぞ仁厚なるを得む。國俗焉ぞ薄惡ならざるを得む。是れ即ち喪制の行はれざるは。世の教育家。與りて力ありと云ふ所以なり。
- 勸農或問 二卷。寛政十一年成る。水藩の民政に就き。修情。兼併。力役。横斂。煩擾の五弊を論辨して。其の改革の方法を講明せり。後明治二十年。水戸先哲叢書中に收めて。活刷す。
- 惟宗氏族考 一冊。群書を搜索して。事の惟宗氏に關するものを集めたり。
- 舜典二十八字考 一冊。尙書舜典の首なる二十八字は。後人の操人にて。一篇の堯典なる由を考證せしものなり。
- 孝經孔傳辨 一冊。古文孝經孔安國の傳を論辨せしものなり。
- 熊澤伯繼傳 一冊あり。自其の卷尾に書して。熊澤伯繼は。王佐の才を抱きて。位陪臣に過ぎ

す。經世の略ありと雖も、之を本朝に施すこと能はず。猶は能く區區の備を以て。政を立て。教を成し。世に傳ふ。後の學者、皆其の平生の志に酬ゆるに足れりと稱す。それ然り。豈其れ然らむや。屠牛の刀。之を割鶏に試るなり。盛名處りがたく。身は讒を以て廢す。悲いかな。夫れ賈生は。孝文の時に容れられず。而して其の治安策は漢の世を終ふるまで。皆驗あらざるはなし。伯繼既に歿して。其の言尙立つ。斯の名朽らざるに足れりと云へり。

幽谷封事

凡四冊。其の第一は。寛政九年。文公に呈したる封事にて。議論抗直。頗忌諱に觸れ。不敬に坐して。職を奪れたりと云ふ。第二第三は。通俗文にて。武公に呈したる書。凡十一通あり。第四も通俗文にて。哀公に上りし書。凡十六通あり。

幽谷遺稿

四冊あり。文集なり。

幽谷詩集

一冊。此の他梅巷筆叢十冊。幽谷雜記十二冊ありと云ふ。

○兩宮端亭

諱を廣安と云ひ。通稱を又五郎と呼ぶ。天明八年進仕。天保三年致仕して。端亭

と號す。尋で歿す。年七十四。

美知久佐集

一冊。文化三年成る。郡奉行として部下巡視の次。邑里の故事。山河の形勢等を。筆記せしものなり。

兩宮端亭筆記

水戸紀年引用書目に見ゆ。

御城圖

一枚。水戸城池の圖なり。文化九年。谷鬼谷と共に。命を受けて。藩府所藏大城舊圖に據り。其の地を按行して。方位を測量し。以て此の圖を爲す。

水戸諸士宅地圖

一枚。文化九年成る。身荷も士籍に列したる者は。一と漏るることなく。其の氏名を記載して。何某は某町の何處に居るかを明にせり。

水戸封内圖

一枚あり。水戸御領中全圖とも云ふ。享和二年成る。水戸領内郡村の經界を。彩色によりて區別し。其の四圍に村名沿革。驛路里程。社寺。朱印地。名勝古蹟等を記したり。此の他松岡郡圖。南郡圖説。端亭漫錄等の述作ありと云ふ。

○長久保陽谷

諱を中行と云ふ。隆軒と稱し。多左衛門と改め。陽谷と號す。赤水の姪なり。天

明八年。仕へて彰考館に入り。寛政八年歿す。年四十九。

東奥紀行標注

一冊。赤水翁の東奥紀行を校訂して。標注を施し。圖畫を加へたるものなり。此の他繪扇鶴傳一冊ありて。産論翼をも校訂したりと云ふ。

○櫻井龍淵

諱を安亨と云ひ。字を君節。又通卿と呼ぶ。彦之允と稱し。龍淵又居易堂と號す。立原東里の門生なり。寛政二年。彰考館に入り。文化二年歿す。年四十。

居易堂遺稿

水戸紀年引用書目に見ゆ。此の他命を奉りて修むる所。天文志稿一冊あり。藤田幽谷。其の序論を作る。

○藤田北郭

諱を貞正と云ひ。字を子師と呼ぶ。將監又主書と稱し。北郭と號す。立原東里の

門生なり。寛政三年進仕。天保十年致仕して。晴軒と云ふ。弘化三年歿す。年七十三。

廣島紀聞

一冊。安藝廣島淺野侯藩治の概略を書す。即ち藝藩人小徑源左衛門の語る所なり。

御國中古事記

凡二冊。享和二年。文公其の卷末に。寺社奉行所舊藏西山公親筆批答。及侍臣代書する者。數十通。肅公批答一通あり。蓋し當時祠官寺僧の進退轉除。官吏胥議して。決を公裁に仰ぎしものなり。藤田貞正。其の久しくして散佚せむことを恐れ。之を朝比奈泰宜に告ぐ。泰宜之を聞きて命を貞正に傳へ。工をして修裝せしむ。夫れ先公の。意を治體に用ふること。細大遺さず。識鑑明徹。是に於て其の一端を窺ふべし。而して吾人の鑑する所。亦茲に在り。豈敬重せざる可むや。遂に數語を録して貞正に附す。と記し給へり。

藤田北郭見聞錄

水戸紀年の引書に出づ。收蓄待用 十二冊ありと云ふ。

寺社御朱印並御手札帳

一冊。又家語遺聞一冊ありと云ふ。

○岡本祐躬

諱を祐躬と云ひ。通稱を小兵衛と呼ぶ。寛政三年進仕。文化十三年歿す。年六十二。

水府武術傳系

凡二卷。享和二年。藤田幽谷。其の巻尾に書して。昔人云ふ。源遠して末益分ると。今の武藝是なり。我水府の建つや。二百年に幾し。先師の傳ふる所。子弟の習ふ所。兵法軍令より。射御刀槍諸技に至るまで。各門戸を立て。別れて敷流なる。是を以て。有志の士。古を温ねて新を知らんと欲せば。其の淵源を究むることなくして。それ可ならむや。小兵衛岡本氏。夙に技撃を嗜み。專攻深造。餘力の及ぶ所。旁く搜りて博く稽へ。乃述べて此の譜を爲る。水府武藝の傳。開卷了然。諸を掌に指すが如しと云へり。

○三村舉賢

諱を舉賢と云ひ。通稱を傳左衛門と云ふ。寛政三年進仕。文化十一年歿す。年六十。凡二十一卷。安永より文化に至る四十餘年間の日録なり。

○川口綠野

諱を長孺と云ひ。字を嬰卿と呼ぶ。三省と稱し。助九郎と改め。綠野園と號す。寛政五年。彰考館入り。文化五年。總裁代役となり。十二年總裁に進む。天保六年歿す。年六十三。

征韓偉略

凡五卷。天保二年刊行す。本邦及漢韓の書數十部を引用して。豊太閔征韓の始末を詳録せしものなり。

臺灣鄭氏紀事

凡三卷。文政十一年刊行す。其の書哀を搜索して。明末鄭成功の偉績を録し。其の子孫に及ぶ。自巻尾に書して。此の書慶長十七年辛酉に起り。元祿十三年庚辰に終る。事は諸書に根據し。必ず其の確實を期し。行文の如きは。會粹錯綜。務めて刪潤を加へ。其をして次序あらしむ。專鄭氏に係くと雖も。傍明末の事に及ぶ。凡八十有餘年間。治亂盛衰興廢の故。天命人心去就の際。蓋し觀省す可きものあり。と云へり。

三朝寶訓

一册。文化三年。東照公及台徳大猷二公の嘉言を輯めて。十五條に分ち。間論斷を加へて。武公に上りし書なり。

○大橋得山

諱を順正と云ふ。初名永吉。又斧八郎。後五百右衛門と稱し。得山と號す。寛政三年進仕。天保十三年歿す。年六十八。大君御行狀録。文公の言行を録せしものなりと云ふ。

○大竹雲夢

諱を親從と云ひ。字を子虚と呼ぶ。興五兵衛と稱し。雲夢と號す。寛政五年彰考館に入り。天保元年致仕。長嘯と云ふ。二年歿す。年六十八。

楠參議事蹟考

一册あり。日本史稿本。嘗て花營三代記。愚昧記等に據り。楠正儀を晩節全がらすとして。將軍家臣傳に收めたるを遺憾に思ひ。諸家の記録文書を搜り。晩年南朝に歸參したる事實を發見し。其の深意の存する所を考證して。校史の參考に備へたるものなり。

皇子傳考書

享和二年。日本史皇子傳義例校例及皇子順序等を考へて。一卷となし。石川久微小川義上所録の考書二卷をも加へたり。

史館事記

一册。文政十一年成る。彰考館編修の難事を録して。文化三年に起り。同八年に終る。後大日本史後附に收められて。活刷已に成る。

本朝食祿志

一册あり。食貨志稿編纂の料なるべし。卷首に本紀侍讀之間。御疑問之扣。戊午正月。侍讀退録。川口三省録と見ゆ。戊午は寛政十年なり。文公大日本史を讀ましめ。疑問ある毎に。奉答せし筆録なり。余が見し所僅に一册を存す。

覽史下議

一册あり。文公親しく史稿を閲覽して。疑義を指摘せしを。是非奉答せし書なり。

續編稿

一册あり。

紀元通覽

一册。享和二年成ると。修史復古紀略に見えたり。

祭祀議

文化十四年成る。水戸家廟祭の儀を。諸學士の議したる。其の書類を纂めたるものにて。余が見し所。第四の卷一册のみなり。

神泉苑奇遇記

一册。文化四年成る。史館事記云。北虜蠢動。邊境騷擾。長孺上疏を草し。上らむと欲して果さず。神泉苑記を作り。孟浪の説に托して聊時世に及ぶ。と云ふ。

琉球傳

史館事記。文化四年の條に云。去歲冬。琉球來聘。因て琉球傳を著す。

齊桓公軍談 史館事記に。文化四年、齊桓公軍談を著し。翌年之を儲府に上るとあり。

綠野園隨筆 一冊あり。雜錄なり。

綠野園聞見錄

一冊。自見聞せし所を筆記したる物にて。讃岐英公傳琉球樂器考等も。此内にあり。此他命を受けて撰録する所。食貨志稿十二卷あり。其の私著には吟風騁月。新撰清朝名家小傳各一冊。藝苑小説二冊。綠野文鈔若干卷ありと云ふ。

○津田信弘

諱を信弘と云ひ。通稱を右中と云ふ。寛政五年進仕。文政二年歿す。年七十。

見聞續集附録 二冊あり。文化八年成る。

○青山雲龍

諱を延子と云ひ。字を子世と呼ぶ。量介と稱し。雲龍又拙齋と號す。寛政六年。彰考館に入り。文政六年總裁となり。天保十四年歿す。年六十八。

皇朝史略

初日本史略と云へり。凡て十二卷。文政九年刊行す。龜田鵬齋云。青山子世。嘗て黃門公の史によりて。要を撮み。詳を汲み。皇朝史略一書を勸成す。體裁は編年により。筆削は公議を宗とす。叙事高古精緻。務めて繁縟を剷り。一に簡質に歸す。展覧の間。歴世の治亂成敗。人臣功罪の蹟。典章文物。因革損益の大。衆然として諸を掌に指すが如し。云々。朝川善庵の云ふ所。亦大抵此の如し。然れども。小宮山楓軒の紀談には。皇朝史略板行にて。貧學の嘉惠なり。されども。大藩の史。天下渴想の者。既に一欄に染めて。望み薄きが如なるべし。本史板行以前に。略あること。何とも心得がたき事なり。と云へり。

續皇朝史略

凡五卷。天保二年刊行す。應永より慶長に至る一百八十年間。治亂興廢存亡盛衰の迹を録して。正編に繼ぐ。

明徴錄

凡十卷。文化六年成り。明治三年刊行す。東照公及台徳大猷二公の嘉謨微猷。宗室良臣の言行を録して。後嗣の鑑戒と爲す。

國史稿

凡五十卷ありと云ふ。

國史補遺

一卷あり。その巻端に。余頃日六國史。及榮花物語。古事談。十訓鈔。今昔物語等の書を歴覽して。國史諸傳に逸する所若干事を得たり。此に筆して。補遺に備へ。進止を取ると書し。卷末に丁亥の冬

文政十年江邸火あり。館閣の藏書。悉く灰燼となる。此の書も亦災に罹れり。余之が爲に罔然措を失ふ。明年春。本邸役夫を課して。灰土を糞除す。是に於て遺餘の數卷を溝中に得たり。斯書も亦存せり。余驚喜に堪へず。手自糊補して。竟に完書と成すと云へり。

武公遺事

一冊。文政二年成る。武公の言行を録す。明治廿五年活刷。世に布けり。

侍座記言

一冊ありと云ふ。

文苑遺談

凡三卷。活刷成る。人見卜幽以下史臣數十家の言行を録す。

文苑遺談續集

一卷。立原翠軒以下數家の言行を書して。前集に繼ぐ。活刷亦成る。

詞林摘英

凡六卷。彰考館先賢の遺稿を搜り。其の詩文を撰びて。輯録せしものなり。

蕃船記事

一名を筆談御用日記と云ふ。一卷あり。文政六年。蕃船屢常海に出没す。先生筆談の命を受け。那珂港に至り。夷情を觀察したる始末を録す。

左傳杜註止誤

凡三卷ありと云ふ。

伐柯錄

凡二卷ありて。好學。知人。納諫。愛士。節儉の五目を設け。往代人君の舉措を録して。文化十二年。之を武公に上る。

文章堂錢譜

凡五卷。凡例曰。余古錢を集むること。今に五十年。漢魏唐宋以下の古錢。種が

たしと稱するもの。一旦完聚せり。厚幸と云ふべし。故に譜して以て。來者に示す。其の子延光書後に書して曰。慶元以降。海内寧謐。四方警なし。好古の士。始めて彼の錢を集む。弄錢者流。遂に天下に遍し。是に於て。古文錢を嗜む者あり。對錢を嗜む者あり。背文錢を嗜む者あり。彼の古錢の我國に湮没せし者。是に於てか出でたり。世の所謂珍奇品。是に於てか備はれり。三家雲起して。鑊を聯ね並び馳せ。迭に優劣を競ふ。是れ亦昌平の一盛事なり。而して。其の盛蓋し元和に肇り。寛政に極まれりと云ふ。家殿少より好古癖ありて。讀書の暇。意を此に留むる幾三十年。適職事を以て。家を江邸に移す。乃錢商に就きて之を購ひ。八年の際。搜索措かず。所謂珍奇なる者。悉く得て之を藏む。既に水戸に歸りて。又今に八年なり。頃者家殿捐奉して。都べて五卷と爲し。名づけて文章堂錢譜と云ふ。

拙齋文集

凡十二卷。小集四卷は嘉永元年刊行す。載する所。文六十九篇。詩一百八十首あり。

拙齋隨筆

凡二卷ありといふ。此他命を受けて編修する處。神祇志稿五卷。禮儀志稿四卷。典服志稿一卷あり。

○谷 鬼谷

諱を忠明と云ひ。字を子陽と呼ぶ。佐之衛門と稱し。揣摩堂と號す。維陽の子なり。寛政六年進仕。文政三年致仕。鬼谷と云ふ。天保三年歿す。年七十六。

尉繚子國字解

青山雲龍其の巻首に書して曰。古今兵を言ふもの數十家。孫吳ケ尤も善しと爲す。而して尉繚子之に次ぐ。然れども。註家互に得失あり。讀者多岐の惑なき能はず。物徂徠孫吳國字解を作りてより。二書盛に世に行はる。尉繚子は未だ之を解する者あらず。讀者之を憾とす。吾友谷忠明。其の先人維揚先生兵家の言に通じてより。君に至りて。益其の先業を修め。其の蘊奥を究め。近者尉繚子國字解を著し。以て初學に授く。予に屬して序を作らしむ。予因りて其書を閲するに。註家の得失を取捨し。古今の事實を商榷し。讀者をして瞭然たらしむ。實に初學の階梯なり。と云へり。

新能布乃多福

一册あり。文政三年。武公在國中の事を録す。

太田村孝子紀事

一册あり。尙古閣考雜錄に收む。此の他軍行錄、餐舍錄、布陣錄、九段

大座備考。當戰考。竹東考。足輕迫合考。五十騎備量考。參考隊舍量數。武田兵法傳系等ありと。筐盈錄の鬼谷傳に見ゆ。

○石川安亭

諱は信順。乙五郎と稱し。安亭と號す。寛政六年。彰考館に入り。享和元年歿す。年二十九。

安亭遺稿 若干卷ありと聞けり。

○白石一如

諱を意隆と云ふ。又衛門と稱し。迷悟堂と號す。寛政七年進仕。文政二年致仕。一如と云ふ。九年歿す。年七十四。

百姓教訓書

一册。享和三年成る。八田郡奉行在職中。部下の百姓を教誨せむとて。之を作り。巡兒の時を以て。二村三村つゝ。老若男女を集めて。讀み聞かせたりとぞ。

家庭舊聞 三册あり。

○埜 一瓢

諱を勝文と云ひ。字を子質と呼ぶ。長次郎と稱し。一瓢と號す。寛政八年。彰考館に入り。嘉永四年。總裁代役となり。五年歿す。年八十。

群書摘要

凡四十卷ありと云ふ。此の他一瓢遺稿ありと云へる者ありと聞けり。

○岡野逢原

諱を行従と云ひ。字を子言と呼ぶ。庄五郎と稱し。逢原堂と號す。立原東里の門生なり。寛政九年。彰考館に入り。享和二年。郡奉行に遷り。文政三年歿す。年四十六。

安寺持方記

一册あり。常陸久慈郡安寺持方二小邑の土風を書し。其の末尾に詩ありて。幽谷深山鳥道通。一畝小邑在其中。乾坤別是人間外。淳朴猶存上古風。と云へり。此の他逢原記聞。逢原換談。逢原文集。逢原詩集。先達碑文各一册。逢原雜覽。逢原風帖。

眞實琢志

一册。文化元年成る。眞實は心なり。心を琢きて。身を立つべき事を論ず。

盈虛論

一册。文化三年成る。盈虚の理を論じて。滿溢を謙め謙損を勤む。

農民制詞

一册。文化八年成る。百姓の常に守るべきこととを。箇條書にしたるものなり。景山文集に。白石眞實眞實盈虚農民三書を著す。皆己を修めて。人を治むる所以を道ふ。と見えたり。

○吉田愚谷

諱を尙典と云ひ。字を子新と呼ぶ。本節と稱し。本助と改め。仁菴又謙齋と號す。立原東里の門生なり。寛政七年。特命を以て醫を罷め。彰考館に入り。天保二年致仕して。愚谷と云ふ。三年歿す。年六十九。

仁菴脈訣

凡三卷ありと。新撰人物志に見ゆ。

飛耳長目

凡二册ある由。又人物志に出づ。此の他玉柳一册。欣遇舎紺珠。常陸名所考等の著述ある由。事蹟雜纂に出づ。

俗語彙譯。經歷雜記等若干卷ありとも云へり。

岡井蓮亭

諱を璵と云ひ。字を子璠と呼ぶ。富五郎と稱し。蓮亭と號す。寛政十年。彰考館に入り。文政九年歿す。年七十六。

制産論

一冊。向古閣雜錄に收む。民産を制して。貧富の懸隔なからしめむことを論著せり。

經筵獻義

一冊あり。書の大禹謨なる人心惟危。道心惟微。惟精惟一。允執其中の一章を講説せしものなり。

周官圖說

一冊。文政二年。哀公の命に依り。周官を圖解して。進りしりもの。即ち此なり。

佛法管窺

凡五卷。文政三年成る。其の序文に。儒の佛を佛とするは。佛の佛とするか。佛の佛を佛とするにあらずして。儒の佛を佛とするなり。或は毀り。或は譽む。徒に其の佛を毀譽するのみ。何ぞ佛と交渉せむ。今予の佛を佛とするもの。又予の佛を佛とするか。抑も佛の佛とするか。予何ぞ知らむ。是を佛法管窺と名づく。予が見る所を陳ぶるなりと云へり。

救民例

凡二卷。上卷は救民。救窮。育幼。配合。養老。恤疾。振乏。救民の八例にて。下卷は富國大憲。及盡田力。盡林力。盡人力。積息材。觀時變。轉輕重の六例を録す。

會澤正志

諱を安と云ひ。字を伯民と呼ぶ。恒藏と稱し。正志齋又欣賞齋と號す。藤田幽谷の門人なり。寛永十一年。彰考館に入り。寛政六年。總裁代役に進む。天保元年。郡奉行に遷り。二年復彰考館總裁となる。弘化二年致仕して。憩齋と云ひ。文久三年歿す。年八十二。

新論

凡二卷。文政八年成り。安政四年刊行す。其の書天卜の大計を立て。當世の急務を痛論す。論凡九。一を國體と云ひ。神聖忠孝を以て國を立てしことを論じて。遂に武を向ひ。民命を重するの説に及ぶ。一を形勢と云ひ。四海萬國の大勢を論ず。一を虜情と云ひ。戎狄觀觀の情實を論ず。一を守禦と云ひ。富國強兵の要務を論ず。一を長計と云ひ。民を化し。俗を爲すの遠圖を論ず。

す。

迪彝編

一卷。天保四年成る。那珂郡野口村時雍館に於て。之を刊行す。其の書三才。國體。神天。君道。師道。奮武の六目を掲げて。人々日常履行すべき所の大道を。平易に論著せり。

草偃和言

一卷。天保五年成り。嘉永五年刊行す。年中の行事祭禮を録して。正月元且拜賀より十二月荷前幣に至る。杉山復堂の序文に。斯の書は一小冊子と雖も。然れども。天朝の典章禮經。及幕府本藩の遺訓故實と。歴代明君賢臣の偉行奇節の。世教に關係あるものとを載録し。人をして歳時に因りて。思緒感發する處有りて。仁を興し義を慕ふの意。油然而して自止む能ざらしむ。凡神州の神州たる所以。大道の萬世に亘りて。墜つること無き者。皆斯の書に因りて一端を徴すべしと云はれたり。

學制略説

一卷。天保十年成ると云ふ。

退食間話

一卷。天保十三年成りて刊行す。其の書自問自答の體によりて。烈公の弘道館を設け給ひて。人才を教養する所以を解説し。初學童蒙の徒をして其の大意を覺り易からしむる爲に論著せしものなり。

洙泗教學解

一卷。天保十四年成る。退食間話の附録なり。其の卷首に書して。余既に退食間話を草す。因りて又再思するに。弘道館中。聖廟を設け

泮林好音

一卷。嘉永元年成る。水滸教學の主要を論著す。

及門遺範

一卷。嘉永三年成り。明年活刷す。幽谷先生教學の方を録す。

下學邇言

凡七卷。弘化四年成る。開卷題して。先師藤先生の後進を誘掖するや。安幼なるも。陪侍して幸に餘論を聞くを得たり。然れども。謫劣の質。其の萬分の一を窺ふ能はず。既にして先生世を去る。終天の恨。何を以て之を償はむ。語に曰。下學して上達すと。安の先師の門に違ふは。下學するのみ。何ぞ大道を論ずるに足らむ。然れども。長じて述ぶることなく。老いて死なずんば。罪を夫子に得む。故に竊に所見を録し。著して五論となし。論道。論學。論政。論禮。論時と云ひ。謹て先師より聞く所のものを述べて。以て正を大方の君子に仰ぐ。下學を以て借途を敢てす。淺陋の邇言。識者幸に之を察せよと云へり。後明治二十七年活刷成る。

責難解

一卷あり。文化十年成る。

泰否炳鑑

凡四卷。一は周易泰否兩卦の略解。二三は消長事證。四は附録なり。其の卷首に、天下治亂の述。古今の人情時勢。萬變ありて。言語文字の能く盡すべき所にあらす。聖人大易の象に因りて。其の意を寓し給へり云々。其の中に治亂興廢の勢を説けること。泰否の二卦に明了なり。依りて人をして。其の象義を論り易からしめむ爲に。俚語を以て。略之を解し。次に漢唐宋明の事實を略舉して。治本亂機の。兩機の兩卦と的中せることを證し。國家を治むる人の鑑戒ならむ事を臨ふ。見る人紙上の空論に付することなくば。幸甚しかるべし。と云へり。

江湖負喧

凡三卷。嘉永三年成る。初に建國の大體は、萬世と雖も變ず可からざる事。法制禁令は。時勢に因りて變通ある可き事を云ひ。次に天下意情の風を振起すべき事。無用の費を省きて。有用の務をなすべき事。無用の人を轉じて。有用の人と成すべき事。無用の事を變じて。有用の業となすべき事。祀禮を崇敬して。天下の人心を一にすべき事を論じて。新論に未だ盡さざる所の説を敷衍せしものなり。

讀直毘靈

一卷。安政五年成りて。本居宣長の直毘靈を評論す。其の附録に。讀葛花。讀級戸之風。讀萬我能比禮ありて。共に安政六年成り。本居の葛花。沼田順義の級戸之風。市川匡の萬我能比禮を論駁せり。

讀易日札

凡七冊。文久二年成る。三四の二冊闕けて。序もなく。跋もなし。未定書なるが如し。發明する所ある能はず。然れども。經文注義に於ても。亦小疑なき能はず。聊か所見を筆して。以て質問の資に供すと云ふ。

讀周官

三冊ありて。我が先師藤先生。此の篇を尊信して。發明する所甚だ多し。云云。今先生の言に因りて。之を考ふるに。聖人經論の大業。此の書に於て之を見る。云云。此の書。周公の筆する所に非ずと雖も。其の周史の手に成る。萬萬疑なかる可しと云ふ。

稽古雜錄

一卷。慶應三年刊行す。大學春秋論語孝經等の中。未だ古人の明解を得ざるものに就きて。詳に解説せられたり。以上九部。之を思問篇と云ふ。

豈好辨

一卷。文化十一年成りて刊行す。其の書何有之間を設けて。之に答へ。耶蘇教の奸邪なる所以を辨析して。殲滅驅除すべきを論じ。終に其の善後の計に及ぶ。末尾に擬。新井筑州論。暹瑪人一文を附す。

千島異聞

一卷。享和元年成る。文政七年の跋文に。此の筆記は。二十餘年前に。諸書中より抄録せしものなりと云へり。

兩眼考

二卷あり。篇末に書して。慶長元和。嚴に洋教を禁す。寛永に至りて。賊を剽す。屠戮殲滅。

閑聖漫錄

一卷。文久元年成り。三年刊行す。其の書神聖の大道を略説し。邪教の害毒を詳論して。世俗を曉諭せり。以上十四部。之を閑聖編と云ふ。

考經考

一冊あり。嘉永二年の序あり。唐玄宗註。宋司馬君實の指解を併列して。附すに自説を以てす。

中庸釋義

一冊あり。天保の序文に曰ふ。今を距る殆ど三十年。頃者書簡を閲し。取りて之を讀むに。少壯口力を費す所。亦丙丁に附すに忍びず。因て續いて編を成すと云ふ。

刪詩義

一冊ありて。天保六年成る。孔子刪詩の義を詳明す。

典謨述義

四冊あり。天保十二年の序あり。堯典舜典此の皇陶謨の義を明にす。其の末尾に盤庚蔡傳附考。洪範要義。作洛論。

讀論日札

四冊ありて。弘化四年成る。先師藤先生。論語を尊信し。發明する所多し。嘗て梅巷筆叢を著し。未だ成らずして易寶。誠に憾むべし。云云。愚兒の及ぶ所と。其の疑ふ所と。隨て之を録し。僻見陋説。明者の裁正を仰ぐのみと云へり。

讀書日札

三冊ありて。嘉永四年成る。卷首に言ふ。夫子人に教ふる。詩書執禮。其の雅に言ふ所。詩は以て人情を道ひ。書は以て政治を知る。云云。

三眼餘考

嘉永二年成りて。一冊あり。右三眼餘考は。往年西洋紀聞を見るに隨ひて。書中に漫書せしを。今改寫して。一小冊となすと云へり。

諸夷問答

一冊あり。文政七年五月二十八日。藩内多賀郡大津村に。外國船來りて上陸す。先生飛田子健と共に。筆談の命を受けて。應接せしむ。言語通ぜず。遂に要領を得ず。僅に英人なるを知得たるのみなり。

息邪漫錄

凡二卷。嘉永五年成る。以上六部。之を息邪篇と云ふ。

諸家學規

一冊あり。天保中弘道館創建に附。諸藩學の。學規を輯録せしものなり。時習館學規。甘棠館學規。成章館學規。廣島學館規。若松學制などあり。

居喪大意

一冊あり。文化十三年成る。

心喪略説

一冊。文化十三年。武公薨去の時。景山公子の間に應じたる書にて。心喪はもと師弟朋友の間に應じたる書にて。心喪はなき事なれども。禮制廢して。賢者と雖も。俯して時制に従はざるを得ざる世には。

心喪ならでは。悲慕の情を盡し難き所以より説き起して。禮に權宜ある事。飲食動作の事。服忌の事。忌日の事。宗廟祭祀の事。父母の志を繼ぐ事の六條に分ちて之を詳論せられたり。

人臣去就説

一冊。人臣進退の義を解説せり。其の末文に。右先日疑問に付大意相認人御覽候以上とあり。

銃陣論

論す。一冊。安政二年成る。陣法は國俗に従ふべきを論す。

辨宇麻志道

一冊ありとぞ。蓋し吉田活堂の宇麻志道を駁論せしものなるべし。

禦侮策

一冊。安政二年成れり。外侮を禦ぐべき策論なり。

時務策

一冊あり。文久二年成る。書中論じて曰ふ。春秋の時に。齊桓晋文盟主となり。諸侯を合せて好を通す。若し諸侯の中に。會盟に與らざるものあれば。諸侯兵を合せて。是を伐つ。是によりて。一日も孤立して。國を保つこと能はず。今外國の勢も亦此の如し。是と好を結ばざる時は。外國を盡く敵に引受て。其の間に。孤立はなり難き勢なれば。寛永の時とは。形勢一變して。今時外國との通好は。已むを得ざる勢なるべし。云云。といはれたり。

附言。文久以前。先生並に有識者は。外國通交は。止む

を得ざるを悟れり。然るに元治甲子に至りても。猶ほ少壯過激の徒は。老成人の言には耳を傾けず。攘夷舉兵の事ありて。一藩の大難を醸成す。遺憾限りなし。

已丑備忘録

一冊あり。已丑は文政十二年なり。當時水戸家繼嗣問題あり。吉田活堂の水の一

思問録

筆録せるものなりとぞ。風簷集の序に見ゆ。書を讀みて疑義に遭ふ毎に。筆録せるものなりとぞ。

正志齋文稿

寺門先行の輯録なり。明治四年の題辭あり。凡四卷。書十篇。論二十四篇。序二十八篇。記十篇。寶銘六篇。碑志四十四篇。題跋十四篇。雜著十二篇。此の内に入り。拾遺一卷あり。

古詩

一冊あり。日本書紀神代卷神武紀の故事を詠じて。每詩末意見を附記せり。

言志篇

四冊あり。寛政五年。十二歳の詩作を始めとし。年々詠出せし長短篇を録し。弘化二年に至りて止む。凡三冊あり。別に年代未詳詩を附して一冊とす。

風簷集

弘化三年。幽因中吟詠の詩歌を集め。文天祥正氣歌の語を取りて。書名とす。凡二卷。下巻は即ち歌にて。之を別集と名づく。其の序文に。今茲丙午首春。罪を得て幽錮せられ。靜閑日を渡る。適ち孝經補注を著し。尋で論語中の疑義を録さむと思ひしに。囚室

對問

一冊ありて。或人治國の大要を問はれたるに答へしものなり。

○高野陸沈

諱を世龍と云ひ。字を子隱と呼ぶ。昌碩と稱し。文助と改め。陸沈亭と號す。久慈郡太田村の人なり。寛政十一年來仕。享和二年歿す。年四十三。

芻蕘録

一冊あり。水城金鑑に收む。

富強六略

一冊。寛政九年成る。節儉。開荒。禁遊。省役。育子。慎終の六目を設け。之を三十二條に分ちて。當世の務を論す。此の他蝦夷談一冊。陸沈亭詩稿若干卷ありと云ふ。

○小澤子恭

韓を正容。字を子恭。通稱を市二郎と云ふ。初め内藤貞久に學び。後山路徳風を師とす。寛政十二年。彰考館に入り。文化三年歿す。年四十。

中書字を禁ぜられ。筆硯な狭むを得ず元坐磨々。徒に消暮の長きを覺ゆ。偶囊中を探りて。朱藍硯各一枚を得たり。因りて磨するに磁器を以てし。箸を削り筆に換へ。録して小冊二卷を得たり。附するに吟詠せし所の詩篇を以て。命けて風簷集と曰ふとあり。

阿柯集

凡二卷あり。其の序文に。甲辰の難。國土民。悲號籲天。罪譴に罹るもの。前後相踵ぎ。余も亦丙午の首春を以て。友人と同じく城西の廢宅に幽せらる。雖平ぐに及び。赦されて家に還る。家宅既に收公せられ。妻孥遷移。門庭堂宇。復舊日の物に非ず。懐に感なき事能はず。然れども。稚子門に候ち酒あり樽に盈ち。晴日窓に映じ。綠樹屋を覆ひ。諷誦吟詠。以て消日の具と爲す。所謂阿柯。而恰顔者。情意の欣。亦舊里に還るが如きあり。因りて得る所の詩篇を録して。命ずるに恰あるを以てす。爾後賦す所。亦隨ひて其の尾に附すと云へり。其の卷末に歌を附載して。別集と名づく。

西遊詩稿

一冊。文政五年六月十一日發程。武相を歴て窮め。駿河に下り。豆相を歴覽し。七月初五家に還る。其の間得る所の詩篇を録す。

西行雜錄

一冊。文政二年三月四日。小石川邸發程。二十八日京師に入り。明日浪華に至るまでの紀行なり。末尾に詩篇を附し。西行詩稿と云ふ。

算家略譜 一册ありて。寛政十三年成る。毛利勘兵衛重能。關新助孝和二家の算學道統系圖なり。

流星考 一册ありて。尙古閣雜錄に收めらる。

籌算備要訓點 一册。此の他古曆草十五册。元嘉曆草七册。儀鳳曆草大衍曆草各一册。宣明曆草十一册ありて。澁川春海中根玄圭等の。未だ考へ及ばざる所を。發明せしむ多かり。

○清村 貫

韓を貫と云ひ。通稱を理三郎と呼ぶ。寛政十三年。彰考館に入る。歿年詳ならず。武公愼終日録 一册。武公の葬儀を記す。別に附録一册ありて。葬具を載せたり。

○菊池西厓

諱を貫と云ひ。字を子行と呼ぶ。善三郎と稱し。善左衛門と改め。西厓と號す。享和元年。彰考館に入り。弘化四年歿す。

○佐藤中陵

諱を成祐と云ひ。字を子綽と呼ぶ。平三郎と稱し。中陵と號す。又莠莪堂温古齋等の別號あり。享和二年來仕。嘉永元年歿す。年八十七。

奇說雜編

群書を涉獵し。萬事萬物の珍奇と稱すべき者を鈔出して。八册となす。

流虬白花譜

凡三卷。琉球島所産草木百種の花譜なり。

温故齋漫志

凡二卷。寛政七年成る。人參栽培の法を録す。

温故齋五瑞編

一册。中陵老人。嘗て諸州を漫遊して。香菓の製法を傳へたり。後其の法を撰びて木研。木。浸水。萌生。火乾の五章に分ち。五瑞編と名づけ。卷末に室記をも附載せり。

温故齋菌譜

一册。五十餘種の菌類を圖解せり。

蘋辨

一册。寛政四年成る。蘋草に數種ある由を論じて。其の他の水草に及ぶ。

七十二候新撰

一册。天保十四年成る。年中七十二候禽獸草木の姿勢を畫きたるものなり。

す。年六十二。送窮迎祥篇 一册ありと云へり。

○石川愼齋

諱を清秋と云ひ。字を公勤と呼ぶ。儀兵衛と稱し。愼齋と號す。享和元年進仕。弘化元年致仕。太清と云ふ。嘉永四年歿す。年七十九。

水戸紀年

凡八卷。文政十年成る。水戸威公以來武公に至る二百年間の事。日を以て月に繋げ。月を以て年に繋げ。細大漏さず。之を輯録せしものなり。此の他水國詩草七册。小金遺事一册ありと聞けり。

○増子毅齋

諱を淑茂と云ひ。字を子陽と呼ぶ。幸八郎と稱し。毅齋と號す。享和二年進仕。天保七年歿す。年七十。里老傳 常陸古今城主記引用書目に見ゆ。

命薯錄

一册。薯蕷の出處より。栽培食用の方に至るまで。十三章に分ちて辨説せり。

薩州産物錄

一册あり。身を植木職に變じて。薩摩に入り。其の産物を探究して。記載せしものなり。

飼籠鳥篇

凡廿册。文政五年成る。飼法。雞。雉。鳩。鶉。山雀。雛鶯。雀。諸雀。黃鳥。烏鶻。候鳥。鳩。鶉。鷹。鷹。鷹。鷹の十八部に分ちて。凡百十四種あり。其の後篇。亦若干卷ありと云ふ。

諸物會要目錄

一册あり。

和名鈔塞問

一册。文政十年成る。和名鈔所載草本五十餘種を問れたるに答へたる書なり。

聞見雜錄

一册。弘化四年。烈公の命により。幕府田沼侯執政中の雜事を録して。上りしものなり。

中陵漫錄

凡十四卷あり。此の他命を受けて編修する所。山海庶品一千卷あり。其の私著には。農話。鯨譜。查志。國益産業記。南島紀聞。群禽廣錄。群禽圖譜。鳴子鳥等の書名ありて。著書中に散見せり。

○名越范齋

諱を政敏と云ひ。通稱を十藏と呼ぶ。富

田敏好の次子にして。名越時敏の養子となる。享和二年進仕。天保九年致仕。范齋と云ひ。十四年歿す。年六十二。
文苑受簡 凡三卷。詩集なり。菅澤元昇と俱に之を輯む。

○岡崎槐陰

諱を正忠と云ひ。字を子衛と号す。忠介と稱し。次郎兵衛と改め。槐陰と號す。藤田幽谷の門生なり。享和三年。彰考館に入り。天保二年歿す。年四十八。

天朝光被盛典

凡三十七冊。天朝恩威の海外に光被せる事跡を録して。神代より享和二年に至る。

常陸稽古秘書

凡一百二十卷。文化四年成る。威公以下武公に至る迄を世家となし。藤中連枝從臣庶民の列傳を加へ。神社。禮儀。官職。食貨。武備。文事。地理。農政。刑法。佛事の考を附す。其の書名を常陸と云ふは。他邦に分つ所以。稽古と云ふは。尚書の若稽古に取り。秘書と云ふは。國家の故事。隈に入

十二冊。讀書記。讀易漫錄、槐陰秘錄、槐陰漫錄。三角測量學要各一冊あり。

○丹 子正

諱を就道と云ひ。字を子正と呼ぶ。通稱を與一郎と稱し。市郎兵衛と改む。享和三年。彰考館に入り。文政八年歿す。年四十八。

萬葉作者部類

一冊。萬葉集に出でたる歌人の姓名を。伊呂波四十七音に。分類せしものなり。此の他百姓教訓書一冊ありと云ふ。

○立原東軒

諱を任と云ひ。字を子遠と呼ぶ。任太郎と稱し。杏所又東軒と號す。東里の子なり。享和三年進仕。天保十一年歿す。年五十六。

水滸傳印譜

一卷ありと。新撰人物誌に見えたり。此の他近世書畫年表。叢談評各一冊。近世

に示す可らざる所以なりと。序文に見えたり。
修史復古紀略 一冊。修史始末の後を受けて。寛政九年に起り。文化二年に終る。後大日本史後附に收められて。活刷已に成る。

義公居喪大意

一冊。文公薨去の時。桃源遺事續終日録西山隨筆等に散見せし義公居喪の始終を輯めて。冊子となし。武公に呈したるものなり。

英勝院夫人年譜

一冊あり。英勝院夫人は。東照宮公侍姫太田氏のことなり。

西山遺文

一冊あり。開卷書して。此の御本は義公様より諸向へ御直書被下置し分。筆寫仕候。正忠秘し置候分に御座候。士農工商。夫れ〴〵に御仁恵の御恩澤を蒙候始末。明細に相分り申候とあり。又探餘若干卷ある由。水戸紀年引用書目に見えたり。

翠松筆記

凡二冊。水戸藩の舊簿を筆記せしものなり。四蕃異聞集 凡四冊あり。

秘書規矩測量全書

一冊。徳川御系圖 一冊あり。

春秋列國系譜考

凡二卷。文化六年成る。清風堂文集 凡三冊。詩文集なり。

清風堂隨筆

一冊ありと云ふ。此の他の雜録には梅巻隨筆一冊。稽古集録十四冊。見聞雜録二

講人録。儒家者舊說話四冊ありと云ふ。

○飛田逸民

諱を武明と云ひ。勝と改め。字を子虛。又子健と呼ぶ。勝太郎と稱し。逸民と號す。初め太田錦城に従ひ。後藤田幽谷に學ぶ。文化元年。彰考館に入り。文久元年歿す。年八十七。

養老説

一冊あり。初に養老説三篇を擧げ。次に養老議及養老式を載せ。郷飲酒の禮を以て。老幼の序を正し。孝悌の道を教ふべき事を論じたり。此の他命を受けて。職官志を草す。又孝經釋義逸民傳等の書ありと云ふ。

○鵜殿清虛

諱を廣生。字を子翁。通稱を平七と云ふ。文化元年進仕。弘化二年致仕。清虛と云ふ。安政元年歿す。年八十一。

印篆集略

七冊ありと云ふ。

○宇佐美蘋亭

諱を充と云ひ。字を公實と呼ぶ。久五郎と稱し。蘋亭又蓬蒿園と號す。文化二年。彰考館に入り。文政九年歿す。年四十六。蓬蒿園詩集 若干卷ありと云ふ。

○高倉逸齋

諱を胤明と云ひ。通稱を宇一衛門と呼び。其次平と改む。清靜堂。蘭發園。一瓢。眺水等の號あり。文化二年進仕。文政二年致仕。逸齋と云ふ。天保二年歿す。年八十二。

水府地理温故録 凡五卷にて。十册あり。水戸城池及上下市中の舊事を録して。近傍村里の事に及ぶ。補遺若干卷ある由。水戸紀年引用書目に見えたり。

水府寺社便覽 凡四卷。天保六年成る。水戸上下市中の神社佛寺の來由を録して。温故録の別卷となす。

探求考證

古書舊記を探り。事の水戸領に關するものを輯め。年月に繋げて之を叙列し。凡十二册と爲し。附録二册を加ふ。又補次脱漏各若干卷ある由。水戸紀年引書目録に見えたり。

世話隨筆

凡三卷。事蹟雜纂に收めたり。即ち世俗の奇談を集録す。

谷田部家譜辨疑錄

凡三册。谷田部氏に關する舊記文書口述傳聞を博採して。其の疑はしき者に就きては。一々辨解を加へたり。

威公命令

一册。威公時代の布令を集めたり。

義公命令

一册。義公時代の達書を載録す。此の他村隱。往昔談。快風丸記略。不問談。常陸國誌頭書。胤明筆記等の書ありと云ふ。又常陸古今城主記を按ずるに。雜譜録家系諸家系雜纂等の述作ある由見えたり。

○坂場流謙

諱を意時と云ひ。通稱を與藏と呼ぶ。文化三年進仕。文政二年致仕。流謙と云ふ。

三年歿す。年七十一。

百工貫通

册。文化七年成る。水戸藩普請方の流例を録す。佐野源三郎鯉淵幸藏等も。亦斯の書録に與れり。此の他國用秘録二册ありと云ふ。

○友部松里

諱を好正と云ふ。正介と稱し。松里と號す。立原東里の門生なり。文化五年。彰考館に入り。弘化四年歿す。年五十八。邊警紀聞 二册ありと云ふ。

○森 觀齋

諱を久徳。又篤義と云ひ。忠義と改め。字を伸仁。通稱を藤十郎と呼ぶ。石川桃蹊の二子にして。森子行の養子となる。文化五年。彰考館に入り。安政四年致仕。觀齋と云ふ。文久元年歿す。年七十八。

常陸古今城主記 凡七卷。嘉永三年成る。始に城池の沿革を擧げ。次に城主の系譜。城廓

の地圖を載せ。館主をも收めて附出せり。

弘道館武藝傳系

凡二册。第一は兵學。軍用。射術。馬術。槍術。柄大刀。薙刀。第二は劍術。居合。砲術。火術。柔術。様様。水術等の道統系圖なり。

水府歴代備考附録

又森觀齋筆記とも云ふ。凡六卷ありて。烈公二代の雜事を録す。余が見し所。初卷を脱す。二卷。天保元年に起り。六卷。萬延元年に終る。此の他經星名考一卷ありと云ふ。

○久米子順

諱を博高と云ひ。字を子順と呼ぶ。己之太郎と稱し。彦助と改む。小山田松屋の門人なり。文化七年。彰考館に入り。安政元年歿す。年六十三。

哀公慎終日録

凡三卷。上卷は葬具葬儀等を載せ。中卷は喪事日記を收め。下卷は葬送行列を録す。

○小林北阜

諱を恭と云ひ。字を子敬と号す。丈衛門と稱し。北阜又松茂堂と號す。文化七年。彰考館に入り。文政十年歿す。年四十五。松茂堂集 一冊ありと聞けり。

○吉田活堂

諱を令世と云ひ。字を平坦と呼ぶ。平太郎と稱し。活堂と號す。藤田幽谷の門人なり。文化十年。彰考館に入り。天保十二年。弘道館助教と爲りて。史職を兼ね。弘化元年歿す。年五十四。

宇麻師美道

凡九冊。學問の道。宜しく和漢を兼習し。其の輕重本末を辨別して。大和魂を磨き。漢意を去るべき事を論著せり。

歴代和歌勅撰考

凡六卷。天保十五年成る。歴代の勅撰歌集を解題し。それに關する諸説を輯めて。斷案を下し。篇末に歌學の要義を附載せり。後明治年間に至り。存探叢書に收められて。活刷成る。

勾瑤圖說

一冊。其の書名は鈴木重胤の祝詞考證中に見ゆ。

擬古物語

一冊あり。文政四年成る。

新採和歌集

凡二冊。古歌を撰録す。

吉田令世日記

凡二冊。一は文政十二年。一は天保八年の記なり。此の他東琴二卷。水戸名義考。花の間映。學制議。鎖狂錄。活堂歌集各一冊。或問私考。筑波紀行。活堂秘書若干卷ありといふ。

○森 海菴

諱を明と云ひ。性と改め。字を誠卿と呼ぶ。庸軒と稱し。海菴と號す。儼塾五世の孫なり。文化十一年。醫師となり。文政十年歿す。年四十三。

和拾得詩

一冊ありて。既に刊行す。開卷第一詩に。吾

牛佛學家。凡性自難化。儼塾東末。實治論在。架。近聞識者言。切發辱祖怕。因和拾得詩。句々豈僞詐。とあり。附言。森儼塾始めて儒佛混一の邪説を唱へてより。子繼孫承。常に其の説を固執し。やゝもすれば之を人間に

聲文私言

一冊。文政八年成り。九年刊行す。其の題號は。情は聲に起りて。聲は文を成すと云へる語に取り。學問の要義を論辨せしものなり。

永言鈔

神代に歌と云ふ者の出来をめぐり。長歌。短歌。片歌。旋頭歌。折句。踏冠。物名。俳諧體。或は連歌。俳諧の發句。狂歌などの。今世に至る迄の來由を書ける卷を。道の長手と號す。和歌につきて。くさん。の故事故實を書ける卷を。道の八十限と云ひ。和歌に名高き古今の人々の傳を書ける卷を。道のゆき人と名づく。此の三部を合せて。永言鈔とは云ふなり。余が見し所は。道の八十限の卷なる色紙短冊の部にて。引書廣博。考據明確。世の詠歌者流。座右闕く可らざるの書なり。

萬葉綺語標

一冊あり。萬葉集中の雅語を表出せしものなり。

難靈能御柱

天保四年成る。平田氏の靈能御柱を辨難せしものにて。一冊ありと云ふ。

水の一すじ

凡三卷。文政十二年。哀公の薨去に臨み。柳原淡州等。首謀となりて。幕府公子清水侯を迎せむとせり。水戸の志士。之を聞きて大に憤り。其の奸計を排撃して。烈公を擁立せし始末を録して。巨細を盡せり。後明治十九年存探叢書に收められて活刷成る。

布かむとす。其の害勝けて言ふべけむや。但海菴は一介醫生のみ。和拾得詩の作。深く尤るに足らず。其の子庸軒尙爵に至りて。烈公の世に遇ひ。いかなる言行をなしたるか。これ皆人のよく知る所なるべし。嗚呼古人の所謂其の心に作りて。其の事に害あり。其の事に作りて。其の政に害ある者。豈恐るべき事に非ずや。一言以て之を讀者に告ぐと云ふ。

潤達樓詩集

詩文集なり。斯の他素問齋。醫神寶。名方集。叢籠醫說。儼塾先生學術論。尙生先生家學書解等の述作ある由。和拾得詩の末尾に見ゆ。又門生等海菴の藥方を録して。庸軒先生經驗方と云ふ。

○宇留野靜菴

諱を弘と云ひ。字を毅卿と呼ぶ。庄次郎と稱し。秋齋又靜菴と號す。文化十三年。彰考館に入り。天保十二年。弘道館訓導に補す。歿年詳ならず。

旅中見聞筆記

一冊。安政六年。下總銚子に遊ぶ。其の往復の記録にて。多く外船出沒の事情を書す。

○杉山復堂

諱を忠亮と云ひ。字を子元と呼ぶ。千太郎と稱し。復堂又致遠齋と號す。初め古賀精里に學び。後藤田幽谷に師事す。文政四年。彰考館に入り。天保二年。總裁代役に進み。十一年弘道館助教となり。十四年彰考館總裁を兼ね。弘化二年歿す。年四十五。

葦原集

一冊。此の他保傳一冊。國語稿若干卷ありと聞けり。

○跡部臨谷

諱を正續と云ふ。新八と稱し。臨谷と號す。文政五年進仕。天保元年歿す。年五十七。

學稼新書

一冊ありて。文政八年成る。河内の人衣笠又治の説により。稻に雌雄あることを説き。其の撰種耕作の方を論じたり。

○青山佩弦

諱を延光と云ひ。字を伯卿と呼ぶ。量太郎と稱し。佩弦齋又晚翠と號す。雲龍の長子なり。文政七年。彰考館に入り。天保元年。總裁代役に進み。十一年弘道館教授頭取に陞る。後致仕して春夢と云ふ。明治二年出で。朝廷に仕へ。四年歿す。年六十四。

國史紀事本末

凡四十卷。文久元年成り。明治九年刊行す。第一卷神武東征より第四十卷神器入京まで。凡五十八目を設け。二千餘載。治亂盛衰の跡を録す。即ち宋の袁樞が通鑑紀事本末。明の陳邦瞻が宋史紀事本末の體例に倣ひ。大日本史を排纂して。事の始末を。一覽の下に瞭然たらしめしものなり。

續國史紀事本末

凡三十二卷。後小松帝以下の治亂を録して。前編に繼ぐ。

野史纂略

凡五卷。活刷成る。上は台徳公に起り。下は有章公に至る。凡一百年間五公の經營勳勞。文物典章の盛。政令教化の施。民物の蕃庶。風俗の厚薄。藩國の興亡。人臣の能否より。忠臣義士異能才藝の士に及ぶまで。之を記述し。以て烈祖成蹟の後を受けたり。

○木内玄節

諱を政章。字を伯斐。通稱を玄節と云ふ。久慈郡小目村の人なり。文政五年來仕。醫師となり。天保四年歿す。年六十五。

常陸物産誌

文政中成る。凡二十四卷。常陸全州の庶物を收載す。其の書本草綱目に倣ひ。水火を以て首とし。土石金之に次ぎ。草木禽獸より製造物に至るまで。網羅包括。遺す所なし。小宮山楓軒之を贊して。引證該博。文辭富贍と云へり。

附言。余が父は伯斐老人の門人なり。諱は正典。字は子善。量平と稱し。東江と號す。好みて本草の學を修め。常に山野を跋躡し。奇草珍木に遇ふ毎に。枝葉根莖を採擷して。之を曝乾し。之を貼付し。名稱を掲げ。幼用を註し。綴りて冊子となし。積もりて數十卷と爲る。惜い哉元治甲子の亂。雨露の濕す所となりて。朽腐斷爛收拾すべからず。積年の精力。終に一空に歸せり。今伯斐の書を解題するに隨ひて。往時を追懐し。遺憾措く能はず。姑く此に附載するものなり。

草木形狀錄

凡十冊。文政十年成ると云ふ。

征韓雜誌

一冊。天保十年成りて活刷す。豊太閣征韓の事。先置既に之を編纂せり。唯其の瑣言碎事に至りては。舍て、録せざるものあり。然りと雖も。其の瑣言碎事の。以て當時の光景を觀るに足る者あり。乃ち輯めて之を録す。雜誌と名づけし所以なりと云へり。豊田松岡の序文に。余此の篇を讀み。覺えず案をうちて。快と呼ぶと云へり。

六雄八將論

一冊。嘉永元年成りて刊行す。六雄は上織田右府。豊臣太閤にて。八將は蒲生氏郷。佐々成政。小早川隆景。加藤清正。加藤嘉明。黒田如水。前田利家。伊達政宗なり。會澤正志。其の卷首に題して。議論卓偉。行文縱橫。旌を文壇に樹て。六雄八將を筆陣詞鋒の間に駕御驅使する者。何ぞ其れ壯なるやと云ひ。藤田東湖。其の卷尾に評して。織豊二家及清正三論は。實に海内無二の文字なり。僕が鈍言に非るなりと云へり。

刀劍錄

凡三卷。天保十三年刊行す。上古以來。神劍利刀の世に見る者を録して。其の來由を詳にし。

赤穂四十七士傳

一冊。文政十二年成り。嘉永三年刊行す。赤穂四十七義士の傳記なり。別に笠野重實寺井玄溪及烈女義僕等を收めて。附録とす。烈公其の卷首に題して。精忠大節と贊し給へり。

名花有聲畫

一卷ありて既に刊行す。櫻花の詩集なりと開けり。

南狩野史

凡五卷あり。豊田松岡。嘉永六年の序略に。予が友青山伯卿。南狩野史を著す。其の書。元弘より明徳に至る。五十年間。行宮の事。著萃網羅復遺憾なし。其の直筆諱ます。顯を微にし。幽を聞くもの實に古の良史に埒らずと云へり。

三藩事略

一卷ありと云へり。

史話

一卷ありとぞ。

櫻史新編

一卷ありて。明治十三年活刷成る。

酒史新編

二卷ありと云へり。

騎史新編

一卷ありと云へり。

射史新編

一卷ありと聞く。以上十部。之を佩弦齋雜著と云ふ。

三藩年表

一冊ある由なり。

義人遺草

一卷。天保六年成り。慶應二年刊行す。赤穂義人の詠歌及詩草を輯めて。冊子となし。儒生學士の義人を吟詠し記述せし詩文を加へて。附録となす。

豊臣四將傳

一卷ありて。明治十七年活刷成る。加藤清正。加藤嘉明。小早川隆景。福島正則四將の傳記にして。佩弦齋外集の内なり。

雲夜清話

一卷ありて。慶應三年刊行す。其の卷首に。余嘗て赤穂四十七士傳を著す。其後風雪の夜ふと諸士の事を憶ひ出し。燈を挑て雜話を録し。雪夜清話と名づく。と云へり。

日光從駕紀事

一卷ありとぞ。

學校興廢考

一冊。天智帝以下學校の盛衰。文教の汚隆を考次せしものなり。

春遊唱和

一卷ありと開けり。

佩弦齋文集

凡十六卷。別ちて本集別集外集となす。其の外集三卷は活刷既に成ると云ふ。

佩弦齋漫鈔

一冊。傳奕高野以下十五家の文を鈔出せしものなり。此の他櫻井龍淵の天文志稿を修飾せしもの一冊あり。

○藤田東湖

諱を彪と云ひ。字を斌卿と呼ぶ。虎之介と稱し。誠之進と改め。東湖と號す。幽谷の子なり。文政十年。彰考館に入る。後郡奉行側用人等に歴任し。安政二年歿す。年五十。

弘道館記述義

凡二卷。既に刊行す。烈公弘道館記の趣旨を闡明發揮して餘蘊あることなし。先生嘗て高橋敬卿に書を與へて。神州の大道を明に致候に至りては。弘道館記述義と申す著述脱稿致候間。僕が牛平の學問知識。他日之にて御承知可被下候と云へり。以て先生一生の精力。半は此の書にあることを知るべきなり。

回天詩史

凡二卷。其の卷首に書して。余が罪を得て屏居するや。偶三決死矣而不死の句を得。既にしし又其の韻につき。二十五回渡三刀水の句を廣す。一句を得ることに往事を追懐し。感慨四集せり。乃其の句に就きて。事實を左に録す。如此者連日。遂に八韻十四句を成す。其の句又十一篇と爲す。其の叙事。或は類に觸れて之を長し。或は物に托して之を發す。固り遺聞泄鬱の餘に出づと雖も。亦以て世變を見るべきなり。因りて命て詩史と曰ふ。其の回天の二字を冠する者は。蓋し竊に微意の存する所なりと云へり。此の書印本數種ありと雖も。明治二十五年活刷のものをして定本と爲す。

常陸帶

凡二卷。弘化元年。先生幕議を受けて。小梅に幽居す。時に往時を追懐して。天保盛政の事に及び。感慨の餘。此の書を述ぶ。其の上卷は。中納言の君世を繼ぎ給ふ事。政府の舊弊を破り給ふ事。御世の初執政その他職進退し給ふ事。文武を勵し言路を開き給

許々路廻阿登

一冊國友善菴嘉永三年の跋文あり。明治廿四年刊行す。高橋敬卿に與へて國事を論じたる書なり。

回天必力

一冊あり。天保二年十月廿九日より。明年六月四日に至るまでの國事を録す。

東湖封事

凡四卷あり。第一卷は文政十二年天保元二三年。第二卷は天保三四五六年。第三卷は天保六年より十四年まで。第四卷は嘉永四五六六年安政元二年の上書を載録す。

壬辰封事

一冊。天保三年の上書なり。

上下富有の議

一冊。天保八年成る。

土着の議

一冊。天保八年起草。

見聞偶筆

一冊あり。天保九年成る。其の書當時の名士に接して親しく聞見せし所の言事を録す。

浪華騷擾記事 一冊あり。天保八年。大鹽後素の騷亂を記す。

下西日録 一冊あり。天保八年三月より十月八日までの日記なり。是の後同九年五月。十年十月の紀事を加へて。附尾とす。

東湖隨筆 一冊。弘化元年起稿。

東湖歌話 一冊。和歌に就きての雜説なり。

東湖遺稿 凡六卷其の第一二三は文にて。明治十年刊行。第四五は詩。第六は歌にて。明治十一年刊刻す。

東湖詩文拾遺

一冊あり。遺稿中に收めざりし詩文を集めたるもの有りしを。菊池仙湖分類して一書とせしもの是なり。以上十六部は。明治四十二年。菊池仙湖。之を校訂活刷して。東湖全集と名づく。此の他神道備考總論。水藩月表等は。今見ることを得ず。又圖書館日録を案するに。東湖遺文一冊。東湖詩鈔二卷。東湖遺稿一帖ありて。既に刊行せし由なり。又神祇志鈔八冊。神祇考六冊。檢討備考。祭祖先法。木靈圖各一冊ありと云へど。著書と稱するに足らざるが如し。

○秋山靜正

諱を盛恭と云ひ。字を子謙と呼ぶ。彌九

郎と稱し。靜正堂と號す。初め高橋坦室に學び。後藤田幽谷に師事す。文政十年彰考館に入り。弘化三年歿す。年四十四。拂夷策 一冊。天保三年。海防の事宜を論じて。烈公に上りし書なり。此の他承久紀事。靜正堂文集各一冊ありと云ふ。

○佐々木了齋

諱を重冕と云ひ。字を明候と呼び。了齋と號す。西村廣の次子にて。佐々木重遠の養子となる。文政十一年進仕。弘化三年歿す。年五十四。

和歌御會始之記

一冊。文化十年正月。景山公子。和歌會始の儀を行ふ。了齋即ち其の作法及詠歌を輯めて。冊子とせしものなり。

新堀村之記

一冊あり。新堀は武藏豊島郡の村名にて。所謂日暮里の事なり。文政十一年。景山公子の命を以て。大古敬道と共に新堀村に至り。其の他の碑文を寫し來りしことを記す。

了齋詩話 凡四冊ありと云ふ。

○吉成南園

諱を信貞と云ひ。字を履善と呼ぶ。又右衛門と稱し。南園又慎亭と號す。初め大竹雲夢に従ひ。後藤田幽谷に學ぶ。天保元年進仕。嘉永三年歿す。年五十四。

吉成信貞時務策

一冊あり。其の目次を擧ぐれば。衆庶へ教諭の事。神州上古より武を先にして國を立たる事。北虜の形勢變革の大略を述べる事。帝王並武將節儉を尊ぶ事。諸大名の參勤を減省する事。隊伍の銃兵を増すべき事。士卒燈銃を帶すべき事。甲冑の製作を論ずる事。海岸防禦並土兵の事。東海道大井河の事。儲穀を盛にすべき事。軍馬の事。海外の諸州へ書簡を贈る事。船艦製作の事。銃廠製造の事。島々備豫の事。異國へ交易の事。武士の土着を論ずる事。當今の形勢を論じ本業を勸る事。蝦夷の俗を變ずる事等なり。

慎亭封事

若干卷ありと聞けり。

歎願始末

二冊ありと云ふ。

禁錮中雜錄

凡七八冊ありと云へり。

南園遺稿

凡三卷。上卷は文にて。中卷は詩。下卷は雜著なり。

年號勸申 一冊。文政三年成る。

南極老人星鈔說

一冊。天保四年。群書に就きて。事の老人星に關する者を輯録す。此の他偶集一冊ありと云ふ。

○芦澤一閑

諱を元昇。字を佳卿。通稱を總兵衛と云ふ。文政十二年進仕。天保十一年致仕。一閑齋と號す。安政六年歿す。年七十六。侍間小録 一冊ありて。哀公の言行を録す。佳卿哀公に近侍すること殆三十年。公の舉止を詳悉せりと云ふ。

○平山亮齋

諱を貞と云ひ。字を仲亮と呼ぶ。貞介と稱し。亮齋と號す。文政中進仕。歿年詳ならず。

鳩民邇言

一冊。文政十一年成る。均經界。招戸口。布五令。嚴禁令。省虛事の五目を設けて。民政の得失を論著せり。

○今井紐蘭

諱を惟典と云ひ。字を由生と呼ぶ。金衛門と稱し。紐蘭と號す。天保二年進仕。弘化四年歿す。年四十八。

桃の三千代 一册あり。烈公の言語行事を録す。今井惟典筆記 一册。又烈公の言行を録す。二月日記 一册。社寺巡見の記なり。

一〇八

號す。天保二年進仕。歿年詳ならず。

關八州輿地路程全圖

一枚。天保四年成る。關東八州の地圖なり。此の圖大抵七分を以て道程一里と定む。曲尺を以て之を度れば。某地より某處に至るの里程。自分明なりと云ふ。是れ即ち路程全圖の名ある所以なり。皇國總海岸圖 一帖ありと。圖書館目錄に見ゆ。

○鈴木松江

諱を宜受と云ふ。子之吉と稱し。松江と號す。天保三年。彰考館に入り。十二年弘道館訓導に遷り。文久元年教授に陞る。歿年詳ならず。

讀經緒言 諸經説を集めたるものなりと云ふ。此の他論語集説。家語考。文献外考。松江叢書等の著述ありと聞けり。

○金子教孝

諱を教孝。通稱を孫次郎と云ふ。川瀨教

○桑原照願

諱を信毅と云ふ。幾太郎と稱し。治兵衛と改め。照願堂と號す。天保二年進仕。文久元年致仕。尋いで歿す。年六十二。

神武山陵考 一册。此の他照願堂叢書若干卷ありと聞けり。

○酒井淑齋

諱を喜熙と云ふ。市之允と稱し。淑齋と

徳の子にて。金子能久の嗣子となる。天保三年進仕。文久元年歿す。年五十八。

惠の露 若干卷。檢田の始末。制産の方法を録したるものなりと云ふ。

○森庸軒

諱を尙蔚。又尙猷。或は尙濟と云ふ。庸軒又豹藏と稱し。靜觀廬と號す。海菴の長子なり。天保三年。醫師と爲り。弘化二年。醫業を停めて。弘道館訓導に補し。嘉永元年。助教に進み。兼ねて彰考館に入る。六年復舊。側醫師となり。明治元年歿す。年五十五。

靜觀廬集 凡二册。此の他松花山房雜稿。涵養亭集各二册。樂群堂集。聊娛集。藕漢集各一册ありと云ふ。

○鵜飼拙齋

諱を知信と云ひ。字を子熊と呼ぶ。吉左

○檜山富宣

通稱を源太郎と云ふ。富宣は其の諱なり。天保五年。彰考館に入り。安政五年歿す。年五十。

歲實薈萃 一册。漢の三統曆より明の大統曆に至る迄。凡四十曆本の歲實を輯めたり。算則 凡十二卷。四則より開法。求積。點竄等に及び。悉く解式を加へて。其の法を説明し。例題を設けて學者に便せり。

○久方定靜

通稱を忠次衛門と云ふ。定靜は其の諱なり。天保五年進仕。嘉永五年歿す。年五十七。

百秘鈔 百人一首の注釋なりと云ふ。

○石川清賞

諱を明德と云ひ。字を仲峻と呼ぶ。吉次郎と稱し。清賞と號す。鯉淵因長の二子にて。石川敦善の養子となる。天保五年進仕。慶應三年歿す。年六十八。詩文用字例 十五卷ありと云へり。

○莊司健齋

諱を寛と云ひ。秀實と改め。通稱を健齋と呼ぶ。天保七年。彰考館に入り。十二年表醫師となり。弘道館醫學掛を兼ね。弘化二年致仕。歿年詳ならず。學制餘論 一卷あり。其卷首に。拙業百學制考。教典私訟。教法問答等の愚著あり。此の書は。其の彼に遺せることを。心に浮ぶまゝに筆記せしものなり。故を以て名づけて餘論と云ふのみと云へり。其の目を分

ちて政教一致。學風分科。養老。生徒。贖舍。郷校と爲す。
政教一致圖 一册あり。大略官職と教科とを合せ。其の専門と旁通筆學とを。一覽して知り易く圖繪せしものなり。たとへば其の専門の學は。老中若年寄の德行學。目附刑官の禮記刑記の學。士大將の兵記學。教官の書記學。勘定方の數記學。郡奉行勸農方の農桑學の類なりと。餘論に見えたり。
世祿増減論 一册あり。家祿増減の方を論著せし由餘論に見ゆ。

救俄錄 一卷ありて。救荒の食品を列載せり。

山陰雜談 一册。文政十年。山陰諸州に遊びし時の隨筆なりと。餘論に見えたり。

山陽筆記 山陽道に遊びし時の筆錄なる由。餘論に出づ。

○國友善菴

諱を尙克と云ひ。字を伯庸と呼ぶ。與五郎と稱し。善菴と號す。初め高橋坦室に學び。後藤田幽谷に師事す。天保九年。彰考館に入り。後弘道館に遷り。訓導よ

○加藤雪潭

諱を義智と云ふ。彦太郎と稱し。雪潭と號す。天保九年進仕。元治元年歿す。

追鳥狩繪卷物 凡十八軸。烈公の命を受けて畫きたるものなりと云ふ。佐野致盛、小松延年。及久米雅禮等も、亦之に與れりと聞く。

○三輪信善

諱を信善と云ひ。通稱を友衛門と呼ぶ。吉田活堂の門生なり。天保十一年進仕。慶應三年歿す。

みかげあふぎ 一卷。天保四年同七年再度の大饑饉につき。烈公郡村に下したる諭告文を載せ。同八年の教諭文八條を加へ。嘉永三年。信善自己の感激文を附して之を刊行す。其の刻版は。今猶ほ彰考館庫中に存す。

櫻花百首 一册。櫻をめで、詠み出づる歌のかすつもりなり。一百首となりしを。自ら集めたるものなり。

り教授頭取に進む。文久二年歿す。年六十一。

閑道錄 凡五册ありと云へり。

朋黨廣義

八卷ありと聞けり。此の他廣義之餘若干卷。忠經。婚姻略各一册。善菴遺稿三册。管見隨鈔一十册ありと云ふ。

○佐藤松溪

諱を延昌と云ひ。字を仲卿と呼ぶ。量平と稱し。松溪と號す。青山雲龍の第二子にて。佐藤中陵の養子と爲る。天保九年進仕。嘉永六年歿す。年四十三。

皇朝書畫譜 三卷ありと云ふ。

楷書類聚 二卷ある由なり。

點畫奇賞

凡十卷ありと云へり。

武器圖說

凡三册ありて。天保十五年成ると云ふ。二卷ありと聞けり。此の他天保追鳥狩圖。日光從駕紀事附圖等ありと云ふ。

松溪文集

○豊田松岡

諱を亮と云ひ。字を天功と呼ぶ。彦次郎と稱し。松岡又晚翠と號す。久慈郡坂之上村の人にて。藤田幽谷の門人なり。天保十二年來仕。彰考館に入り。安政三年。總裁に進み。元治元年歿す。年六十。

北島志

烈公の命によりて之を撰ぶ。凡五卷。安政元年成り。明治三年刊行す。其の書北島の風土沿革を録す。即一二三卷は蝦夷にて。四卷は北蝦夷。五卷は千島あり。

北虜志

又公命を受けて撰ぶ。凡八卷。安政三年成る。鄂虜魯西亞の地理事情を録す。

靖海全書

分ちて海寇始末。觀世年表。靖海策となす。其の自序に。凡三百年來。西洋諸夷の神州に通じ。及び其の盛衰興廢強弱墮の情狀を録して一書となし。名づけて海寇始末と曰ふ。又釀皇以來。夷狄の大事の。我に關係ある者を表して。之を列し。名づけて觀世年表と曰ふ。又時務を料り。形勢を考へ。今日修攘の大計を建つべき者。具に管見を録し。名づけて靖海策と曰ふ。總べて之を靖海全書と曰ふ。在上の君子。苟も采りて之を用ふる者あらば。其の今日修攘の時運に裨補

以て前編に續ぐ。

裂毗錄

一冊。嘉永六年。米魯軍艦渡來の次第を録す。中興新書 一冊。天保三年。中興の事宜を論じて。烈公に上りし書なり。

精忠新錄

嘉永元年成る。宋の岳飛の事を輯む。論語時習錄 凡十八冊。文久二年成ると云ふ。

常陸義軍考

一冊ありと聞けり。

蝦夷事蹟考

一冊ありとぞ。

成仁錄

一冊ありて。水戸の國事を書したるものなりと云ふ。

航海要錄

此の書未だ完備に至らずと云へり。

松岡文集

二冊。男香窓之を輯む。此の他命を受けて起稿する所。佛事。氏族。食貨。兵。刑法の五志。及烈公行實あり。又其の私著には。壬子海防新策。伴造記。請雨考等の書ある由なり。

○西宮松宇

初西野と云ふ。諱は宣明。字は叔和。新次と稱し。松宇と號す。小山田松屋の門

する所あらむかと云へり。又癸丑海防新策。合衆國考。この内に附載せりと云ふ。

神記

若干卷。若干卷。年譜に曰。先生閉居して後は。己に望を官撰國史に絶ちて。私撰の書あり。神記世書。體裁は志類と同じからずして。其の實は異らざるなりと云ふ。未だ幾ばくもあらず。國事一變。復讞して史を修むること。なり。私撰の舉。竟に其の功を竣へずして止む。

姓書

若干卷ありと聞けり。

明夷錄

一冊。弘化三年成る。題號は之を箕子を明夷に取る。即ち水戸天保甲辰の國難は。僧徒の讒説に起りて。奸人の鍛鍊に成り。内外相應じ。聲勢相寄り。冤獄一たび成りて。又解く可らざる所以を述べて。以て時會の來るを待ち。徐に挽回を圖るべき事を録せり。

鷄鳴錄

一冊。弘化四年成る。鷄鳴は。君子亂世に在りて。其の度を改めざるを云ふ。結城朝道。谷田部通倫。平尾清行。友部養正等諸奸惡。相結托して正士を排陥し。國難を釀成せる所以を述べて。明夷錄に續ぐ。

籲天錄

一冊。嘉永五年成る。詳に烈公被冤の繇を辨じて。之を某侯及麾下の士某に贈りしものなり。籲大後錄 一冊。嘉永六年成る。群小人誣罔離間の計を辨じて。廢黜の正士を騰用すべき事を云ひ。

生なり。天保十二年。弘道館訓導と爲る。

後西野を更めて西宮と云ひ。出で、朝廷に仕ふ。歿年詳ならず。

竹生島辨才天考證

一冊。近江竹生島なる辨才天の事實を考へたるものなり。

本朝牙笏考證

一冊。牙笏の考なり。

歷朝肉食興廢考

一冊あり。上古は肉食の事盛行はれしも。後世に至りては。禁忌の説に拘りて。大に衰へたる由を記したり。

大閣禪閣小傳集考

一冊。大閣禪閣の小傳を擧げて。考案を加へたり。禪閣は。即ち大閣の被制したるを云ふ。

大閣稱號考

一冊ありと云ふ。

山陵記事

一冊。

牛乳考

一冊ありて活刷す。

松宇雜錄

一冊。

向岡遺事

一冊ありと云ふ。

松宇日記

凡四十冊ありと聞けり。

常陸風土記校註

一冊。天保十年刊行す。吳本八種を得て。之を比較し。前人の諸説及自家の考案を加へて。標註とし。釋日本紀仙覺萬葉鈔詞林

采要鈔等に引きたる風土記の逸文を卷末に附したり。

○北條香雪

諱を敬と云ひ。字を德基と云ふ。惣五郎と稱し。香雪と號す。藤田幽谷の門生なり。天保十二年。弘道館手跡指南と爲り。弘化五年歿す。年五十。

集字孝經 一册あり。文政十一年成りて刊行す。王羲之の書を集めて。一部の孝經とし。之を兒童に授けて。習字の料に供し。以て徳性涵養の資に充てしものなりと云ふ。

○高橋柚門

諱を愛諸と云ひ。字を敬卿と呼ぶ。多一郎と稱し。柚門と號す。國友善菴の門人なり。天保十二年進仕。萬延元年歿す。年四十七。

遠近橋 凡十三卷。書名は烈公下賜の歌詞に探る。烈公

○佐々木柳菴

諱を延之と云ひ。字を叔卿と呼ぶ。鐵三郎と稱し。六大夫と改め。柳菴と號す。青山雲龍の第三子にて。佐々木氏の養子となる。天保十三年。彰考館に入り。弘化二年。弘道館訓導に遷り。明治四年歿す。年五十六。

柳菴文集 凡五卷。此の他述作する所録校集二卷。絶句通韻例證。律詩通韻例證各三卷。古詩通韻例證四卷。和漢一節九卷ありと云へり。

○青山鐵槍

諱を延壽と云ひ。字を季卿と呼ぶ。量四郎と稱し。鐵槍と號す。雲龍の第四子なり。天保十四年。弘道館訓導となり。弘化二年彰考館に入る。後出で、朝廷に仕へ。明治三十九年歿す。年八十七。

の雪寃につき。大に力を竭し。諸家に往復せし。簡牘を輯めて。一見事實の真相を知らしむべく順序せり。後大正元年活刷す。

柚門遺稿 一册ありと云ふ。此の他赴武漫吟。兩毛紀遊東奥遊記。遊總漫吟。信越遊草等の述作ありと云へり。

○北河原守景

通稱を甚五右衛門と云ふ。守景は其の諱なり。天保十三年進仕。慶應二年歿す。年六十五。

碎船秘録 一册ありと云ふ。

○鹿野敬一

通稱を與市と云ふ。敬一は其の諱なり。天保十三年進仕。明治元年歿す。天言録 若干卷ありと聞けり。

讀史雜咏

凡二卷。慶應二年刊行す。友部忍庵の其の卷末に書して。余が友青山季卿。家世史學に精し。歷朝人物の賢愚奸淑を洞悉し。感懐する事ある毎に。五言往體を以て之を詳論し。功罪を藻致瑣瑣の上に叙し。憂愁を韻調鏗鏘の間に寓す。蓋し其の淵黙の思。組織の才。別に機軸を出し。人の籬下に寄らざる者なりと云へり。

讀史偶筆

凡二卷。季卿稍長じて。歴史を涉獵し。年十七八に及ぶ比。既に十七史に通じ。隨て讀み隨て筆し。讀史偶筆と名つけたりと。佐々木柳菴云へり。

大八洲遊記

青翁老いて益々壯。筆硯を携へて四方に遊び。足跡殆ど天下に遍し。至る所大小雅俗の別なく。悉く之を筆して。凡十三卷となす。自木刻活字を以て。之を刷出せりと云ふ。

堯篋小集

凡四卷。伯仲叔季四兄弟の詩文を撰集して之を刊行す。

鐵槍齋文集

七卷。活刷成る。此の他命を受けて修むる所。地理志稿あり。完備に至らずして止む。又其の私著には。皇朝金鑑二十二卷。戰略新編十二卷。武門軌範十卷。櫻花百絶。畫題百絶。鹽原百絶。登岳唱和。品古荒辭。英哲年齡便覽各一卷。鐵槍齋詩集五卷ありと云ふ。

○石川明善

諱は幹修。字は仲安。幹二郎と稱し。明善又公磊と號す。石河徳五郎幹忠の第二子なり。初め杉山復堂に學び。後會澤正志に従ふ。天保十四年弘道館訓導となり。後助教に進む。明治元年歿す。年五十。

明善遺稿 八冊あり。

明善日記 凡三十冊。

弘道館創立意見書 一冊。

弘道館記述義評言 一冊。

詩說訓蒙 二冊。

館訓道に遷り。安政元年歿す。年七十。

常陸名家譜

凡五卷。天保六年成る。史記の世家に倣ひ。常陸名族の始末を録す。

清慎録

一冊。弘化二年成る。

經說採撫

二十冊ありと云ふ。此の他玉江鈔。玉江隨筆。及雜記二十二冊ありと聞けり。

○鈴木金谷

諱を重時と云ひ。字を奉卿と呼ぶ。半兵衛と稱し。金谷と號す。天保十四年。弘道館勤務となり。安政三年歿す。年四十二。

萬國旗章圖譜

一冊あり。藤森天山の序に。水府鑑奉卿。萬國旗章圖譜を著す。圖以て其の章を明にし。譜以て其の國を詳にし。我が入海の民をして。其の性俗を知りて。之が備を爲さしむと云へり。

三國語海

若干卷ありと云ふ。此の他洋船全誌譯述一冊ありとぞ。

測量捷法圖

一冊ありて。嘉永元年成る。

○大内玉江

諱を正敬と云ひ。字を子行と呼ぶ。與一郎と稱し。玉江と號す。久慈郡留村の人にて。小宮山楓軒の門生なり。天保十四年來仕。彰考館に入り。弘化二年。弘道

○友部忍廬

諱を熙正と云ひ。字を廷緝と呼ぶ。八太郎と稱し。忍廬と號す。天保十四年進仕。明治元年歿す。

開國勳將事略

凡十二卷。徳川家創業の勳舊諸將。三十餘家を録せり。

停雲樓舒嘯

凡二卷。活刷既に成る。詩集なり。

忍廬遺稿

職歴紀略。白石年譜。瀛海遊劄。藝苑別史。停雲樓詩文の五種を。合せたるものなり。

○本間玄調

諱を資章と云ひ。字を和卿と呼ぶ。玄調と稱し。救と改め。棗軒と號す。天保十四年。醫師と爲る。歿年詳ならず。

瘍科秘録

十卷ありて。弘化四年刊行す。第一卷痔疾。瘰癧。舌疽。乳岩。第二卷癰疽。第三卷癩。第四卷疔。付骨疽。第五卷命創。鬼缺。鎖陰。鎖肛。第六卷翻花瘡。第七卷水瘡。打撲損傷。第八卷疥癬。第九卷鼻痔。第十卷漆瘡。油風。鵝掌風。酒皸鼻。腎。第十一卷癩風。第十二卷瘡。第十三卷酒皸鼻。腎。

○癩。癩風。瘡。漆瘡。油風。鵝掌風。酒皸鼻。腎。

○間宮松屋

諱を永好。字を叔芳と云ひ。通稱を又左衛門と呼ぶ。小山田松屋の門人にして。其の雅號を襲ぎ。亦松屋と云ふ。天保中

種痘活人十全辨

一冊。弘化三年刊行す。種痘方を。弘布せざる可らざる所以を論ず。此

の他日新醫談三卷。内科秘録。醫方纂要。療治知要。經穴探要。傷寒論類釋。傷寒論取策。醫方纂要分註。皇朝醫林談。藥學雜識等の述作ありと云ふ。

續瘍科秘録

五冊ありと云ふ。

癩風。白禿瘡。湯瀝火燒。第六卷癰疽。疔瘡。腦疽流注。肺癰。腸癰。腋癰。第七卷腎癰。懸癰。囊癰。乳癰。癩疽。甲疽。牛癩。第八卷癩。癩毒。帶下。膊耳。腦漏。頭痛。衄血。喉痺痰泡。重舌。木舌。鵝口瘡。牙疳。腐牙癰。齶齒。體氣。第九卷竹木刺。百蟲入耳。誤吞鐵鐵骨硬基子等。諸獸咬傷。諸虫咬傷。食鬼中毒。第十卷癰疽。枯筋箭。黑子。瘰癧。血瘰。失榮。委中毒。溺死。石。小便閉。大便閉。陰萎等の目ありて毎目其の治法を詳説せり。

進仕。倭書局に入り。編集に任ず。後出でて朝廷に仕へ。明治五年歿す。年六十八。

松屋集

一册あり。久米水屋序し曰。これの松屋集は。開宮の翁のものせられしなり。翁は小山田與清うしに従ひて。何くれの學にたけたりしかば。やがて其の家をつぎて。松の屋とぞ呼ばれし。翁はやう師と俱に水戸の殿に。常に召されしかば。幹文らが祖父の君と。いと善き中らひなりき。祖父の女子あきたおはする中に。一所はやう贈大納言の殿に仕う奉りて。文に歌に妙なりしかば。殿は我家の紫よと仰られしを。よき偶なりとし。翁をば婿になむせられし。いもせ二並の筑波嶺のやうにて。世にもてはやされしを。今の御世の初めに。神祇大史に召されしかば。年頃の本意かなへる心地すと。悦び給へりしを。幾程もなくうせ給ひし。云云。幹文らも若かりし程より。大方ならぬ陸にかくれて。生ひ立ちぬれば。この事のいと嬉しきに合せて。をば君の一言をとさへあれば。かくなむ。書きつめて見るも珍らし君が家の。名に聞えたる松の落葉は。と云はれたり。附言。久米水屋は。余が幼時句讀の師なり。故に少しく其の家事を聞くを得たり。水屋先生の室は。久米彦助博高の女にして。其の女兄を八十子と云ふ。之を松屋

の偶配と爲す。然るに。序文中博高を祖父君と云ひ。八十子を、ば君と呼ぶもの。水屋先生。久米氏に入りたる後。繼嗣の順序に従へるものと知るべし。

掌中和歌年中行事

一册ありて。嘉永七年刊行す。年中の公事を敘して。其の故事を録し。關係の和歌を列載す。

古今年中行事歌合

三册あり。

日本紀竟宴歌

一册あり。

参考歳時記

五册ありて。拾遺を加ふ。此の他古今集新註二册。百人一首新註。職原鈔新註。和歌色葉集七册。自讀歌集。古今續法一册。萬葉地名鈔。萬葉長歌部類四册。萬葉類語五册。八代集類語。編年管公傳一册。神野山日記二册。箱根溫泉誌七册。品さため注二册。松屋集等の述作ありと云ふ。

間宮八十子

八十は其の諱にして。久米子順の女なり。幼にして烈公の壺闈に奉仕し。文藻を以て稱せらる。後公命を以て。間宮松屋に配し。明治二十四年歿す。年六十九。

松の下枝 二册ありて。既に刊行す。
和歌玉石集 一册あり。

○佐藤鶴城

諱を方定と云ひ。神符滿と改む。民之介と稱し。鶴城又大鳥舎と號す。岩代飯坂の人なり。天保中來仕。歿年詳ならず。

奇魂

凡二卷。天保二年刊行す。一名を尙古醫典と云ひ。神代より醫道の傳來せし所以を論著せり。烈公其の巻首に。一首の歌を著して。大穴半運少名御神の教へ置きし。くすしの道をいかで忘れむ。と云へり。

備急八藥新論

凡三卷。刊刻成る。八藥は人參。大黃。附子。厚朴。甘草。胡椒。朱砂。巴豆を云ふ。加ふるに龍眼肉。檳榔及三山再論を以てして。奇魂の附録となす。

幸魂

凡十册。病門を立て。藥方を録す。

術魂

凡二册。一名を神鍼方と云ふ。難瘡を治するに秘刺を用ふべきことを論ず。

忠孝招魂論

一册。皇朝は百蠻を臣妾とすべき幽契ある事を辯論して。戎狄に奪るゝ國民の心

魂を招きて。忠孝を全からしめむことを論著せり。

鎧之袖

一册。士庶自ら金指を治むる方を示す。

年玉

一册。刻成る。救急の方を病家に示したるものなり。

神護海保辨

一册。神代既に禦戎の方ありて。武神の要津に鎮座し給ふこと。恰も六師の整々たるが如く。國防の事關ぐる所なきを明にす。

華夷班斲

凡二册。陸奥蝦夷の辨なり。多賀城跡偽碑辨一册を。其の末尾に附す。

春秋二祭考

一册。正月七月祭式の考なり。

靈運考

一册。魂魄并死生幽顯祭法等の考なり。

青白二幣考

一册。楮木考を附す。

產靈考

一册。星邦にて未だ其の功を知らざる藥類を集む。

眞仙傳

一册。百歳以上の人を擧ぐ。

醫語拾遺

若干卷あり。醫事に關する事を録す。

あすならふ

若干卷あり。隨筆なり。

標書皇朝食鑑

凡十一册。食鑑の頭註なり。此の他述作する所。神傳脈論。神傳腹證論。長生傳。御藥考。續病草紙。宗源醫談各一册あり。

○仁上如蘭

諱を純と云ひ。字を子一と号す。久三郎と稱し。如蘭と號す。弘化三年。弘道館訓導と爲り。嘉永五年歿す。年六十八。

○蒙士經

一冊。天保二年刊行す。縁語を類纂せしものにて。初に學を云ひ。次に孝を云ひ。仁を云ひ。義を云ひ。末復學を云ひて。之を結び。蒙士を教ふるの資とせしものなり。此の他又辨惑編一冊ありと云ふ。

○加藤寛齋

諱を嘉繼と云ひ。多吉と稱し。善兵衛と改め。寛齋と號す。又文昇。陶陶庵等の別號あり。弘化四年。多年郡務に勤勞せしを以て。留付列に進み。慶應二年歿す。年八十五。

○北郡里程記

一冊あり。寛齋。多年常北に郡務に勤勞し。厚生の一として。空山荒野に殖林を企て。栽植數十萬に及び。傍ら舊事を故老に問ひ。古記を僻邑に探り。山河を跋涉し。名勝故蹟を歴覽して。之

を筆記せしものなりと云ふ。續編三冊あり。

○菜園温故録

一冊。根本利左衛門が筆録し置けるを慶應二年に。編集せしものなりと云ふ。

○寛齋調法記

五冊ありて。慶應二年成る。

○寛齋隨筆

十九冊ありて。其の筆録は。文化より文政に至る。

○寛齋雜記

三冊あり。

○寛齋諸雜記

二冊あり。

○見聞録

凡十六冊。以上七部は。寛齋の願孫。之を彰考館庫に納めて。永存を圖れり。

附言。彰考館庫は。近年地を常磐社東杉林中にトして。堅牢なる煉瓦石造とし。毫も罹災の憂なれば。父祖の遺書を献納して。其の保存を永遠に期するは。之に過ぎたるものなかるべし。加藤氏の舉。眞に時宜を得たりと云はむ。切に勤む。他の水人も。之に倣ひ。遺書の永存を圖らむと欲せば。須らく一本を副寫して。之を館庫に納められむことを。

○瑞龍山全圖

一枚。安政四年成る。久慈郡瑞龍村瑞龍山水戸家歴代墳墓地の圖なり。

○辰口堰二十八村分江全圖

一枚ありと云ふ。蓋し久慈郡辰口村に於て。

久慈川を塞ぎ揚げ。下流二十八村の田を灌漑する狀を。

治十三年歿す。年六十一。

○常陸名勝圖志

凡十一卷。引用書目。總説。物産一卷を加ふ。

○小河逸齋

諱を政常と云ひ。與十郎と稱し。逸齋と號す。又致遠堂蕉雨堂等の別號あり。嘉永元年進仕。明治三十三年歿す。年七十四。

○水府兵亂顛末

一冊あり。明治二年成る。其の書。元元年十月朔。弘道館窮寇夜遁に終る。卷末録して曰く。余已に烈順二公に仕へ。三たび國難に遭ふ。之を想ふ毎に未だ嘗て慨然痛嘆せずんばあらざるなり。夫れ吾が藩。姦臣を養ひ。太禍を醸成す。其の由來する所久し。云々。他邦より之を觀れば。閭閻の鬭争を免れざるが如しと雖も。然れども。斯の際。君臣の大義繫れり。苟も臣子たる者。豈深く察せざる可けんや。是に於て。余文辭の拙陋を顧みず。乃ち事實を擧げ。淵源を審にし。録して一篇を爲し。忠邪淑慝の辨を明にす。といへり。

顯ししならむ。

○辰口堰の鏡

一卷あり。長田父子築堰導水の事を詳録す。寛齋。堰溝の將に淤塞せむとするを慨し。全力を修堰に竭し。且維持の方を立て。二十八村の灌漑を繼續して。今日に至らしめたりと云ふ。又辰口御用留稱するもの數冊ありて。堰溝の巨細を悉せるは。亦寛齋の遺録なりと云ふ。

○奥州嶽温泉紀行

一冊ありとぞ。嶽温泉は津輕弘前の西五里。岩木山腹に在り。大正六年。余亦此に浴し。岩木山嶺に登りて。津輕九郡を一望せし事ありき。然れども。又聞く二本松附近に。嶽温泉と稱する小浴場ありと。寛齋の遊浴は。其のいづれなるかを知らず。又此の類に下野日光中禪寺温泉紀行。伊豆熱海温泉紀行。各一冊ありと云ふ。

○陶陶庵即興集

一冊。自詠の俳句を輯む。此の他弘道館略記。俗諺集。常用算法。模印集。柑樹長養録各一冊ありと云ふ。

○柏竹竹齋

諱を安之と云ふ。左一兵衛と稱し。竹竹齋と號す。嘉永元年。弘道管庫となる。明

西上行紀 一冊。文久三年二月十六日。水戸侯順公に扈從して。江戸を發し。三月五日。京師に入る迄の紀行なり。

靜修閣雜咏 一冊あり。詩集なり。

致遠堂野稿 一冊。詩文集なり。

明治雜吟 一冊。晩年の詩集なり。

○寺門先行

諱を謹。字を信卿と云ひ。政次郎と稱し。先行と號す。晩に守拙と號す。會澤正志の門人なり。嘉永三年進仕。明治三十九年歿す。年七十六。

振學管窺 一冊あり。萬延元年成りて。學校總司奥津執政に呈す。其の書分ちて總叙。明賞罰。教國子。附論とす。

讀書難記 一冊あり。古語の學事に關するものを輯録す。

不忍默 一冊あり。邪説を排して。我が大道を明にすべきを論ず。

鹿島神社御遷宮内調書 一冊あり。弘道館内へ。鹿島神社遷記に付きての調査書

なり。烈公及國友尙克青山延光佐々木延之等の批箋あり。

學則問答 一冊あり。弘道館學則に就き。或問を設けて。之を解説せしものなり。

守拙文集 凡三冊。一は文。二は詩なり。此の他北窓紀夢一冊。中興策二冊。光被錄三冊あれど。今は家に存せずと云ふ。

○小笠原貞道

通稱を勝太郎と呼び。五兵衛と改む。貞道は其の諱なり。嘉永三年進仕。明治元年歿す。

續水戸紀年 一冊。哀公一代の時事を録して。水戸紀年の後を受く。

○茅根寒綠

諱を泰と云ひ。字を伯陽と呼ぶ。伊豫之介と稱し。寒綠と號す。初め國友善菴に學び。後會澤正志に従ふ。安政元年。弘

道館訓導と爲り。六年歿す。年三十六。

投筆餘錄

一冊。嘉永六年。米艦渡來。水戸藩出兵す。伯陽其の中に在りて。見聞せし所を録し。此の書を成す。後寒綠遺稿に收めて活刷す。

息距備考

若干卷。碑文に見ゆ。

翰訊筆記

若干卷。又碑文に見えたり。

寒綠遺稿

凡二卷。上卷は文を載せ。下卷は詩を輯む。明治十九年。門生等謀りて之を活刷す。

寒綠小稿

既に刊行せりと云ふ。

青史志料

政治經濟等に關する藩令を集めたるものなりと云ふ。

學制建議

安政元年十一月。烈公弘道館學制に就きて。衆議を徵す。文武教官并日附軍用掛等。各建議する所あり。其の建議を集めたるもの。既に是の書なり。

○横須賀靜齋

諱は安枝。安二郎と稱し。重兵衛と改め。靜齋と號す。嘉永六年進仕。明治四十年歿す。年八十四。

鑑古錄 一冊あり。刊行す。

礫川餘滴 一冊。活刷せり。

本朝畫工便覽

凡五卷。明治四年成りて。活刷す。第一は畫工本傳。第二は續編。第三は風俗畫。第四は附錄。第五は別錄とす。此の他數部の著作あり。今之を其の裔に問ふも。詳なるを得ず。惜むべし。

○内藤碧海

諱は正直。字は大道。彌太夫と稱し。耻叟と改め。碧海と號す。會澤正志の門人なり。安政二年進仕。慶應元年。弘道館教授頭取と爲る。後朝廷に仕へ。明治三十六年歿す。年七十七。

徳川十五代史

凡十二冊。明治二十七年活刷成る。

安政紀事

明治二十一年成りて活刷す。凡六卷。約して一冊と爲す。其の書。嘉永六年六月に起り。

萬延元年三月に止む。其の間。安政年間に係る開國の大事を録す。附するに會澤恒藏の開國論。國友與五郎の存意書を以てし。尊王略。禦侮略。建國略。分職略四篇を。

附録第七卷とし。開國始末辯妄を附記して大尾とす。

徳川文教志 若干巻ありと聞けり。

國體發揮 一冊。明治二十一年活刷成る。

勅語解釋 一冊。明治二十三年活刷成る。其の巻端に題して。臣謹て文部大臣頒布する所の勅語謄本を拜讀するに。皇祖皇宗。建極垂統の大道を擴張して。人倫世範の大綱となし。萬世の後に至るまで。四海の民をして。永く天經地義を履行せしめむとの叡慮。其の洪遠深厚なること。感泣拜敬の至りに勝へず。頃日二三の童兒輩來りて。其の解説を乞ふ者あり。臣が謏劣不學なる。固より聖慮のある所。萬一を窺ひ測ること能はず。雖も。職を教學に奉ずるを以て。堅辭するを得ず。聊管窺の及ぶ所を書し。以て童蒙に示すこと如左。と云へり。此の類に。又勅語略解。勅語俗訓。各一冊ありて。活刷せられたり。

日本兵士 一冊。明治二十八年活刷成る。總論。國土人種。道義。國體。日本民族。勢力。國と國との交際。兵士の義務。少年子弟の武道。武士の本分。平時の心得。戦時の心得。戦の強弱の十四章に分ちて之を詳論せり。大祭祀日義解 一冊。又此の類に大祭祀日由来一冊ありて。俱に活刷す。

古道指要 凡三巻。一巻ありて。明治二十四年成る。日本書紀の干支と。古事記舊本の干支とに。差違あるを據證として。之を韓史に參考し。書紀に百二十年の差誤ありと論斷して。正史に大瑕瑾を與へむとせしもの如し。附言。日本書紀は。元正聖代。諸學士に敕して。之を撰修せしめ。特に知太政官事一品舍人親王を擧げて。其の總裁とせし事は。人皆知る所なり。又當時諸種の史籍存して。其の説多岐に分れしを。慎擇精撰して。一の正説に従ひし事も。其の書を檢すれば。直に悟り得べし。爾來之を以て。朝廷の正史と定め。歴世の天皇之を尊信し。之を御前に進講せしめて。鑑古資治の用に備へ給ひしなり。然るに近世に至り。古事記を偏信する者群起して。之に合はざるものは。強ひても之を排棄せむとする傾向を生じたり。櫻廬が如きは。其の尤も甚しき者にて。編年史中。最も尊重すべき書紀の紀年を否定し。撰修當時。既に棄却せし史籍を本據とし。之を韓史に參考して。百二十年の差誤ありと論斷せり。是より先き那珂通世等。聊か韓史に通せりと云へる誇りを以て。務めて我が正史の紀年を批議し。韓史を引きて。之を論定し。上世年紀考を著作せり。恰も隣人

を否定するに於て。全力を傾倒せり。是れ櫻廬が尤も得意とする所なり。

古事記年紀考

一巻ありて。明治二十四年成る。日本書紀の干支と。古事記舊本の干支とに。差違あるを據證として。之を韓史に參考し。書紀に百二十年の差誤ありと論斷して。正史に大瑕瑾を與へむとせしもの如し。附言。日本書紀は。元正聖代。諸學士に敕して。之を撰修せしめ。特に知太政官事一品舍人親王を擧げて。其の總裁とせし事は。人皆知る所なり。又當時諸種の史籍存して。其の説多岐に分れしを。慎擇精撰して。一の正説に従ひし事も。其の書を檢すれば。直に悟り得べし。爾來之を以て。朝廷の正史と定め。歴世の天皇之を尊信し。之を御前に進講せしめて。鑑古資治の用に備へ給ひしなり。然るに近世に至り。古事記を偏信する者群起して。之に合はざるものは。強ひても之を排棄せむとする傾向を生じたり。櫻廬が如きは。其の尤も甚しき者にて。編年史中。最も尊重すべき書紀の紀年を否定し。撰修當時。既に棄却せし史籍を本據とし。之を韓史に參考して。百二十年の差誤ありと論斷せり。是より先き那珂通世等。聊か韓史に通せりと云へる誇りを以て。務めて我が正史の紀年を批議し。韓史を引きて。之を論定し。上世年紀考を著作せり。恰も隣人

の舊録を確據とし。我が父祖傳來の家記を破毀したるが如し。櫻廬は。平生人の籬下に立つを欲せざる資性を有しながら。獨り通世の旗トに參せし者。余其の何の意たるを知らず。其の間木村正辭は。自己の信する萬葉古注に僻して。正史の紀年を疑ひ。竊に異説者に聲援を與へむとせり。夫れ史書の本本たるべき紀年に。誤謬ありとせば。其の間に記したる事實の。獨り正確を保つ能はざるは。自然の勢ひなり。朝廷の正史。既に正確を失へりとせば。世に信すべき書なきに至らむか。此に於て學界に處士横議の時代を現出して。遂に我が立國の本義を。疑ふにも至らむか。豈に寒心に堪ふべしや。養老諸學士の裁定。或は一失なきにしも有るまじけれど。一千二百年後の今人が。各自好む所に僻して。考ひ出でたる説とは。其の間に自ら運庭なくんばあらず。之れを思ひ。又之れを思うて。聖に至るまでの事はあらずとも。我が國本を動す如き言議は。一考再考。猶は反復熟慮を要すべし。久米邦武が如きは。仲哀帝以前紀年考を録して。昔し鎖國の時代に。學説の自由を。夢にも知らぬ間とて。書紀の紀年を真と信じたる學者は。まさかあるまじと思ふほどなり。云云。書紀の紀年は。鎖國の舊規と共に。消滅して。其事實は年曆なき位置に記録されてある歴史となり。云云。書紀の紀年は妄作とは。今の史學界に言ふだけ野暮なれ

明道論 一巻あり。活刷既に成る。

帝王經世圖解 凡三巻。活刷せられたり。

近世名家文叢 三集九巻あり。一集三巻は既に活刷成る。

碧海漫鈔 凡四巻。活刷せりごぞ。又新聞紙雜誌等に投寄したる論説を輯めて。碧海觀瀾若干巻ありと云ふ。

標註折燒柴記 凡三巻。新井白石の折燒柴記を校訂して。標註を加へて。活刷せしものなり

徳川實記校訂標書 本編四百十七冊 附録六十八冊ありしを。約して二十五冊とし

て。明治三十二年活刷す。此の他易辭一覽。孝經孫子周官講義各一冊。東洋學話四巻ありと云ふ。

○菅 櫻廬

諱を政友。通稱を亮之介と云ひ。櫻廬と號す。安政二年。彰考館に入り。後出でて朝廷に仕へ。明治三十年歿す。年七十四。

南山皇胤譜

六巻あり。有らゆる古書舊記を援引して。南帝の皇胤を考證し。其の長慶院の在位

以上八部。之を菅政友全集と名づけて。明治四十年活刷せられたり。

○原 伍軒

諱を忠成と云ひ。字を仲寧と呼ぶ。任藏と稱し。市之進と改め。伍軒又尙不愧齋と號す。藤田東湖の門人なり。安政三年。彰考館に入る。後出で、幕府に仕へ。慶應二年歿す。年三十八。

督府紀略

二卷ありて。下卷を逸す。上卷は尙不愧齋存稿の尾に附して活刷す。

尙不愧齋存稿

凡四卷。明治十七年刊行す。拾遺二冊ありと云ふ。此の他命を受けて修むる所。禮儀志稿あり。又其の私撰には。和氣清麿事蹟考若干卷。西遊錄。西上錄。登山錄各一冊。讀史論稿二冊。居學叢書六冊。尙不愧齋秘笈五冊ありと聞けり。

○津田東巖

諱を信存と云ひ。字を伯行と呼ぶ。繁太

ども。猶何つの時代に。何故に妄作したるにやとの疑問は、存在するが如し。云云。と云へり。此の如き無稽の暴言を放ち。正史の破壊を企て。之を以て。心に快しと思へるか。邦武が如きは。實に正史の叛徒。國史の蠱賊とや言はむ。學說自由の世は。此の如き者を。學者として。容れ置く餘地ありと見ゆ。噫悲い哉。

淤能基呂島考

一卷。近年世に出でたる新撰龜相記の文を悦び。之を引きて。淤能基呂島の所在を考證せられたり。

漢籍倭人考

三卷。西土歴代の史中。倭人倭奴國東夷傳等の本文を掲げて。之を考證せしものなり。

任那考

凡三卷ありて。明治二十六年成る。上古に在りて。我國に關係最も深き任那國を。古書に據りて考證し。且つ我が宇佐島は。朝鮮鬱陵島なるべきを考へて附録とす。

藤原氏擅權考

一卷。藤原氏。淡海公以來。漸々に勢力を扶植し。遂に跋扈專横に至りし始末を録す。

熊澤蕃山幽居始末

一冊。熊澤の偉器。世に容れられず。遂に幽閑の厄に遭ひし始末を記す。

雜稿

凡四卷。時時思ひ出で。考ひ出でたる雜説を集む。

郎と稱し。東巖と號す。青山佩弦に學ぶ。安政三年。弘道館訓導となり。萬延元年。彰考館に遷り。明治二十五年歿す。年六十三。

南征錄 一冊ありて。安政元年成る。

常陽雜詠

一冊。明治十九年成る。

水戸藩死事錄

凡十五卷。水戸殉難諸士の傳記なり。

弘道館雜志

一冊あり。此の他命を受けて。災祥志稿の天文志稿を併せて。陰陽志稿を集せり。後之を通志の體に倣ひ。節約せしものありて。現行陰陽志はなれるなり。又畢生の精力を。兵。刑法。佛事。職官。氏族。禮樂。食貨。神祇。國郡諸志の筆削に竭盡す。但國郡志の完修を見ざるを。大なる遺憾とす。又文集詩集ありて。家に藏すと云ふ。

附言。余甲斐より水戸に歸り。始めて彰考國史館に入る。

當時東巖津翁。専ら志文の削正に當ると雖も。常に家居せるを以て。親しく見るを得ず。後數年。翁出で、館事を督するや。余始めて親く接するを得たり。翁人となり温和にして。苛察を用ひず。瀟灑にして聞達を求めず。終生身を史館に委ねて疑はず。是れ今世の學

者中蓋し得易からざるの人か。翁が畢生の精力は。永く諸志の文字に存して。不朽に垂るべきものなれば。敢て余輩の贅言を待たず。翁晚年國郡志を修削して。東山道に至り。出羽を竟へて。北島に移り。稿すること二三葉。忽ち筆を投じて曰。眼明ならずと。是の夜三更遂に修文の召に應ず。實に明治壬辰季秋の事なり。嗚呼哀哉。余爲めに歌ふて曰。もみぢ葉は。色つきにけり。山はみな。錦なせりと。人はいへど。見るひまもなく。家にのみ。籠りたまひて。朝たには。文の林に。實をひろひ。花もあふさず。夕べには。硯の海に。珠を探り。貝をも棄てず。動しみて。有りへし君は。いかさまに。思ほしめせか。空蟬の。惜しき此の世を。露じもの。置きて往にけむ。大舟の。ゆたに頼みし。我を置きて。君はまかるか。言はむすべ。せむすべ知らに。かなしく。ながめくらせば。もみぢ葉は。散りてこそゆけ。山の色は。あせてこそゆけ。木の葉さへ。心あるごと。見ゆるころかな。後四年。陰陽志刻成り。國郡志の改定に當りて。追惜の念に堪へざるものあり。書して以て此に加ふと云ふ。又曰東巖先生歿して。今や四十二年。幽明永く隔りて。徒に其の舊時を偲ぶのみ。先生は名利を求めず。

ぶ。彦一郎と稱し。中橋又海西と號す。豊後臼杵の人なり。天保中烈公に謁し。安政三年仕籍に列し。彰考館に入る。六年歿す。年七十二。

語學新書

凡二卷。天保二年成り。四年刊行す。其の書和蘭文典に准據し。本邦言語文字の品格を論定して。九品九格と爲す。九品は實體。虛體。代名。連體。活用。形容。接續。指示。感動の九言にて。九格は能主。所生。所與。所奪。所役。呼召。現在。過去。未來を云ふなり。

續語學新書

一册あり。西洋語の十品四格及缺助辭完の隠れたるを索め。且大日經疏卷第五に載せたる偈の梵文を。皇國言。氏爾乎波法に合せて。新譯を加へたりとぞ。

徵古新説

凡二卷。一名を徵古究理説と云ふ。古訓に徵して。事理を究むるの義なり。水火氣土の究源。日月星球の本説。此の書より詳なるはなし。仰觀俯察忠孝を第一とし。父子兄弟相親むの究理。此の書よりさきなるはなしと云はれたり。

天之眞柱

一册。文政元年成り。四年刊行す。其の巻首に書して。神代以來の眞義。皆今日の事實に

○鶴峰海四

諱を戊申と云ひ。字を季尼。又世靈と呼

聞達を願はず。畢生の精力を。大日本史の志文筆削に竭盡し。他を顧みざるに依りて。多くは世人の知る所とならず。晩年天壽の長からざるを悟りしにや。新年常磐神社を詣拜して。歸後の作あり。曰く。貴列三台。吾不願。富累千金。吾不求。交遍海内。吾何樂。沒世無名。吾不憂。吾是東藩舊史臣。曾在館閣。事三校讐。野乘日曆怡山積。記事提要力。博搜。中歴。國難。逢中興。藩制無。述仰。王猷。耆宿凋。衰風俗改。才俊東西爲。身謀。館閣遺業絕。僅繼。一二遺臣任。撰修。吾性僻陋且多病。尙守。故業與。故邱。承。乏。今復叨。副。緒。先生豈得。與。勳。勤。苦。徒。誓。酬。舊。義。祇。寒。隆。暑。不。敢。休。畢。生。倘。得。効。微。力。貧。賤。陋。巷。非。所。羞。十。志。垂。成。八。表。未。其。奈。往。再。歲。月。流。神。靈。問。吾。死。何。悔。若。其。不。然。假。春。秋。昔年重野老儒。史料採訪の爲め。彰考館に來り。切に先生の出處を懇懇せり。先生衰老を稱して。之を謝絶し。常に藤巷の草廬に起臥して。志文構思の外。餘念あることなし。但日夕杯を含みて。醉郷自ら別春あるを樂めり。

徵すべし。唯天地國土の説のみ。諸説紛々として。學者の惑ふ所少からず。故に今海内談天の説を通考し。以て神世傳來の眞義に徵し。同學の士に示すになむと云へり。

天之眞柱考證

一卷。文政四年成り。六年刊行す。

三才究理頌

一册あり。天保七年。成りて刊行す。二百五十二韻の詩なり。安積長齋の序文ありて。鶴峰季尼。博く群籍に涉り。尤意を西洋の學に致す。嘗て一書を著して。三才究理頌と云ふ。其の道德を論ずるは。國朝遠古言に本づき。天象輿地は。西洋の説に參し。韻語を以て之を綴り。洋洋數千言。率皆前古未だ發せざる所を發したりと云へり。

轉禍趣吉考

一册。弘化四年成る。地震に關する考説なり。附するに地震年表四冊を以て。上

史傳摘鈔

天保十年成る。凡十卷。序目一卷を加ふ。例言に曰。此編は。唐の李幹が蒙求に倣ひ。史傳に就き。古人の狀跡を撰び。上は神世に起り。下は豊公征韓の時に至る。約ね九百句。三千六百言云云。其の意専ら童蒙に資するに在り。故に毎句字傍各假字を附して。讀誦に易からしむ。故に兒童呼びて國史蒙求と云ふ。

神階錄

凡八卷。文化二年成る。延喜神名式に從ひて社號を標し。國史に出でたる神位を類纂して。式外諸神に及ぶ。

日出風土記

一册。文化五年成る。異邦の書に就き。皇朝の風土を記したる文を鈔出して。此の書を勸成す。故に初め之を異稱皇朝風土記と名づけたるを。後又補訂して。今名に改めたるなり。

神代文字考

一册。嘉永元年成りて刊行す。神代文字は。龜卜の穴町より出でたる由を論著せり。

國郡類纂

凡一百四冊ありて。州郡の地名を輯録せしものなりと開けり。

古傳説遺事集成

凡三十卷。目安二卷を加へて。十冊とす。其の緒言に云ふ。古傳説は。上代の古語にて記傳へ候義故。初學の輩は。解がたき事多く。且又日本紀などは。一書の説々御座候て。何れの説に従候て宜しきや分かね。又釋日本紀に引用候舊事紀の文をはじめ。國々の風土記及古書の逸文。また古語拾遺。姓氏錄。儀式帳。延喜式。萬葉集等に出候神世の故事。還て記紀には漏候類も少からず候。依之日本紀の正書一書の中にて。條理の貫きたる古傳説を相撰び。これを古事記舊事紀日本紀以下の古書に出でたる逸文に徵し。此に漏れたるものは。彼を以て補ひ。彼に不足もの

は。此を以て増加して。すべて神世の古事を。一筋に編立て。初學の輩の爲に俗語に譯して相認め。其の一節ごとに。其の本文を鈔出して。證微と致し。又類例と致すべき事は。漢籍佛書はもとよりにて。野史小説。西洋人の説といへども。これを引て參考に備候。云云。と見ゆ。

本教異聞

凡三卷。分ちて七章とす。文化八年成り。十二年刊行す。即ち海西二十四歳の作なり。神世の舊辭を掲げて。之を略述し。廣く梵漢西洋の傳説を引證して詳論せり。

本教諳誦歌

一名古傳説背誦頌とも云ふ。上下二卷ありて。五七の調を以て。長歌體に。神代の故事を詠じ。古書舊記を。其の間に挿入して。一一微證を示せり。嘉永六年。久保季茲。長歌反歌を。其の尾に加へて。嘆美せり。

本教畧述歌

一卷あり。古傳説の大意を。咏歎せし和歌三十三首を録す。

梵語新釋

一册ありて。天保九年成る。此の類に又悉曇字母新釋一册あり。

蘭學捷徑

一册。此の類に蘭字通一册あり。

籌算捷法

一卷。文政九年刊行す。加減乗除相場割等より。開法其の他に及ぶ。

新式算法九九札

十露盤を用ひずして。一切の仕勘を。自在ならしめむ爲めに。作りたる由なり。

安房全圖

一枚。嘉永二年刊行す。此の他伊豆上總下總常陸等の全圖を製して。既に刊行せりと云ふ。

内密問答

二卷。嘉永二年成る。外船渡來に付て或人に問はれたるに答へし書なり。

本朝年代人物掌覽

前後二編。此の類に文藝人物一覽二册ありと云ふ。

言葉能橋立

一册。安政四年成る。

丙午地震紀聞

一册。弘化三年丙午仙臺の地震。同四年丁未信越及丹後の地震に就きての申報書を集めたり。

新論新評

一册。嘉永三年成る。其の卷首に書して。文政八年。無名居士所著新論。貴論に従ひ。假字に引直し。差上申候付ては。此の論の當否存寄も有之候は。可申由被仰下候に付。愚意聊申上候。此の書の五論併せて七編の中には。少々の得失可否は可有之候へ共。其の大體の所は。至極尤なる論にて。士大夫としての。必熟讀致し心得置べき義と被存候。但其の攘夷の論に至りては。文政八年の論と。今日の論とに於ては。聊差別可有之候云云。など評論せられたり。

熟語定式

一册。天保元年成る。九言九辭の目を設け。熟語の文例を援引して。漢語の格法を論證せ

床井晚綠

諱を親徳と云ふ。庄三と稱し。晚綠と號す。安政三年。彰考館に入り。慶應元年歿す。年二十八。

晚綠齋秘笈 凡十四册ありと聞けり。

關 錦堆

諱を遠と云ひ。字を士仁と呼ぶ。鐵之介と稱し。錦堆と號す。安政三年進仕。文久二年歿す。年三十九。

西海轉蓬日錄 一册。又丁難日錄。遺稿遺稿等の著作ある由なり。

正田筑山

諱を棟隆といふ。作次郎と稱し。筑山と號す。京師の人にて。上賀茂社司藤木正道の弟なりしを。正田盛益養ひて子とす。

られたりとぞ。

主客辨

一册あり刊行す。苟も神州に生れたる者は。宜しく神道を主とし本とし。儒佛二道を客とし末とし。以て取捨あるべきことを論じて。本教略述歌を巻尾に附す。

歌文類葉

凡八卷。鳥獸蟲魚草木竹海草の八類に分ちて。其の故事を考へ録せり。

史記類語

凡十卷。文政九年成る。其の序文に余信傳の暇。兒輩の文を作る者の爲に。采輯せし所なりと云へり。

詩文類語

一册ありて。天保七年刊行せりと。圖書館目錄に見ゆ。

大成和漢年代記

一册。安政五年刊行すと。圖書館目錄に見えたり。此の他詞鏡一册。小學字母表。礎曆詞鏡二册。歌詞清濁考。増補正誤假字遣。助字類各一册。雜字便覽。平仄便覽各二册。古義神代考。萬葉古調梯各一册。襲國借偽考二册。和漢軍談記略考大成一册。文苑雜事十册。救貧龜卦選要。墨色小笺。爐餘詠草。中橋雜錄等の述作ありと云ふ。

安政三年進仕。歿年詳ならず。

近世外史 凡五十冊。嘉永六年成る。

近世名臣言行録 三冊ありて、活刷既に成る。

山陵外史叢案

凡二十冊。谷森外記の諸陵徵諸説を別編せしものなりと云はるれど、其の實いかゞあるべきか。

柏原御陵探索書 一冊。慶應元年成る。

○吉田璞堂

諱を尙徳と云ふ。於菟三郎と稱し。璞堂と號す。活堂の第三子なり。安政四年。

弘道館歌道掛となり。慶應三年歿す。年三十七。

櫻花百首

璞堂子。元治甲子の難。國事を以て獄に下り。慶應丁卯の春。猶暗室に在り。櫻花の勝景を想見して。咏する所なり。此花の資粧評賞。備さし具はり。更に名區勝境及故事に出入し。延いて獄中の今日に追ふ。其の愛君慕親の誠。辛楚困厄の情。悲世憤時の志も。亦皆花に託して。之を發す。光彩燦爛。香氣馥郁。花乃ち歌か。歌乃ち花か。殆ど人をして香霏艶霞の際に

透眩せしむ。亦奇ならずや、と鈴木棹林は云へり。其の歌に、咲く花の盛りも知らで籠れるは。如何なる罪のあればなるらむ。又。翼あらば人やを出で、飛び翔り。遊ばむと思ふ花の頃かな。など見えたり。

齊州百首 讚酒の歌なりと聞けり。

ふもとのなげき 一冊。萬延二年成ると云ふ。

忍之緒 一冊あり。和文集なりと聞けり。

神靈考拾遺

一冊。安政四年成る。西田直養の神靈考に漏れたるを補訂せしものなり。此の他述作する所曝井考。五字七字。赤心和歌集。日本知於昆等ありと云ふ。

○朝比奈篠屋

諱を泰吉と云ひ。豊日子と稱し。篠屋と號す。安政四年進仕。明治十七年歿す。年六十四。

衣手集 凡三卷。既に刊行す。

類題明治和歌集 凡二卷。明治十三年刊行す。

諸集佳調鈔 凡四卷あり。

篠屋集 二卷。以上墓文に據る。

○栗田栗里

諱を寛と云ひ。字を叔栗と呼ぶ。八十吉と稱し。利三郎と改め。栗里又蕉窓或は銀巷と號す。初め石河明善に従ひて經史を學び。後豊田松岡に就きて國史を問ふ。安政五年。彰考館に入り。後出でて朝廷に仕へ。明治三十二年歿す。年六十五。

著書八十五部

其の書目解題は、既刷栗里先生雜著卷部以外。二三の書を左に録す。

常陸文書纂

常陸國內社寺舊家の文書を輯めて。正編十三冊。附録十二冊とす。正編第一は鹿島社。同大宮司。第二は吉田社。第三は加茂部。大國玉磯部。稻田。薩部。荒河八幡六社。第四は税所氏。府中總社。第五は吉田藥王院。第七は畑田氏。第八は眞壁長岡氏。密藏院文書。及佐竹氏文書。並系圖。第九は信太莊上室郷水帳。第十は茨城久慈多賀那河四郡散在文書。第十一は行方郡文書。第十二は久慈多賀行方三郡散在文書。第十三は岡見甚内。玉造村渡邊氏。穴戸一木氏大場村權守氏文書。鉾田塙氏所藏畑田氏文書にて。附録

第一は結城氏。第二は小山氏。第三は宇都宮氏。第四は宇都宮氏。及島崎氏。第五は中山備前守。鈴木石見守。奥津。徳大寺。富田。宇都宮。野中七氏。第六は富田氏村上氏。開通寺。小松寺。第七は佐野孫兵衛。佐野勘兵衛。天野。北河原。朝比奈五氏。第九は三木。菅澤。西郷。庄。菅澤。近藤。蓮沼。朝倉。吉川。藤山十氏。第十は能勢氏。第十一は片岡三郎文書。鈴木重固行狀。長谷川軍之衛門文書。菅六衛門山緒書。國分理兵衛。岡見彦五郎。石野勝次郎。大橋五百衛門四氏文書。遠山氏家譜。第十二は佐野六藏。井田次大夫二氏文書なり。

日本逸史増補

凡二十冊。日本逸史に漏れたる事を。諸書に採りて補入し。特に近來世にあらはれたる加賀前田家珍藏の類聚三代格の文を。悉く加へられたり。

大同本記逸文

一冊。萬延元年之を輯む。此の他命を受けて編修せしもの。神祇志稿二十三

卷。音楽志稿五卷。國郡志稿二十五卷ありて。兵。刑法。佛事。食貨。職官。禮樂。氏族。陰陽の八志を増補校訂す。○既刷栗里先生雜著第四に收めたる長慶帝講原由記は。嘗て雜誌國文學第二十四號乃至二十七號に掲載せしものなり。今雜著に録したるは其の二十四五號のみにして。第二六七號を脱す。看者之を諒せよ。附言。健年十四。始めて栗里先生に謁して。其の教を請

ふ。爾來離合就不就常なしと雖も、或は親しく言貌に接し。或は遠く簡牘に依りて。其の教誡愛養を被ぶること。殆ど三十年。先生の學行に於て。粗窺ふことを得たり。先生幼にして頓悟。甚だ讀書を嗜み。日夕卷を釋かず。年十三。神器説を作りて。時人を驚す。時人稱して神童と云ふ。年二十餘。始めて彰考館員に列し。豊田天功に屬して。大日本史志類の校訂に従ひ。大に其の業を輔けたり。天功歿するに及びて。其の後を承け。慨然として修志の業を以て。己が任となし。專心一意。他を顧みず。是を以て水藩甲子以來の黨難を免れ。常に彰考館に在りて。補訂の業に執筆す。明治初年。反正の運に會ひて。大に當路の信任を得。新に論建して豊翁の六志を校刊す。兵刑法二志を終へて佛事志に及びり。時に廢藩の令下りて。中止の不幸を見る。先生の遺憾想ふべし。尋いて朝命あり。教部省に仕へて。特選神名牒の編修に任じ。書篋に成りて。忽ち廢官に遭ふ。轉じて修史館員に列す。蓋し先生の本志に非るなり。幾ばくならずして辭し歸り。舊主の委囑によりて。再び彰考館を開き。佛事志を刊終し。職官氏族二志を校刻す。當時健も亦館に在りて。親しく先生筆削の状を見る。先生古書堆裏に端坐して終日屹々。左搜右索。彼此考證。筆動きて止まざるの状。宛然目に在りて。今に忘れがたし。先生又音樂志を草

し。禮儀志に併せて禮樂志を刻し。食貨志を改定し。神祇志を起稿し。共に劊劊に附し。延いて陰陽志の校刊を了へ。又國郡志を修めて殆ど成り。將に校刻せむとするに臨み。濫焉實を易ふ。噫天何ぞ我が栗里先生を奪ふこと。其だ念なるや。先生此の間元老院に入り。又大學に教授たりと雖も。修志の念は一日も其の胸中を離れざるなり。即ち先生の進退は。日本史の志類と相終始し。先生の學術は志類の編修と相伴へり。健私に謂ふ。日本史紀傳。其の編修に従事せしもの幾十家。其の能く之を大成せしは。澹泊先生一人のみ。日本史志表其の纂錄に拮据せしもの幾十人。其の能く之を集成せしは。栗里先生一人のみ。前に澹泊先生あり。後に栗里先生あり。義烈兩公の志願粗果せりと云ふも。敢て溢美の言には非るべし。先年彰考館に出入する四十餘年。精緻の資強記の性。加ふるに強勉の力を以て。館閣數十萬卷の書。窺はざるものなし。是を以て考證の精。論斷の確。殆ど人をして驚絶せしむ。前人伴信友は。考證の學に於て。精妙を極む。然れども引據宋だ博からざる所あり。小山田與清は考據の書に於て。該博を極む。然れども。推斷未だ精しからざる所あり。先生は即ち之を併せて。其の粹を抜き。其の精を萃めたるものなり。然れども。先生の本志とする所は。先公の遺意を奉じし。國體を明にし。人心を

正し。大道を護り。邪説を排するに在りて。固り世の腐儒曲學の徒。委瑣考證。自誇り。或は奇言を弄して以て名を當世に求めむとする者の比に非るなり。是を以て。余先生に接する毎に。其の議論の正大。學術の宏博。考證の精微を仰ぎ。首地に至らざるはなし。特に先生の意氣軒昂。議論風發するにあひては。劣弱健等が如きも。志氣自ら奮興するを覺ゆ。然るに明治丙申の歲。國郡志改定の際。故ありて館務を辭し。去りて地方に遊べる後。俄然先生の計に接す。嗚呼天なる哉命なる哉。幽明永く隔たりて。再び先生の音容に接する能はず。此の恨綿々何ぞ窮りあらむ。今余江湖に漂泊して。先生の學。一も之を發揮する能はず。只舌を以て耕織に代へ。碌々生を貪りて。徒に道塗に老ゆるのみ。先生地下の靈に對して。忸怩の至りに堪へず往事を回想して。一言を加ふる事。此の如し。

○小山田南梁

諱は昌玄。字は伯龜。緩介と稱し。南梁と號す。楓軒の孫なり。安政五年。弘道館訓導となり。後出でて朝廷に仕ふ。明治二十九年歿す。年六十八。

德川太平記

凡十二冊。明治二十七年活刷成る。此の他南梁年錄。南梁劊記。南梁過夏錄。吹上訪古錄。東京城建置考。幕朝典故叢書。二苑紀略。古樵逸話。養老菴雜著。抱月廬詩存若干卷ありと云ふ。又尤も力を東京市志の編纂に致したりと聞けり。

○山國共惟

諱を共惟と云ひ。通稱を淳一郎と呼ぶ。安政五年進仕。元治元年歿す。年五十二。

旭櫻雜志

凡五卷。共惟子。水藩元治甲子の亂。那珂港に在り。戰敗れて越前に走る。當時事を共にせし志士の日録を輯めて。一書とせしもの。即ち是なりと云ふ。

附言。嗚呼水戸元治甲子の亂。懷うて此に至れば。覺えず涙潸然たり。余年九歳。甲子の難に會ひ。父に従ひて東海大貫の地に在り。當時藩中の志士。此の地に來り。蓬髮垢面。短袴窄袖。所謂陣羽織を服し。緝烏帽を戴き。劍を握り。槊を横たへ。意氣凜然。古勇士の風采あり。其の戰を接するや。砲烟騰起。彈丸雨注。白日爲めに闇く。天地爲めに震ふ。當時之を以て。壯

快の一大義戦なりと思へり。一朝金風大に起り。飛丸爆發。火忽ち一方に揚り。烈焰天を焦し。土氣頓に衰へ。勢ひ支ふる能はず。肉飛び血流れて。見るに忍びざるものあり。況や余輩永く父に泉下に從ふ能はず。疾痛慘怛の狀。今に至りて。宛然目に在り。其の季秋念二は。忘れむと欲して。忘るゝ能はざる日なり。夫れ一藩の士。立黨急争。遂に血を見るに至りしもの。蓋し一朝一夕の故に非るべし。余屢之を故老に問ふ。遂に其の要領を得ず。後豊田松岡の明夷鷓鴣天前後録を讀むに及びて。始めて其の根源を知ることを得たり。嗚呼淵源に溯り。本根を究め。徐に甲子の時事を下觀し來れば。敢し百年論定の日を待たず。一旦豁然大に悟る所あるが如し。

○鈴木椋林

諱を豊大。字を子明と云ふ。安之進と稱し。椋林又蘭臺と號す。萬延元年進仕。後出でて朝廷に仕へ。明治三十年。陸前國荻濱に歿す。

明治前記

凡二卷。明治十七年成りて刊行す。弘化三年三月より。慶應三年十二月に至る迄。國家の六事を録す。其の緒言に。是の書即ち近代月表にて。元余が筆記より成るものなり。明治の初。余水戸に在り。書籍に乏く。之を校正すること能はず。且大なる誤りなかるべしと自ら信じ。人の需に應じて。先づ上卷を梓行せり。近代月表一冊既にして東京に來り。諸家の筆記等を開し。謬誤の少からざるを知り。姑く下卷の梓行を停めて。以て校正増補に従事し。其の後秘閣の書を觀ることを得たるが故に。更に再び朝廷幕府及諸藩の記録に據り。之を訂正せり。頃日其の訂正略成るを以て。改めて明治前記と名づけ。上下二卷を印刷に附し。前書近代月

○豊田香窓

諱を靖と云ふ。小太郎と稱し。香窓と號す。松岡の長子なり。萬延元年。彰考館に入り。慶應二年總裁代役となり。尋いで京師に歿す。年三十三。

松岡先生年譜

一冊。元治元年成り。明治二十六年活刷す。此の他命を受けて。職官志を草

表疎漏の罪を觀説の諸君に謝すと云へり。

賜勅始末

一冊。明治十二年活刷成る。安政五年天勅の水戸に下りしより起りて。其の後の曲折を詳にせり。

北海道起業要録

一冊。明治十六年。活刷成る。森重遠と共に撰びしものにて。其の目次は。總論。漁獵。耕作。従前耕作せざる事。收穫。土地。氣候。利益。礦物。漁業概算。耕作概算なり。

鈴木大日記

凡二十冊ありて。安政五年より。文久三年に至る。

鈴木大雜集

凡三十八冊ありと。圖書館目錄に出づ。此の他述作する所。嗚哀筆錄。建基錄。椋林叢書等ありと云ふ。

内閣文庫

○久米水屋

諱は幹文。字は公斐。孝三郎と稱し。水屋と號す。石河徳五郎幹忠の第三子なり。出でて久米氏を繼ぎ。慶應元年。弘道館訓導となる。後朝廷に仕へ。明治二十七年歿す。年六十七。

大八洲史

凡五冊。上下三千載の事歴を編年體に従ひ。雅文を以て書き下せり。其の緒言に。此の史天地のはじめより。近世に至る迄を。五に分ちて。太古上古中古近古近世とす。太古は割判の初より。鶴草葺不合尊に至り。上古は神武天皇より。皇極天皇に至り。中古は孝徳天皇より安徳天皇に至り。近古は後鳥羽天皇より。後陽成天皇に至り。近世は御水尾天皇より。孝明天皇に至る。これよむ人をして。たやすく時世をしらしむためなりと云へり。其の中三冊は明治十九年成り。二十一年活刷す。

道の槩

一名教道大意。凡七卷。明治十二年成り。十四年活刷す。其の書。神祇。國體。君臣。父子。夫婦。兄弟。朋友の七目に分ちて。諄諄懇説せり。

日本文槩

凡三卷。活刷成る。

水屋集

一冊。歌文を集む。

あやめの露

一冊。

明倫歌集體裁論

一冊。安政五年成る。

大鏡校訂

凡四冊。十四五部の異本を比較して。訂正を加へ。活刷に附す。

○菊地 元

通稱を善左衛門と云ふ。元は其の諱なり。慶應元年。彰考館に入り。明治元年歿す。

五月雨籠

凡四冊。萬延元年成る。烈公の舉止を録したるものなりと聞けり。

○菊池卷石

諱を寛と云ひ。字を子得。又大度と呼ぶ。寛三郎と稱し。卷石と號す。元の弟なり。進仕歿年。並に詳ならず。

神風遺談

凡三卷。安政三年刊行す。蒙古襲來の事。國史西籍に散見せるを輯めて。此の書を成し。竹崎五郎兵衛繪卷物。日蓮注書讀を挿みて。當時の戦況を想見せしめたり。

川越紀年略

一冊あり。川越侯^{結城}の徒封鹽封生卒官位等の事を録して。慶長九年三月より文政十年十二月に至る。別に川越城及仙波喜多院圖を掲げ。其の解説を書して附録とす。

○長久保藤巷

諱は猷。字は君微。權三郎と稱し。藤巷と號す。明治元年。弘道館訓導となり。後出でて朝廷に仕へ。三十三年歿す。年六十二。

弘道館遺構志

一卷ありて。弘道館の創建。及沿革。並文武諸制度等の事を録す。此の他西山黨表志。借樂園志。富陵小志。金蘭詩記。各一卷ありと云ふ。

○綿引東海

諱は泰。字は天行。泰介と稱し。東海と號す。久慈郡松榮村の人なり。原伍軒に師事し。明治三年。弘道館訓導となる。後でて朝廷に仕へ。大正四年歿す。年七十九。

自強齋叢書

十二冊あり。此の他櫻田烈士傳。烈士詩傳各二冊。疑獄錄。杞憂漫錄各一冊ありて。孝經忠經に標註を加へたりと云ふ。

別記

○小山田松屋

諱を與清。字を文儒と云ふ。正次郎と稱し。將曹と改め。松屋又知非齋と號す。武藏多摩郡上小山田村の人にて。村田春海に學び。自ら三緣山和學士と稱して。彰考館和書局にも出入し。弘化四年歿す。年六十五。

群書搜索目錄

言語索引數十書の總名なり。各古書に見ゆる限りの言語を鈔出して。之を伊呂波四十七音に分類せしものにて。一々出典を挙げ。卷數張數を附して。搜索に便ならしむ。其の編集は。文化十二年三月に起りて。明年四月には。既に二千部の書を鈔出分類せり。後天保四年に至りては。成書一千五卷。十年には殆二千卷となれりと云ふ。今彰考館庫藏する所八十餘部四百三十餘冊あり。今其の書目を列舉して。之を解説すること左の如し。

日本紀類語

凡九冊。第一より第六までは詞部。第七八は姓名。第九は地名なり。

宣命類語

凡三冊。正史に見ゆる宣命文言の語を分類せしものなり。

續後紀索引

凡五冊。續日本後記の類語なり。第一二三は事之部にて。第四五を地名部とす。

文德字類

一冊。文德實錄の言事を分類せり。

三代實錄三才鈔

凡八冊。天地人の三部に分ちて。實錄の言事を類聚せり。第一は天屬。第二三四五は地屬。第六七八は人屬なり。

令義解目錄

四冊ありて。令義解の言事を類聚せり。

新撰姓氏錄類字抄

二冊ありて。姓氏錄の姓氏を分類せり。

神名帳字類

凡二冊。延喜神名帳を分類せり。

和名鈔類字

凡二冊ありて。和名鈔の名目を分類せり。但國郡部を除く。

和名鈔地名類字

凡三冊。和名鈔國郡部を分類せしものなり。

新撰字鏡目錄

凡二冊ありて。新撰字鏡の訓讀を分類せり。

本草和名字類

一冊。文化十三年成る。序文に云ふ。此の書詞を見出でむたづきにのみせしものなれば。異物にて同じ詞なるも。皆一條に葉の次でのみを別ちて録しぬ。譬へば獸と藥火を一條に舉げて。葉の次でをば各出せるが如し。かゝれば其の委しき事は。

原本に就て求むべくこそ。

色葉集字類

凡二冊。文化十三年成る。其の序文に、和歌色葉集三卷。顯昭法橋の撰ばれたりと云ふは。いかゞありけむ。覺束なけれど。古事考へむ便りいと少なからず。此度其の中の事ども目安く見出でむ爲めに。伊呂波文字に類を分けて。色葉集字類と題すと云へり。

下學集字類

一冊あり。即ち下學集の言語を分類せしものなり。

塵添蓋囊鈔索引

凡七冊ありて。第六までを詞部とし、第七を地名とす。

類聚名義鈔索引

凡九冊。天保四年成る。名義鈔は十冊ありて。菅原是善卿の作なりと云ふ。是善卿の作と云ふは。疑はしけれど。書中曾丹集散木集次郎百首空穂物語などの難語に引證すべき事多ければ。堀河鳥羽の御代より下れるものにはあらじと考へし人もあり。其の書玉篇によりて體裁を立てたれば。その偏傍に従て。文字は檢出べけれど。語訓の搜索。容易からねば。即ち此の書を爲れるなりとぞ。

萬葉類字鈔

凡三十八卷。天保五年成る。當時萬葉采用と云へり。七年に至り。再訂を加へて。今名に改めたり。其の跋文に。萬葉類字鈔三十八卷。松屋小山田主人の纂輯する所なり。隻字半句。類聚するに

國字を以てす。所謂支分節解。其の脈絡を得るものなり。而して類字の次第。猶或は未盡きざるものあり。故に相議して再訂を加へ。橋本長をして一筆謄寫せしめて。以て文庫に充つ。天保七年丙申秋八月。萬葉校正局とあり。萬葉局と云へるは。烈公の世。彰考館中に置きしものにて。其の局員小山田與清を首として。高岡利和久米博高西野宣明橋本長等之に預れり。

百今六帖名類鈔

凡四冊。古今和歌六帖の言詞を類集せしものにて。其の末卷別に地名部を立てたり。

新拱六帖類語

一冊ありて。新撰和歌六帖の言語を類聚せり。

風葉集目錄

凡三冊。第一二は詞部。第三は人名なり。

夫木工師鈔

文政五年成る。夫木和歌集の言事を分類せり。其の書分て詞言地名類句姓名の四部と爲す。第一より第十八までは詞部。第十九二十

大鏡目錄

一冊。大鏡の言語を分類せり。

榮花物語類字

凡八冊あり。

今昔抄錄

凡四卷にして三冊なり。即ち今昔物語の類語にて。第一二卷を詞部。第三卷を姓名。第四

卷を地名とす。

源氏物語目次

凡三冊。其の凡例に。たゞの言葉は。源氏の目安といへる書にゆづり。はた衣の色目の類は。源氏の裝束抄に。こちたく記しあなれば。これも同じう除きて記さすと云へり。

源語目錄

凡五冊ありて。前集三冊。後集二冊なり。

續源語類字鈔

一冊あり。

狹衣類語

凡三冊。狹衣物語を分類せしものなり。

空穂物語類語

凡六冊あり。

濱松中納言目錄

一冊。濱松中納言物語の字類なり。

今取替早詞寄

一冊。文化十三年成る。其の序文に。文永八年撰ばれし風葉集に。取替早の

歌八首。今取替早の歌六首載せられしに。今の本の歌は。六首の歌と同じく。今取替早なること著るければ。舊き方ははやうじびたるなるべしと云へるにて。今字を加へし所以を知るべし。

桂河地藏記目錄

一冊。桂河地藏記の語類なり。

詞林采要鈔目錄

凡三卷。第一二は言詞。第三は地名なり。

奥儀鈔類語

上下二冊ありて。地名を下卷中に別録せり。

八雲字類

凡四冊。八雲御抄の語類なり。第一二三は詞部。第四は地名なり。

袖中鈔類語

凡三冊。第一二は言詞。第三は地名を分類せり。

萬葉仙覺字類

一冊。萬葉集仙覺鈔の語類にて。文化十三年成る。

藻鹽草類語

凡八冊ありて。第六までは言詞。其餘を地名とす。

春曙類語

凡五卷四冊となす。枕草子春曙鈔の言語を類聚せしものにて。其の末卷を地名とす。

蜻蛉日記解環目錄

凡二冊ありて。末尾に地名を分類せり。

大八洲記標目

一冊あり。文化十三年秋七月。丁阿法師と之を抄出し。同八月廿五日。岸本

由豆流と之を校合し了ぬ。と跋文に見えたり。

甲陽軍鑑目錄

凡二冊。上卷は詞部。下卷は地名なり。

日本紀通證目錄

凡五冊ありて。第四までを詞部とし。第五を地名とす。

大内裏圖考證字類

上下二冊。上は地名。下は詞部なり。

神道集字類

凡二卷にて一冊なり。上卷は詞部。下卷は地名なり。

山州名跡志目錄

一冊あり。名跡志中の名目を分類せしものなり。

北條分限帳目録 一冊あり。

事物紀原類字標目 一冊あり。

祖庭事苑索引 凡二冊あり。

翻譯名義集目錄 一冊あり。即ち名義集の語類なり。

佛書小字類 凡二冊。諸佛書の語言を分類せり。

釋氏要覽目録 一冊あり。要覽の語言を類聚せり。

竟菅梁字類 凡三冊。日本紀竟宴歌。新撰萬葉集。梁塵愚案抄の語類にて。其の末巻地名を別録せり。

家筑三類語 凡三冊。文政二年成る。家長日記。筑波集。三國傳記の語類にて。其の末巻を地名とす。

三部類語 一冊あり。遊仙窟抄。方丈記流水抄。三部假名抄言釋三部の語言を類集せしものなり。

四部色葉抄 一冊。文化十五年成る。俊頼口傳。歌林良材。續歌林良材。歌林拾葉四書の語言を分類せしものなり。

四風土記目錄 一冊。四風土記は。常陸出雲肥前豊後にして。其の言事を抄出分類せしものなり。

五談名類抄 凡四冊。伊勢。大和。住吉。付取。堤中納言五物語の語類なり。其の末尾に地名を別録せり。

を別録せり。

十三家字類抄 一冊。和歌六部抄。八雲御抄。野守鏡。能因歌枕。奥儀抄。無名抄。悅目抄。土左日記。中務内侍日記。海道記。十六夜日記。都の土産。尚齒曾記十三部の語言を類集せり。

十略類字 凡三冊。釋日本紀。神代卷口訣。日本紀纂疏。神代合解。西宮記。貞觀儀式。北山抄。朝野群載。政事要略。百鍊抄十書の言事を分類せり。其の末尾に地名を別録す。

八部字類 凡三冊。第一二は詞部。第三は地名にて。大神宮儀式帳。佛足石歌。古語拾遺。日本靈異記。豊受宮儀式帳。將門記。大神宮諸雜事記。熱田大神宮縁起八書の言事を分類せり。

七部類語 一冊あり。七部は禁秘抄。天曆御記。正和宸記。後鳥羽院宸記。内裏式。尺素往來。明衡往來なり。

十三部類語 凡七冊。類聚三代格。内裏式。新儀式。憲法十七條。意見封事。封事三箇條。建曆宣旨。世俗淺深秘抄。弘安禮節。二判問答。三内口決。貞永式目抄。類聚符宣抄等十三部の語類にて。其の末巻を地名とす。

物語名類抄 凡二冊。狭衣。落窪。堤中納言。今。多武峯少將。歌林四季。大和。住吉。付取

物語。及四季物語しのびね。枕草子春曙抄等の語言を分類せしものなり。

八談類語 凡八冊。十訓鈔。宇治拾遺。古今著聞集。發心集。徒然草。砂石集。古事談。續古事談八部の語類にて。其の末巻を地名とす。

紀行名類抄 凡五冊。文政元年成る。土左日記。奄主。更級日記。高倉院殿御幸記。後鳥羽院

熊野御幸記。源光行海道記。道範阿闍梨南海流浪記。源親行東歸紀行。轉寢記。十六夜日記。都之美。小島口遊。寶篋院殿住吉詣記。道行振。鹿苑殿島詣記。正徹愚草。堯孝伊勢紀行。雅世卿富士紀行。堯孝豊富十記。宗長富士御覽日記。雅康卿富士歴覽記。善光寺紀行。御藤川記。正廣日記。平安紀行。宗祇筑紫道記。北國紀行。廻國雜記。道遙院殿高野參詣記。稱名院殿吉野詣記。立旨法印九州道記。豊臣勝波九州道記。尊海僧正吾妻道記。北條氏康武藏野紀行。立旨法印東國陣道記。蒲生氏郷紀行。宗長東路之裏。紹巴富士見記。坂士佛大神宮參詣記。八幡社詣記。姉小路基綱卿春日社參記。稱名院右府三塔巡禮記。東光院殿嵯峨記。石山月見記。宗牧東國紀行。唐崎松記。立旨法印夢想記。さが衣松島記。菅家須磨記。宗長手記等五十部の言事を類聚せしものにて。其の第四五の二巻を地名とす。

合戦字類

凡十六冊あり。長門本平家物語。室町殿日記。源平盛衰記。參考太平記。參考保元物語。參考平治物語。吉野拾遺。天正記。相州兵亂記。大内義隆記。中國治亂記。應仁別記。永祿記。伯耆卷。將門記。純友追討記。陸奥語記。後三年合戦記。親房卿贈結城書。吉野御事書案。阿蘇大宮司申狀。菊地武朝申狀。上杉輝虎注進狀。豊臣大開御事書。沙彌洞然長狀。結城戰場物語。應永記。嘉吉記。應仁略記。豫章記。新撰長祿寬正記。文正記。大友記。應仁記。明德記。承久記。難太平記。上日記。荒木略記。梅松論。鎌倉大草紙。保曆間記。豆相記。河越記。深谷記。細川兩家記。八幡愚童訓。赤松記。赤松再興記。別所長治記。播州征伐記。江濃記。江北記。船田前記。船田後記。さゝご落の冊子。なかを

おちの冊子。鹿島治亂記。勢州四家記。内外兩宮兵亂記。平家物語。會我物語。劍卷等六十四部の言詞を抄出分類せしものなり。其の第十三以下を地名とす。

歌集類語 凡八冊。頼政家集。山家集。散木集。拾玉集。爲尹千首。金槐集等の語類にして。第七八を地名と爲す。

九家集目錄 二巻にて一冊なり。上巻は詞部。下巻は地名なり。九家集とは亞槐集。頼政集。出羽集。辨乳母集。祐子内親王家紀伊集。伊勢大輔集。赤染家集。伯母集。定頼卿集を云ふ。

三家名類抄

文化十三年成る。會丹集。散木集。金槐集。三部の語類にて。凡三冊あり。

歌學索引

凡十四冊ありて。愚秘抄。水蛙眼目。童蒙抄。綺語抄。井蛙抄。言塵集。能因歌枕。歌林良材。微書記物語。明月記。歌道部類。宗祇類語。辨知題抄。遠島御抄。懷中抄。兼載雜談。顯昭陳狀。蓮性陳狀。西公談抄。桐火桶。長明無名抄。愚問賢注。俊頼口傳。袋草子。東野州問書。雜和集。悅目抄。後花園院御消息。西行法師文。每月抄。越部禪尼文。東野州消息。東素然消息。身のかみ。慈元抄。無名草子。阿佛庭の訓。乳母の文。乳母の草子。凡三十九部の言語を類聚せり。其の第十二までは詞部。第十三以下は地名なり。

二編歌集類語

凡二十八冊。後拾遺集。詞花集。金葉集。仲文集。源順集。經術集。忠盛集。大江匡衡集。二條太皇太后宮大貳集。待賢門院堀川集。二條院讚岐集。小侍從集。和泉式部集。圓光大師空華集。閑谷法師集。寂然法師集。寂蓮法師集。兼好法師集。新撰六帖。能宣集。爲頼集。元輔集。兼盛集。伊勢大輔集。康資王母集。辨乳母集。出羽辨集。祐子内親王家紀伊集。源孝範集。平常緣集。慕京集。桂林集。李花集。隆信集。赤染衛門集。出觀集。丹後守忠爲家百首。同家後度百首。堀川太郎百首。鳥羽院次郎百首。亞槐集。他阿上人歌集。同四

十八願和歌。藤原隆祐朝臣集。藤原光經集。四十九部の語類にて。第廿七以下を地名とす。

百念二抄

凡二十二冊あり。第十八以上を詞部とし。以下を地名とす。侍中群要。大内問答。奉公覺悟記。有職問答。女房私記。百寮調要抄別註。同附錄。江次第考。公民之沙汰。有職類聚。蟬冕翼抄。大問書。本朝官制沿革圖考。有職小説。職原名義考。諸家家業。樋口秘記。職原抄辨疑私考。朝負修理御官考。二承考。内寮考。車鏡式部民部大夫考。正從濁讀或問。帶刀先生連木鳥考。隼人名目。大寶以前内大臣座考。職原抄學館院王氏事。刀自考。知太政官事考。式部承考。駿岳兼行守考。中書侍從等帶劍考。非參議四位考。流内流外被官被接考。重任重職重寄顯官顯職考并々。補佐點考。中書侍從劍考並六位藏人寫臆斷及倭舞妓格別考。裝束圖式補。主上御禮服圖考。裝束雜事抄。禁色考。狩衣考。驛路鈴考。乘物考。鞍圖。燈籠圖。定家机硯圖。慶長公家諸法度註釋。書寫山行幸記。花御所行幸記。北山殿行幸記。同真名記。傳宣草。稱記。左記。右記。追記。雜事往來。螢雪餘笔。衣かつぎの記。承元御鞠記。雲井の春。御鳥羽院御鞠記。蹴鞠百首。成通口傳。蹴鞠簡要抄。遊庭秘抄。太田隨筆。大草相傳問書。厨類記。武家調味故實。大草家料理書。庵丁問書。世俗立要集。四條流庵丁書。古今三木三鳥考。詞之八衢。本朝事始。俗說辨目

錄。俗說辨遺篇目錄。同後篇目錄。同殘篇目錄。二見浦。答書。あままじ。ざるまじ。異製庭訓往來。南嶽考言。長鳥帽子。漫錄。麻久奈岐。日蔭蔓。葵作。位袍。尺八笛。赤鳥。二上峯。盛衰記問書。武藏鏡。後院。洗革。鎌倉年中行事。元元集。諸社根元記。廿二社注式。諸神記。永止記。神宮雜例集。古老口實傳。詔刀師沙汰文。北野故緣起。北野假名緣起。兩聖記。搜衣記。東家秘傳。寶鏡開始。樋川上天淵記。類聚神祇本源。大神宮御相傳製裝記。石清水不斷念佛緣起。加茂櫻會緣起。春日社冊講最初願文等一百二十二部の類語なり。後又昔傳拾要を加へて。百念三抄と改めたり。

五二類語

凡十五冊。水鏡。大鏡。增鏡。續世繼。神皇正統記。續神皇正統記。五代帝王物語。椿葉記。六代勝事記。神明鏡。讀岐典侍日記。紫式部日記旁注。中務内侍日記。吉野拾遺。竹崎五郎畫詞。撰集抄。閑居友。萬松院穴太記。總見院追善記。神功皇后緣起。譽田宗廟緣起。三韓退治記。地藏靈驗記。仁和寺諸堂記。廣隆寺來山記。清水寺緣起。醍醐寺緣起。安樂行院事。楞伽寺緣起。勸修寺緣起。般舟三昧院記。眞言傳。圓光大師傳翼讚。聖光上人傳。孝養集。西琳寺緣起。大安寺緣起。資財帳。大安寺緣起。藥師寺緣起。東大寺大佛記。東大寺造立供養記。東大寺金銅碑文。興福寺緣起。圓融院御授戒記。後宇多院御灌頂記。七佛藥師御修法。日蓮

注讀讀。假本あしたの雲。宗祇終焉記。齋齋辨禮記。愚記等五十二部の語類にして。第十二以上は詞部。以下は地名なり。

米類語

凡九冊。庭訓往來扶翼。微古圖錄。四位五位裝束略抄。官職浮説略問。伏見宸宸裝束抄。武家裝束着用品。新野問答。職原秘記。顯德院琵琶合。八音抄。禁掖秘抄。名目鈔。眞俗交談記。驛驢嘶餘。海人漢弁。北條早雲廿一箇條。武田信玄百箇條。朝倉景景十箇條。長曾我部元親百箇條。相國寺供養記。相國塔供養記。竹生鳥緣起。走湯山緣起。宮根山緣起。松浦廟宮先祖次第並本緣起。枕草子裝束抄。永仁御即位用途記。文安御即位調度圖。晴御會部類記。貞治六年中殿御會記。類聚雜要抄。代始和抄。日中行事略解。薰葉類抄。夜鶴庭訓抄。才葉鈔。入木抄。源氏男女裝束抄。源氏男女裝束抄後附。後照念院殿裝束抄。平義器談。古器考。裝束圖抄。禮儀類典繪圖卷。源語秘訣抄。近江國金勝寺官符。佛牙。鹿王院如意寶珠記。二荒山千部會緣起。日光山三月會緣起。慈惠大僧正遺告。阿彌院寶物語。觀世音寺資財帳。山門堂舍記。若狹國守護職次第。若狹國今富名領主次第。侍所沙汰篇。政書壁書。大内家壁書。書札作法抄。細川家書札抄。大館常興書札抄。庭訓往來諸抄大成。服色圖解。裝束織文圖會。故實拾要。裝束圖式。官職雜儀。女房官品。百寮調要。建武式目。建武式目追加。新

内裏圖。洛陽田樂記。文安田樂能記。紀河原勸進猿樂記。異本紀河原勸進猿樂記。粟田口猿樂記。雅亮裝束抄。年中行事秘抄。北院御室左記。同右記。同追記。拾芥抄。爲憲口遊。籠中抄。名目抄詳解等八十八部の語類にて。其の末卷を地名部とす。

初句類句

凡十五册。和歌首句の音を齊へて。分類せしものなり。

三七初類

凡九册。文政十三年成る。即ち正治御百首。正治御百首第二度。建保名所御百首。寶治御百首。弘長御百首。白河殿七百首。嘉元仙洞御百首。龜山殿七百首。延文御百首。堀河百首。耕雲百首。沙門菜世百首。雅庸百首。長綱卿百首。後鳥羽院遠島御百首。順德院御百首。心敬百首。卜部兼邦百首。永享御百首。藤川百首。後西恩寺殿鷹百首。永久四年百首。句題百首。明詠百首。俊成卿又治六年五社百首。國冬朝臣祈雨百首。爲兼卿鹿百首。後成恩寺殿南都百首。武田晴信朝臣百首。和歌。道生百首。貞常親王百首。宗良親王千首。爲家顯題百首。土御門院御百首。金剛三昧院百首。日吉社法樂百首。榮雅千首等三十七部の初句を分類せしものなり。

撰集通釋料

凡十册。古今後撰拾遺三歌集の言詞を分類せしものにて。其の末卷に地名を別録せり。

家集通釋料

凡十册あり。第一より第九までの詞部。第十は地名にて。右京大夫家集。藤原長能集。源兼澄集。源道濟集。橘爲仲集。藤原顯綱集。津守國基集。素性集。惠慶集。安法集。登蓮集。藤原清輔集。源師光集。實方集。高光集。相如集。重之集。祭主輔親集。大藏卿行宗集。源有房集。平忠度集。惟宗廣言集。鴨長明集。修理大夫顯季集。左京大夫顯輔集。權中納言俊忠集。中納言雅兼集。大納言成通集。前大納言實固集。入道大納言實賢集。權中納言長方集。權中納言定頼集。守覺法親王集。遍昭集。源賢法眼集。夢窓國師集。林葉集。嘉喜門院御集。齋宮女御集。經信卿母集。俊成卿女集。元良親王御集。瓊玉集。忠峯集。忠見集。會丹集。小町集。檜垣姫集。本院侍從集。馬内侍集。小馬命婦集。伊勢集。中務集。貫之集。相模集。業平集。友則集。敏行集。是則集。宗子集。清正集。公忠集。元真集。猿丸大夫集。頼基集。西宮左大臣集。權中納言兼輔集。權中納言敦忠集。權中納言朝忠集。大納言師氏集。閑院左大臣朝光集。大納言公任集。櫻井基輔集。賀茂保憲女集。小大君集。清少納言集。紫式部集等七十八家の語類なり。

文峰四臨

凡十六册。天保八年成る。其の卷首に。學海津津難可窮。文峯試指四臨中。方知雲覆書言地搜得博通三國雄。と題したり。即ち一禪附錄。有識備

考。梅窓筆記。半零談。桂林遺芳抄。茅窓漫錄。烹雞之記。寶物集。白河燕談。日本靈異記。日本國風。忍辱隨筆。遠西觀象圖記。靈蓋冠註。堀川百首肝要抄。本朝怪談故事。本朝月令。本朝軍器考。本朝文粹。本朝語園。本朝奇跡談。北山醫話。法體童體裝束抄。法林輯要。東遊記。東北院職人歌合。東國旅行談。東遊記後篇。同契纂異。同文通考。御伽話。富常問答。地蔵靈驗記。塵塚物語。長明發心集。長崎問見錄。年中行事要言。柱史抄。中國猫談。梨窓隨筆。諸國黑人談。柳菴隨筆。類聚符宣抄。類聚國史。溫故目錄。小野宮年中行事。後奈良院何曾合。嘉樹隨筆。契沖河社。佛神感應錄。閑居友。閑窓倭筆。漢語大和故事。鑑古抄。好古目錄。好古小錄。學海餘滴。題額聖隨贊。大和本草。大和本草品目。大和怪異記。大和本草附錄。大成錄。鷹峯群談。四十八團圓。玉くしけ。答問雜稿。諸禮故實集。和語連珠集。僧格式目。裝束溫故抄。本朝俗語志。續草廬雜談。續狂言記。弓法通之書。弓法通之書附錄。年山紀聞。大内裏考證拾遺。内裏式。奈良波之草。南浦文集。禮儀類典。和蘭產物考。亂曲捕。和漢朗詠。揚海一得。昔昔物語。羽林要抄。宇治拾遺。萍之跡。顯密。威儀便覽。遺契。野乃舍隨筆。落穂集。九條年中行事。鎌倉志。本朝軍器圖式。繪本寶鑑。服飾管見。管見野水抄。循環曆。秘密真言觀行要覽。廣布錄。鶴岡放生會職人歌合。弓法喰物之書。弓法

喰物之書附錄。薰集類抄。空華談叢。瓦礫雜考。山陰雜筆。山彦草子。桂林漫錄。結託錄。本朝甲劍錄。裝劍奇賞。立同放言。世諺問答。元亨釋書。本朝武林原始。武器考。本朝武家根元錄。武馬必用。武家節用。婦人養草。富士山御傳記。佛像轉義圖記。佛像圖覽。物具裝束抄。分田備考。服飾管見。服飾漫語。五節略記。古今要覽拔書。骨董集。骨董錄。今昔物語舊本。無垢衣考。江談抄。江家次第。紅毛雜話。弘師大師法鏡錄。公事根源。谷響集。谷響續集。國朝佳節錄。三國傳記。燕石雜志。諸曲拾葉名目。百番謠目錄。泥洹之道。榻嶋曉筆。榻嶋曉筆追加。榻嶋曉筆附錄。宵柏口傳。調度歌合。愛宕宮笛。安多武久路。四節八座抄。西遊記。濟北集。弓法盃之書。弓法盃之書附錄。羅山文集。羅山詩集。卅二番職人歌合。參議要抄。若梧隨筆。草廬雜談。類雜抄。雜雜拾遺。奇遊談。義殘後覺。奇異雜談集。近世奇跡考。齋居通。禁秘抄。近代年中行事細記。金屎集。牛馬問。舊蹟遺聞。行類抄。經濟纂要。續集。經濟纂要後集。經濟纂要前集。狂言集。深秘篋底錄。類聚三代格。隔搦錄。湯土問答。名所和歌物語。密嚴諸秘釋。宮主秘事。四季法例。諸法事則。歲時故實據字遺語抄。七十一番職人歌合。似我蜂物語。鹿島志。助無智抄。諸文要解。諸鞍日記。食療正要。集古圖。神樂類聚抄。神佛冥應篇。神祇秘抄。神道問答。神道名目類聚抄。新撰和漢朗詠。新撰

類聚往來。信濃漫錄。眞俗佛事編。眞俗雜記。秋聲覺。砂石集。性靈集。淨土列祖傳。酌并記。弓法酌之書。弓法酌之書附錄。釋教題林。拾言記追加。拾言記。裝束拾要抄。野語述説。野語述説後編。同續編。同外編。同雜編。同補遺。春淡浪話。美人草。百舌之草。近代世事談。西三條實隆裝束抄。西宮記。政事要略。制度通。千加屋草。禪林備用清規。官旨抄。西行撰集抄。小窓雜筆。小窓雜筆追加。席話抄。寸錦雜談。鈴掛衣等二百四十九部の語類にして、其の第十五已下地名を別録せり。

契沖部類目錄

一册あり。

初編隨筆類字抄

凡六册あり。玉勝問。久保之取蛇尾。北邊隨筆。蜘蛛のすがき。圓珠菴雜記。病床漫筆。かざし抄。消息文例。隣女暗言。漢字三音考。假字拾要。縣居雜錄。續歌林良材。詞の玉の緒。玉霞。玉霞論。玉霞論辨答問錄。和歌席詞考。梨木集。橘經亮隨筆。曲玉問答。萬葉楓落葉。雜問答考。萬葉考別記。萬葉考寫本別記等二十六部の語類にて、其の篇末地名を別録せり。

九隨筆目錄

一册あり。九隨筆とは、梅窓筆記。温古續草。盧雜談。小窓雜筆。年山紀聞。朝野群載を云ふ。

三隨筆目錄

一册。文化十三年成る。江談抄東齋隨筆。河社の語類なり。

五隨筆目錄

一册。昆陽漫錄。續昆陽漫錄。續昆陽漫錄補。南留別志。くほのすさびの類語なり。後又四季草を加ふ。

漢土隨筆目錄纂

凡三册。癸辛雜識。前集。後集。續集。別集。疑耀。冷齋夜話。開元遺事。天寶遺事。容齋隨筆續筆三筆四筆五筆。示兒編。浪邪代醉日錄。日知錄。同錄。七修類稿。同續稿。陔餘叢考。唐詩類苑等の目錄なり。

鷄肋錄字

四册五卷あり。親元日記。親元日記。乘秘錄。將門記。字鏡集。玉勝問。年山紀聞。好古日錄。好古小錄。骨董集。關秘錄。藝苑日涉。茂埃隨筆。唐物語。江戸名所記。東野州聞書。夏日物語。萬葉集。萬葉集略解。辨内侍日記。春日驗記。藤森社緣起。熱出大神宮緣起。荏柄天神緣起。小朝熊社神鏡沙汰文。義輪軍記。羽尾記。舊本今昔物語。徒然草。古今著聞集。宇治拾遺。法華驗記。節用集。義經記。堀川百首。次郎百首。新撰朗詠。狂言記。外聽雪集。狂言記拾遺。和泉式部集。鎌倉大草紙。梅松論。病床漫筆。唐六典。牛馬問。草履雜談。續草履雜談。衣かつぎの記等の語類にて。末卷に地名を別録せり。序文に曰。余類字書を作る二十餘年。成稿千五百餘卷。頃者廢處の塵を拂て。抄出短籍若干枚を得たり。亦類字料の散逸なり。或は未底。或は逸存。或は蟲殘。或は重複。紛々擾々。實に無用の塵芥

なり。然りと雖、之々棄るは惜むべきが如し、實に鷄肋の譬に似たり。故に名づくるに。鷄肋類字を以てす。

附言。文儒曰。夫れ鳥ありて將に來らむとすれば。羅を張りて之を待つ。其の鳥を得るものは。羅の一目なり。若し衆目を以て無用とし。一目の羅を製するときは。豈鳥を得べしや。甲を被りて矢石に備ふ。若し人をして。必ず當る所を知らしめば。一札を懸けて之を拒かむのみ。事前より規る可らざるものあり。故に君子道を善へて。以て時を待ち。器を利して。以て用に應ず。是れ予が群書搜索目錄の舉ある所以なり。凡人の情に愛惡あり。之を愛する者には。惡むべきを見ず。之を惡む者には。愛すべきを見ず。予が搜索目錄の編集に於る。習ひ性となりて。筆の倦むを覺えず。故に惡むべきを見ずして。愛すべきを見る。積年の癖疾。何んぞ遠臭の犬に異ならむやと。又曰。予が搜索書作れるは。色葉類函の利器あるによりてなり。其の銘並序に。文政十二年夏六月十日。始造色葉類函。蓋倭唐所未聞也。如彼唐類函。以兩名之。則雖有似。然其体裁於皇朝。猶爲不便。夫用此器之法。先涉獵群書。鈔出故事。書之短籍。預納之色葉字各抽匣之中。出之而粘於冊。清書之。而搜索目錄成焉。凡古今天下之事。可集覽通考于此。移用之國家。則政教之跡。可一閱辨知于此。實非紛々擾々苦。

於搜索者之類也。古云。器利用力少而就効衆。此函豈可謂博洽家之利器乎。銘曰。類函始造。配當無差。四十七屬。九流百家。摠括故事。似理亂麻。目錄通考。或說何邪。といへるにて。その故由知るべし。此器用法。さいつ頃岸本由豆流山崎美成間宮叔芳などに傳へしを。釋了阿も由豆流にまねびて。作り出づとなむ。今は世に此器の恩顧を仰ぐ輩。多かるべし。水戸の彰考館にもまゐらせて。富岡利和久米博高など。人々あつまりて。萬葉集の類語作りそめたるは。過ぎし二月の廿日ばかりになむ。天保四年三月十四日。水戸史館待命小山田與清識と。所謂色葉類函。今猶は彰考館庫に在りて。二個を存す。余嘗て語書を修むるに意あり。其一個を借用せしに。其の便實に文儒の言の如し。文儒是の利器によりて。索語の書を作り。天下古今の言語を包括して。將に一大辭書を修めむとせしが。惜い哉。畢生の精力を搜索目錄に竭し。未だ成書を見る能はずして歿す。然れども。其の辭書之を言靈鈔と名づけ。國語の限りを擧げて。古書を引證し。舊説を參考し。今按を加へ。本文は袖中鈔に倣ひ。伊呂波類字の目錄を加へ。又西土韻府の體に分けたる目錄を添ふる意なりしこと。文儒の言によりて知られたり。

皇統諱諡考

凡五卷。統胤圖說一卷を加ふ。其の書。歴世の御諱諡を考へ。一系圖を附し。繼ぐに略記を以てし。神代より嵯峨天皇に到りて止む。即ち肥前平戸松浦侯の求めに應じたるものにて。筆を文政九年に起し。十一月朔に到りて。業を卒ふと云へり。又松浦侯の間に答へて。神祇稱號考。五社祭日考。嵯峨天皇崩日山陵考。犬追物歌考。流鏑馬歌考。白髮明神考あり。

我衣神拜考

一冊ありて。武裝にて神を拜する作法を舊記に徴して考へたり。

金毘羅考

一冊あり。經文に據りて。金毘羅童子。身の丈千尺。千頭千臂有りて。隠見出沒。大に佛子を驚かしたる事より。讃岐象頭山金毘羅權現の考に及ぶ。

弓矢略考

一冊。古の弓矢。くさくさある由を考證せしものなり。

虛無僧考

一冊。普化僧と云ふもの、考なり。

尺八考

一冊。國書漢籍四十一部を引證し。尺八の事を考へたり。

蹴鞠考

一冊。古今蹴鞠に關する事を考へしものなり。

紙衣考

一冊。紙を以て製したる衣類に。紙袍。紙襖。紙子。紙被。紙衾などある由を考證せり。

歴史歌考

凡七冊。六國史に出でたる歌ども。童謡に至るまでを。古き諸註のひが事を正し。新に考へ註せられたる書なり。

國名考

國內の廢置沿革を記して。名義を釋し。諸外國の事まで。取りすべて。委しく論せられたる書なりとぞ。

松屋叢考

凡二十卷。此の内三樹考は。文政九年。揚名考は天保二年。俱に刊行せられたり。三樹考は其の卷首に。今三樹と云ふは。賢木は桂楠樟廣心樹などの總名。加豆良の木は榎木岸などの總名。榎は天竺桂の類の總名なれば。此の三種をとり出でて。説をたつるゆゑなりとあり。揚名考は。揚名關白。揚名介。揚名掾。目史生等。揚名は只名ばかりと云ふ意にて。その官になりても。職掌もなく。得分もなき由の委しき考なり。

歌學大成

凡五十卷。歌よみ文かくべき故事。又はおもしろき詞どもを集め。證歌をあけて。詩學大成圓機活法などの體に倣ひたる書なりと云ふ。

歌體辨

一冊あり。長歌。短歌。旋頭歌。混本歌。折句。沓冠諸體よりして。長歌に賦の體。古詩に似たる體あること。及樂府歌俳諧連歌など。すべて歌の諸體を論列して。今世歌人の未だ心付かざるふしを。記されたる書なりと云ふ。

紫微三台考

一冊あり。紫微宮は天の紫微垣に在りて。帝居に擬し。三台星は紫微宮に在りて。三公に擬す。此の書は即ち其の事を考へたり。

五社祭日考

一冊。五社は天滿宮。金毘羅權現。住吉社。熱田社。鹿島宮なり。文政六年。平戸侯の命に依りて撰進する所なりと。跋文に見えたり。

嵯峨天皇崩日山陵考

一冊あり。跋文に。文政六年。平戸城主肥州刺史源朝臣の命に依りて。撰進する所なりと。あり。

犬追物歌考

一冊。文政八年成る。

流鏑馬歌考

一冊あり。亦文政八年成る。

多磨川考

一冊あり。

越智姓氏考

一冊あり。

赤斑瘡辨

二冊あり。赤斑瘡は世俗所謂はしか病なり。一冊。文政十二年成る。豊受宮。總社六所明神。牟佐上牟佐下三條の考なり。其の跋文に。此の一卷は。越中州刺史君の命に依りて撰進する所なりと云へり。

注進三箇條

一冊。文政十一年成る。伊勢人本間遊清より。おほよそ衣。しらさ雲。よろこぶ雲。のの雲。みつまさ雲。鶴の鏡。梁塵の七事を問はれたるに答へしものなり。

答問七箇條

文體辨

一冊あり。もと文章正則とて。から國の文體明辨のさまに編まれしが。事長くして。未だ稿を終へざる故に。まづ文かく大意を記して。祝詞宣命の後は。文章の道絶え果てたるよしを論じ。文體の別を。こまかに論じたる者なりとぞ。

作歌古實

初め松門和歌談と云へり。上下二卷ありて。上卷の目次は。作歌詠歌。歌をつくる。くちつ歌。詞人歌人歌讀。歌枕。本居氏評。万葉家。歌名を以てあらはる。草紙物語外題。雜題に季をいれる近世の人の歌をさる。假字づかひ。宗家卿假字づかひ。古學道統。和歌披講。晴の時。白紙を置。百首歌。懷紙の始。懷紙歌書様。眞名の懷紙。一首二首三首五首七首十首十三首十五首二十首三十首五十首百首千首等懷紙。懷紙の料紙。懷紙の端作にて。下卷は。懷紙かさね様並ち様。懷紙寸法。秀歌に劣のかへしせず。秀歌ある席にて劣の歌をよます。追悼懷紙。法樂懷紙。歌道の養子。戒の字。壽の假字。假名句題懷紙。繪歌。讀歌懷紙。唐紙に歌かく。懷紙の禮紙。旅道。儒家醫家畫家同朋坊主茶道盲目坊官など。すべて僧形の人は。和歌に名乗を用ひず。法師姿の歌讀並總髮の歌讀。冠置字の歌。天地の歌。沓冠置字の歌。當座の歌をとくよます。會席に裝束引つころふ。屏風障子などの繪を歌によむ様。男女互にその心になりて歌よむ等の目歌あり。其の書有ゆる古書舊記を引

證して。和歌の作法を詳説せられたり。

俳諧歌論

前後二編。各十卷ありと云ふ。其の前編一二の巻は。文化九年刊行す。一卷は俳諧と云ふ字義の論よりして。俳諧連歌の始末。うたと云ふ語釋。俳諧と云ふ語。長歌短歌片歌の事。和漢諸異國の樂の由來。雅樂寮大歌所内教坊踏歌催馬樂風俗歌舞伎芝居など。そのほか。これかれ由來を記されたり。二卷は。發句と云ふ事。季なしの句のきた。連歌式目の由來。連歌と俳諧とわかれし事。正風と云へる事。歌よむ事の心得。また詩歌の六義の論など。くはしく記されたり。三卷は。連歌めかぬやうとよむと云ふ事の論。俗語の事。俳諧に歌人なしと云ふ事の論。俳諧は四體に出てすと云ふ論。また歌の發句どもよろしき限りを擧げて。註釋せられしものなりと云へり。

文苑方儀

古事記。日本書記。万葉集。中假名書の名所の歌どもに。景物を咏みあはせしを。一首づゝ擧げて。地名のあり所まで。委しく記されし書なり。

續文苑方儀

廿一代集の名所を正されし書なり。

後文苑方儀

私撰家集等の名寄なりとぞ。

續後文苑方儀

物語紀行日記合戦書類の名寄なりと云へり。

古言通音例

一冊。古言通音の例を擧げて。假名づか

ひに。時代のかはりあることを教へられし書なり。

古言補正

一冊。古言梯の語を正し。又もれたる詞を補ひ。和漢文字書體の沿革より。假字のこ

武藏文苑志

六卷。武藏國內名所の限りを擧げて。古き歌をあらはし。又讀み合せの景物ある歌一首づゝを擧げて。地名考を添へられたりとぞ。

日光扁額志

弘化元年成る。日光山社寺諸扁額の由來を記す。跋文に水戸黃門君の命を承りて。撰上せし所なりと見えたり。

古今叢談

三卷。神代より近時に至るまで。何くれの事蹟を書して。給を添へられしものにて。其の體裁は。今昔物語字拾遺に似たり。

積德叢談

一卷あり。徳を積み。身を修め。以て家國を治むべき教訓の書なりと云へり。

常總夜話

凡二卷。文政十年刊行。常陸下總の孝子義僕貞女力田等の行狀を書き集めたり。

國鎮記

一卷。諸國に富士と名づけし山々の由來を記されたり。一名富士根元記とも云ひしにや。

賀茂眞淵翁家傳

一冊あり。肖像をも加へたりと云ふ。

天橋紀聞

三卷あり。丹後國天橋立に關する紀事を集録せしものなり。跋文に天保十年十月。阿波少

將に進。とあり。

空穂物語階梯

凡三卷。空穂物語の詞を集めて。源語梯のまさに註釋せられし書なりと云ふ。

更級日記考證

凡四卷。菅原孝標朝臣女の紀行を註釋せしものなりとぞ。

十六夜日記殘月鈔

凡三卷ありて。既に刊行す。即阿佛尼東下紀行の註釋なり。

慕景集標註

一卷。太田道灌の歌集に頭註せしものなり。

竺志船物語旁註

凡二冊あり。此の書は大井三位物語とて。村田春海のものせられしに。僅に一の巻のみ書きさしたるを校合して。旁註せられしものなり。

樂章類語鈔

凡十二卷。樂章は東遊神樂催馬樂風俗のを得て。之を諸異本。及梁塵愚按鈔。體源鈔等に。校合せしもの。第四卷は。古本に闕けたる樂章を。諸書より

村松大神宮祝詞評

一冊。天保四年。烈公の起草し玉ひし祝詞につきて。下問あり

しに答へたる書なり。

藥師寺金石記

一冊。文化十一年刊行す。南都藥師寺佛足石銘。及其の歌を校正したるものなり。

續齊諧記釋

一冊。梁の吳均が續齊諧記に傍註を加へしものなりと云ふ。

松屋叢話

一二の巻は。文化十一年刊行す。天正慶長の頃より。今世までの人々の事述。或は詩歌書畫諸技藝に關する伴話。また珍蔵の寶器。天祥地異までも。折にふるゝるがまゝに書き載せたり。

墓相小言

一冊。文政三年刊行せり。墓地の善惡によりて。子孫に吉凶禍福ある所以を論著せり。

墓相口傳

一冊。墓相小言の中なる口傳を。五箇條記されたるものなりとぞ。

墓相圖式

一冊。古き墳墓の圖より。近世の石塔に至るまで。和漢天竺の書によりて考へしものなりと云へり。

干菓圖彙

一冊。諸書によりて。古今雜菓子の圖を集録せしものなり。

和歌懷紙式

一冊ありて。天保六年成ると云ふ。

隅田川御覽記

一卷。華頂法親王。隅田川御覽の時。御供に侍りて。書き奉られし紀行なりと云ふ。

鎌倉御覽日記

一冊。天保六年。華頂親王歸京の時。鎌倉の舊跡を訪ふ。其の御供に侍りて。其の折の事ども。詳に書きとめたる紀行なり。

濱の松葉

一冊。天保十三年九月九日。將軍家より華頂親王を。濱御殿に饗應し給へし事を。御供に侍りて。親しく見聞して。記したる書なり。法親王。此の書を御覽じて。藻蘆草かきあつめたる功は。濱の松葉と共にくちせじ。と詠み玉へり。

日光參詣舊跡略覽

二卷。文政十二年。阿波侯日光參詣につきて。其の路次の名勝舊迹を問はれたるに答へし書にて。三日にして成りたる由。跋文に見えたり。

鹿島日記

一冊。文政三年九月七日。江戸を出で。千住より下總松戸小金等にかゝり。利根川に沿ひて。神崎社を拜し。香取宮に詣で。津宮より霞浦を渡り。鹿島宮に詣で。それより下總銚子に渡り。成田行徳を経て。十二月六日を以て。江戸に歸るまでの紀行なり。同五年に至りて。之を刊行す。

相馬日記

四卷ありて。既に刊行す。武藏野火留より下總相馬内裏の舊跡を訪ひ。千葉國府臺かけて見めぐらし紀行なり。

衣手日記

二卷あり。佐原鹿島水戸太田棚倉白川名古會平潟土浦などめぐらし時の紀行なり。

曾我日記

一冊。宮根のゆあみより。相模國曾我中村の舊迹を巡覽せし紀行なりと云ふ。

吉野日記

一冊あり。江戸より甲州路にかゝり。富士山麓をへて。東海道を上り。伊勢大和をめぐり。吉野の花見て。木曾路を下られし時の紀行なり。

玉川日記

一冊。武藏國世田谷稻毛影向寺新田など見めぐられし時の紀行なりとぞ。又世田谷日記の名あり。蓋し此と同書なるべし。

築井日記

一冊。武藏國玉川より。相模國築井を巡覽せし紀行なりと云ふ。又三保日記の名あり。これに同かるべし。

松屋棟梁集

一卷。文化十三年刊行。松屋の文集なり。

松屋外集

上は神祇。朝廷。典禮。制度の大より。下は山川。草木。禽獸。魚蟲の微に至るまで。古書に根據し。舊説に出入し。同異を上に掲ぐるや。其の裏を下に折し。端緒を前に發するや。其の類を後に徴す。考證の精。引用の廣。當時獨歩と稱せらる。余が見し所。初編二十冊。二編十七冊あり。天保三年。其の三卷を刊刻せり。

擁書漫筆

凡四卷。文化十三年刊行。古今文人雅士の傳。詩歌連俳の説。或はくさくさの雜談俚語に至るまで。解しがたく辨じかたきものは。盡く證文を引き

て之を考正す。其の引用の廣き。五百十餘部の多きに至る。

松屋筆記

凡六十七卷。文儒の隨筆雜記なり。明治四十四一年活刷せられたり。

蚤雪雜志

凡十卷。六國史の奇事を鈔出せしものなり。此の他三公九卿考。著袴考。年官年爵考。受領通授考。三位考。官職今案。加増稻荷縁起。綠山靈寶珠縁起。武州高幡不動縁起。稻荷神階記。夢窓國師家集標註各一冊。千載集成。文集百首。天竺佛像記。衝杖占。字津々物語。百人一首讀書法等の著書ありと云ふ。附言。文政弘化の間。江戸に小山田松屋あり。村田春海に學び。博洽を以て稱せらる。中間江戸の商家高田某に養はれて。其の家を繼ぐ。高田氏の祖を茂衛門友清と云ひ。嘗て下總手賀沼二萬石の用を開拓し。相尋いて武藏見沼に一萬石の新田を開き。且運河を設けて神田川に通じ。其の運漕主事となり。船四十艘を浮べて。漕運の業を營みしより以來。家世豪富を以て府下に著はる。文儒其の資によりて書を購入し。五萬卷の書を藏めて。擁書齋と名づけ。常書を其の内に讀み。世事を擲ち。生業を治めず。述作を以て己が任と爲す。其の主とする所は。天下古今の言語を網羅して。詳に釋義を加へ。本邦の書を讀む者をして。輒く其の意義を解得せしむるに在り。平田大角が古史徵聞記に。篤

胤。往し年。語彙しふ書を著さむと志して。伴信友が京より歸り來れるに語りしかば。此の學は我も既に志して。然る方に用ある書を集め。且は物にも記し。書の名さへ。子と同じ様に思ひ設けて有りつるとて。取出でたる物どもを見れば。己が結構よりは勝りて有けり。然らば汝と心を費せて。よりよく書き集めてむと約りしが。互に暇をみして。其の結構のみにて過し來つるに。此の頃江戸人高田與清。既に同じ意に雄々しく思立ちて。詎多の書を蓄積へ。參考へて。其の草稿せりとて。かすく見せたるに。其の勤みのおほらぬを賞て。今は此の人にこそと推任せて。信友も己も。然る方に用ある事は告げ知らせ。助けむと思ふばかりになむ。と云はれたり。後其の家を孫清常に譲りて。本姓に復歸し。小山田將曹と云ひ。三縁山増上寺主華頂法親王に仕へたり。當時水戸烈公。其の名を聞き。之を彰考館別局に延いて。合力十五人扶持を與へ。八洲文藻の編集を命じ。又扶桑拾葉集を註解せしむ。文儒歿するに臨み。遺命して悉く其の藏書を。水戸侯に獻せしむ。太田錦城云。文儒。人と爲り豪爽にして。細行末節に拘らず。小廉曲謹を修めず。昂々然として。晋人の風度あり。然りと雖も。其の學を爲すや。吾が友織錦平士觀に師事し。國學に精しく。濶覽博觀。考證精確を以て務となす。是の故に。一物も必ず其の淵

源を搜り。一事も必ず其の沿革を究め。平生圖書を左右にし。鉛槧に従事して。猶の魚を祭るが如く。屹々として年を究む。これ其の長ずる所なりと。以て其の學術の概略を知るべきなり。文儒は水戸藩籍に列せずと雖も既に其の合力俸を受け。其の著書亦彰考館庫に藏して。永久に保存せらるべきものなれば。特に附記して。同好の士に告ぐと云ふ。

増補水戸の文籍 下編

提封三十五萬。常北に雄視するを。水戸藩と爲す。藩の領する所。常野二州八郡の地に跨りて。五百餘村數十萬口を有す。是を以て。慶長以來。襲封三百年間。其の域内に生長老死するもの。幾百萬人なるを知らず。時に秀才ありて。其の間に崛起するときは。忽ち藩府の羅致する所となり。民間常に遺才あることなしと云ふ。然りと雖も。羅を張りて鳥を待つ。猶奔逸なき能はず。網を用ひて魚を漁す。猶漏脱なき能はず。人事も亦此の如きものありて。民間猶逸士を留めて。意氣高遠。威武も屈する能はず。富貴も移す能はざる。鈴木松江。木村子虚が如きあり。著作を以て自ら任じ。敢て仕を當世に求めざる。宮本篁村。茶村が如きあ

り。郷人に教へて倦まず怠らざる。關一陽。加倉井砂山が如きあり。或は錦心繡腸を有し。或は考證學術を懷き。去りて他方に遊べる大窪詩佛。中山柳洲が如き有りて。其の述作編集の書。後人を裨益するもの少しとせず。加之郷士。藩吏。町村醫。神官。釋徒の書も。見る可きもの無きに非ず。今之を包括して。下編と爲す。これ好みて士庶の別を立て。妄りに學者を輕重するには非るなり。藩士に藩籍ありて。其の進仕年序を詳にするときは。之を以て一類となし。次第せざるを得ず。民間諸士に至りては。系譜の設け少くして。事歴の明ならざる者多し。これ亦一類となし。別録せざる可らざる所以なり。讀者宜しく此の意を諒し。

余を以て妄作せりとする勿れ。

○木村子虚

諱を謙と云ひ。字を子虚と呼ぶ。謙次と稱し。醉古館と號す。又禮齋愚鈍等の別號あり。久慈郡天下野村の人にて。經史を立原東里に學び。醫術を吉益東洞に受く。文化八年歿す。年六十。

北聘紀事

一册。寛政五年成る。北虜の事情を探聞して。之を筆録し。水戸侯に上りしものなり。

小峰城逆旅偶筆

一册。小峰城は白河城なり。寛政六年。奥の白河に至り。其の政教風俗を觀察して筆記せしものなり。此の他著す所北邊紀聞。歸北窺管。息民篇。金砂山田樂考各一册ありと聞えり。

○鈴木松江

諱を玄淳と云ひ。字を子朴と呼ぶ。松江は其の號にして。多賀郡下手綱村の人なり。

唐詩平仄考

凡二册。天保六年成る。此の他和漢年代考。絶句解考證。絶句解辨書。百姓日用訓各一册ありと云ふ。

附言。木村子虚の偉行は、粗記文に見え。口碑に存して。人皆之を知る。故に余が贅説を要せず。鈴木松江の事歴に至りては、世人普く知らざるものゝ如し。松江少にして學を好み。長久保赤水と友善。嘗て多賀僻邑書に乏しきを憂へ。赤水に謀りて曰。今郡中富みて且才ある者。柴田平藏に若くはなし。今若し彼に説きて。學を勤むれば。彼必悦びて書を購求せしむ。因て相共に講究せば。吾が徒の爲のみならず。彼も亦必益を得ること多からむ。是れ彼を欺くに非ず。不義の學と謂ふ可らずと。乃平藏に勸説す。平藏果して大に悦び。忽ちにして書冊山積せり。松江竟に群書を涉獵することを得て。學行ますます進み。隨ひて業を受くる者。門に滿つ。一日家に在り。學徒を聚めて書を講ず。時に水戸藩老山野邊圖書。其の地を過ぎ。馬を門外に駐め。人をして。之に謂はしめて曰。吾嘗て汝の好學を聞い。今幸にこゝに來る。宜しく出で、相見らべしと松江答へて曰。不幸病あり。出で、見ること能はず。敢て辭すと。圖書強ふること能はずして。空しく過ぎ去れり。松江其の徒に語りて曰。我聞く。山野邊氏讀書を好むと。然れども。禮を知らず。彼れ位大夫に列

するならむ。

○大窪詩佛

諱を行。字を天民と云ふ。柳太郎と稱し。詩佛と號す。又詩聖堂。江山詩屋。柳垞。瘦梅等の別號あり。多珂郡大久保村の人にて。太田本民の子なり。幼時郷を去りて江戸に遊び。山本北山に師事す。後秋田侯佐竹氏に仕ふ。

詩聖堂詩集

初編は十卷にて。詩六百首を收め。文化六年刊行す。市河寬齋は。其の詩清新和平。自然に出づ。甚だ其の人と爲りに似たりと云ひ。山本北山は。寰宇の廣き。詩人雲多。然れども。天民の右に出づる能はずと云へり。二編は十三卷にて。七百詩を收め。文化九年刊行せり。

西遊詩草

二卷。文政二年刊行す。

北遊詩草

二卷なり。文政五年刊行せり。其の北遊中寄附せられたる詩草をも收録して。附録一卷を加ふ。

再北遊詩草

詩聖堂詩集の序文に據れば既に刊行せし

し。綠萬石を食む。爵祿を以てすれば。我其の臣僕にだも比することは能はず。而して其の我を見むと欲するは。豈學術を以ての謂に非ずや。苟學術を以て相見むとならば。宜しく禮を卑し。就いて見るべきなり。然るに。今や馬上に在りて。我を門に待つ。何ぞそれ禮なきの甚しきや。我故に疾を稱して出でざるなりと善い哉松江の言。偉なる哉松江の學。之れを今日の學者に比すれば。其の懸隔豈た々霄壤のみならむや。夫れ今日の學者。一書を著せば。開卷第一。何侯爵題字。某伯爵序文。或は某長官題辭。何次官序言など。ことごとしく掲出して得色あり。侯爵伯爵。文學上に何の關係か有る。長官次官。學問上に何の緣故か有る。然るに。今世の學者。其の關係もなく。緣故もなき人々に向ひ。膝行拜趨。厥角稽首して。其の言辭を要請し。之を卷頭に掲げて。毫も愧つる色なき者。余其の何の意たるを知らず。其の書訛謬駁雜。讀者の唾棄を患へ。高貴の一言を得て。其の醜を蔽はむと欲するか。若くは其の書牽強附會。世人の指摘を恐れ。顯官の序辭を以て。信を世に取らむと欲するか。將又權貴の姓名を餌して。發賣の多からむことを希圖するか。何ぞそれ學者の卑劣。一にこゝに至れるか。若し松江を九原に起して。之を見聞せしめば。それはた如何にとかせむ。蓋し其の書を擲ち。其の面に唾し。つぐに怒罵を以て

由なり。

卜居集 二冊 詩聖堂詩集序に既に刊行せりと見えたり。

宋三大家絶句箋解 二卷あり。享和三年成り。文政八年刊行す。

聖堂詩話 初編一冊あり。相續して二編三編に至りしと云ふ。

詩學自在 二冊ありて。天保十四年刊行せりと云へり。

諸韻牋 一冊 安政元年刻成ると。圖書館目録に見えたり。

佩文韻府兩韻便覽 文化二年の刊行にて。一帖ある由。又圖書館目録に出づ。此の

他詩聖堂遺稿。詩聖堂百絶一冊。宋詩礎二冊。聯珠詩格箋註五冊。龍閑果。池閑集ありと云ふ。

○中山柳洲

諱を信名と云ひ。字を平四と呼ぶ。平四郎と稱し。柳洲と號す。久慈郡石名坂村の人にて。坂本氏なり。文化六年。幕士中山平藏の養子となり。天保七年歿す。年五十。

新編常陸國誌

凡六十九卷。其目次を擧ぐれば。建置。沿革。俗稱郡名。郷里。莊保。關梁。道路。山川。神社。佛寺。城池。古蹟。官職。氏族。人物。流寓。文苑。風俗。方言。土産等にて。未だ完備に至らずして止む。

常陸編年

凡四十二卷。神代より元和に至るまで。常陸國內の事。細大となく。採拾遺さず。旁二總二毛陸奥等に及び。尤精密を極めたりと云へり。

常陸治亂記

凡十一卷あり。關城書考引用書目中。自ら書して。信名著とあれば。誤りなかるべし。

常陸國郡村沿革考

關城書考引用書目中。自ら書して。信名著とあれば。誤りなかるべし。

常陸長曆

一卷あり。鹿島編年 若千卷。余未だ其の書を見ず。

鹿島編年

若千卷。余未だ其の書を見ず。

鹿島事述

凡二十卷。又見ることを得ず。

鹿島郡圖

一卷ありと云へり。

關城書考

文政四年成る。凡八卷。附録一卷を加ふ。但今第六卷を逸す。其の書。世に關城書と云へるは結城文書等に據りて。後人の擬作せしものにて。北島准后の書にあらぬ由を。詳に考證せられたり。

南常勝概篇

凡三冊ありと云へり。

常陸稽古錄 若干卷ありと聞けり。

常陸在廳譜 一卷ありとぞ。

東極雜記 凡十一卷。常陸に關する雜考なり。

常陸遺文 凡十一卷ありと云ふ。

常陸沿革圖記 一卷ありと聞けり。

水藩事跡 凡六卷あり。未だ見ることを得ず。

南山考 凡五十餘卷ありと云へり。

南巡逸史 凡二十四卷ありと聞けり。

附言。南山考。南巡逸史。余未だ其の書を見ざれども。其の卷數多きを以て之を考ふれば。南朝の事跡。極めて委曲詳悉なるべきを知る。此の如きは。彰考館學士の専ら務むべき筈なるに。却て館外に其の事あるは。聊か異様の感なきを得ず。されども館人は義公以來。南正北閩の範疇に入りて。彼此論議の要も無ければ。其の書を見ざるも怪むに足らざるなり。但し他方の學人は。兩朝の正閩に就き。各見る所を殊にし。一是一非。喧囂止まざりしが。明治初年の公議は。全く南正北閩に確定せしを。四十四年に至り。復正閩の論端を兒童の讀本に發し。彼此相分れて。痛言極論。辯難攻撃して。嘯鳴犬吠。聞くに堪へざりしが。朝廷再び前議を申明してより。其の爭論俄に鎮定せり。然れども

當時猶ほ而從腹非の徒。未だ絶えざるか如し。因て今其の根源に溯りて。之を辨じ。其の惑を解くこと下の如し。抑ち上古帝王大統繼承の義を釋ぬるに。養老の繼嗣令は王臣に止まりて。帝皇に及ばず。帝皇は最高最尊。唯一無二なれば。法制を設けて。聖意を拘束すべきに非ればなり。是を以て。皇位は先皇の遺徳に依りて定まり。嫡嫡相續を以て本義とし。庶腹に就いて。長を立て。賢を立て。又長賢を立てるを。一時の權宜とす。神皇正統記曰。皇統に其の人ましまさむ時は。賢王おはすとも。いかで望をなし給ふべき。皇胤絶え給むにたりては。賢にて天日嗣。其の寵愛する所を立て。若しくは權臣に迫られて。欲せざる所を立てるが如きは。俱に異例變則と言はざるを得ず。況や陪臣の私意に出で。擅に廢立を行ふが如きは。實に皇室の大變にして。臣子の言ふに忍びざる所なり。後醍醐帝の。後深草帝を立てたるは。所謂立嫡の本義なり。繼ぐに龜山帝を以てし。其の子孫をして。永く大統を承くべく。定めたるは。帝常に承久の事に切齒し給ふ深慮の存する所にして。所謂立賢の權宜を用ひしなり。然るに北條執權威力を以て。強ひて伏見帝を立て。後伏見帝に及ぼし。終に兩統迭立の議を定めたるは。先王の重命を輕蔑し。無上の皇統を紛更するものにて。其の罪斷じて赦す可らず。正統記に曰。關東の輩も。龜山の正統を承け

給へる事は。知り侍りしかど。近頃となりて。世を疑はしく思ひければにや。兩皇の御流れを。かはるる居居申さむと。相計。後醍醐帝は。正しく龜山帝の裔を以て大統を承けたれば。王者の正統なることは。言ふまでもなし。元弘の難。一旦西に狩すと雖も。毫も讓位の歎なき上。光嚴院の臨位は。たとひ後伏見帝の命を受くと稱すとも。全く武府の私意に出でたること著ければ。後醍醐帝復辟に及びて。之を正位と認めざるは。正當の事なりとす。正統記に。新帝は僞主の義に元して正慶と云ひしをも。本の如く元弘と號せらる。改官位昇進せし盟も。元弘元年八月より先のまゝにてぞ有り。況や光明院は。承くる所もなく。足利高氏が賊名を逃れむ爲め。恣に之を擁立して。兩帝天位を争ふ狀を作爲したるなれば。王者の正統ならぬことは。論ずるまでもなし。後醍醐帝は終始不變。正統の天子なれば。其の後を繼ぎたる後村上長慶龜山三帝の正統なることは明確の事實なり。正統記今の御門(後村上)又天照大神より此方の正統を承けましくぬれば。此の御光に争ひ奉る者やあるべき。光明院は既に正統ならざる時は。其の後を繼ぎたる崇光後光嚴後圓融三院の。正統に非る事も。明々白々なれば。正位間位の差別は。確乎不動。毫も疑議を容るべき餘地を存せざるなり。かくて南朝元中九年。北朝明德三年の閏十月五日。後龜山帝は。三神器を後小松院に傳へて。海内混同し。

天下億兆。大一統の天皇を仰ぐことを得たり。即ち龜山弟統は。四傳して天位を失ひ。後深草兄統は。六傳して天位を得たるなり。恰も天武弟統は。四傳して絶え。天智兄統は。二傳して之を繼ぎたるが如し。北畠准后が。所謂我が國家支統屢絶えて。本統に復歸するは。蓋し神明の擁護。靈祐に因るものなり。當今の皇室は。後深草天皇の嫡系正統なれば。延元元中間五十七年。間位に屈し給ふとも。後小松天皇大一統に至りて。聖運大に開けて。之を億萬斯年に傳ふべき御事なれば。一時の間位は。斷じて疵瑕を皇家に及ぼすべきに非るなり。然るに世間無識の徒。今日の朝廷は。北朝の聯續なり。現今の皇統は。間統の延長なりと思ひ違ひ。憂慮す可からざるを憂慮し。慨歎す可からざるを慨歎し。心竊に安んぜざる者無きに非ず。夫れ朝廷に南と云ひ。北と呼び。皇統に正と稱し。間と號するは。延元元中間の事に屬す。其の前世嘗て南も北も無く。正も間も非る如く。後代も亦南北正間の別ある可らざるは。論なきのみ。然るに腐儒曲學阿世拘俗の徒。輒近に於ても。猶ほ云ふ。我は北朝の天を戴く者なり。我は北朝の臣民なり。奚ぞ南を仰いで正と爲すを得むと云ふ。成島讓曰。今の天朝は乃ち北朝に非ずや。北の臣民を以て。南を仰いで正となすは。猶ほ不臣にして其の次に貳心あるが如し。其れ之を以て教と爲すべし。わや。近藤芳樹曰。當今の天皇は北朝。光嚴院より二

十五代の御血脈にて。四海を統御し給ふ。故に云々。母の胎内を出てしより以來。戴く所の天は。北朝の天なれば。南朝を御正統と定め。北朝を御正統と定め。北朝を御正統として。然る可けむや。嗚呼これ何ごとぞ。正間混一。南北合統の本義を忘れたるか。將又事理の當然を悟る能はざるか。彼の繼體天皇は如何。四世の祖稚野毛二派は應神皇子なり。仁德帝の皇弟を以て坤位に居り。子繼孫承。中ごろ微にして。越の三國に僻處せしも。繼體帝に至り。皇統の厄運に際し。出でて王者の大統を承けたるに非ずや。然も其の後の臣庶ら。我は三國の天を戴く者なり。越統の君に仕ふる者なりと。云ひしもの有るを聞かず。夫れ仁德の統は正しく本系なり。本系なりと雖も。武烈帝に至りて絶えはてたり。二派の統は確に支系なり。支系なりと雖も。起つて大統を承ければ。堂々たる聖天子なり。赫赫たる大朝廷なり。恰も燧火の東漸を得て光榮を揚ぐるが如し。其の光明は益々々たり。彌昭々たり。強ひて前代の本支を顛倒して。矯飾を加ふるの要を見ず。其の本支の別は。仁德以下五世十代と。二派以下四世四代との間に就いて云ふべきのみ。繼體已に天位に登る上は。固り應神の系統にして。本支の別は云ふ可きに非るなり。潜龍既に雲雨を得れば。池潢は顧るに足らざるなり。億計弘計二王。起つて大位に登れば。細目の家僮は顧るに足らざるが如し。然れば南正北間の別

は。後醍醐以下三世四代と。光嚴以下四世五代との間のみ。後小松大一統の後には。赫々たる天朝。堂々たる正統にして。固り北朝の天も。北統の君も在る可らざるなり。以上文甚だ長けれども。今後好奇の輩出で。正間の論。或は再起せむことと恐れて。一言を加ふる。こと此の如し。

守護地頭考 一卷ありと書に見えたり。

莊名考證 一卷ありとぞ。

阿兒奈波志 凡九卷。琉球に關する考證なり。

蝦夷島志 凡二卷ありと云へり。

六孫王傳 一冊あり。源經基の傳記なり。

參州事蹟 凡六卷ありとぞ。

度量考 凡五卷ある由なり。

筆くまで 凡十八卷ありとぞ。蓋し隨筆なるべし。此の料各一冊。墳墓考。琉球考略。公人朝夕考。氏族志附記。酒も飲み浮れ女も見つ文も見つ。家も興しつ世に恨みなし。是れ柳洲辭世の歌なり。以て平生不羈磊落の氣象を想見するに足るべし。柳洲は石名坂村醫生坂本立卜の次子なり。幼にして強記。好みて稗史を讀み。尤も太平記に熟し。之を背誦して一字を誤らず。里人

○寺門靜軒

諱を良と云ひ。字を士遇と呼び。五衛門と稱し。靜軒と號す。茨城郡石塚村の人。少にして江戸に遊び。文筆を以て生を爲し。明治元年歿す。年七十三。

江戸繁昌記

凡九卷ありと云ふ。余が見し所六編。其の初編は。天保二年成り。三年刊行す。二編以下五編に至る。相繼ぎて刊刻し。其の六編を繁昌後記初編とす。其の書。江戸里巷の瑣談を録し。之を集めて。江戸の繁盛を示す意なり。其の文滑稽諧謔。讀者の解頤を以て主とす。後海淫の書。風俗を亂すと云ふを以て發行を禁せらる。

新鴻繁昌記

江戸を放逐せられ。北遊して新鴻に至り。此の作あり。

江頭百詠

一册あり。嘉永三年成る。此の他靜軒一家言。靜軒文鈔。靜軒漫筆等ありと云ふ。

○宮本篁村

諱を鉉。字を伯鼎と云ひ。篁村と號す。行方郡潮來村の郷士にて。山本北山の門

呼びて太平記と云ふ。年十六。去りて江戸に遊び。塙保己一の門に入り。其の使令に供し。暇ある時は。常に書を讀み。苦學して懈らず。遂に群書を通覽することを得。考證精確を以て稱せらる。文化中。幕下の七中山有林に養はれて。其の後を承け。七十依五人扶持を賜はりて。書物御用出役となる。文中。保己一に従ひて西上し。遍く名山石室の秘籍を探りて。得る所甚だ多し。保己一の群書類從を編纂するや。柳洲與りて大に力ありと云ふ。洲柳好みて常陸の舊事を考へ。著す所數十部あり。就中常陸編年。新編常陸國誌の如きは尤も精力を注ぎたり。然れども。性酒を嗜み。得る所の俸祿は悉く之を酒に換へて一室洗ふが如く。他の長物なし。是を以て其の書を草するや。大抵故紙背を用ひ。蠅頭細字。前後紛雜。往々辨じがたき者あり。其の歿するや。土浦の人色川三仲。遺稿の散逸を恐れて。之を購ひ。自ら整理して。家に藏せりと云ふ。嗚呼柳洲自ら世に恨みなしと云ふと雖も。數十年間。汝々砒々史篇を商推し。筆を下して止まず。既に數十書を編次して。其の一書だも。未だ刊行を終ず。徒に他人の剽竊に任する者。豈地下に恨みなしと謂ふを得べけむや。

生なり。

釀經亭叢談

凡九卷。天保七年。經談の部二卷を刊行す。又大學本義。中庸本義。春秋經傳要義各二册。獨語。自照。釀經亭止言。卸笈錄。遼東乘談。摘爐噀語。潛雪影詩話各一册。論蒙。言餘篇。曠古錄。警枕雜綴。近灌錄各二册。食路餘談。古典各五册。卷懷要錄十册。偽書詳解三册。事類節要五十册。論語著說。孟子章解。書經講義業錄。書經諸說折衷。詩經諸說折衷。周易正象。周易諸說考異。三禮諸說辯論。左傳諸說辯論。荀子樹說。孔子家語辨銷。晏子春秋特選。國語本意。戰史策神闕。讀古史。經籍談辨誤。陸氏奏議考。鹽鐵論補註。唐鑑音義。管遺究原。世說諸註札失。蒙求精解。章蘇州詩註。問語。燃糠目錄。讀通鑑綱目。二十四史考異。釀經漫筆。釀經叢書。餘祐山房詩。釀經亭文集等の著書ある由。釀經亭叢談の尾に見ゆ。されど。其の書悉く成りや否や。未だ詳ならず。

○宮本茶村

諱を玄球と云ひ。字を仲笏と呼ぶ。尙一郎と稱し。茶村と號す。篁村の弟なり。常陸誌料。前後二編あり。前編は常陸郡郷考。常陸長曆。

○宮本茶村

諱を玄球と云ひ。字を仲笏と呼ぶ。尙一郎と稱し。茶村と號す。篁村の弟なり。常陸誌料。前後二編あり。前編は常陸郡郷考。常陸長曆。

鹿島長曆

一册あり。神代より顯德帝に至るまでの事迹を。年月日に繋いで。列載せしものなり。

關城史釋

一册。嘉永四年成り。萬延元年刊行す。其の序文に。余嘗し北畠准后の偉績の。埋晦して顯れざるを嘆す。頃者常陸の舊事を編輯するや。首として。諸書の中。准后の事に涉るものを採摭し。大率中山平四の考證せし關城書考に據り。其の年次を次第して。一卷と爲すと云へり。

平氏譜

凡七卷。嘉永七年成る。大掾平氏の家譜にて。多氣。吉田。馬場。小栗。眞壁。行方。鹿島。七族を表書して。其の支別に及ぶ。其の凡例に。余斯譜

常陸郡郷考

凡十二卷。安政六年成り。萬延元年刊行す。其の例言に曰。斯書は。風土記の全文を郡郷に配して。悉く之を載せ。其の山川地名等は。皆今地に驗して。是を考へ。和名録の郷名。神名帳の官社。兵部式の驛家。國史贈位の神。及莊保私稱の郡。歌枕の名所等まで。遍く古今の諸書及古文等に據りて。其の考を著はせり。

常陸長曆

一册あり。神代より顯德帝に至るまでの事迹を。年月日に繋いで。列載せしものなり。

鹿島長曆

一册あり。神代より顯德帝に至るまでの事迹を。年月日に繋いで。列載せしものなり。

關城史釋

一册。嘉永四年成り。萬延元年刊行す。其の序文に。余嘗し北畠准后の偉績の。埋晦して顯れざるを嘆す。頃者常陸の舊事を編輯するや。首として。諸書の中。准后の事に涉るものを採摭し。大率中山平四の考證せし關城書考に據り。其の年次を次第して。一卷と爲すと云へり。

平氏譜

凡七卷。嘉永七年成る。大掾平氏の家譜にて。多氣。吉田。馬場。小栗。眞壁。行方。鹿島。七族を表書して。其の支別に及ぶ。其の凡例に。余斯譜

を作るに。頗創意を構へ、略系圖式に倣ひ。每家首とし
て先づ本宗大祖を叙し。乃其の子孫兄弟の次字を以て別
宗を本宗世次の間に嵌挿して。其の別宗の始末を叙し。
別宗若小宗あれば。小宗を別宗世次の間に嵌挿して。其
の始末を叙す。支庶あるに至りても。亦然り。別支既に
叙し畢るを待ちて。復其の本宗を叙して。以て之を終ふ
と云へり。以下諸族の譜。皆此の例に同じ。

前後佐竹氏譜

凡三卷。源藤佐竹氏の家譜なり。前佐
竹は源氏にて。後佐竹は藤原氏なり。

小田氏譜

凡二卷あり。藤原姓小田氏の家譜なり。

諸族譜

凡三卷あり。常陸巨族十八家の譜なり。

侯伯譜

一冊。應元癸丑以來。新封諸侯伯の家譜なり。

擬興學議

一冊。天保九年成る。水戸藩學創設の舉ある
を聞き。其の所見を述べて。上りし書なり。

○郡司筑海

諱を貞一と云ひ。字を子徳と呼ぶ。三之
介と稱し。秀平と收め。跂齋又筑海と號
す。茨城郡石川村の人にて。初吉田仁菴
に従ひ。後立原東里に學ぶ。文化六年。

彰考館に入り。文政元年。病を謝して。

家に歸り。弘化三年歿す。年五十。

跂齋遺稿

一冊あり。詩文集なり。又諸名家贈答の手簡
を輯めて。附録一冊を加ふ。

附言。水戸天保甲辰の難。正義の士。悉く貶黜せられて。
遺類あることなし。筑海も其の禍に遇ひ。執繫せられ
て獄に下り。頭斷場の作あり。頭斷場は鄙言にどだん
ばと云ふことなり。筑海自ら其の尾に録して。右府獄
に在りて作る所。凡五十八句。獄中卑隘。衆囚喧雜。
賦す所遂に次叙なし。但氣の存する所を記すのみ。覽
者其の意を取りて可なりと云ふ。然りと雖も。布詞齊
整。悲壯感慨。當時讀む者。皆志士の遺厄を哀み。奸
吏の亡狀を怒り。切齒扼腕せざるものなかりしとぞ。
筑海又獄に在りて。立川貞孺の韻を次ぎ。一詩あり。
獄中筆硯を許さるを以て。敗著斷縷を抽き。之を楮
皮紙に貼し。以て字を作る。其の用意氣に哀むべく。
當時辛楚の狀を想見するに足れり。嗚呼跂齋遺稿。未
だ刊行を経ず。頭斷場の作。それ或は垣滅に歸せむこ
とを恐る。故に掲げて以世に示すこと。左の如し。
頭斷場頭斷場。色冷曉月光。頭斷兮頭斷兮。寧爲三殿
將軍。不願爲張安昌。漢元帝帥張禹。頭斷兮頭斷兮。
寧爲三兩八。身死三離陽。不願生爲馮道。仕三八姓。封

○秋葉東叢

諱を俊潤と云ひ。字を子徳と呼ぶ。友衛
門と稱し。東叢と號す。茨城郡秋葉村の
人なり。天保三年郷士となり。八年歿す。
年七十三。

北遊記

凡三卷。奥谷新五郎と共に之を記す。文化四年
七月廿六日。水戸下市を發して。廿八日奥の磐
城領に入り。九月朔日。海を渡りて函館に至り。滯留十
日。詳に東地の形勢を察して。同十一日歸路につき。同
晦日水戸に歸るまでの紀行にて。經る所の山川城邑。及
收教の良否。物産の多寡。物價の高低等。苟も目に入
り。耳に觸れたる所。悉く之を收録して。詩客文人等の
紀行。無用の語言を臆列せしものと。大に其の趣きを殊
にせり。此の他蝦夷地圖一枚。諸事記四冊あり。

○加倉井砂山

諱を雍と云ひ。字を立卿と呼ぶ。淡路と
稱し。砂山と號す。茨城郡成澤村の人に
て。文政三年。郷士と爲り。安政二年歿

瀟王。瓦屋隘兮格憲下。格憲用。孟起幾見上。朝陽。燕翹
驚舞望眼窄。淒雨悲風存宵長。知命何須諱。猿申。中忠諱
支枕終夕斷腸傍。枕場獄。道義在。我安可。易。一笑如。歸
蹈。劍斃。就無。孤琴奏。晚日。容止庶不。耻。稽康。我被
執拘。春之首。氷雪埋。路肅。孤心。誰料將。是。孱弱質。坐
此。沮洳白。滄深。受。制。偷兒。猘奴。伍。半。歲。稽留。安。可。堪。獄
監。掠奪。囚。人。食。口。飽。高。梁。家。千。金。典。刑。焚。亂。誰。能。理。李
杜。好。追。地。下。尋。漢。李。固。杜。喬。爲。頭。斷。場。邊。有。何。異。暗。中
一。擊。拆。木。音。余。屢。親。聞。之。謂。是。衆。冤。氣。所。結。古。來。姦。吏。刑
多。淫。春。風。何。意。入。否。所。謂。不。細。雨。一。夜。草。色。肥。桃。花
逐。亂。向。誰。笑。枝。々。交。影。掩。懷。屏。戶。隔。內。外。屏。風。設。
峻。非。所。司。者。不。許。輒。入。牛。僧。種。櫻。臨。陌。上。使。
醫。治。囚。者。皆。脫。劍。向。入。牛。僧。種。櫻。臨。陌。上。使。
客。涕。泣。切。思。歸。雀。聲。盡。日。欲。何。說。噴。々。相。將。繞。舍。飛。
唯。聞。東。照。剛。裏。半。夜。鐘。聲。報。愁。人。起。坐。欲。衣。裳。想。像。昔。時。壯
士。怒。髮。上。指。熊。虎。成。林。一。士。萬。夫。之。防。如。今。各。誇。德
時。略。但。見。紛。更。亂。大。綱。邦。國。殄。瘁。誰。能。哀。人。之。云。亡。
何時。一。洗。重。見。青天。白日。光。志。士。不。忘。在。溝。壑。勇。士
何。曾。憂。剝。膚。死。去。豫。期。葬。首。陽。百。年。身。託。劍。鋒。霜。
末。二。句。用。茶。村。獄
中。贈。我。三。首。中。句。

す。年五十一。

三樂樓文集 若干卷。又東上紀事。南遊紀行。新刀便覽。葬祭略禮。砂山詩刪等の書ありと。碑文に見えたり。

○福田義方

通稱を三右衛門と云ふ。義方は其の諱にして。茨城郡吉沼村の郷士なり。

古今花譜 一冊。古今櫻花に關する詩歌を集めたり。今彰考館蔵に。福田獻納書籍目錄一冊あり。其の書三百四十二部一千冊あり。蓋し義方の納めしものならむ。

○後藤子善

諱を重興と云ひ。字を子善と呼び。友衛門と稱す。茨城郡見川村の郷士にて。安政元年歿す。年六十四。

磯濱志 一冊。天保六年成る。子善磯濱村砲臺の守吏たりし時。其の地古今の沿革を録して。冊子とせ

しものなり。此の他著す所常陸見川志若干卷ありと云ふ。

○市毛幹規

藩吏なり。通稱を左五衛門と云ふ。幹規は其の諱なり。

常陸事蹟考

凡五十冊。常陸に關する記録文書異事奇聞を輯めたり。

常南遊記

凡五卷。常陸の南邊を歴遊し。其の山川風土故事舊迹を探討して。筆記せしものなり。

水府年録

二冊ありて。第一は天保四年成り。慶長八年八月十日より。寛永二十三年十二月二十八日まで。威公時代の事を録す。第二は天保天明寛政又文化政など。不順に書して。完全の記にあらず。

○西野孝次郎

藩吏なり。其の諱及字號を詳にせず。

權介心得草

一冊。穀梁種藝の事。及其の用法を録す。

○渡邊政之介

藩吏なり。諱及字號俱に詳ならず。

慎始扁

一冊。學問の方。宜しく原始を慎み。實學を務め。浮華を避くべき所以を反復論著せり。

○川邊敬典

藩吏なり。諱を敬典。通稱を角次郎と云ふ。青山佩弦の門生なり。

追鳥狩記

一冊ありて。天保中舉行追鳥狩の次第を記せりと云ふ。

附言。頃者水藩聞見録と云へる書を見たり。江戸小島洪祚と云へる者。其の師格園の命を含み。竊に水戸に來り。長崎驛に宿して。天保十四年二月二十六日。千波原追鳥狩の壯を録して。極めて詳細なり。猶ほ那珂港に至り。砲臺の形狀を明記して。歸り去れり。余未だ角次郎の記文を見ず。故にいづれか委しきやを知らず。

○大金栗齋

諱を粹と云ひ。通稱を浩藏と呼ぶ。栗齋

は其號にして。藩吏なり。

水府歴代瑞龍碑鑑

四卷。明治四年成る。威公以來の藩主及夫人侍姫諸公子等の碑文を輯め。堯卒の月日に隨ひて順序し。延いて支族守山府中穴戸長倉四家の碑文に及ぶ。其の碑文なきは。源流綜貫水戸外戚傳等に據りて。小傳を作り。碑面の後に書す。別に四家の譜牒一卷を加へて。附録とせり。

附言。藩治の世に在りて。士籍に列する者は。四民の上位に居り。其の家格人品。頗る貴きに似たり。然れども。是れ皆父祖の餘勳に蔭して。衣食に安むじ。逸居して爲すこと無き者多きが如し。其の下位に屈して。史事に執筆せし者。時務に通曉し。世故に練達して。才能却つて士人の上に出づる者あるを見る。後藩府の廢亡に及び。上下貴賤。遂に位置を轉倒したる所以なり。

又言。余毎に學士文人の碑誌行狀を讀みて。高家の裔。名族の後。其多きに駭けり。特に土民より起り。販夫より出でたる學人に。其の類尤も多きを見る。嗚呼土百姓素町人の學者。何ぞそれ名門貴族の子孫。尤も多きに居るや。これ余が大に疑ふ所なり。凡我が大八洲の民。誰か皇神蕃三別の裔に非る者ぞ。仔細に其の源委を點檢すれば。漂浪乞丐も。焉ぞ蕃別漢韓國王の後裔に非るを知らむ。補簽郎煨薯更も。必ず神別中臣齋郎

あるに至りては。實に鈍の又鈍愚の又愚なるものと云はざるを得ず。此の事此に關係なしと雖も。筆の序に記し置くものなり。

○關一陽

諱を安靜と云ひ。一陽齋と號す。久慈郡中染村の人なり。

理氣篇俗談

凡六卷。享保六年。宋儒理氣の説を述べて。佛説を排撃して。詩三篇を作る。其の一を理氣と題す。凡一百五十句。一を氣質と題す。凡九十句。一を力行と題す。併せて村居偶成理氣篇と唱へしを。同八年に至りて。毎句之を和解し。臆說理氣篇俗談とは名つけられしなり。同十五年。門人武井氏規。卷末に書して。常陽の一陽先生は。藤政泰の裔なり。今や民間に在りて雖も。嘗て水府に往來して。貴公子の門客となる。其の故里に歸るに及びては。理氣篇を撰び。子弟をして。向ふ所を知らしめたりと云ふ。且續俗談を著して。自ら其の義を敷衍したり。氏規は長門の人にて。毛利侯の家士なり。

大伴物部等の裔あるべし。水呑百姓も亦皇別清原在原橋氏源平氏等の子孫。必ず少からざるべし。故に此の輩をして。若し文字ありて。家系を誇張するの志あらしめば。何ぞ學士文人等の門地に讓るべき。然るを世の學人等のみ。獨り己が世系を粉飾して。昧者に誇るもの。これ何の意ぞ。蓋し士民の別。懸隔の世に在りて。草間學人の擢用せられて。士籍に列するものは。傍人の侮蔑を憂へて。苦計百端。僅に屬族の端緒を得れば。忽ち驕言して。吾家は昔時の名族なるも。中ごろ微にして民間に下りたるなりと云ひ。強ひて寒貧士中に伍せむと欲する底意なるや明なり。昔は釋日蓮あり。念佛無間禪天魔。眞言亡國律國賊と放言して。諸宗を罵倒し。己が宗旨をば。一天四海皆歸妙法とさへ。自贊したる程の剛愎比丘なり。然ら猶自ら曰ふ。吾は旃陀羅の子なりと。旃陀羅は。穢多非人の義なりとぞ。日蓮自ら家系を披露して。毫も潤色せざること此の如し。其の胸中の濁大なる。寧ろ愛すべきもの無きに非ず。嗚呼世の町人學士百姓文人等。口に聖教を唱へながら。小湊の一比丘にも及ばざるか。然れども。既往は尤むるの甲斐なかるべし。今世の人士。猶ほ碑誌行狀は。必ず誇大の世系を記すべきものと考へ。往々昔時學士の輩に效ふものあり。これ何等の陋態ぞ。又其の謾言臆説を見て。直に之を信用するもの

○黑澤洗心

諱を貞孝。字を至純。通稱を藤衛門と云ひ。洗心山人と號す。久慈郡大子村の人にて。藤田幽谷の門生なりと云ふ。

漫遊記譚

凡二冊。文政九年成りて刊行す。常陸國內を漫遊して。見聞する所の景勝風俗故事來由等を輯録せり。

○加倉井松山

諱を忠珍と云ひ。字を子彌と呼ぶ。彌八郎と稱し。江水又松山と號す。茨城郡成澤村の人。文政十一年歿す。年六十五。

啓蒙新語

二卷ありて。夫學。童子問。學問。仁齋の四篇に分ちて。聖經賢傳を鈔し。以て爲學の方を示諭せり。

女誠新註

一冊ある由。新撰人物誌に見えたり。

日蓮大菩薩記

一冊。又人物誌に出づ。此の他著す所天満宮世家二冊。文章圖字解一冊ありと云ふ。

○大窪池屋

諱を光茂と云ふ。正作と稱し。池屋と號す。多珂郡大久保村の人なり。

朔幣考

一冊。嘉永二年成る。水戸領内水木河原子等の漁村にて。毎年春。船靈の祭あり。土俗之をさつべい祭と云ふ。さつべいは即ち朔幣なり。此の書は其朔幣祭の義を考證せり。

待霄の記

一冊。天保十二年。助川なる山野邊氏の館に侍し。御證號再興ありて。天明の帝を光格天皇と稱へ奉れる由を聞き。欣抃に堪へずして。此の書を作る。其の時の歌に。幾千とせ絶えにし道の跡とめて。昔にかへる御代をうれしき。とあり。

引化四年難船記

一冊。弘化四年六月十七日。北風怒また覆没して。溺死せし者。河原子村にて四十人。會瀬村にて四十四人。川尻村にて九十餘人ありしとぞ。其の時會瀬の濱に。長介と云へる漁夫あり。乗れる舟覆りて。人皆溺死したる中に。長介獨遊ぎつゝある傍に。兒童の十三歳ばかりなるが漂ひたり。長介之を見て。其の兒の積糶をさらへ。片手にて水かき遊ぎけるに。激浪山の如く。打かへしては。千尋の海底まで打沈み。また浮き上りなどすれど。暫らくも此の兒を放たず。とかくする程

に。片手遊ぎなれば。手も疲れ。力も弱りて。既に其の身も危くなりければ。手してとらへたる禪を口に咄へつ。左右の手して遊ぎけるにぞ。辛うじて陸地には上りける。此の書は。即ちそれ等の事を委しく記されたり。

○人見辨齋

諱を宗次と云ひ。辨齋と號す。久慈郡太田村の人なり。

拔覺集 一卷ありて。承應三年成り。乘馬法八十餘條を録せりと云ふ。

○立川雅生

諱を淳美と云ひ。字を雅生と呼ぶ。太田村の人にて。長久保赤水の門生なり。

太田史 若干卷。未だ完備には至らざりしと。事蹟雜纂に見えたり。

○小澤潜鱗

諱を時亮。又知足と云ひ。字を子諒と呼ぶ。

ぶ。潜鱗は其の號にして。亦太田村の人なり。

訓義考

一册ありて。既に刊行す。語言の考説なり。安政四年刊行の文苑人名録に。儒。常。太田。立川格菴。書。常。太田。猿田雪松。と見ゆれば。當時太田の産にて。儒者又書家を以て。門戸を江戸に張り居たる者なるべければ。多少の述作ありしならむ。されど都べて詳ならず。

○岡部梅林

諱を盈辰と云ひ。玄徳と稱し。梅林と號す。多珂郡の大久保村の人にて。醫を以て業とせり。

石上後鑑記

一册あり。其の書石神城主小野崎通長と云ふ者。額田城主額田照通と。久慈川捕鯉の事より。争端を開き。遂に合戦に及ばれし始末を録せり。後太田本民之を補訂す。本民は梅林の子なり。

佐竹大秘録

一册。明和二年成る。本民又補修を加へたりと云ふ。

神社佛閣記

一册ありと。事蹟雜纂に見えたり。

○關口本貞

諱を備明と云ひ。字を子道と呼ぶ。本貞は其の通稱なり。行方郡玉造村の人にて。

鹽田嘉祐に學び。醫を以て業とせり。

醫門闕觀

一册。文政八年刊行す。其の書傷寒論中の疑義を講明せしものなり。

○綿引文山

諱を亨と云ひ。正雄と稱し。字を公禮と呼ぶ。文山又正氣堂と號す。久慈郡松榮村に住して。醫に隱る。

瓜連古城考

一册。此の他著す所弘道館記釋義。正氣堂隨筆若干卷ありと聞けり。

附言、綿引公禮は、慷慨の士にして。深く宋末文天祥の人と爲り慕へり。文山は即ち其の號を襲ぎ。正氣堂は即ち其の詩語に取る。然れども終生草野に沈滞して。遂に所志を展ぶることを得ずして歿す。悲い哉。其の生平の概略は。載せて茅根寒緑の正氣堂記に在り。其の弟を東海と云ふ。亦憂國の士なり。既に上に

○宮本準龍

左一と稱す。準龍は其の諱にて。茨城郡袴塚村の醫者なり。

六聲發揮

一册。文化五年刊行す。音に陰開。陽開。陰中。陽中。陰合。陽合の六聲ある由を論著して。其の開合器をも發明製作して。烈公に進献す。公大に之を曉賞せりと云ふ。

附言、余嘗て六聲發揮を書肆に購ひ。始めて袴塚村醫者に宮本氏あるを知る。宮本氏音韻を妙解し。五聲を増して六聲となす。其の説に曰。凡聲の喉に發するもの二つ。口に開中合あり。二聲開に出て。中に出て。又合に出て。乃六聲となる。縷々數百言。丁寧反覆。示導具に至る。即ち音韻の學。一説を加へたりと云ふべし。

五十音考 一帖あり。既に刊行せり。

○櫻三江

通稱を才藏と云ふ。三江は其の號にして。茨城郡磯濱村の人なり。

三江齋畫譜

凡五卷ある由。事蹟雜纂に見えたり。

○林十江

諱を友蔭と云ひ。字を長羽と呼ぶ。西三郎と稱し。十江と號す。又市中巷。花中逸人。風狂野郎等の號ありて。水戸下市本七町目の人なり。本氏高野にして。林氏の後となる。

大和蒙求

若干卷。又玉緒よりそへ。印訣。初冠。印章。字要。霜葉集。蝦夷雜談。常陸異聞錄。同言考。論語新註。街巷新話。解頤新調。未風無盡藏。百家印。十江印譜。十江遺文等の著作ある由。新撰人物志。事蹟雜纂等に見えたり。

○栗田栗隱

諱を維良と云ひ。字を士載と呼ぶ。平兵衛と稱し。栗隱と號す。水戸下市本七町目の人なり。本氏高野。十江の弟にして。本六町目栗田氏の嗣となる。

事蹟雜纂

凡五十四冊。常陸に關する舊記文書奇事異聞を得るに隨ひて。集録せしものなり。楓軒記

談に。升屋平兵衛事蹟雜纂五十卷餘あり。死後立原杏所より。上公へ上るべき旨申來る。其の親族議して云へるは。同じくは彰考館へ奉り。子孫に讀書を好む者出でなば。拜見をも許さるゝ様に願度との事にて。予に請ひて杏所へ達し。終に史館へ上れり。と見えたり。

新撰人物志

一冊。文化四年成る。近代の學士。文人。一百十餘家の略傳なり。

東都戲友志

一卷。又江戸戲友傳とも云へり。此の他著す所。清船漂著記。弄鳩秘鈔。溫泉翼

考。俳諧。物志。朝鮮來聘記。對州記談。海防記談。蝦夷海防記。繪家系圖。方圓錄。鳥山奇跡。常陸和歌名所考。木華記。櫻花論。砂糠譜。書林叢話。有明櫻。書字格。茶錄。栗隱心學。幽賞堂語。謀誦要歌。古調擊節。系傳餘續。俗語對問。栗隱獨嘯集。幽冥譚。唐土船。舊事記辨。軍書目錄。陳情百首。理學。醫學。佛學。柿本人麿傳。袈裟御前傳。本能寺合戰異聞各一冊。瑣言。酒譜。俳諧筆記。石上記標注。なくさめ草。眞如親王傳。震雷記各二冊。震雷記二筆一冊。三家系譜。搜奇圖錄各三卷。緣語鈔四冊。神飛錄五卷。栗隱漫錄一百卷。讀耕錄。妊娠食治。高砂鈔。年浪草。鹿島本紀。讀耕。葬儀等若干卷ありと云ふ。

附言。寛政享和の間。僧暹月ありて。水戸府下に寓す。暹月は備中小田郡笠岡の人にて。俗姓を丸山と云ひ。

著す所の書無慮三十部六十卷。尤も俳諧に巧なるを以て。府下の人。從遊甚多し。林十江栗田栗隱が如きも。亦其の教を受けしと云ふ。栗隱特に常陸の舊事を好み。隨得隨筆。蒐羅綴輯。以て一書を著述せむと欲し。遂に果す能はず。遺憾の極と謂はざるを得ず。然りと雖も。其の輯録する所の事蹟雜纂は。後來常陸志を修めむと欲する者の好材料となるものなれば。著述界の嘉惠。之に過ぎたるはなし。

○加藤松蘿

諱を堅安と云ひ。通稱を又衛門と呼ぶ。松蘿は其の號にして。水戸下市青物町の人なり。

輿聞小識

凡十冊ありと云ふ。

東市街人姓名錄

凡二冊ありと云ふ。

松蘿雜記 凡三冊。又松蘿隨筆。水戸御用留等の輯録ある由なり。

○櫻井霽松

諱を安處と云ひ。字を子善と呼ぶ。善太

○栗田栗舍

郎と稱し。瓢三と改め。霽松齋一芳と號す。水戸上市馬口勞町の人なり。明治十九年歿す。年八十三。

五常之理

一冊。既に刊行せりとぞ。此の他著す所枝之葉。賤之教各一冊ありと聞けり。

詞の東緒

一冊。

栗舍歌文集

若干冊。

附言。栗舍翁は。先師栗里先生の長兄なり。少小より和歌を嗜み。吉田璞堂久米水屋二老と。互に相唱和して殆ど優劣を見ざるが如し。但し其の性謹嚴。和歌を以て。家業を忽にするを箴諷としたれば。尋常歌人と。大に其の趣きを異にせる所あり。然れども。老後もし家を嗣子に譲りて。精力を詠歌に専らにせば。詞壇の一方に雄視せしや。疑なかるべし。然るに。天は年を

假さず。未だ隠退の期に達せずして歿し。事は志と違ふ。惜しむべし。

○上原忠兵衛

水戸下市本五町目の人。檜山源太郎富宣に師事し。算数の學に精通し。明治二十年の交。大阪に歿せりと云ふ。

大陽曆辨説 一册。明治七年頃。太陽曆に誤謬ありと云ふ説を立て。之を鳥津左府に上れるもの。是なりと云ふ。此の他算數に關する著述若干ありとぞ。

○田所出羽

諱を清全と云ふ。出羽は其の通稱にして茨城郡吉田社の祠官なり。

吉田社古紀 天明六年成る。初に神社の緣由を擧げ。終に舊記文書を附載して。寺社奉行所に出したるものなり。

○大塚山城

茨城郡大洗磯前社の祠官なり。

大洗磯前神明記 一册。天明六年成る。神社の來由を記載せしものにて。寺社奉行所へ出したるなり。

○磯前山城

那珂郡酒烈磯前社の祠官なり。

酒烈紀事 一册。神社に關する記録を集めたり。蓋し亦寺社奉行所へ出したるものなるべし。

○鈴木筑後

那珂郡湊村榎原明神の祠官なり。

榎原明神記 一册。文政十年成る。榎原明神造營奉納物等の事を録し。天満宮。天妃神。津明神等の來由を附載して。寺社奉行所へ出し。東藩文獻志料とせり。

○二方彈正

久慈郡新宿村諏訪明神の祠官なり。

諏訪明神由來 一册。文化二年。神社の緣起を記して。寺社奉行所に出したり。蓋し亦文獻志料なるべし。

○小川子勇

諱を義倫と云ふ。子勇は其の字にして。那珂郡青柳村鹿島明神の祠官なり。

三器集説 凡五卷。群書を通覽して。三種神器に關することを鈔録して。此の書を成す。

太政大臣攝關考 一册あり。攝關大臣にかゝる事實を鈔出し。年代を以て叙列せしものなり。

舊事本紀國造考 一册。出口延佳の考説を本として。國史雜書中。國造に關する文を取りて臚列せり。

中臣稜講義 一册。延喜祝詞式大祓の註解なり。

○小川修理

諱を義局と云ふ。修理は其の通稱にして。那珂郡青柳村鹿島明神の祠官なり。

不忘友 凡三卷。嘉永三年成る。其の目次を擧ぐれば。上卷は佛法傳來。諸宗傳來。中卷は天皇倭佛。下卷は叅院無慙。僧徒一揆なり。

菅谷津田兩村遷宮略記

一册。安政四年成る。烈公の命ありて。菅谷村鎮守神

二社を合せて一となし。新に鹿島大神を遷祀し。津田村鎮守三十番神をも廢して。鹿島大神を奉祭せし始末を録す。

附言。余水戸領神官の著書を解題して。大に惑ふ所あり。それ水戸領八郡の神官。其の數蓋し少からざるべし。而して三百年間。一人だも未だ神道を發揚して。邪説を雷撃し。人心を感興せしむる程の良書あるを見ず。嗚呼威公以來。神道を重んずるの地にして。神官の學術なきもの。これ何の故ぞ。神官たる者。初穂の多からむことを欲し。氏子の信心を買ふに急にして。神道を講ずるに暇あらざりしが爲か。又神官は世襲なり。神鼓を撃ち。神饌を供することを得ば可なり。職詞を讀み。神符を配ることを得ば足れり。何ぞ學術を要せむと思ひ啓りしが爲か。將一室素齋。赤貧洗ふが

如なるを以て。僅に朝奠を終れば。直に田畝に就きて糞桶を荷ひ。終日營營として。遂に講學に及ばざりしが爲めか。若し皆かくの如きものなりとせば。是れを食神主のみ。瘦せ禰宜のみ。何ぞ學術の有無を論ずるに足らむ。何ぞ著書の良否を言ふに足らむ。然りと雖も。是れ特に神官良書の。余が耳目に入らざるに就きて言ふのみ。其の實深索精探せば。多少の良書ありて。余が前言の誤りを。證するの時も有るべきか。

○役祐誠

諱を祐誠。字を玄明と云ひ。旭峰道人と號す。戸崎淡園の門人にて。多珂郡諏訪村多寶院修驗なり。

○徵業錄

一册。明和四年刻成。國史雜記を措撫して。役小角一代の行事を録す。

○車記

一册。安永九年成る。

○釋連山

諱は交易。字は連山。歸藏と號す。茨城郡上伊勢畑村の人にて。年十六。禪刹に投

ず。寛文三年。水戸川崎蒼龍寺住持となり。元祿二年。下野大中寺に移り。五年。歸りて久慈郡新宿村古刹に隱栖して。六年歿す。年六十。

○楞嚴齋測

凡十卷。元祿五年成りて。七年刊行す。大佛頂如來密因修證了義諸菩薩萬行首楞嚴經の註解なり。自跋して曰。釋交易。字は連山。父は岸四郎衛門。母は坪氏。寛永十五年八月十五日夜子時を以て。交易を常州上伊勢邑沼上里に生あり。云々。父や我を生み。母や我を鞠ふ。我を拊て。我を畜ひ。我を長じ。我を育み。我を顧み。我を復し。我を腹にす。この恩に報いむと欲するに。昊天極り罔し。交易今楞嚴齋測を述べ。所有功德。分ちて二分と作して。一分をば父の靈に奉り。一分をば母の靈に奉る。此れ罔極の一分に報ゆるのみ。報い盡せりと云ふには非るなり。

○楞伽齋測

凡十卷。元祿中成る。般若波羅密多經の釋義なり。

○心經齋測

一卷あり。元祿八年成る。般若波羅密多經の釋義なり。

○寒山詩集管解

凡七卷。延寶元年成る。義公連山の詩韻を和して。註解寒山詩意妙。と云ふもの。即ち是なり。

○二家許唱

天和三年成る。

別記

○菊池景住

通稱を庄太夫と云ふ。景住は其の諱にして。茨城郡谷田村の人なり。初水戸家の郡吏たり。天和二年。藩命により穴戸侯に仕へて。郡奉行となる。

○菊池景住筆記

一册あり。

○小田野直養

諱を行世と云ひ。字を子行と呼ぶ。權之介と稱し。直養と號す。長倉松平氏の家宰なり。致仕して清軒と云ひ。安政三年歿す。年五十九。

○東奥紀行

一册ありと云ふ。

○直養遺稿

二册ありと云ふ。蓋し詩文集なるべし。

○寺門義周

諱を義周と云ひ。忠太夫と稱す。内藤小

四家頌古管錄

元祿中成る。

○管見錄

元祿中成る。

○歸藏稿

一卷あり。

○歸藏采逸集

凡六卷。元祿十三年の序文あり。此の他永明心賦。智證傳。搏山禪警語。鼓山禪餘集。鼓山晚錄。鼓山巖語等ありて。又楞嚴合轍。楞伽合轍。金剛略疏。起信捷要。百法明門論纂釋。八識規矩纂釋。因明論直解。外道鈔などを校刻せし由。事蹟難纂所載連山行狀に見ゆ。

附言。圓顯方外の徒。余其の圓顯に近づき。方外に接するを好まず。然りと雖も。釋連山は我が水戸領に生れて。義公の厚遇を受けたる者なれば。姑く此に書す。是れ世の少年子弟をして。其の書を讀み。其の行に倣へと云ふには非るなり。唯伊勢畑の僻邑。能く此の偉物を生じ。獨立獨行。屢脱蟬蛻して。貴賤貧富。榮辱死生。得失哀樂等。造物の愚弄を受けず。高く物外に標榜して。一世の翹瞻する所となる者。近世辛くも仙家の羽衣を借りて。青雲に凌婆する。凡士の比に非るを知らば可なり。

左衛門貞久に従ひ。算數を學び。後藩老中山氏の家士となる。

松岡地理志

凡二冊ある由。事蹟彙纂に見えたり。附言。往時水戸封内を分ちて四郡と爲す。松岡は即ち其の一に居る。舜水朱氏嘗て松岡を過ぎ。嘆じて曰。此地山川秀麗。後世必俊士を出さむと。後果して赤濱村に長久保赤水あり。地學に精しきを以て。其の名四方に喧傳す。手綱村に鈴木松江あり。剛直學を好み。清節を以て稱せらる。磯原村に青山興道あり。篤學の士なり。子孫文章を以て天下に鳴る。大久保村に岡部玄徳あり。醫にして學あり。其の孫大窪天民。恬澹都雅。詩學を以て一世に推稱せらる。其の他諏訪村多寶院祐誠。石岡村重住院祐謙。水尾村の柴田平藏。相川村の次郎左衛門。友部村の清兵衛等が如き。或は文學を以て著はれ。或は篤行を以て稱せらる。嗚呼昔時松岡人才を出すこと斯の如し。今日の松岡はそれ如何。朱氏の言。既に其の驗を失へるか。松岡の人士。大に努力せよ。

○玉川春菴

諱を有秋と云ひ。字を連作と呼び。春菴

と稱し。錦丘又三省堂と號す。實は南部藩士中津川延行の子。出でて江戸に遊び。朝川善庵に學び。仕途に就かずして。醫に隱る。後玉川本立の女孫を娶りて。其の氏を冒し。天保十年。水戸に歿す。其の子二人。俱に烈公に奉仕す。

三省堂醫話

凡四卷。今闕逸して。僅に二卷を存する。附言。三省堂醫話の要旨を擧ぐれば。先づ醫術の惡弊を概論して。今時の醫生を見るに。高門大家の病者を得れば。駕馬を待たず。急奔疾走し。巧言令色。肩を聳し。疾病の症候を漫説誇張して。某某の良藥を用ふべしなど云ひ。過分の金錢を貪り。貧氓窮民の。危急迫切の病苦に罹りて。膝行拜趨。切に治を乞ふ者ある時は。謝儀の薄きを慮り。冷然疎過。事故に託して。招請に應ぜず。彼の病者をして。天死札藪に至らしむ。仁術の實。それ何處にか有ると云ひ。又熟察深問は。良醫の愧づる所なりと思ひ。疎視塵聽。誤に藥品を投じて。緩急實劑。其の宜しきを失ひ。殆ど人命を誤る者あり。人命を輕んずること。土芥の如く。死する時は。吾に非ず。天なりと言ふ者。枚舉に暇あらず。古者濟民の

薩摩の人なり。

一日百題

一冊。天保十二年刊行す。郡司筑海の序文に。初余石城より歸るの路。始めて訥齋先生を平海に見る。後十餘年。各郡新に學を其の地に設く。先生者宿清徳。尤著るを以て。請せられて。益習館師となる。時年七十。老いて且病み。幾ばくならずして。世を謝せり。子鳴鶴等。斬衰泣血。遺文を集録するに。全書頗る多し。旬月の間。能く校する所に非ず。且く此の詩を刻すと云へり。鳴鶴は即ち安政の壯士日下部伊三次が事なり。

附言。訥齋老人は。島津侯の家士なり。故ありて藩を脱し。常陸に來り。多珂郡に寄寓し。後太田益習館師となり。其の地に歿するを以て。姑く此に書す。

術。今や却て殺人の具となれりと叫べり。嗚呼今日の醫界。果して此に類する弊習あらざるか。春菴老人の言。之を醫室に掲げて。日に三省すべきに非ずや。一冊あり。郷醫を統轄教導すべき官職を置き。毎歲終醫治の優劣を考へ。賞罰を正すべきことを論著せり。

錦丘隨筆

一冊あり。群書を涉獵し。異事奇説を得るに隨ひて。之を鈔出せしものなり。

錦丘詩稿

一冊。春菴老人の詩集なり。

附言。錦丘詩稿中。論箱根關の作ありて。千重萬重山又山。箱根關山聳。其間。拔地排空千萬丈。欽危石運自險難。一步上兮一步下。芒鞋竹杖此躋攀。二子之山白水阪。浮雲咫尺繞。層巒。山上有。湖水澄碧。碧水森漫浸。烟鬟。湖邊山上道一路。此路頓着箱根關。君不見山下花如雪。山上雪似花。山上山下花又雪。一般風樣競。年華。と云へり。四十年前。余亦兩山過ぐ。其の見る所亦此の如し。唯山上の雪。山下の花。共に見るを得ず。之れを遺憾と爲す。

○日下部訥齋

諱を崇義と云ふ。連と稗し。訥齋と號す。

